

環境白書

令和 6 年

岐阜 県

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶉飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

この環境白書をご利用の方に

◎この白書は、岐阜県における環境の状況や、県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等をまとめたものです。

- 第1部では、本県の環境施策の主なものを取り上げています。
- 第2部では、「環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策」として岐阜県環境基本計画の施策体系に沿って、その取組み等を記載しています。
- 第3部では、岐阜県環境基本計画に定めた達成目標等の進捗状況を記載しています。
- 巻末の資料編には、本県の環境基準の達成状況、調査結果、その他のデータを掲載しています。

◎本書で使用している地域・地区については、特別な場合を除き、次のとおりです。

- 岐阜地域 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、
北方町
- 西濃地域 大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
(揖斐) 揖斐川町、大野町、池田町
- 中濃地域 美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、
白川町、東白川村、御嵩町
(武儀) 関市、美濃市
(郡上) 郡上市
- 東濃地域 多治見市、瑞浪市、土岐市
(恵那) 中津川市、恵那市
- 飛騨地域 高山市、飛騨市、白川村
(益田) 下呂市

環境白書についてのお問い合わせは、岐阜県環境生活部環境生活政策課にご連絡ください。

電 話：058-272-8202

F A X：058-278-2605

E - m a i l：c11260@pref.gifu.lg.jp

目 次

第1部 序 説

第1章 環境保全対策の総合的推進	1
第1節 環境基本条例の推進	1
第2節 環境基本計画の推進	
1 策定の背景	1
2 第6次環境基本計画の概要	1
第3節 他の基本計画等に基づく施策の推進	
1 地方公共団体実行計画等に基づく地球温暖化対策の推進	2
2 第3次岐阜県廃棄物処理計画に基づく施策の推進	3
3 生物多様性ぎふ戦略に基づく施策の推進	3
4 第4期岐阜県森林づくり基本計画の推進	4

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

第1章 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応	
第1節 温暖化対策の推進	
1 温室効果ガスの排出状況	7
2 脱炭素に関する総合窓口の運営	7
3 事業者の温室効果ガス排出削減・省エネルギーの推進	7
4 公共交通の利用と次世代自動車の導入の促進	8
5 環境・エネルギー分野への技術開発の促進	8
6 地域環境投資・金融の拡大検討	9
7 「ぎふエコアクション」の推進	9
8 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・利用の促進	9
9 県による率先実行	10
第2節 気候変動への適応	
1 気候変動の影響や適応に関する共同研究と人材育成	10
2 「気候変動×防災」の推進による強靱な県土づくり	10
3 激甚化・頻発化・局所化する気象災害への対策	11
4 水資源の保全とライフラインの強化	12
5 農産物・養殖魚の新品種・種苗の育成・選定	12
6 自然生態系の保全	12
7 熱中症、感染症の予防	12
8 事業継続計画（BCP）の策定支援	13

第2章 資源循環型社会の形成

第1節 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進	
1 プラスチックごみ削減の推進	14
2 プラスチックを含む海洋ごみ対策の推進	14
3 食品廃棄物対策の推進	14
4 ごみ減量化・リサイクルの推進	15
5 グリーン購入の推進	15
6 一般廃棄物の適正処理の推進	16
7 産業廃棄物の適正処理の推進	17
第2節 不適正処理対策の徹底	
1 不法投棄等対策の徹底	22
2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用	22
第3節 災害廃棄物・感染症への備え	
1 災害廃棄物処理対策の推進	23
2 感染症対策の推進	23

第3章 美しく豊かな環境との共生

第1節 地域循環共生圏の創出支援	
1 地域循環共生圏の取組の推進	24
第2節 自然環境の保全及び活用	
1 環境影響評価制度の的確な運用	24
2 自然と共生した川づくり	25
3 自然公園の保全及び活用	26
4 自然とふれあう機会の充実・サステイナブル・ツーリズムの推進	29
5 長良川システムの保全・活用・継承	30
6 持続可能な農業の推進	31
7 棚田を核とした地域振興	31
8 林業の担い手確保	31
第3節 生物多様性の保全	
1 外来生物の防除	32
2 希少野生生物の保護	32
3 農地・里地里山の保全	33
4 環境保全林の整備	34
5 野生鳥獣による被害防止	34

第4章 安全・安心な生活環境の確保

第1節 水及び土壌の汚染防止	
1 水環境の保全	38
2 地下水の保全	69
3 水源のかん養	70
4 土壌汚染の防止	70
5 地盤沈下の防止	72
6 危機管理体制の強化	74
第2節 大気環境の保全	
1 大気汚染の防止	74
2 騒音・振動・悪臭の防止	89

第5章 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

第1節 多様な主体間の連携による人づくり	
1 環境学習支援の機能強化	95
2 各主体間の連携強化	95
3 次代の環境活動を担う人材の育成	95
4 SDGsに関する普及啓発活動の推進	96
5 体験を重視した環境教育の充実	96
第2節 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容	
1 知識を実践に変える県民運動の展開	96
2 新しいライフスタイルへの移行促進	97

第3部 環境基本計画（第6次）の進捗状況

第1節 達成目標	99
第2節 管理指標	100

資

料

1	岐阜県環境行政組織の変遷	101	39	騒音関係の特定施設別の届出数	127
2	主要環境指標でみる岐阜県の位置	102	40	振動関係の特定施設別の届出数	127
3	自然環境保全地域等の指定状況	102	41	ダイオキシン類常時監視結果	128
4	自然公園の指定状況	103	42	「岐阜県リサイクル認定製品」として認定した製品一覧	129
5	岐阜県環境影響評価条例の対象事業	104	43	産業廃棄物の排出量	131
6	岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー	105	44	し尿処理施設整備状況	131
7	環境影響評価の実施状況	106	45	県内ごみ焼却施設一覧	132
8	公害防止管理者等の設置を必要とする工場	107	46	粗大ごみ処理施設整備状況	132
9	公害苦情件数の状況	107	47	リサイクルプラザ整備状況	132
10	大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る 環境基準等	108	48	E工場（環境配慮事業所）登録事業所	133
11	二酸化硫黄の年平均値の経年変化	113	49	環境創出協定締結事業所	134
12	浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化	114	50	温室効果ガス排出実績	134
13	二酸化窒素の年平均値の経年変化	114	51	審議会の活動状況	134
14	二酸化窒素の日平均値の年間98%値の経年変化	114	52	岐阜県の名水（県選定）	134
15	光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化	115	53	名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）	135
16	岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況	115	54	平成の名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）	135
17	一酸化炭素の年平均値の経年変化	116	55	音風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）	135
18	炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化	116	56	かおり風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）	135
19	降下ばいじん量の測定結果	116	57	樹種別巨木ベスト3	135
20	微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の経年変化	117	58	水源の森百選（林野庁選定・岐阜県関係分）	135
21	微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の98%値の経年変化	117			
22	微小粒子状物質（PM2.5）成分分析結果	118			
23	大気環境測定車による環境調査結果	118			
24	ばい煙、VOC及び粉じん発生施設の届出状況	118			
25	河川底質の調査結果	119			
26	地下水質の測定結果	119			
27	公共用水域が該当する水質汚濁に係る 環境基準の水域類型の指定状況	121			
28	水質関係の水域別・業種別の特定事業場数	121			
29	水質関係の水域別・業種別の排水基準適用特定事業場数	122			
30	水質関係の市郡別・業種別の特定事業場数	122			
31	水質関係の市郡別・業種別の排水基準適用特定事業場数	122			
32	日平均排水量400m ³ 以上の水域別・業種別の特定事業場数	123			
33	りん、窒素に係る排水基準の対象湖沼	123			
34	水生生物調査（カワゲラウオッチング）の概要	124			
35	地盤沈下の状況	124			
36	一般環境騒音の測定結果	125			
37	航空機騒音の測定結果	126			
38	新幹線鉄道騒音の測定結果	126			

第1部 序 説

第1部 序 説

第1章 環境保全対策の総合的推進

第1節 環境基本条例の推進

平成5年11月、「環境基本法」（平成5年法律第91号）が制定されたことに鑑み、本県においても、公害の防止や生活環境の保全に加えて、地球環境問題などに対し積極的に対応するとともに、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、「岐阜県環境基本条例」を平成7年3月23日に制定し、同年4月1日から施行している。

【岐阜県環境基本条例の特色】

- 1 公害の防止のほか、地球環境など環境施策の総合的な推進
- 2 健康に良い水環境等快適環境の積極的な創出
- 3 県民環境の日、清流月間、環境総括責任者の設置など県民総参加による取組
- 4 環境教育・学習及び環境保全活動の自発的・積極的推進
- 5 環境基本計画の策定など総合的・計画的な推進

引き続き「岐阜県環境基本条例」に盛り込まれた各種施策、県民環境の日の普及、環境影響評価の推進、環境教育・学習の充実等に努める。

第2節 環境基本計画の推進

1 策定の背景

本県では、平成7年3月に制定した「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定して以降、平成13年（第2次）、平成18年（第3次）、平成23年（第4次）、平成28年（第5次）及び令和3年（第6次）と5年毎に環境基本計画の策定を行い、計画に基づき環境の保全及び創出に関する取組を推進している。

平成28年3月に策定した第5次環境基本計画では、「新たな世代へと守り育てる『清流の国ぎふ』づくり」を基本理念として掲げ、「環境に配慮する持続可能な仕組みを創る」及び「豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる」の2つを基本目標とし、令和2年度までの5年間を対象に、「『清流の国ぎふ』を未来につなぐ人づくり」「地球温暖化を防止する」「資源が循環される社会を築く」「ふるさとの自然を守り共生する」「安全で健やかな生活環境で暮らす」の5つの基本方針について、取組を行った。

第5次環境基本計画の計画期間においては、平成27年9月にアメリカで開催された国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2020アジェンダ」に盛り込まれた国際目標であるSDGsが世界的な潮流となり、国においても内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置されている。

また、地球規模での気候変動による影響が様々な領域において顕在化しており、気候変動問題に関する国際的な枠組みを定めた「パリ協定」の合意（2015年）など国際社会が取組を進める中、令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大し、令和2年3月には世界保健機関（WHO）によってパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明されるなど、人類史上未曾有の危機となっており、世界各国がウィズコロナ、アフターコロナ時代の「新たな日常」を模索している状況にあった。

こうした新たな課題や社会情勢の変化などに対応し、本県における豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針とするため、令和3年3月に現行の環境基本計画（第6次）の策定を行った。

2 第6次環境基本計画の概要

(1) 基本理念

自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現

コロナ危機を踏まえ、「自然と人との共生」の重要性を再認識するとともに、世界の持続可能性を追求するSDGsが一層重みを増している。

本県は豊かな地域資源に恵まれており、こうした地域資源を後世に伝えると同時にその魅力を最大限活かした自律的な好循環を生み出すことにより、SDGsと軌を一にする「持続可能な『清流の国ぎふ』づくり」を目指す。

(2) 目指すべき将来像（ぎふエコビジョン2030）と基本施策

2050年までに県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」を実現するという大きな目標を掲げた上で、SDGsの目標年次である2030年において、本県が目指すべき将来像を「ぎふエコビジョン2030」として描き、それを達成するために取り組むべき基本施策を定めた。

〈目指すべき将来像〉

- 1 「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、地球温暖化に対する緩和策と適応策が着実に進展し、気候変動の影響が最小化されている。
- 2 3R（ごみ発生抑制・再使用・再生利用）の意識が浸透し、資源循環型社会が形成されている。
- 3 豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用されている。
- 4 県民すべてが安全・安心で健康的な生活が送れる環境が確保されている。
- 5 県民一人ひとりや各事業者が環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドが根付いている。

(3) 基本施策

○基本施策1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

- (1) 温暖化対策の推進
- (2) 気候変動への適応

○基本施策2 資源循環型社会の形成

- (1) 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進
- (2) 不適正処理対策の徹底
- (3) 災害廃棄物・感染症への備え

○基本施策3 美しく豊かな環境との共生

- (1) 地域循環共生圏の創出支援
- (2) 自然環境の保全及び活用
- (3) 生物多様性の保全

○基本施策4 安全・安心な生活環境の確保

- (1) 水及び土壌の汚染防止
- (2) 大気環境の保全

○基本施策5 未来につながる人づくりとライフスタイルの変容

- (1) 多様な主体間の連携による人づくり
- (2) 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容

(4) 取組方針

基本施策の推進とそれに基づく各施策の展開にあたっては、「地域づくり」と「人づくり」を両輪に、以下の2つの方針に基づき取組を行う。

○方針1 環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり（地域循環共生圏の創造）

国の第5次環境基本計画においてSDGsを地域で実践するためのビジョンとして示されている「地域循環共生圏」の創造に向け、環境と経済、社会の統合的向上を目指し分野横断的な取組を進める。

○方針2 「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につながる人づくり

地域づくりの根幹は人づくりとの認識に立って、「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持つ地域の担い手を将来にわたって確保するとともに、環境との共生に配慮したライフスタイルがあまねく行きわたるよう人づくりを進める。

第3節 他の基本計画等に基づく施策の推進**1 地方公共団体実行計画等に基づく地球温暖化対策の推進〈脱炭素社会推進課〉**

県は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく地方公共団体実行計画区域施策編及び「気候変動適応法」（以下「適応法」という。）に基づく地域気候変動適応計画として、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を令和3年3月に策定した。

令和4年9月には、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた推進母体として、各業界団体の代表者や有識者、行政からなる『脱炭素社会ぎふ』推進協議会を設置し、同協議会において、削減目標や施策の検討を行い、令和5年3月に計画を改訂した。

この計画において、県内の温室効果ガス排出量について、2050年（令和32年）までに実質ゼロとする長期目標と2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比48%削減し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくとの中期目標を掲げ、効率的・効果的なエネルギー利活用の推進やエネルギー利活用の最適化、低炭素な新しい生活様式への転換、移動・運搬手段の変革等温室効果ガスの排出削減に資する施策のほか、気候変動への適応に資する施策を推進している。

また、県は、温対法に基づく地方公共団体実行計画事務事業編として「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」を令和3年5月に策定した。

この計画において、県が自らの事務及び事業から排出する温室効果ガス排出量について、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比70%削減する目標を掲げ、県有施設の徹底的な省エネ、県有施設への再生可能エネルギー電力導入、公用車への次世代自動車の導入に関する施策を推進している。

2 第3次岐阜県廃棄物処理計画に基づく施策の推進<廃棄物対策課>

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく法定計画であるとともに、第6次環境基本計画の廃棄物分野に関する個別計画として位置付けられている。

この計画では、「資源循環型社会の形成」を基本方針とし、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」、「美しい生活環境の保全」、「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱に、循環型社会の着実な構築を目指す（図1-1-1）。

- 計画期間
令和3年度～令和12年度（10年間）
※令和7年度に中間見直しを実施予定
- 計画の対象
一般廃棄物及び産業廃棄物

図1-1-1 県が取り組む施策の体系

基本方針	資源循環型社会の形成		
施策の柱	1 廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進	2 美しい生活環境の保全	3 災害・感染症・気候変動への備え
個別の取組	(1)ごみ減量化の推進 (2)リサイクルの推進 (3)一般廃棄物の適正処理の推進 (4)産業廃棄物の適正処理の推進 (5)有害廃棄物の適正処理の推進	(1)不法投棄等の不適正処理対策の徹底 (2)街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進	(1)災害廃棄物処理対策の推進 (2)感染症対策の推進 (3)気候変動への対応
	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc; margin: 0;">第3次計画の新たな取組</p> <p style="margin: 5px 0;">新たな取組を重点分野として推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチックごみ削減の推進 ○ 食品廃棄物削減の推進 ○ 各主体との連携強化 </div>		
	<p style="text-align: center; background-color: #cccccc; margin: 0;">4 各主体との連携強化</p> <p>(1)プラスチック資源循環推進のための会議の開催 (2)SNS等を活用した緩やかなつながりの構築 (3)各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有 (4)取組効果を見える化する仕組の構築</p>		

3 生物多様性ぎふ戦略に基づく施策の推進<環境生活政策課>

「生物多様性基本法」第13条に規定する地域戦略として、平成23年7月に「岐阜県の生物多様性を考える ―生物多様性ぎふ戦略の構築―」を策定、公表した。

策定に当たっては、県民の方々に生物多様性の概念やメカニズムをわかりやすく伝えるために、生物多様性ぎふ戦略を構築していく上で大切にすべき3つの視点

◆第1の視点「森・川・海のつながりを守る」

→ 生物多様性の保全のための視点

◆第2の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」

→ 生物多様性の持続可能な利用のための視点

◆第3の視点「ともに考え続ける」

→ 生物多様性の普及啓発や保全活動を広げるための視点

を抽出し、視点毎の目標として「10年後の目指すべき姿」とそれらの目標を実現するために必要な「施策」を示した。また、生物多様性の概念は、時とともに様々に変化するものであることから、「好ましい自然とは何か」を考え続けることが大切であるとし、施策を展開している。

平成28年度には、策定から5年が経過したことから、本県の自然を取り巻く状況の変化や県政の動向等を踏まえ、内容を見直した。見直しにあたっては、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」の導入（平成24年4月）、「清流の国ぎふ憲章」の策定（平成26年1月）、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定（平成27年12月）等、県の施策を踏まえた。

4 第4期岐阜県森林づくり基本計画の推進

(1) 第4期岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の推進<林政課>

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続的な森林づくりを基本理念とした「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、岐阜県議会の議決を経て、令和4年3月に「第4期岐阜県森林づくり基本計画（令和4年度～令和8年度）」を策定した。

本計画では、『清流の国ぎふ』の未来を支える森林づくり～森林を『守り』『活かし』『親しむ』魅力あふれるふるさとを目指して～』を基本方針とし、これを実現するため、新たに「森林づくりの推進」、「林業・木材産業の振興」及び「森林の新たな価値の創造と山村地域の振興」の3つの施策区分により取り組むこととしている。

この「岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、持続可能な森林づくりを目指し各種施策に取り組むとともに、これまで実施した施策の状況については報告書として取りまとめ、岐阜県議会への報告、公表を行った。

(2) 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した施策の推進<森林活用推進課>

本県は、県土面積の81%（全国2位）が森林で形成される全国有数の森林県であり、また、豊かな森から生まれた清らかな水は、清流となって、県全土にわたり、太平洋と日本海に向かって流れている。

こうした森林や河川には、県土の保全、飲用水をはじめ農業・工業用水の水源、さらには生物多様性の維持、地球温暖化の防止など、県民の生活や地域の産業を支える様々な公益的機能を有している。

しかしながら、本県では、適切に管理されず荒廃した森林や野生動物による農作物被害、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっている。

本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組を早急かつ確実に進めて、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から導入し、5年ごとに見直しをしながら第1期（平成24年度～28年度）、第2期（平成29年度～令和3年度）と継続し、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく取組を進めてきた。その結果、緊急的な整備が必要な森林面積は縮小した一方、近年の集中豪雨の頻発など異常気象による災害の激甚化・頻発化への対応、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の推進、2050年カーボンニュートラルへの対応など、新たな課題が把握されたほか、自然環境の保全・再生には一定の時間が必要であることから、第3期（令和4年度～8年度）として、「豊かな森づくり」、「清らかな川づくり」、それを支える「人づくり・仕組みづくり」を進めるという従来からの方向性を維持しつつ、施策の見直しと新たな課題への対応を加え、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組を進めていくこととなった。

第3期では、「森林部門」、「環境部門」及び「共通部門」に整理し、森・川・海のつながりを通じた施策を推進していく。

○森林部門

- ・環境保全林、里山林、観光景観林の整備
- ・脱炭素社会に貢献する森林づくり
- ・教育福祉関連施設の木造化・木質化、木製品の導入支援
- ・木質バイオマスの利用促進

- ・ぎふ木育の推進
- ・森林空間活用の普及促進
- 環境部門
 - ・野生鳥獣の個体数管理
 - ・自然生態系の保全・再生
 - ・脱炭素社会ぎふづくりの推進
- 共通部門
 - ・NPO団体等が実施する森づくり・川づくり活動の支援

第2部

環境の状況及び環境の保全・創出に 関して実施した施策

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

第1章 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

第1節 温暖化対策の推進

1 温室効果ガスの排出状況<脱炭素社会推進課>

2021年度（令和3年度）の県内の温室効果ガス総排出量は1,426万t-CO₂（速報値）で、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」に掲げた目標の基準年度である2013年度（平成25年度）比24.1%の削減となった。

2 脱炭素に関する総合窓口の運営<脱炭素社会推進課>

脱炭素に資する各種支援情報や脱炭素取組事例の紹介等を行うため、地球温暖化防止活動推進センターと連携し、脱炭素に関する相談窓口及びポータルサイトの設置・運営を行った。

3 事業者の温室効果ガス排出削減・省エネルギーの推進

(1) 温室効果ガス排出削減に資する設備導入促進

ア 自家消費型の太陽光発電設備等の導入支援<商工・エネルギー政策課>

事業者の脱炭素化を促進するため、初期費用不要の自家消費型太陽光発電設備等の導入費用の支援を実施した。

イ エネルギー高効率化設備導入支援<商工・エネルギー政策課>

エネルギー価格や物価高騰による影響を軽減するため、エネルギーの高効率化が図られる設備の導入費用の支援を実施した。

ウ 中小企業等に対する支援<産業イノベーション推進課>

2021年6月、国における「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の具体化に伴い、サプライチェーンにおける二酸化炭素排出量の削減、自動車の電動化等による産業構造の変化への対応など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化している。そこで、この変革期を乗り越えられるよう、県内中小企業等の脱炭素化の促進について支援した。

○ モノづくりコーディネーター設置事業費補助金

脱炭素と自動車の電動化等産業構造の変化に対応するため、（公財）岐阜県産業経済振興センターのモノづくりコーディネーターを充実させ、令和5年度は3名のコーディネーターで脱炭素等に対する技術相談や事業支援に対応した（令和5年度の脱炭素等に対する相談対応件数412件）。

(2) 温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書の評価等<脱炭素社会推進課>

「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」において温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に対して作成・提出を義務付けている温室効果ガス排出削減計画書及び同計画書に係る実績報告書について、県が内容等の評価等した。

また、同条例において従業員数が相当程度多い事業者に対して作成・提出を義務付けている自動車通勤環境配慮計画書及び同計画書に係る実績報告書について、概要を公表した。

温室効果ガス排出削減計画書提出状況（令和5年度） 延べ352事業者

温室効果ガス排出削減計画実績報告書提出状況（令和5年度） 延べ342事業者

自動車通勤環境配慮計画実績報告書提出状況（令和5年度） 延べ44事業者

(3) 脱炭素に取り組む中小企業等への支援<商業・金融課><脱炭素社会推進課>

地球環境の保全、改善を図るための施設設備の整備を行う中小企業・組合に対して、県制度融資の脱炭素社会推進資金により支援した（令和5年度新規融資実績：2件）。

また、事業者向け業種別実務セミナーの開催（4回）や、温室効果ガス排出削減計画書の作成支援及び専門家による技術的助言を実施（25件）し、事業者の排出削減の取組を支援した。

(4) 省エネ診断支援<商工・エネルギー政策課>

事業者における省エネ推進のため、国の補助を受けて省エネ診断を実施する（一財）岐阜県公衆衛生検査センターに対し、再エネ導入等の相談を含め、通年で対応できるよう、支援を実施した。

(5) エネルギー回収型廃棄物処理施設設置の働きかけ<廃棄物対策課>

市町村等がエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する際、廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、

二酸化炭素排出量の削減を図るため、循環型社会形成推進交付金や二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の制度を活用するよう働きかけた。

(6) 森林吸収源対策の推進<森林活用推進課>

県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を県が認証する県独自の森林由来のカーボン・クレジット制度「G-クレジット制度」を創設し、令和5年11月から運用を開始した（プロジェクト実施者数：6者）。

また、森林由来のカーボン・クレジットの認証取得を促進するため、林業事業者等を対象としたセミナーを開催した（セミナー開催回数：2回）。

(7) 太陽光発電設備導入によるCO₂削減プロジェクトの推進<脱炭素社会推進課>

県内の家庭や企業で設置された太陽光パネルから生まれる「環境価値(CO₂削減効果)」を国のJ-クレジット制度を通じてクレジット化し、販売して得られる収益を「脱炭素社会ぎふ」の実現に活用する取組を開始した。

4 公共交通の利用と次世代自動車の導入の促進

(1) 公共交通の利用促進<公共交通課>

MaaS (Mobility as a Service) やAIオンデマンド交通等の新たなモビリティサービスの導入支援を市町村に対して行った。

公共交通の利用促進を図るため、市町村が開催する地域公共交通会議等に参加し、交通事業者と市町村等が連携した利用促進の取組についての助言等を行った。

(2) 燃料電池自動車 (FCV) の普及促進<商工・エネルギー政策課>

県公用車として導入したFCV (1台) を県内イベントや小中学校等の環境学習に活用し、普及啓発に取り組んだ。

また、県内企業等のFCV導入を促すため、性能や外部給電機能を体感できる貸出用車両 (令和3年度導入・3台) の貸出を行った。

(3) 電気自動車 (EV・PHV) の普及促進<商工・エネルギー政策課>

目的地充電インフラの普及拡大に向け、県内の商業施設、観光施設及び宿泊施設等を対象に、普通充電設備、急速充電設備の導入費用の支援を実施した。

(4) 次世代自動車の県率先導入<脱炭素社会推進課><警察本部装備施設課>

「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に基づき、2030年度 (令和12年度) までに、県公用車のうち乗用車について、車両の更新時期に合わせ、原則としてEV、PHV又はFCVに更新することとした。

警察車両の一部 (赤色灯、無線機、サイレンアンプ等の架装がされているもの) については、電源確保の面から、早急な転換には課題が多いため、代替となる次世代自動車の導入が可能となり次第整備していく。

次世代自動車への公用車 (乗用車) の更新状況 (令和5年度) 7台

全公用車 (乗用車) のうち次世代自動車の割合 (令和5年度末) 4.9%

(5) 水素社会実現に向けた取組<商工・エネルギー政策課>

国では、平成26年6月に水素社会実現に向けた目標や具体的な取組を示す「水素・燃料電池ロードマップ」(平成31年3月改訂)、平成29年12月に世界に先駆けて水素社会を実現するため、政府全体として施策を展開していくための方針である「水素基本戦略」(令和5年6月改訂)を策定した。

本県では、水素社会実現に向けた取組の一つとして、FCVに水素を供給する水素ステーションの整備を促進するため、平成27年度から「岐阜県水素供給設備整備事業費補助金」による支援を行い、令和元年度に高山市内で県内6箇所目の水素ステーションが整備されたことにより、県内5圏域全てへの設置が完了した。

5 環境・エネルギー分野への技術開発の促進

(1) 「岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム」の取組支援<商工・エネルギー政策課>

太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー、住宅の断熱化などの省エネ対策、蓄電池による蓄エネ技術など、次世代エネルギーに対する関心の高まりを踏まえ、県内企業が次世代エネルギー産業に参画できるよう、産学官連携による次世代エネルギー技術の開発や製品化の促進を目的として、平成26年9月に「岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム」を設立した。

令和5年度は、講習会等の開催や、次世代エネルギー産業に関する研究開発等を行うワーキンググループ活動に対して支援 (3グループに補助金交付) を行った。

6 地域環境投資・金融の拡大検討

(1) ESG投資・金融の普及促進<SDGs推進課>

SDGsの達成に向けた取組を行っている事業者を登録して「見える化」する「ぎふSDGs推進パートナー」登録制度を新たに創設し、地元金融機関等に対して本制度登録者等を対象としたESG/SDGs金融商品造成の促進を図った。

7 「ぎふエコアクション」の推進

(令和5年8月29日に国民運動「COOL CHOICE」が「デコ活」に移行したことから、県も「ぎふ清流COOL CHOICE」を「ぎふエコアクション」に名称を改めた。)

(1) 「ぎふエコアクション」の普及啓発<脱炭素社会推進課>

「ぎふエコアクション」をキャッチフレーズに、低炭素型の製品・サービス、ライフスタイルなど地球温暖化対策に資する“賢い選択”を促すため、手軽に取り組みの事例を紹介する動画をSNSで配信した。

8 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・利用の促進

(1) 地産地消型再生可能エネルギーの導入促進

ア 「岐阜県エネルギービジョン」の推進<商工・エネルギー政策課>

「岐阜県次世代エネルギービジョン」の着実な推進のため、省エネルギー及び新エネルギー分野における岐阜県、市町村及び民間事業者等の実施する施策について検証し、より具体的な対応策の提示を行うことを目的として、平成23年5月に「岐阜県省エネ・新エネ推進会議」を設置した。

同会議において、エネルギービジョンに基づく県施策や、節電対策等について議論を行うとともに、ビジョン改定に向けた検討を行い、令和4年3月、新たな「岐阜県エネルギービジョン」を策定した。

同ビジョンに掲げた2030年度の目標値として、2013年度比で、再生可能エネルギー創出量9.1倍、最終エネルギー消費量削減率31.2%、再エネ電力比率52.9%を設定している。

イ 自立・分散型エネルギーシステム構築支援<商工・エネルギー政策課>

地域資源を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築に向け、市町村が行う地域資源活用可能性調査等への支援を実施した。

ウ 新エネルギー導入促進のためのモデル事業の実施<商工・エネルギー政策課>

平成21年度から、太陽光発電や燃料電池、電気自動車など、複数のエネルギー資源や新たなエネルギー技術の組み合わせによる「次世代エネルギーインフラ」の普及に向けた「6つのモデル」の構築に取り組み、令和5年度は、JR岐阜駅アクティブG（都市モデル）及び道の駅（7施設）（防災モデル）を実証運用した。

エ 地産地消型スマートコミュニティの展開<商工・エネルギー政策課>

水素エネルギーを活用した地産地消型エネルギーシステムの構築によるスマートコミュニティの実現を目指し、平成28年度に、県、岐阜大学、八百津町、事業者3社により締結した「水素社会の実現に向けた産学官連携協定（平成28年7月締結）」に基づき、八百津町をモデルとした水素社会実現に向けた取組を行っている。

オ 太陽光発電設備等の導入支援<脱炭素社会推進課>

再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、県民の太陽光発電設備等の設置に対する市町村補助事業を支援するとともに、事業者の太陽光発電設備等の設置に要する経費の支援を実施した。

また、県民向けに太陽光発電設備等を一括購入し、スケールメリットを活かして導入費用を低減する共同購入を実施した。

(2) 小水力発電の導入促進<農地整備課>

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図るため、農業水利施設を活用した小水力発電所の整備を推進しており、平成25年度に「加子母清流発電所」が稼働したのを始めとして、現在までに県内で19箇所の施設で稼働を開始した。

また、小水力発電施設の施設管理者等に対し、研修会の開催や専門技術者の派遣など技術的支援を行っている。

(3) 木質バイオマスエネルギーの導入支援<森林経営課><県産材流通課>

平成26年12月には県内初の未利用間伐材等（以下「未利用材」という。）を主たる燃料とする木質バイオマス発電施設が瑞穂市にて稼働するなど、今後更なる木質バイオマス利用量の増加が見込まれている。

県では安定的な未利用材燃料調達のため、木質バイオマス加工流通施設の整備に対する支援等を実施している。

また、木質バイオマスの利用施設に対しても支援を実施しており、令和5年度は、教育施設、飲食店、ショールーム等計8施設において、木質ペレットストーブ（12台）、薪ストーブ（7台）の導入を支援した。

さらに、地域内における未利用材の有効活用を促進するため、市町村と地域住民が一体となって未利用材を搬出する取組の支援を実施しており、令和5年度は9市町において計3,446tの未利用材が搬出された。

(4) 県営ダムによる発電事業実施<河川課>

現在、建設中の県営ダム（内ヶ谷ダム）において、ダム完成後の小水力発電による再生可能エネルギーを活用した発電を行う。

具体的には、令和2年1月に中部電力（株）と基本協定を締結しており、本県における建設ダム事業の推進とともに、発電事業者による設計業務等が実施されている。

9 県による率先実行

(1) 県の事務・事業における温室効果ガスの排出状況<脱炭素社会推進課>

2023年度（令和5年度）の県が自らの事務及び事業から排出した温室効果ガス排出量は70,477t-CO₂で、「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に掲げた目標の基準年度である2013年度（平成25年度）比18.2%の削減となった。

(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた取組<脱炭素社会推進課>

「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に基づき、県有施設の照明のLED化や高効率空調設備への更新、再生可能エネルギー由来の電力の調達に取り組んだほか、県有施設への太陽光発電設備の導入の検討を行った。

第2節 気候変動への適応

1 気候変動の影響や適応に関する共同研究と人材育成

(1) 岐阜県気候変動適応センターの取組<脱炭素社会推進課>

適応法に基づき、県と岐阜大学が共同で設置した「岐阜県気候変動適応センター」が中心となり、気候変動の影響や適応策について、情報収集・分析や共同研究、人材育成等を実施した。

○ 情報収集・分析

- 国立研究開発法人国立環境研究所が運営する気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）から、気候の現状や予測、農業・健康・自然生態系への影響等に関する情報を収集した。

○ 共同研究

- 気候変動による外力の増加に対する流域治水のポテンシャル検討を行った。
- 田んぼダムの治水効果について調査した。
- 豪雨災害の増加と都市における災害リスクの評価及び課題分析を行った。
- 気候変動によるアユへの影響について調査した。
- 温暖化に伴うクリ品種の収穫期に及ぼす影響を調査し、産地別品種マップを作成した。
- 森林における炭素吸収能及びそのポテンシャルの評価を行った。
- 長良川流域における森・里・川の気候変動適応が中山間地域の生業の持続性とウェルビーイングに与える影響を明らかにするため、各種調査を行った。

○ 人材育成・普及啓発

- 岐阜県地球温暖化防止活動推進員研修会に講師を派遣し、気候変動適応に関する情報を提供した。
- 気候変動適応に関する分野別会議（自然災害分野）を開催し、部局を横断した情報共有、意見交換を実施した。
- 市町村職員を対象とした「ぎふ気候変動適応セミナー」を開催し、農林水産業・地域特産品への温暖化影響とその適応策に関する話題提供をした。
- 共同研究の成果をまとめた冊子の解説動画を作成した。

2 「気候変動×防災」の推進による強靱な県土づくり

(1) 流域治水の取組推進<河川課>

近年、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨などによる水災害が頻発し、甚大な被害が生じている。さらに、今後は気候変動による降雨量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測されている。このようなリスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流

域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進する必要がある。

岐阜県内では、6水系において令和3年3月に流域治水の全体像を取りまとめた「流域治水プロジェクト」が策定され、令和5年度には気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した「流域治水プロジェクト2.0」に更新された。これに基づき流域治水の取組を実施している。

(2) グリーンインフラとEco-DRRの推進<森林経営課><森林保全課>

間伐や植栽などの森林整備や治山事業の計画的な実施により山地防災力の強化を図った。

(3) 「適応復興」の発想による被害軽減<森林保全課>

○ 現状

気候変動の影響による線状降水帯の発生や局所豪雨の頻発などにより、山地災害の激甚化、同時多発化の傾向にある。

○ 課題

こうした山地災害の発生リスクの増加に対し、事前防災・減災の考えに立った治山施設の整備・森林の整備が課題である。

○ 対策

近年の豪雨災害から得た経験と将来予測から、山地災害の発生メカニズムに応じた治山施設の整備と、間伐などの森林整備による公益的機能の発揮を図った。

また、航空レーザ測量データから作成した詳細な地形図により危険箇所を抽出し効果的かつ効率的に対策を実施した。

加えて、「流域治水」の取組と連携した整備を推進した。

3 激甚化・頻発化・局所化する気象災害への対策

(1) 山地防災力の強化と農業用施設の防災・減災

ア 治山事業の実施<森林保全課>

森林の維持造成を通して水源かん養機能の高度発揮、山地災害の未然防止、生活環境の保全形成を図り、安全で住みよいふるさとづくりを推進するため、「治山事業の実施方針」に基づき、山地治山総合対策事業、農山漁村地域整備交付金等の各種治山事業を計画的に推進した。

山地防災力の向上を図るため、山地災害危険地区等の危険度が高い箇所を優先に、荒廃山地の復旧、既存治山施設の機能強化等の治山対策を実施した。

イ 農業用施設の防災・減災<農地整備課>

「ぎふ農業・農村基本計画」に基づき、災害に強い農村づくりとして、防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価及び改修整備、老朽化などにより機能低下した農業用排水機場の機能保全対策及び更新整備などを計画的に推進している。

(2) 河川改修の推進と排水機場、樋門、県管理ダムの適正管理

ア 河川改修の推進<河川課>

平成9年の「河川法」改正により、今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を定めた「河川整備計画」を策定することとなっている。

岐阜県では、11圏域において河川整備計画を定め、河川改修の推進等の対策を実施している。

イ 排水機場、樋門、県管理ダムの適正管理<河川課>

県が管理する治水施設の排水機場、樋門、ダムについて、予防保全型の維持管理を推進することで、激甚化・頻発化する水害など自然がもたらす脅威に対して備えた。

(3) ソフト・ハード両面からの土砂災害対策<砂防課>

ハード対策として、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を行い、砂防えん堤等の砂防関係施設の整備を進めている。

ソフト対策として、溪流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形・土地利用状況等について調査し、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地を土砂災害警戒区域に指定している。

また、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表している。

(4) 立地適正化計画の策定促進<都市政策課>

災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図る「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町による立地適正化計画の策定を促進している。

令和5年度は、関市及び多治見市において、立地適正化計画が改定されたほか、計画策定に向けた勉強会を実施し、制度の概要、国の動向や支援策等を説明した。

4 水資源の保全とライフラインの強化**(1) 県営水道の整備<水道企業課>**

県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、平成30年7月豪雨災害検証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に実施している。

5 農産物・養殖魚の新品種・種苗の育成・選定**(1) 気候変動に適応した新品種の育成<農政課>**

気象変動に起因した高温障害により米の品質や生産量が低下するなど、農業経営が不安定となっている。

このため、令和5年度は高温下でも品質が安定し食味も優れる水稻新品種「清流のめぐみ（品種登録出願中）」の安定生産のための施肥量並びに栽植密度等の肥培管理技術の確立に取り組んだ。

(2) 気候変動に適応した種苗の育成<農政課><里川・水産振興課>

気候変動に起因した水温上昇等によりアユの漁獲時期の変動やマス類の養殖生産量が減少するなど、漁業環境が不安定になっている。

このため、令和5年度は、アユについては産卵期の晩期化に対応するための種苗生産技術開発を進めた。

また、マス類については、飼育水の高温化に適応するための育種改良を進めた。

6 自然生態系の保全**(1) 水みちの連続性確保<河川課>**

本県では「清流の国ぎふ」づくりの一環として、多様な生物が遡上・降下できる水みちの連続性を確保することを施策として掲げており、河川魚道の状態把握と適切な維持管理を進めている。平成25年度からは公募により県民を「フィッシュウェイ・サポーター」に委嘱し、県民協働による魚道点検を年1回程度行っている。点検の際には岐阜県自然共生工法研究会（魚道研究専門ワーキンググループ）が作成した、魚道の状態を簡便に評価できる「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いるとともに、点検結果を踏まえ、魚道内の堆積土砂除去や破損箇所への修繕を実施し、魚道の機能回復を図っている。今後も県と各魚道管理者が協働して管理を行い、河川の連続性を確保する。

さらに、「清流の国ぎふ・水みちの連続性連携検討会」を平成26年度に設立、令和5年度までに4箇所モデル地区において推進部会を立ち上げ、里山（水田）と里川をつなぐ水みちの連続性を確保するための対策の検討を進め、このうち3箇所簡易魚道の設置等を行った。今後も検討会での意見を踏まえ関係機関と連携し、河川、農業用排水路、水田における落差を解消する。

また、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されたことを受け、里山（水田）から里川、海までの水みちの連続性確保がさらに重要となっている。これらの事業を通じて、水みちの連続性を確保することにより、生物多様性の維持、保全を図り、里川原風景を次世代へと継承する。

表2-1-1 フィッシュウェイ・サポーター活動人数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数（人）	206	207	204	177	179	173	173

備考）県河川課調べ

7 熱中症、感染症の予防**(1) 熱中症予防****ア 救急搬送人員数の動向調査<消防課>**

県内の熱中症（疑い含む）による救急搬送者数は、新型コロナウイルス感染症による外出控えもあって、平成30年度をピークに減少していたが、令和4年度から増加に転じている（図2-1-1）。

年齢別では半数以上が65歳以上であり、高齢者への熱中症対策が肝要である（図2-1-2）。

図2-1-1 岐阜県内における熱中症の救急搬送者数

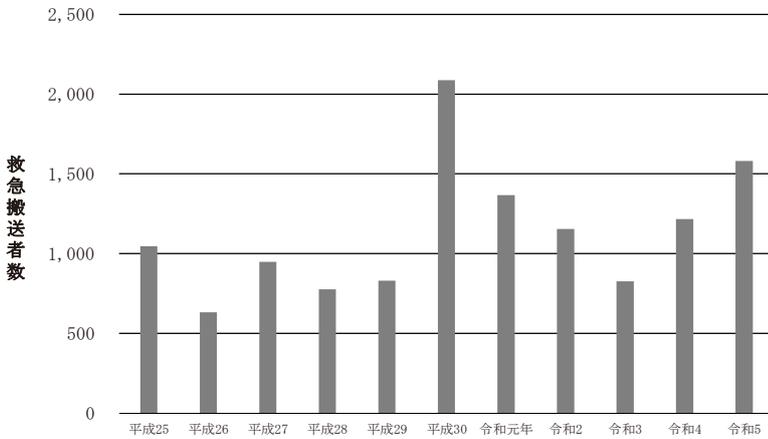
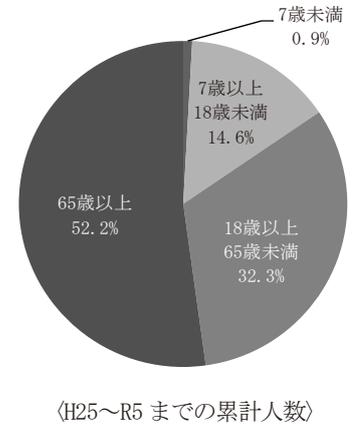


図2-1-2 年齢別搬送者割合



備考) 1 県消防課調べ（県下20消防本部からの報告を集計） 備考) 1 県消防課調べ（県下20消防本部からの報告を集計）
 2 集計期間は、毎年6月1日～9月30日 2 集計期間は、平成25年6月1日～令和5年9月30日

イ 予防のための普及啓発<保健医療課>

環境省が定める「熱中症対策実行計画」に基づき、包括連携協定企業、県内各市町村及び庁内関係課と連携し、熱中症予防行動の普及啓発を行っている。

今後も、引き続き普及啓発を図る。特に、熱中症弱者や熱中症患者が発生しやすい状況に合わせた効果的な周知を行っていく。

(2) 感染症の予防<感染症対策推進課>

保健環境研究所において、蚊媒介感染症の発生状況及び感染症媒介蚊の季節的発生状況の推移について調査を行っている。

今後も、蚊媒介感染症や感染症媒介蚊の発生状況を調査し、蚊媒介感染症の感染防止策に関する普及啓発に努めていく。

表2-1-2 デング熱発生状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国(件)	461	45	8	98	175
岐阜県(件)	6	0	1	1	1

備考) 1 岐阜県感染症発生動向調査（感染症対策推進課）調べ
 2 県内報告例は、すべて輸入例

8 事業継続計画（BCP）の策定支援

(1) 災害時の企業の事業継続や早期復旧に向けた各種計画の策定支援<商工・エネルギー政策課>

県内企業向けにBCP策定支援セミナー（計11回195事業所）、BCPブラッシュアップ訓練セミナー（計7回98事業所）を実施した。

商工会・商工会議所が実施する事業継続力強化計画の策定セミナーやワークショップ、専門家派遣等に対して補助し、県内事業者の同計画の策定を支援した（86事業所）。

第2章 資源循環型社会の形成

第1節 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進

1 プラスチックごみ削減の推進

(1) 「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」の取組推進<廃棄物対策課>

令和元年度から実施してきた使い捨てプラスチック削減に取り組む飲食店等の登録制度「ぎふプラごみ削減モデルショップ」を、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」にリニューアルし、プラスチックの資源循環やプラスチック利用合理化等に取り組む事業所等を登録する制度とした。令和6年3月現在で1,266店舗・事業所(166社)を登録している。

図2-2-1 ぎふプラスマ!登録店を示すステッカー



(2) 環境に配慮したプラスチック容器の普及促進<廃棄物対策課>

若い世代に対する環境に配慮したプラスチック製品の普及啓発を目的として、高校や大学と連携し、環境教育やイベント開催時に、バイオマスやリサイクル素材を原料とした環境配慮型プラスチック容器の試供品モニタリングを実施した。

2 プラスチックを含む海洋ごみ対策の推進

(1) 環境美化運動の推進<廃棄物対策課>

県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、年に2回「プラごみゼロ・キャンペーン週間」を定めて、市町村や関係機関とともに街や川の清掃活動や意識啓発活動を実施するなど、県内一体となった環境美化運動を推進した。

(2) 「清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画」に基づく事業の実施<廃棄物対策課>

令和4年度より、ごみ拾いSNSと連携し、投稿者自身や地域の清掃活動の成果をリアルタイムで「見える化」することを目的とした清掃活動ウェブページ「クリーンアップぎふ～海まで届け清流!～」を運営している。令和5年度には富山県と連携した取組として、ウェブページを活用して投稿を募集するオンラインイベントや、重点モデル区域であり富山湾へ注ぐ河川の上流域にあたる高山市にて清掃イベントを開催した。

3 食品廃棄物対策の推進

(1) ぎふ食べきり運動の推進<廃棄物対策課>

平成30年度から、料理の食べ残し等の食品廃棄物を削減するため「ぎふ食べきり運動」の取組を開始。県内の飲食店や企業等1,396事業所(令和6年3月現在)を協力店・協力企業に登録したほか、InstagramやYouTubeを活用し、食品ロス削減のためのレシピ等を情報発信するなどして、運動を推進した。

また、家庭で実践できる食品廃棄物削減の取組をInstagramやホームページで紹介するなど、啓発を行った。

(2) 「岐阜県食品ロス削減推進計画」に基づく施策の推進<県民生活課>

食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年3月に「岐阜県食品ロス削減推進計画(令和4年度～12年度)」を策定した。

この計画において、食品ロスの発生量を2030年度（令和12年度）までに2000年度（平成12年度）比で半減させること等を目標に設定し、食品ロスの発生抑制と未利用食品等の有効活用を施策の柱に掲げ、行政、事業者、消費者、関係団体等による取組を促進するとともに、各主体間の連携強化を図ることで、「オール岐阜」による食品ロス削減の取組を推進している。

4 ごみ減量化・リサイクルの推進

(1) 建設廃棄物の排出事業者への啓発・周知＜建築指導課＞

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の適正な運用と推進を図るため、ホームページでのPR等で、制度の趣旨、届出手続等の周知を図った。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事が適切に施工されているかを監視するため、6月及び10月に一斉パトロールを実施した。

(2) 汚泥リサイクル及び汚泥肥料の取組の情報発信＜農地整備課＞

農業集落排水施設から発生する「汚泥」は有用な資源であることから、地域の土づくりへの活用を推進するため、汚泥リサイクル施設の整備及び汚泥リサイクルの普及啓発を進めている。

(3) 農林系バイオマス資源の堆肥化施設等の整備に対する支援＜農産園芸課＞

稲わら、麦わら、もみ殻、家畜糞尿等を組み合わせたバイオマス資源の堆肥化による土づくりを推進するとともに、堆肥等生産機械設備、堆肥等散布車等の整備に向けた制度活用等について啓発活動を行い、農業系バイオマスの利活用を推進した。

(4) 岐阜県リサイクル認定製品の認定・利用促進＜廃棄物対策課＞

リサイクル製品に対する安全・安心の確保と利用の促進を図るため、「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」を平成18年度に制定した。

また、廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進を図るとともにリサイクル産業の育成を図るために、条例に基づく認定制度として、県内で発生した循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品で、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められるものを「岐阜県リサイクル認定製品」として認定している。

この認定製品を県の事業において優先的に使用していくとともに、市町村及び事業者への利用の呼びかけや県ホームページやパンフレットでの製品紹介により、「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図った。

なお、令和5年度末時点で合計144製品となっている（資料42）。

(5) 分別ルールに従った分別の推進＜廃棄物対策課＞

可燃ごみの開封調査では、生ごみ、紙ごみ及びプラスチックごみが多く、これらの削減を図るため、市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進した。

(6) 紙ごみの減量と紙類分別の徹底の推進＜廃棄物対策課＞

ごみの減量化を実現するため、可燃ごみ中の割合が多い紙類の減量化に関する取組が重要であり、市町村と連携して紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進した。

(7) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に向けた取組の推進＜廃棄物対策課＞

令和5年11月30日に輪之内町が県内で初めて「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく再商品化計画の認定を受けた。

本計画の認定を受けることにより、令和6年度から3年間、再商品化事業者と連携し、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括で回収し、再商品化することが可能となった。

5 グリーン購入の推進

(1) 「グリーン購入」の促進＜廃棄物対策課＞

県の物品等の調達において、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、平成13年度から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「岐阜県環境物品等調達方針」を毎年度定め、率先してグリーン購入を進めている。

(2) 「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施＜廃棄物対策課＞

環境にやさしい買い物（グリーン購入）の普及を図るため、平成14年度から愛知県、三重県、名古屋市、流通販売事業者、関係団体等と連携し消費者向けキャンペーンを実施している。令和5年度は令和6年1月9日～2月8日の間、スーパーマーケット等4,319店舗（県内798店舗）において懸賞応募企画によるグ

リーン購入の啓発を行った。

6 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の概況<廃棄物対策課>

本県における、一般廃棄物（し尿、ごみ）の処理状況は、表2-2-1のとおりである。

一般廃棄物のうち、令和4年度のごみの総排出量は610,529 t、1人1日あたりのごみの排出量は859 gであり、近年は減少傾向にある。資源循環型社会形成のためには、資源化の推進とともに発生抑制が必要である。

し尿は、し尿処理施設等により衛生的な処理がされているところであるが、下水道の整備に伴い、処理量は年々減少している。

表2-2-1 一般廃棄物の処理状況

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	
し 尿	計画収集人口 (千人)	85	80	77	
	市町村 計 画 収 集 量	下水道投入 (百kℓ)	70	89	178
		し尿処理施設 (百kℓ)	5,294	5,163	5,043
		農地還元 (百kℓ)	0	0	0
		その他 (百kℓ)	121	134	133
		小計 (百kℓ)	5,485	5,386	5,353
	自家処理量 (百kℓ)	1	2	1	
合計 (百kℓ)	5,487	5,388	5,355		
ご み	計画収集人口 (千人)	1,980	1,962	1,948	
	ごみ総排出量 (千 t)	生活系ごみ (千 t)	434	425	411
		事業系ごみ (千 t)	181	183	182
		集団回収量 (千 t)	19	18	18
		1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	878	874	859

- 備考) 1 県廃棄物対策課調べ
 2 し尿はくみ取りし尿と浄化槽汚泥を加えたものである。
 3 端数処理の関係で合計は一致しない。

(2) 一般廃棄物処理施設に対する指導<廃棄物対策課>

令和5年度末現在の県内の一般廃棄物処理施設の整備状況は、資料44、45、46及び47のとおりである。

県は、これら一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう施設への立入検査を実施した。令和5年度の立入検査の実施状況は、表2-2-2のとおりである。

表2-2-2 一般廃棄物処理施設の整備状況及び立入検査の実施状況 (令和5年度)

区分	し尿処理施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	埋立処分地施設
施設数	21(2)	24(2)	9(1)	68(5)
立入検査回数	25	19	7	43

(岐阜市分除く)

- 備考) 1 県廃棄物対策課調べ
 2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対する支援<廃棄物対策課>

市町村等は、一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設に関する長期整備計画を策定し、その整備を進めている。

令和5年度においては、表2-2-3のとおり循環型社会形成推進交付金等を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設4箇所、有機性廃棄物リサイクル推進施設1箇所について、施設整備への支援に努めた。

資源循環型社会の形成

表2-2-3 一般廃棄物処理施設の整備状況

(令和5年度)

施設別	設置主体名	整備規模	工期
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	中津川市	98t/日	R3～R6
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	高山市	95t/日	R4～R7
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	各務原市	192t/日	R4～R7
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	岐阜羽島衛生施設組合	130t/日	R5～R8
有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）	下呂市	34k1/日	R4～R6

備考) 県廃棄物対策課調べ

(4) 市町村に対する情報提供及び技術的助言<廃棄物対策課>

県は、市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるように、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援に努めた。

7 産業廃棄物の適正処理の推進

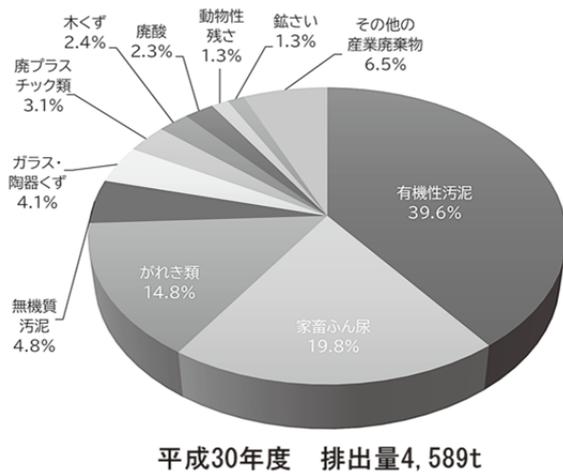
(1) 産業廃棄物の概況<廃棄物対策課>

令和元年度産業廃棄物処理動向調査によれば、図2-2-2のとおり、本県の平成30年度の産業廃棄物排出量は4,589千tで、種類別では、多い順に有機性汚泥が1,818千t（構成比率39.6%）、家畜ふん尿が910千t（19.8%）、がれき類が679千t（14.8%）、無機性汚泥が222千t（4.8%）、ガラス・陶磁器くずが188千t（4.1%）、廃プラスチック類が141千t（3.1%）となっており、この上位6品目で総排出量の8割以上を占めている。

図2-2-3のとおり、業種別排出量をみると、排出量が最も多いのは製造業1,722千t（37.5%）、次いで建設業931千t（20.3%）、電気・水道業920千t（20.1%）、農業912千t（19.9%）となっている。

本県の平成30年度の産業廃棄物の処理状況は、農業系廃棄物を除く産業廃棄物の発生量（3,981千t）から有償物量（305千t）を除いた3,677千tが排出されている。再生利用量は1,496千t（40.7%）、焼却、脱水等により減量化された量は2,054千t（55.9%）となり、最終処分された量は126千t（3.4%）となっている。

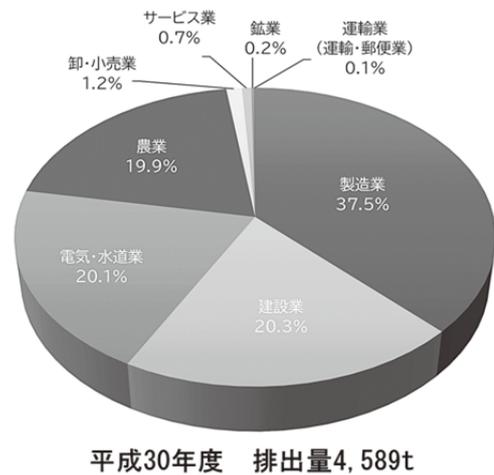
図2-2-2 産業廃棄物の種類別排出量



備考) 県廃棄物対策課調べ

「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」

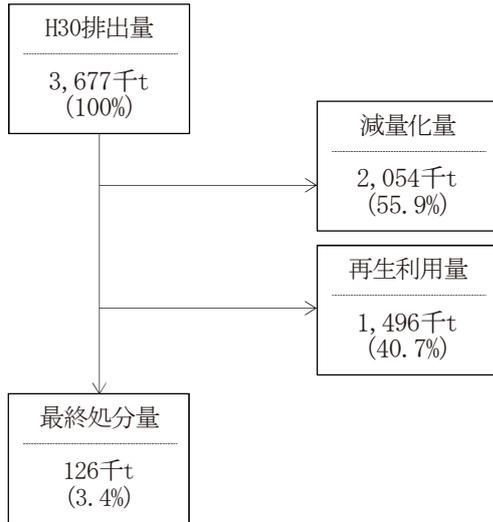
図2-2-3 産業廃棄物の業種別排出量



備考) 県廃棄物対策課調べ

「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」

図2-2-4 産業廃棄物（農業を除く）の処理状況（平成30年度実績）



備考) 1 県廃棄物対策課調べ 「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」
 2 端数処理の関係で合計は一致しない。

○ 排出事業者による処理

産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）は、排出事業者責任の原則に基づき、産業廃棄物を適正に処理するため、必要な中間処理施設を個別に設置して廃棄物の減量化等に努め、自ら設置する最終処分場に埋立てを行うなどの処理を行わなければならない。また、排出事業者自らで処理することが困難な場合は、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に委託し、処理を行わなければならない。

○ 処理業者による処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者責任のもと、排出事業者自らが適正に処理することが基本であるが、これが困難である場合には、処理業者にその処理を委託することが認められている。県では、処理業者が排出事業者責任を担う業務の重要性をよく認識し、その責務を十分全うすることができるよう処理業者の指導、監督に努めている。

処理業者の許可状況は、表2-2-4のとおりである。

表2-2-4 産業廃棄物処理業者の許可状況 (令和6年3月末現在)

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5,254 (0)
	積替を含むもの	105 (20)
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	242 (28)
	最終処分のみ	3 (0)
	中間処分、最終処分	2 (0)
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	502 (1)
	積替を含むもの	15 (4)
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	12 (2)
	最終処分のみ	1 (0)
	中間処分、最終処分	0 (0)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
 2 ()内は岐阜市（中核市）の分を内数で示す。

○ 県内の産業廃棄物処理施設

「廃棄物処理法」に基づき設置許可を必要とする処理施設の事業者及び処理業者による設置状況は、表2-2-5のとおりである。

表2-2-5 産業廃棄物の処理施設の設置状況

(令和6年3月末現在)

施設名		施設数
汚泥の脱水施設		8 (0)
汚泥の乾燥施設		4 (0)
焼却施設		24 (1)
区分(重複有り)	汚泥焼却施設	11 (1)
	廃油焼却施設	5 (1)
	廃プラスチック類焼却施設	11 (0)
	その他焼却施設	16 (1)
廃油の油水分離施設		4 (0)
廃酸廃アルカリの中和処理施設		2 (0)
破碎施設		184 (15)
区分(重複有り)	廃プラスチック類破碎施設	42 (0)
	木くずがれき類破碎施設	183 (15)
最終処分場		14 (1)
区分	管理型	9 (1)
	安定型	5 (0)
シアン化合物分解施設		1 (0)
合計		241 (17)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(2) 産業廃棄物処理施設の監視指導<廃棄物対策課>

産業廃棄物の保管状況及び処理状況について、事業者及び処理業者の中間処理施設、埋立処分地等に立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導した。

なお、平成5年4月からは、監視指導要領に基づき処理業者に対する立入検査を行っている。

立入検査の実施状況は、表2-2-6のとおりである。

表2-2-6 産業廃棄物の立入検査の実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者	637 (91)	650 (72)	502 (83)	600 (106)	1,028 (70)
処理業者	614 (103)	548 (102)	580 (99)	505 (104)	512 (97)
計	1,251 (194)	1,198 (174)	1,082 (182)	1,105 (210)	1,540 (167)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 法令講習会の開催<廃棄物対策課>

排出事業者における廃棄物適正処理に関する知識向上を図るため、主に中小の排出事業者を対象として廃棄物処理法等関係法令に関する講習を実施している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和4年度までは開催を見送ってきたが、令和5年度から再開した。

(4) 農業用使用済プラスチックの適正処理の推進<農産園芸課>

本県における農業用使用済プラスチックの排出量は、令和4年度実績が令和2年度実績を上回った(表2-2-

7)。長期的な傾向を見ると、園芸用資材の長期利用が進んでいることや、園芸用施設設置面積などが減少しつつあることから、排出量が横ばいの地域と徐々に減少している地域が多い。

令和4年度、県農業用使用済プラスチックの回収処理状況調査によると、処理量616tのうち、22%が再生処理され、31%が焼却処理された（図2-2-5）。

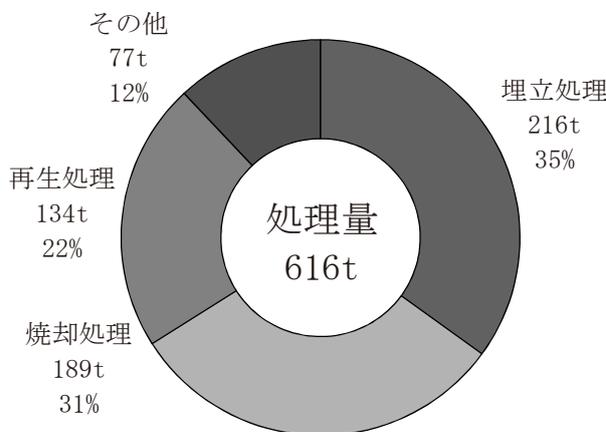
農業用使用済プラスチックの適正処理や排出抑制を推進するため、平成9年に「岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会」を設置した。同協議会では、現地研修会の開催や適正処理に関する情報提供を通じて、農業関係団体等に対し適切な処理を行うよう指導している。

表2-2-7 県内の農業用使用済プラスチック排出量の推移

	平成23年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和2年度	令和4年度
排出量（t）	580	567	1,197	1,076	553	616

備考）県農産園芸課調べ

図2-2-5 県内の回収された農業用使用済プラスチックの処理状況（令和4年度）



備考）県農産園芸課調べ

(5) 家畜排せつ物処理施設の整備支援<畜産振興課>

家畜ふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、農地等への還元を基本としているが、未熟ふん尿の農作物への悪影響と公害発生の防止対策として、発酵処理施設又は乾燥処理施設を用いて十分に腐熟又は乾燥したものを施用するよう指導している。

また、農地還元が不可能な地域においても、公害防止のため浄化処理又は焼却処理施設について適正な維持管理を行うなど、立地条件及び経営規模に適応した家畜ふん尿処理施設の設置を指導している。

令和5年度は、家畜排せつ物処理施設等の整備に対する支援として、表2-2-8のとおり実施した。

表2-2-8 家畜排せつ物処理施設等整備事業の実施状況 (令和5年度)

区 分	総 数	事 業 内 容	
		土地還元対策	家畜ふん尿処理施設等
	件 数	件 数	件 数
強い畜産構造改革支援事業	3箇所	1箇所	2箇所
計	3箇所	1箇所	2箇所

備考）県畜産振興課調べ

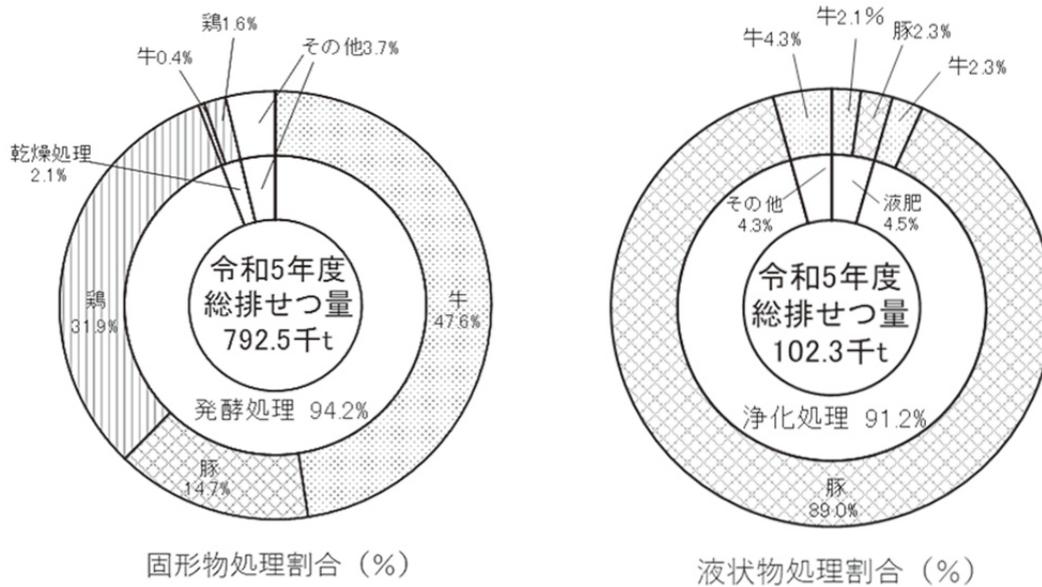
(6) 畜産経営に起因する環境問題への対応<畜産振興課>

「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」及び「岐阜県畜産経営環境保全対策指導実施要領」に基づき、県・市

町村・畜産関係機関が一体となり、実態調査により現状を把握するとともに、巡回指導等により適正な処理及び農地還元を推進している。

令和5年度における家畜ふん尿の処理状況は、図2-2-6のとおりで、家畜ふん尿の農地還元実績は、表2-2-9のとおりである。

図2-2-6 家畜ふん尿の処理状況



備考) 県畜産振興課調べ

表2-2-9 家畜ふん尿の農地還元実績

区分	令和5年度 (実績)	
	総排せつ量(千t)	農地還元量(千t)
牛	391.0	382.6
豚	211.1	119.1
鶏	292.7	265.9
計	894.8	767.7

備考) 1 県畜産振興課調べ

2 農地還元量の合計は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が一致しない。

(7) 資源循環型農業の推進<農産園芸課>

農業の持続的発展と、農業が有する多面的機能の維持・増進を図るため、化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減する取組と併せて行う堆肥の施用を推進し、令和5年度は7地域、88haで実施された。

(8) PCB廃棄物の処理促進及び有害廃棄物の適正処理<廃棄物対策課>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分等について必要な規制を行うために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年7月15日から施行された。

県では、平成20年3月に「岐阜県ポリ塩化ビフェニル処理計画」を策定し、同法及び同計画に従い、事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者に対し、保管等の届出及び適正な保管を行うとともに、処理期限内に全てのPCB廃棄物の処理を行うよう指導している。

また、平成27年度末から、県に届出されていないPCB廃棄物及びPCB使用製品を保管並びに所有する疑いのある事業者を対象として該当機器の保有に関する実態調査(掘り起こし調査)を実施しており、PCB廃棄物を漏れなく把握し、新たに把握したPCB廃棄物保管事業者への指導を行っている。

PCB廃棄物の処理を推進するため、平成28年12月以降、関係団体と岐阜県PCB処理推進連絡会を定期的に開催し、PCB廃棄物の処理に係る課題の共有と県と連携してPCB廃棄物の処理を促進していくよう協力体制の構

築等に取り組んでいる。

高濃度PCBを含有する変圧器、コンデンサー及び安定器等汚染物については、処分期間が終了しており、新たに発見され、PCB廃棄物を保管することとなった事業者に対して、廃棄物処理法に規定する保管基準に従って適正に保管するよう指導している。

第2節 不適正処理対策の徹底

1 不法投棄等対策の徹底

(1) パトロール等監視体制の強化<廃棄物対策課>

○ スカイ&ランドパトロールの実施（平成9年度～）

空と陸から連絡を取りながらパトロールを実施している。飛行経路に県境主要道路付近の山林及び河川敷等を加える等、監視強化を図っている。なお令和5年度の実施回数は1回。

○ 産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査の実施

県境等で国・他縣市との合同による産業廃棄物収集運搬車の路上検査を実施し、不適正処理の未然防止を図っている。

[実施県] 三重県・滋賀県（平成10年度～）、福井県（平成12年度～）、

中部地方環境事務所・愛知県・名古屋市（平成13年度～）、

岐阜市（平成20年度～）、長野県（平成23年度～）、富山県・富山市（平成27年度～）

上記に県単独での実施を加え、県内全圏域での路上検査を実施している。

○ 夜間休日産業廃棄物不適正処理監視パトロールの実施（平成12年度～）

行政の監視の手薄な夜間・休日に不法投棄等監視パトロールを実施している。

令和5年度の実施回数は400回。

○ 市町村職員への立入検査権限の付与（平成14年度～）

市町村職員を県職員（市町村立入検査員）に併任し、「廃棄物処理法」及び「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく県の立入検査権を付与することにより、不適正処理事案等に対する迅速、効果的な対応が可能となるよう監視指導体制の強化を図っている。

令和5年度は、27市町村、76名の市町村職員を市町村立入検査員に任命し、県と市町村の連携による監視指導に努めた。

○ 可搬式カメラ監視システムの導入（平成17年度～）

機動性が高く、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、不法投棄等を未然に防止している。

(2) 通報体制の整備<廃棄物対策課>

○ 廃棄物インターネット110番の活用（平成11年度～）

廃棄物インターネット110番により、広く県民から不法投棄等の情報を得ている。

令和5年度末現在の通報受理件数は累計1,058件。

○ 不法投棄等通報協力体制の整備

不法投棄を早期に把握するため、各種団体等の協力を得て通報体制を整備している。

郵便局員（平成12年度～）、森林組合員（平成13年度～）、岐阜県森林施業協議会（平成16年度～）、中日本高速道路株式会社（平成17年度～）、中部電気保安協会岐阜支店（平成27年度～）、日本郵便株式会社（平成30年度～）及びセイノーホールディングス株式会社（令和5年度～）

2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用

(1) 不適正な土砂等の埋立て行為等の監視<環境管理課>

不適正な埋立行為等を早期に発見し、初動段階から迅速に対処するため、市町村と連携し、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく施工中の立入検査や定期的な監視パトロール等を実施した。

(2) 盛土規制に係る連携体制の構築<建築指導課>

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、令和3年10月に盛土規制に係る総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を環境管理課に設置した（令和6年4月から建築指導課へ移管）。

また、本庁と8つの地域ごとに「盛土規制に関する連携会議」を設置・開催し、市町村や警察も含めた関係機関の連携体制を構築している。

第3節 災害廃棄物・感染症への備え**1 災害廃棄物処理対策の推進****(1) 災害廃棄物の適正な処理体制の強化<廃棄物対策課>**

地震、水害等の災害時には、被災した住居から排出されるごみやがれき類、有害廃棄物、避難所ゴミ等の災害廃棄物が大量に発生する。また、道路の通行不能や、ごみ処理施設の被災によって、平常時と同様の収集・運搬、処分が困難となり、市町村の廃棄物処理が混乱することが予想される。

このような事態に備え、市町村において災害廃棄物の処理、仮置場の設置、分別の方法等について、あらかじめ処理計画を立てておくことが必要である。そこで、県では環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、県及び市町村担当者等を対象とした演習及び研修会等を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図っている。

2 感染症対策の推進**(1) 県民及び事業者に対する廃棄物の処理方法等に関わる注意事項の周知<廃棄物対策課>**

廃棄物処理は県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な業務であり、感染症拡大時においても事業を継続する必要がある。感染症に係る廃棄物として、医療機関等から排出される感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物があり、廃棄物処理が滞り、医療機関等から排出される廃棄物と一般家庭から排出されるごみが適正に処理されていないと、生活環境の保全上の支障となる。

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に従い、必要な感染防止策を適切に実施することで、廃棄物処理に由来した感染を防ぎつつ処理することができるため、同マニュアル等に沿った廃棄物処理の適正な確保について周知した。

(2) 感染症の流行に対応した市町村業務継続計画の策定支援<廃棄物対策課>

感染拡大に伴い、作業員の感染などの廃棄物処理を継続する上でのリスクが懸念されたため、そのような状況下でも廃棄物処理を適正かつ安定的に継続できるように、市町村や一部事務組合に「一般廃棄物処理事業継続計画」の策定を依頼した。

第3章 美しく豊かな環境との共生

第1節 地域循環共生圏の創出支援

1 地域循環共生圏の取組の推進

(1) 地域循環共生圏のモデル事業支援<廃棄物対策課>

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し、支え合い、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創造を促進するため、その仕組みづくりを支援した。

第2節 自然環境の保全及び活用

1 環境影響評価制度の的確な運用

(1) 環境影響評価制度の的確な運用<環境管理課>

○ 「岐阜県環境影響評価条例」

無秩序な開発などにより自然環境の破壊や公害が発生するとその対策に多くの年月と多額の費用を要するばかりでなく、原状まで回復することが困難となる場合もある。

そこで、大規模な開発事業を行う場合には、自然環境の破壊や公害の発生を未然に防止し、開発と環境との調和を図ることが極めて重要となるため、その手段として環境影響評価（環境アセスメント）制度が設けられている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう導くものである。

平成9年6月には、その成立が長年の懸案であった「環境影響評価法」（以下「法」という。）が公布され、平成11年6月12日から施行された。この法の特徴としては、それまでの国の要綱等で運用されていた制度より早い段階で事業者が事業に関する情報を住民等に提供し、事業者の環境情報の形成に住民等が参加できる仕組みとするとともに、評価の項目を「環境基本法」で対象とする環境領域全般に拡大し、また、実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り低減する考え方を導入したことである。

本県においては、平成5年8月に「ゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱」、平成6年5月に「岐阜県環境影響評価要綱」を制定し、環境影響評価を漸次実施してきたが、総合的かつ統一的な環境影響評価制度とするため、平成7年3月に「岐阜県環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を制定、平成8年4月1日から施行した。その後、条例は法施行に伴い、その手続をより充実したものとするため、平成11年3月に一部改正し、平成11年6月12日から施行した。さらに、平成23年4月の法改正に伴い、法と条例との手続の整合を図る必要があること、平成11年の改正から10年以上が経過し、その間に行政手続への住民参画の推進等、行政手続を巡る状況が変化してきていることを踏まえ、平成24年12月に条例を一部改正し、平成25年4月1日に施行した。また、「岐阜県環境影響評価条例施行規則」について、平成27年8月に土地開発事業における要件の見直しのため一部改正し、同年9月1日に施行した。さらに、令和4年3月に高層工作物又は高層建築物の建設における要件の見直しのため一部改正し、同年3月1日に施行した。

「岐阜県環境影響評価条例」に基づく対象事業は、①土地開発事業、②道路の建設、③ダム又は放水路の建設、④堰の建設、⑤鉄道又は軌道の建設、⑥飛行場の建設、⑦廃棄物最終処分場の建設、⑧廃棄物処理施設の建設、⑨工場又は事業場の建設、⑩電気工作物の建設、⑪高層工作物又は高層建築物の建設の11種である。

対象事業については、資料5のとおりである。

また、調査・予測・評価を行うべき環境項目は、①大気質、②水質・底質・地下水、③土壌、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭、⑧廃棄物、⑨温室効果ガス、⑩電波障害、⑪日照障害、⑫地形・地質、⑬動物、⑭植物、⑮生態系、⑯触れ合い活動の場、⑰文化財、⑱景観の18項目である。

手続の概要は、資料6に示す。

なお、最近の環境影響評価の実施状況については、資料7のとおりである。

○ 「岐阜県地域環境保全指針」

・趣旨

開発を行う場合は環境への影響を少なくするだけでなく、環境への配慮を行うことが求められるため、県は開

発事業者が自主的に環境保全対策を実施し、開発時における雨水の地下浸透や自然エネルギーの利用等、環境にプラス効果となる対策を講じることによって、より快適な環境を創出することを目的とした「岐阜県地域環境保全指針」を策定し、平成6年5月から施行した。

この指針は、大規模な開発事業を対象として行われる環境影響評価とは異なり、比較的小規模な開発事業から、環境保全及び環境配慮が行われることを念頭に置いている。

・内容

この指針は、環境配慮の手順と環境配慮事項を定めた開発事業を行う際のガイドラインである。

①対象事業

県事業 … 開発面積5ha以上、道路・河川延長5km以上、ダムの湛水面積50ha以上の開発事業
民間事業 … 開発面積5ha以上の開発事業

②環境配慮事項

開発事業者が、開発にあたり実施すべき環境配慮の内容について、総括的、環境要素別、事業別、地域別に環境配慮事項を定めている。

2 自然と共生した川づくり

(1) 河川環境整備等の取組<河川課>

ベストリバー事業などにより、水生生物の生息環境、親水、景観、河川空間利用に配慮した川づくりを推進している。

また、「きれいな水が流れている川」、「緑があり自然と親しめる川」にするため、住民による河川敷清掃等河川美化活動を進めている。

○ 自然と共生した川づくり

河川が本来もつ自然環境を復元するため、現在、すべての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施している。

例えば、川の瀬、淵、河畔林といった河川環境を保全するために、これまでの定規断面（台形等）によらない河道計画の立案、石等の自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用等環境に配慮して工事を実施している。

なお、植生の回復を図る際には、在来種を回復させるため、現地発土を護岸ブロックの中詰材や覆土に使用している。

○ 河川工事に伴う環境対策

工事前に工事区間内に取り残された魚類等の生物を保護するとともに、護岸等の設計に反映できるよう生物の生息状況の事前調査に取り組んでいる。

また、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民、県土木事務所職員をメンバーとしたベストリバー推進グループを設置し、計画から施工まで地域に適した川づくりを推進している。

○ 高須輪中水草対策

海津市内の大江川、東大江川、福江川、中江川では、以前からホテイアオイ、ボタンウキクサが異常に繁茂し、出水時に排水機に詰まる等の被害が発生していた。また、腐敗による水質の悪化や景観への悪影響、河川利用者からの苦情等もあり、地域住民や漁協、市、県で水草監視通報ネットワークを構築し、住民と協働による対策を実施している。

大江川では平成22年8月にアオコが発生、腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐ等、近年、河川環境面で問題が発生している。そのため、「清流の国ぎふ」づくりの一環として、学識経験者や行政機関等による「清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会」において意見交換を行いながら水質浄化対策の検討を進め、アオコ発生時にはフィルター材による除去や高圧水による攪拌対策を実施している。

(2) 自然環境に配慮した砂防事業の推進<砂防課>

近年の環境意識の高まりを受けて、溪流の連続性が確保できる鋼製スリットえん堤を採用する等、生態系との調和を目指し、自然環境に配慮した砂防事業を実施している。

(3) 自然の水辺復活プロジェクトの推進<技術検査課><河川課>

建設工事により多様な生物の生息環境が減少・消滅することを回避するため、行政や民間の現場技術者等へ自然共生の重要性を啓発すると共に、自然環境の創出が可能な工法の分析・評価・対策・データ蓄積を進めるために、

産学民官が連携して次の施策を実施している。

- ・岐阜県自然共生工法研究会の主催により、産学民官が対等な立場で連携する研究発表会、現地見学会、勉強会等を開催
- ・岐阜県自然工法管理士2,556名を認定（令和5年度末時点）
- ・各現場で実施した自然共生への取組（工法等）について分析・評価し、所要の対策を検討した上で、その知見を他の現場に反映

3 自然公園の保全及び活用

(1) 自然公園の概要<環境生活政策課>

○ 指定状況

県内には「中部山岳国立公園」、「白山国立公園」の2箇所の国立公園をはじめとして、国定公園2箇所、県立自然公園15箇所、計195,093haの自然公園が指定されている。

また、社会情勢の変化、それに伴う自然環境、景観の変化をふまえ、順次、自然公園の再検討（見直し作業）を行い、公園計画の所要の改訂を行っている。

○ 各種行為の規制

自然公園の風致景観を保護するため、「自然公園法」及び「岐阜県立自然公園条例」に基づき、自然公園の区域内に、特別地域、特別保護地区を指定している。

これらの地域における一定の行為は、環境大臣又は知事の許可を受けなければならないものとされており、また、これらの地域以外の地域（普通地域）についても、一定の行為は、環境大臣又は知事に事前に届出を行うこととされている。

○ 保護の体制

本県では、自然保護員13名を配置し、自然公園内の風致景観を保護している。また、国においても、自然公園指導員の制度を設けているほか、中部山岳国立公園に平湯管理官事務所を設置し、現地の保護体制の充実に努めている。

○ 施設整備

自然公園の適正な利用を図るため年々利用施設の整備を進めており、令和5年度においては中部山岳国立公園の平湯・乗鞍岳線道路改修工事、中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター改修工事等を実施した。

表2-3-1 自然公園の状況

（令和6年3月末現在）

区 分	公 園 計 画		特 別 地 域				普 通 地 域	
			特別保護地区		左の地区以外			
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
国立公園	38,236	(19.6) 100	14,647	38.3	19,182	50.2	4,407	11.5
国定公園	34,632	(17.8) 100	38	0.1	31,934	92.2	2,660	7.7
県立自然公園	122,225	(62.6) 100	0	0.0	13,134	10.7	109,091	89.3
計	195,093	100	14,685	7.5	64,250	32.9	116,158	59.6

備考) 1 県環境生活政策課調べ

2 ()内は計に対する構成比を示す。

表2-3-2 自然公園内における行為許可・届出の状況

区 分	工作物の新増築 (件)	鉱物の採掘土石 の採取(件)	木竹の伐採 (件)	土地の形状の変更 (件)	その他 (件)	計 (件)
令和5年度	国立公園	34	0	0	2	50
	国定公園	98	15	10	16	146
	県立自然公園	51	27	4	6	94
	計	183	42	14	24	290
令和4年度	195	44	19	22	25	305
令和3年度	318	57	53	17	46	491
令和2年度	317	72	77	12	31	509

備考) 県環境生活政策課調べ

表2-3-3 自然公園の利用施設の整備状況

(令和5年度)

公園名	市町村名	事業内容	事業区分	施行主体
中部山岳国立公園	高山市	平湯・乗鞍岳線道路改修工事	公共	岐阜県
		中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター改修工事	公共	岐阜県
		平湯園地休憩舎デッキ撤去等工事	県単	岐阜県
揖斐関ヶ原養老国定公園	養老町	標識改修等工事	公共	岐阜県
中部北陸自然歩道	高山市	歩道改修工事	公共	高山市
	飛驒市	歩道改修工事	公共	飛驒市
	下呂市	標識撤去工事	県単	岐阜県
	白川町	歩道改修工事	公共	白川町
東海自然歩道	瑞浪市	公衆便所改修工事	公共	瑞浪市
	瑞浪市	歩道改修工事	公共	瑞浪市
	恵那市	歩道改修工事	公共	恵那市
	垂井町	歩道改修工事	公共	垂井町
	関ヶ原町	公衆便所改修工事	県単	岐阜県

備考) 県環境生活政策課調べ

図2-3-1 自然公園の位置図

国立公園

- ①中部山岳
- ②白山

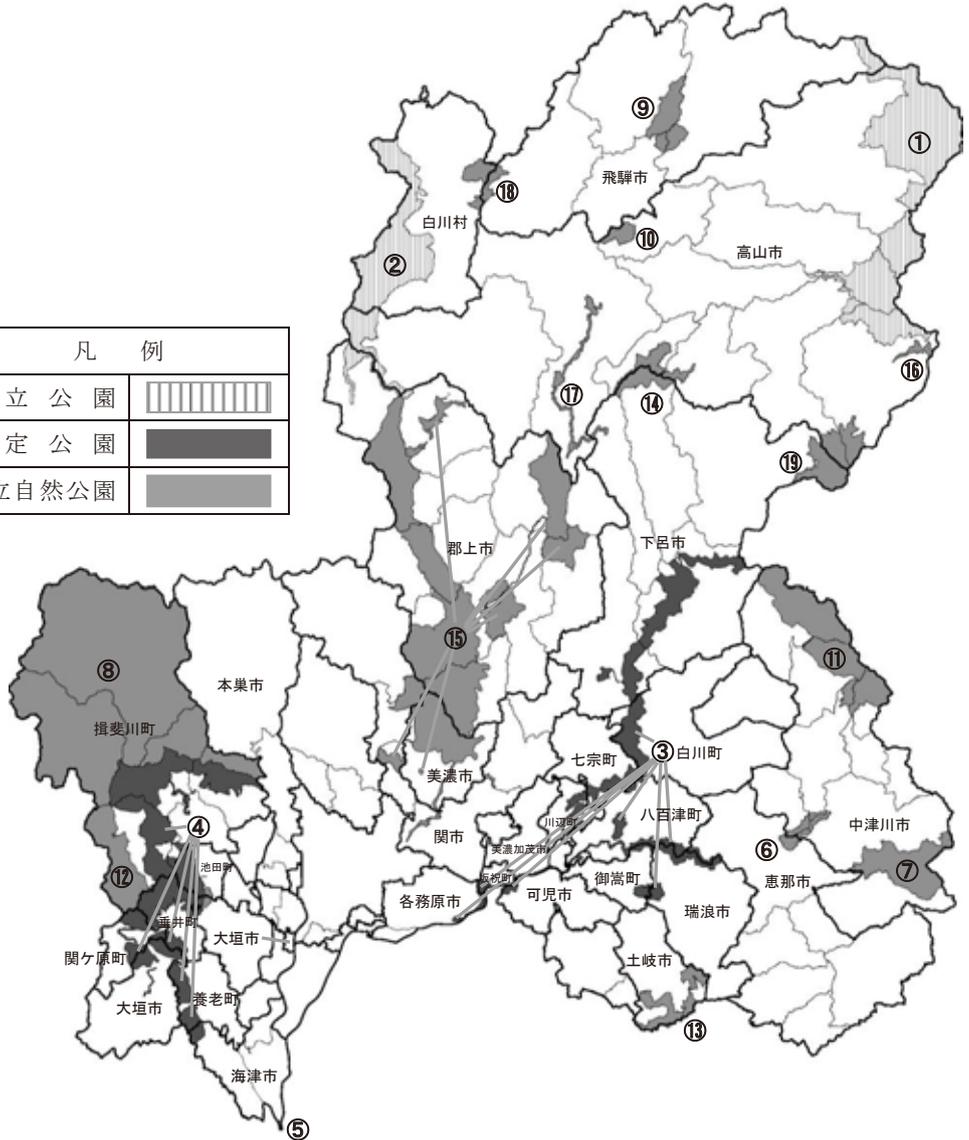
国定公園

- ③飛騨木曾川
- ④揖斐関ヶ原養老

県立自然公園

- ⑤千本松原
- ⑥恵那峡
- ⑦胞山
- ⑧揖斐
- ⑨奥飛騨数河流葉
- ⑩宇津江四十八滝
- ⑪裏木曾
- ⑫伊吹
- ⑬土岐三国山
- ⑭位山舟山
- ⑮奥長良川
- ⑯野麦
- ⑰せせらぎ溪谷
- ⑱天生
- ⑲御嶽山

凡 例	
国立公園	
国定公園	
県立自然公園	



備考) 県環境生活政策課調べ

表2-3-4 県内の国立・国定公園・県立自然公園の一覧

区分	位置図番号	公園名 (当初指定年月日)	関係(県)市町村	公園の特性	面積 (ha)
国立公園	①	中部山岳 (S9.12.4)	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,323) 24,219
	②	白山 (S37.11.12)	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、白川村、高山市	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017
国定公園	③	飛騨木曾川 (S39.3.3)	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、 各務原市、可児市、下呂市、 坂祝町、川辺町、七宗町、八 百津町、御嵩町、白川町	木曾川、飛騨川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413
	④	揖斐関ヶ原 養老 (S45.12.28)	大垣市、本巣市、海津市、養 老町、垂井町、関ヶ原町、揖 斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、 池田山、養老山系の自然美	20,219
計			4箇所		72,868

区分	位置図 番号	公園名 (当初指定年月日)	関係(県)市町村	公園の特性	面積 (ha)	
県 立 自 然 公 園	⑤	千本松原 (S29.9.14)	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42	
	⑥	恵那峡 (S29.9.14)	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505	
	⑦	胞山 (S29.9.14)	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027	
	⑧	揖斐 (S31.4.20)	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834	
	⑨	奥飛騨数河流葉 (S35.8.30)	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959	
	⑩	宇津江四十八滝 (S35.8.30)	高山市	滝を中心とする景観美	800	
	⑪	裏木曾 (S38.1.22)	中津川市	御岳西側の森林峡谷美	11,654	
	⑫	伊吹 (S42.3.17)	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450	
	⑬	土岐三国山 (S44.4.1)	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516	
	⑭	位山舟山 (S44.4.1)	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656	
	⑮	奥長良川 (S44.4.1)	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122	
	⑯	野麦 (S47.4.1)	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428	
	⑰	せせらぎ溪谷 (H8.4.1)	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における溪谷美	1,318	
	⑱	天生 (H10.4.1)	飛騨市、白川村	原生林、溪谷を中心とした山岳景観	1,638	
	⑲	御嶽山 (H11.4.1)	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276	
	計			15箇所		122,225
	自然公園合計			19箇所		195,093

備考) 県環境生活政策課調べ

(2) 中部山岳国立公園の魅力増進に向けた取組推進<環境生活政策課>

中部山岳国立公園とその周辺地域への誘客拡大のため、ホームページ・SNSで地域の情報を発信するとともに、豊かな自然観光資源を活用した自然体験プログラム等を実施した。

(3) 自然公園の風致景観の保護及び計画的な整備・補修<環境生活政策課>

自然公園の優れた風致景観を保護するため、法令に基づき県民や事業者が行う各種行為の規制を行うとともに、自然保護員13名を配置し、各圏域の保護体制の確保を図っている。また、自然公園が安全かつ快適に利用できるよう、令和5年度は中部北陸自然歩道及び東海自然歩道の改修工事等を実施した。

4 自然とふれあう機会の充実・サステイナブル・ツーリズムの推進

(1) サステイナブル・ツーリズムの推進<観光国際政策課>

本県では、初心者から上級者まで様々なコースの滝巡りが楽しめる「小坂の滝めぐり」、広大な森林地帯であり、

自然環境保全を前提としながら大自然の素晴らしさを体感できる「乗鞍山麓 五色ヶ原の森」、ミズバショウ、ニッコウキスゲ等が咲き誇る湿原や、ブナ、カツラ等が林立する原生林など特徴ある植生が残る「天生県立自然公園と三湿原回廊」（いずれも「岐阜の宝もの」に認定）など、「清流の国ぎふ」を象徴する魅力にあふれた自然資源の保護・保全と観光活用の両輪で持続可能な取組を支援している。

また、これらの魅力を国内外に広くPRし、誘客促進及び観光消費額の拡大を図っている。

令和5年度は、中部山岳国立公園などの飛騨の自然観光資源を中心に、山岳メディアやYouTuberと連携したプロモーションやスタンプラリーなどの誘客キャンペーンを実施した。

また、持続可能な観光地域づくりを進めるため、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に基づき地域が取り組む持続可能な観光地域づくりを支援した。さらに、サステイナブル・ツーリズムの国際指標を取り入れた独自基準により、世界から選ばれる旅先となることが期待できる地域・観光プログラムを「NEXT GIFU HERITAGE ～岐阜未来遺産～」として、「飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり～」、「恵那岩村の山城・城下町と農村景観めぐり」の2件を認定し、国内外に向け、魅力を発信するとともに認定地域が取り組む受入環境整備を支援した。

(2) グリーンツーリズムの推進<農村振興課>

グリーンツーリズムは、農山漁村において豊かな自然、文化・伝統とのふれあい・交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。平成29年に田園回帰志向の高まりやインバウンド、農泊ビジネスへの対応など、グリーンツーリズムを取り巻く環境変化に対応するため、「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会が設立され、県では、推進協議会の取組を支援するなど、連携してグリーンツーリズムを推進している。

また、グリーンツーリズムインストラクターなどによる農林漁業体験、地域食材を使った料理の提供などを行う施設を「岐阜県農林漁業体験施設」として登録し、情報発信を行っている。

(3) ONSEN・ガストロノミーウォーキングの推進<環境生活政策課>

温泉を拠点に「食」「自然」「文化・歴史」などの地域資源を活かした地域活性化や誘客につなげる取組である ONSEN・ガストロノミーウォーキングの県内普及を図るため、イベントを開催する団体に対しPR経費等開催に要する経費の一部を支援した。

(4) ワークーションの実現可能性に関する調査・検討の推進<農村振興課>

農村地域でのワークーションを推進するため、「ぎふの農村ならでは」の体験メニューと地域貢献を目的としたボランティアメニューを組み合わせた滞在型プログラムである「GIFU-D0農泊」プランを10プラン作成した。

(5) 森林サービス産業の推進<森林活用推進課>

森林空間を「健康」「教育」「観光」等の多様な分野で活用し、山村地域における新たな雇用と収入機会、関係人口の創出を図る取組である森林サービス産業の発掘・育成を図るため、令和5年1月に設立された「ぎふ森のある暮らし推進協議会」と連携した支援を行った。

5 長良川システムの保全・活用・継承

(1) 長良川システムの価値を伝える活動等の推進<里川・水産振興課>

平成27年12月に、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産に認定された。これを記念して7月第4日曜日を「G I A H S 鮎の日」として制定し、世界農業遺産や長良川システムの意義の理解と清流の象徴である鮎に対する関心を高める取組を進めることとした。

今後、「清流長良川の鮎」を将来にわたり保全・活用・継承していくための取組を着実に進める。

図2-3-2 長良川システム



6 持続可能な農業の推進

(1) 環境に配慮した営農活動の普及推進<農産園芸課>

○ GAP（農業生産工程管理）導入の推進

食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業現場における生産工程をリスク管理し、適正な農業経営に改善する「ぎふ清流GAP評価制度」の認証取得を推進し、GAP指導員を育成（累計201名）するとともに、農業者・産地に対する丁寧なサポートを実施することで、令和5年度は33農場を認証した。

7 棚田を核とした地域振興

(1) 指定棚田地域の活動計画認定支援<農村振興課>

県土の保全や水源かん養といった多面的機能を有する棚田を核とした地域振興のため、指定棚田地域振興協議会の活動計画の策定などを支援し、活動計画認定棚田数は29箇所（令和5年度末時点）となった。

(2) 農村の維持保全と関係人口の創出や移住・定住の推進<農村振興課>

農村地域の維持活動への都市住民などの参加を促進するため、ボランティアとして活動する意欲のある方を「ぎふの田舎応援隊」や「ぎふの棚田応援隊」として登録するとともに、令和5年度は農地の草刈り作業などの活動を52回開催し、延べ468人が参加した。

(3) 棚田地域の魅力や保全の必要性を学ぶ機会の創出<農村振興課>

棚田地域（1地域）のPR動画を作成し、SNS等を活用して魅力を発信するとともに、都市住民を対象とした棚田を体験し理解するツアープログラム（1プログラム）を造成した。

8 林業の担い手確保

(1) 新たな担い手確保の推進<森林経営課>

林業の就業相談から技術習得までを一貫して支援する「森のジョブステーションぎふ」を中心に、東京・大阪・名古屋で開催された「森林の仕事ガイダンス」等に参加するとともに、毎月、定期的に林業就業オンライン相談会を開催するなど、UIJターン希望者や転職希望者に対して、林業のPRや就業相談を行った。

また、県外から県内に移住し、林業に就業した単身者12名に対し移住先市町村との連携により移住支援金を給付

美しく豊かな環境との共生

するとともに、外国人材の活用に向けて在留外国人が多い自治体等へ聴き取り調査を行うなど、新たな担い手確保の推進に努めた。

(2) スマート林業の推進<森林経営課>

林業の低コスト化、省力化及び労働負荷軽減のため、林業事業者等に対し林業機械の購入（4事業者）及びレンタル（16事業者）、並びにICTの導入（10事業者）を支援した。

第3節 生物多様性の保全

1 外来生物の防除

(1) 特定外来生物の防除<環境生活政策課>

県では、県内での定着が極めて稀、もしくは生息が確認されていないもので、人に危害を加える恐れのあるもの及び周辺環境への被害が甚大と思われる種を選定し、平成24年に「岐阜県緊急に防除すべき特定外来生物対応マニュアル」を策定した。令和2年11月からは、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、ハヤトゲフシアリ、ヒアリ類、コカミアリ、ハイイロゴケグモの6種について対応することとしている。

また、地域の生態系保全のため、地域住民と一体となって特定外来生物の防除等に取り組む市町村に対し、補助金（生態系保全市町村支援事業）を交付し支援した。

2 希少野生生物の保護

(1) 岐阜県レッドデータブックの改訂と保護区の指定<環境生活政策課>

本県においても、近年、人間の社会活動により、自然環境に様々な負荷をもたらしており、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念されている。そのため、県では、多くの研究者等の協力を得て、県内に生息している9,000種を越す動植物について絶滅の危険性を調査し、平成13年8月に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001—岐阜県レッドデータブック—」として取りまとめて公表した。その後、平成22年8月には最新の知見を取り入れた「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を公表した。

平成15年3月に、県民共通の財産である本県内に生息又は生育する希少野生生物を保護し、その絶滅を防止するため「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定した。

その後、平成15年11月に16種（両生類1種、魚類2種、植物13種）の希少野生生物とハリヨの保護区4箇所を指定し、平成17年3月にハリヨの保護区1箇所を追加指定した。令和4年1月にハクバサンショウウオを指定解除し、指定種は15種（魚類2種、植物13種）となった。

表2-3-5 岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物数

分類群	植物	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫類	貝類	合計
絶滅	0	0	0	0	0	4	0	4
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	243	7	5	2	8	28	6	299
絶滅危惧Ⅱ類	167	6	7	4	5	28	14	231
準絶滅危惧	109	8	21	4	14	77	14	247
情報不足	34	1	8	4	4	33	18	102
合計	553	22	41	14	31	170	52	883

表2-3-6 岐阜県レッドデータブックの 카테고리一定義

絶滅	県内では、すでに絶滅したと考えられる種	過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去50年の間に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去50年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧Ⅰ類	県内において、絶滅の危機に瀕している種	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
絶滅危惧Ⅱ類	県内において、絶滅の危険が増大している種	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	県内において、存続基盤が脆弱な種	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
情報不足	県内において、評価するだけの情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種

(2) 固有種の保全と傷病希少動物の治療等の実施<環境生活政策課>

国の特別天然記念物や本県の県鳥にも指定されているライチョウは、本州中部の高山帯にのみ生息する固有種であるが、近年生息数が減少しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されている。

本県では、県民にライチョウのことを知ってもらうこと、ライチョウが自然の中で安定的に生息していけることを目指して、平成31年3月に「岐阜県ライチョウ保護計画」を策定し、保護に向けた活動を実施している。

また、傷病等により保護された希少野生鳥獣を収容し、民間の専門機関において機能の回復を図り、自然界に放すことによって、希少野生鳥獣の種の保存を図るとともに、平成26年度には野生鳥獣リハビリセンターを開所し、軽度の傷病の治療や後期リハビリを同センターで実施している。

3 農地・里地里山の保全

(1) 豊かな農村環境の維持<農村振興課>

農地や農村環境を守る地域ぐるみでの共同活動を支援した。令和5年度の共同活動対象農地は28,405haとなった。

(2) 遊休農地対策<農村振興課>

遊休農地の増加は、病虫害の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物へ被害を及ぼすなど、地域の農業に悪影響を与えている。

このため、県では、中山間地域等直接支払を活用した発生抑制や、関係機関と連携した支援チームによる遊休農地の解消及び、営農再開支援を実施した。

○ 中山間地域等直接支払制度を活用した発生抑制

農業生産条件の不利な中山間地域での営農継続を図るため、令和5年度は9,169haの農地を支援した。

○ 支援チームによる遊休農地の再生支援

県、市町村、農業委員会、担い手農家等で構成される支援チームが、遊休農地の再生活動から営農再開までを一貫して支援した。令和5年度は9地区で134名が再生活動に参加した。

(3) 環境を重視した里山づくりの推進<森林活用推進課>

清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、県内各地で里山林整備事業を実施するとともに、環境への配慮と森林資源を活用した新たな里山再生手法の構築を目指して整備してきた環境保全モデル林の利活用について情報を周知した。

○ 里山林整備事業

令和4年度から里山林整備のメニューを地域住民の生活に密着した「危険木の除去」及び「バッファークーンの整備」に限定し、市町村等が県内各地で実施する里山林の整備を支援した（整備箇所数：90箇所）。

○ 環境保全モデル林の利活用情報の周知

各モデル林で実施するイベント等の計画を県HPに掲載し、環境保全モデル林の利活用について県民へ周知した。

4 環境保全林の整備

(1) 間伐等の支援

ア 計画的な間伐の推進<森林経営課>

主に公益的機能が低下し、早急に間伐が必要な森林などを含め、5,861haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林、溪畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

イ 針広混交林化に向けた間伐の促進<森林経営課>

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

令和5年度の環境保全林における間伐実施面積は1,462ha（間伐実施面積5,861haの内数）であった。

ウ 間伐材の利用促進<県産材流通課><森林経営課>

直材や曲がり材など間伐材の品質に応じた加工体制の整備を進めるとともに、住宅、公共施設等における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進した。

エ 緑の募金による県土緑化の推進<森林活用推進課>

緑の募金運動は、「緑の羽根募金」運動として昭和25年に開始された。なお、令和5年の募金額は54,042千円となっており、一部が各市町村に配分され、森林整備事業及び緑化推進事業に活用された。

オ 森林認証制度の普及<森林活用推進課>

県内の認証森林（SGECほか）は6団体、32,225ha（2,061haは重複取得）となっている。

カ 企業との協働による森林づくりの推進<森林活用推進課>

平成19年7月から、企業、市町村、地域住民等と県との協働による森林づくりに取り組み、令和6年3月末までに34件の協定が締結された。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の事業者による森林整備活動の促進に努めている。

5 野生鳥獣による被害防止

(1) 人と野生生物が共生する地域づくりの推進<環境生活政策課>

ア ツキノワグマによる被害を踏まえたゾーニングの設定

ツキノワグマによる農林業被害や人身被害の軽減を図るため、排除地域、緩衝地帯、コア生息地という3つの目的別に区画したゾーニングの設定手順をまとめたガイドラインを令和3年3月に作成し、市町村と共有を図った。

また、令和4年3月にツキノワグマ出没時の対応マニュアルを作成し、市町村や関係機関と共有を図るとともに、人身被害が多発した令和5年度には「ツキノワグマ出没警戒情報」を発令し、県民に注意喚起を行った。

表2-3-7 地域におけるゾーニング区分の考え方

ゾーニング区分	クマの生息	誘引物の除去などの対策	区分の判断基準	
			土地利用	住民からみた区分の位置づけ
排除地域	× 認めない	◎ 定期的実施	住宅地、住宅地周辺の農地や建物など	・常時、多くの人が暮らす場所
緩衝地帯	△ 一時利用 ^{注)} のみ認める	○ 状況に応じて実施	山際や、山に近い農地・住宅地から離れた山林内の建物など	・排除地域とコア生息地との境界付近 ・定期的または時季的に人が利用する場所
コア生息地	○ 認める	× 定期的には実施しない	住宅地から離れた山林など	・人の利用頻度は低く、クマの生息地として認識する場所

注) 一時利用とは移動時の経路や短時間の採餌行動を行うことを示す。

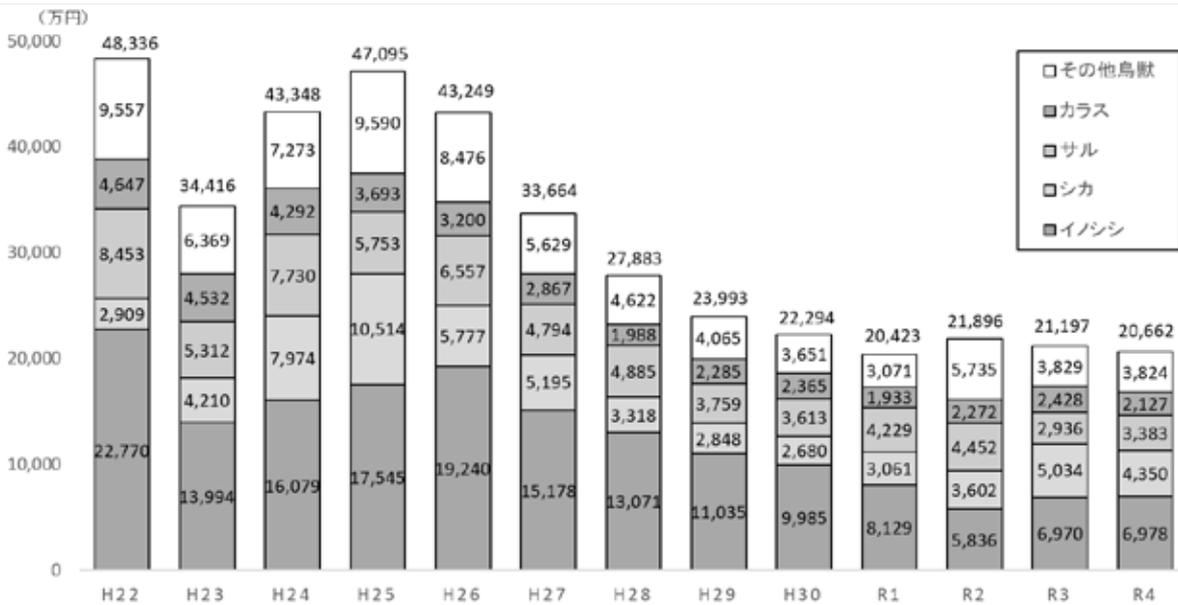
イ 野生鳥獣による農作物被害対策<農村振興課>

野生鳥獣による農作物被害額は、令和4年度に約2億660万円となった。

県では、平成23年1月に「岐阜県鳥獣被害対策本部」を、また各圏域に地域対策本部を設置し、野生鳥獣による農林水産物の被害や生活環境被害の軽減に向けた対策を進めてきた。

具体的な取組としては、平成27年度から各農林事務所に新たに「鳥獣被害対策専門指導員」を配置し、被害集落への支援体制を強化するとともに、市町村が行う防護柵設置（総延長約2,700km）や、ニホンジカの捕獲対策強化、地域住民が主体となったわな捕獲を中心とした捕獲体制整備の支援などを実施した。

図2-3-3 野生鳥獣による農作物被害額の推移



備考) 県農村振興課調べ

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の策定<環境生活政策課>

本県では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ニホンカモシカ及びツキノワグマについて、県内に分布する個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害などの軽減を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2の規定に基づき、第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

(3) 鳥獣被害対策に関する理解促進<環境生活政策課>

平成24年度から令和3年度に本県と岐阜大学が協定を結び、鳥獣対策に係る調査研究を目的とした寄附研究部門（鳥獣対策研究部門）を岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター内に設置した。

令和4年度には、寄附研究部門の成果を踏まえつつ、生物多様性保全の観点からの野生生物による被害対策の更なる加速・強化のため、野生生物の管理を推進するためのシンクタンク組織として、岐阜大学構内に「岐阜県野生動物管理推進センター」を本県と岐阜大学が共同で設置した。

野生動物管理推進センターでは、野生鳥獣管理に関するシンポジウム及び講習会を開催し、県民の鳥獣被害対策に関する理解につながる情報を発信した。

表2-3-8 野生鳥獣管理に関するシンポジウム及び講習会参加者数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	503	293	205

備考) 県環境生活政策課調べ

(4) 安全・安心なジビエの推進<農村振興課>

県では、平成25年に獣肉利活用に関する衛生ガイドラインとして「ぎふジビエ衛生ガイドライン」を策定した。

また、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に則して解体処理された獣肉を取り扱う事業者を登録する「ぎふジビエ登録制度」を創設(H27)し、安全・安心なぎふジビエの安定供給を図るため、解体処理施設の整備支援や、フェア開催等による消費拡大とPR活動を実施した。

※ジビエとは、フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと(農水省HP)

表2-3-9 りふジビエ登録制度による登録事業者数の推移

年度末	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
解体処理施設	16	19	26	26	29	27	26	26
食べられるお店	45	51	65	73	72	74	74	75
	県内	37	42	55	62	66	69	69
	愛知県	7	8	8	8	4	3	3
東京都	1	1	2	3	2	2	2	2
買えるお店	1	1	6	8	12	15	15	16
泊まれるお店	-	-	-	-	-	-	2	2
加工品製造所	0	1	2	2	2	2	2	2
合計	62	72	99	109	115	118	119	121

備考) 県農村振興課調べ

表2-3-10 りふジビエの年間取扱量の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
解体処理量(t)	10.0 (1.8)	20.1 (5.3)	18.1 (3.5)	21.7 (0)	24.5 (0)	29.3 (0.09)	27.7 (0.4)	30.2 (0.3)
処理頭数(頭)	1,001 (185)	2,387 (534)	2,168 (353)	2,707 (0)	3,060 (0)	3,661 (9)	3,460 (40)	3,766 (31)
捕獲頭数(頭)	22,798 (10,416)	30,081 (12,173)	24,777 (10,716)	17,026 (5,875)	27,128 (6,818)	26,151 (6,205)	27,382 (7,640)	24,788 (7,901)

備考) 1 県農村振興課調べ(捕獲頭数は環境生活政策課調べ)

2 イノシシとニホンジカの合計、()内はイノシシ分

(5) 新たな狩猟者の確保と技術の向上及び安全な狩猟の推進<環境生活政策課>

昭和50年代をピークに高齢化・減少を続ける狩猟者を増加させ、鳥獣被害の抑止力たる捕獲の担い手を育成するため、狩猟免許所持者の確保対策として、狩猟に興味のある方、狩猟免許取得を目指す方を対象にセミナーを開催した。

また、狩猟免許試験の土曜日開催（年3回）のほか、担い手確保講習会（わな猟・銃猟）などの各種講習会を開催するとともに、安全な狩猟や有害駆除の実施のため、岐阜県猟友会が狩猟者の技術向上等を目的として実施する事業に補助を行った。

(6) 防護柵の整備及び被害防止捕獲の一体的な推進とカワウ対策の強化<農村振興課>

野生鳥獣による農作物被害の防止を目的に、令和5年度は18市町村で約87kmの防護柵設置を支援。併せて各市町村が行う有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲の取組について支援した。

また、カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、令和5年度は23漁業協同組合及び4地域鳥獣被害防止対策協議会等が行う捕獲等事業を支援した。

併せて、県内の大規模コロニー（営巣地）において、シャープシューティングによる捕獲を行うとともに、県内河川でのカワウの飛来数やコロニー及びねぐらにおける生息羽数、大規模コロニーにおける生息動向調査を実施した。

第4章 安全・安心な生活環境の確保

第1節 水及び土壌の汚染防止

1 水環境の保全

(1) 公共用水域の概況<環境管理課>

県内の公共用水域は、伊勢湾に流入する木曾川（長良川、揖斐川を含む。）及び庄内川（土岐川）、三河湾に流入する矢作川、富山湾に流入する神通川（宮川）及び庄川並びに日本海に流入する九頭竜川の6水系に大別され、その概況は表2-4-1のとおりである。

河川は、地域の社会経済活動のみならず日常生活とも密接な関係を持っており、水道、水産、農業、工業、発電用水などとして広範囲に利用されているほか、優れた自然景観、身近な水辺環境を構成する上での重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が払われている。

表2-4-1 主要河川水系

水系名	主要河川名	河川数	延長 (km)	類型指定 河川数	類型指定 河川延長(km)
木曾川	木曾川、長良川、揖斐川	298	2,351	50	1,314
庄内川	庄内川(土岐川)	35	178	5	95
矢作川	矢作川	22	108	4	52
神通川	神通川(宮川)	48	479	7	251
庄川	庄川	32	199	1	48
九頭竜川	石徹白川	2	9	0	0
合計		437	3,324	67	1,760

備考) 1 県環境管理課、河川課調べ

2 河川数及び延長は1級河川のみである。

(2) 水質汚濁に係る環境基準<環境管理課>

ア 環境基準の水域類型の指定

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域における水質汚濁に関する環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものである（資料10）。

本県における生活環境の保全に係る環境基準の水域類型については、昭和45年9月に木曾川本川を指定して以来、主要な河川や水質汚濁が進行するおそれのある河川等について調査を行い、指定の必要性を検討した上で順次指定を行うとともに、水質改善施策の推進に伴い、水質改善がみられた水域等については、その見直しを行ってきた。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型については、県内では初めて平成21年度に国が木曾川、長良川、揖斐川の3本川7水域について指定した。

県では平成23年度から平成28年度に他の主要河川について順次調査を実施し、48河川7水域について類型を指定した。湖沼については、横山ダム貯水池、境川ダム貯水池に続き、令和3年4月1日に徳山ダムが類型指定された（資料27）。

イ 公共用水域及び地下水の監視測定

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視については、「水質汚濁防止法」第16条の規定により、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて水質の測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めている。

令和5年度において、公共用水域については、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川を中心に、122地点でカドミウム、シアン等の健康項目及びpH、BOD等の生活環境項目等の水質測定を行った。

また、木曾川、長良川及び揖斐川水域の6地点では、表2-4-2に示す管理機関が自動測定を行った。

このほか、3河川の3地点においてPCB等の底質調査を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料25）。

地下水については、75地点の井戸において、環境基準項目の水質調査を実施するとともに、67地点の井戸にお

いてモニタリング調査、2地点の井戸において汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料26）。

表2-4-2 水質自動測定所の設置状況

（令和6年3月末現在）

河川名	測定所等名	設置場所	設置年度	管理機関	測定項目
木曽川	国土交通省木曽川橋水質自動監視所	羽島郡笠松町長池	昭和46	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、電気伝導度、COD
長良川	国土交通省大藪大橋水質自動監視所	羽島市堀津町	平成5	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省南濃大橋水質自動監視所	羽島市桑原町東方	昭和45	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省東海大橋水質自動監視所	海津市海津町大和田	平成5	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、電気伝導度、COD、クロロフィルa
	国土交通省長良川大橋水質自動監視所	愛知県愛西市立田町	平成6	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
揖斐川	国土交通省海津水質自動監視計	海津市海津町西小島	昭和47	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、電気伝導度、COD、塩化物イオン

備考) 県環境管理課調べ

ウ 水環境の概況

県内の公共用水域及び地下水の水環境の状況を把握するため、令和5年度は、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川（資料27）を中心に、70河川において水質調査122地点、底質調査3地点、湖沼において水質調査を4地点で実施した。（表2-4-3、図2-4-1）。

表2-4-3 公共用水域の水質測定地点数と実施機関

○河川

（令和5年度）

水 域 名	河川数	測 定 地点数	実施機関			
			水質調査			底質調査 ^(注)
			岐阜県	中部地整	岐阜市	岐阜市
木 曾 川	15	32	28	4		
長 良 川	26	42	14	7	21	3
揖 斐 川	12	19	11	8		
庄内川（土岐川）	5	9	7	2		
神通川（宮川）	7	11	11			
矢 作 川	4	6	5	1		
庄 川	1	3	3			
計	70	122	79	22	21	3

注) 底質調査は水質調査と同じ地点で実施

○湖沼

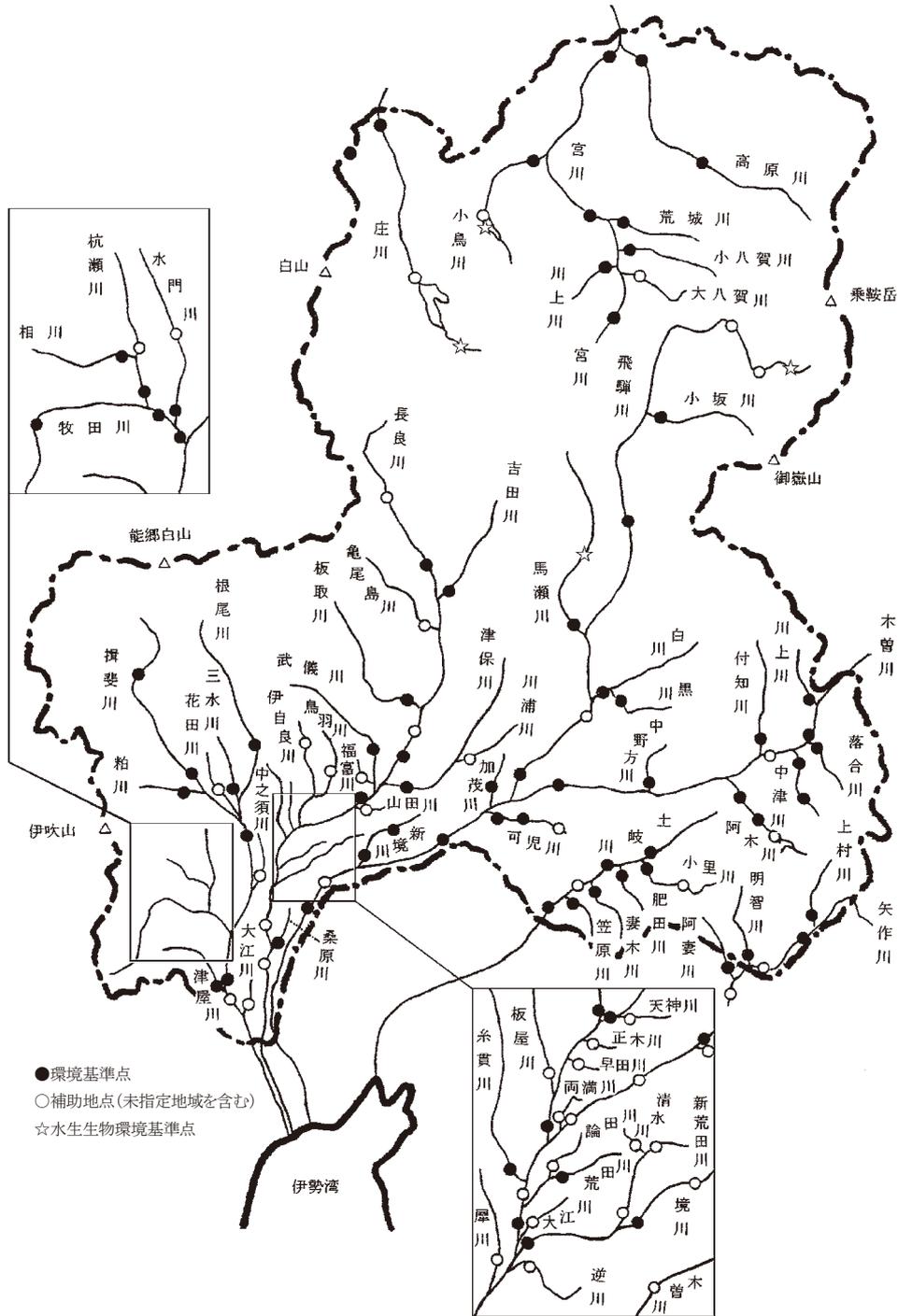
（令和5年度）

水 域 名	測 定 地点数	実施機関		
		水質調査		
		岐阜県	中部地整	富山県
横山ダム貯水池（奥いび湖）	1		1	
境川ダム貯水池（桂湖）	2			2
徳山ダム貯水池	1	1		
計	4	1	1	2

備考) 1 県環境管理課調べ

2 中部地整：国土交通省中部地方整備局

図2-4-1 公共用水域の水質調査地点（令和5年度）



備考) 県環境管理課調べ

エ 河川水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について設けられている（資料10）。

○ 健康項目

人の健康の保護に関する項目についての環境基準は、カドミウム等の重金属、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、シマジン等の農薬など全部で27項目について、全水域に一律に適用される基準値が定められている（ふっ素、ほう素については、海域には適用しない）。

令和5年度は、84地点において採水し分析した結果、すべての地点が環境基準に適合していた（表2-4-4）。

表2-4-4 健康項目の環境基準の適合状況（河川）

（令和5年度）

項目	検体数等	岐 阜 県			全国（R4年度）		
		調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A （%）	調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A （%）
カドミウム		52	0	0	2,992	2	0.07
全シアン		53	0	0	2,694	0	0
鉛		69	0	0	3,128	1	0.03
六価クロム		57	0	0	2,743	0	0
砒素		71	0	0	3,121	24	0.77
総水銀		50	0	0	2,855	0	0
アルキル水銀		1	0	0	546	0	0
PCB		53	0	0	1,845	0	0
ジクロロメタン		58	0	0	2,626	0	0
四塩化炭素		58	0	0	2,607	0	0
1,2-ジクロロエタン		58	0	0	2,621	1	0.04
1,1-ジクロロエチレン		58	0	0	2,615	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン		58	0	0	2,615	0	0
1,1,1-トリクロロエタン		58	0	0	2,632	0	0
1,1,2-トリクロロエタン		58	0	0	2,619	0	0
トリクロロエチレン		58	0	0	2,652	0	0
テトラクロロエチレン		58	0	0	2,654	0	0
1,3-ジクロロプロペン		54	0	0	2,676	0	0
チウラム		54	0	0	2,585	0	0
シマジン		54	0	0	2,584	0	0
チオベンカルブ		54	0	0	2,575	0	0
ベンゼン		55	0	0	2,621	0	0
セレン		54	0	0	2,602	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		61	0	0	3,128	2	0.06
ふっ素		58	0	0	2,621	15	0.57
ほう素		53	0	0	2,490	0	0
1,4-ジオキサン		55	0	0	2,527	0	0
全体		84	0	0	3,837	44	1.15

備考) 県環境管理課調べ

○ 生活環境項目

・環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域にAAからEまでの類型を指定し、類型ごとにpH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）及び大腸菌数の5項目についての基準値が定められている。

令和5年度は、木曾川等7本川44支川の水域類型を指定している69の水域を中心に122地点で水質測定を実施した。このうち、水域類型を指定している102地点におけるBOD等5項目に関する延べ4,538検体の環境基準に対する適合率は、表2-4-5のとおり全体の98.3%であった。

表2-4-5 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（河川）（令和5年度）

区分	年度	AA		A		B		C		計	
		環境基準適合数※1	適合率(%)	環境基準適合数※1	適合率(%)	環境基準適合数※1	適合率(%)	環境基準適合数	適合率(%)	環境基準適合数※1	適合率(%)
		総検体数※2		総検体数※2		総検体数※2		総検体数		総検体数※2	
pH	R4	268	99.3	487	99.6	161	97.6	181	98.9	1,097	99.1
		270		489		165		183		1,107	
	R5	271	100.0	490	100.0	166	98.8	183	99.5	1,110	99.7
		271		490		168		184		1,113	
DO	R4	282	100.0	484	99.0	165	100.0	182	99.5	1,113	99.5
		282		489		165		183		1,119	
	R5	270	99.6	480	98.0	168	100.0	183	99.5	1,101	98.9
		271		490		168		184		1,113	
BOD	R4	239	88.5	486	99.4	159	96.4	169	92.3	1,053	95.1
		270		489		165		183		1,107	
	R5	261	97.4	488	99.6	163	97.0	178	96.7	1,090	98.2
		268		490		168		184		1,110	
SS	R4	270	100.0	483	98.8	165	100.0	183	100.0	1,101	99.5
		270		489		165		183		1,107	
	R5	271	100.0	488	99.6	166	98.8	183	99.5	1,108	99.6
		271		490		168		184		1,113	
大腸菌数	R4	5	19.2	38	80.9	14	87.5	—	—	57	64.0
		26		47		16		—		89	
	R5	5	19.2	34	72.3	14	87.5	—	—	53	59.6
		26		47		16		—		89	
計	R4	1,064	95.2	1,978	98.8	664	98.2	715	97.7	4,421	97.6
		1,118		2,003		676		732		4,529	
	R5	1,078	97.4	1,980	98.7	677	98.4	727	98.8	4,462	98.3
		1,107		2,007		688		736		4,538	

備考) 県環境管理課調べ

※1 大腸菌数においては、「環境基準適合地点数」と読み替える

※2 大腸菌数においては、「測定地点数」と読み替える

・BODの環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるBODについて、水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

【BOD】

BODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データを、小さいものから順に並べ0.75×n番目（nはデータ数）のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、表2-4-6及び表2-4-7のとおり、令和5年度におけるBODの達成率は97.1%となっている。

表2-4-6 BODの水域類型別の環境基準の達成状況

類型 (ランク)	基準値 (mg/L)	令和3年度		令和4年度		令和5年度		全国河川の 達成率 (R4年度)
		達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	
AA	1以下	19 20	95.0%	19 20	95.0%	20 20	100.0%	92.0%
A	2以下	27 27	100.0%	27 27	100.0%	27 27	100.0%	92.1%
B	3以下	11 11	100.0%	11 11	100.0%	10 11	90.9%	92.5%
C	5以下	10 11	90.9%	10 11	90.9%	10 11	90.9%	92.7%
D	8以下	—	—	—	—	—	—	95.8%
E	10以下	—	—	—	—	—	—	95.0%
計		67 69	97.1%	67 69	97.1%	67 69	97.1%	92.4%

備考) 県環境管理課調べ

表2-4-7 BODの水域別の環境基準の達成状況(河川)

区分	水域名	木曾川	長良川	揖斐川	庄内川 (土岐川)	矢作川	神通川 (宮川)	庄川	計
令和 4年度	達成水域数	22	14	12	6	4	8	1	67
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率	100.0%	93.3%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%
	未達成水域名	—	糸貫川 C	粕川 AA	—	—	—	—	—
令和 5年度	達成水域数	22	14	12	6	4	8	1	67
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率	100.0%	93.3%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%
	未達成水域名	—	糸貫川 C	津屋川 B	—	—	—	—	—

備考) 県環境管理課調べ

○ 水生生物保全に係る環境基準の達成率

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物A、生物特A、生物B及び生物特Bの4つの類型を指定し、類型ごとに全亜鉛等の3項目についての基準値が定められている。

令和5年度は、木曾川等7本川44支川の水域類型を指定している62水域のうち、60水域83地点で水質測定を実施した。水生生物保全に係る環境基準の達成の適否は、環境基準地点ごとにすべての項目について、年間平均値が環境基準を満足するか否かで判定するが、令和5年度においては全ての環境基準地点で環境基準を達成した(表2-4-8)。

表2-4-8 水域別生物類型別の水生生物保全に係る環境基準の達成状況（河川）

区分	年度	生物A		生物特A		生物B		生物特B		計	
		達成水域数	達成率 (%)								
		総水域数		総水域数		総水域数		総水域数		総水域数	
木曽川	R4	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
	R5	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
長良川	R4	4	100.0	1	100.0	7	100.0	0	—	12	100.0
		4		1		7		0		12	
	R5	4	100.0	1	100.0	7	100.0	0	—	12	100.0
		4		1		7		0		12	
揖斐川	R4	4	100.0	0	—	7	100.0	0	—	11	100.0
		4		0		7		0		11	
	R5	4	100.0	0	—	7	100.0	0	—	11	100.0
		4		0		7		0		11	
庄内川 (土岐川)	R4	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
	R5	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
矢作川	R4	4	100.0	0	—	0	—	0	—	4	100.0
		4		0		0		0		4	
	R5	4	100.0	0	—	0	—	0	—	4	100.0
		4		0		0		0		4	
神通川 (宮川)	R4	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
	R5	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
庄川	R4	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
	R5	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
計	R4	25	100.0	12	100.0	23	100.0	0	—	60	100.0
		25		12		23		0		60	
	R5	25	100.0	12	100.0	23	100.0	0	—	60	100.0
		25		12		23		0		60	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 総水域数は、調査を実施した水域数を指す。

・底質調査

3河川の3地点において、令和5年度に調査を実施した結果は、令和4年度と同程度であり、特に問題となる数値はみられなかった（資料25）。

オ 湖沼水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、河川と同様、健康項目と生活環境項目について設けられている（資料10）。

○ 健康項目

令和5年度は、27項目について2地点で採水し分析した結果、両地点で、環境基準を達成した（表2-4-9）。

表2-4-9 健康項目の環境基準の適合状況（湖沼）（令和5年度）

項目	岐阜県			全国（R4年度）		
	検体数等 調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)	調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)
カドミウム	1	0	0	256	0	0
全シアン	1	0	0	228	0	0
鉛	1	0	0	257	1	0.39
六価クロム	1	0	0	232	0	0
砒素	1	0	0	258	2	0.78
総水銀	1	0	0	242	0	0
アルキル水銀	1	0	0	60	0	0
P C B	1	0	0	158	0	0
ジクロロメタン	2	0	0	207	0	0
四塩化炭素	2	0	0	205	0	0
1,2-ジクロロエタン	2	0	0	207	0	0
1,1-ジクロロエチレン	2	0	0	206	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	2	0	0	206	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	2	0	0	212	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	2	0	0	206	0	0
トリクロロエチレン	2	0	0	216	0	0
テトラクロロエチレン	2	0	0	216	0	0
1,3-ジクロロプロペン	2	0	0	212	0	0
チウラム	1	0	0	214	0	0
シマジン	1	0	0	213	0	0
チオベンカルブ	1	0	0	213	0	0
ベンゼン	2	0	0	208	0	0
セレン	1	0	0	207	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	0	378	0	0
ふっ素	2	0	0	222	0	0
ほう素	2	0	0	213	0	0
1,4-ジオキサン	1	0	0	210	0	0
全体	2	0	0	413	3	0.73

備考) 県環境管理課調べ

○ 生活環境項目

・環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、湖沼の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域

にAAからCまでの類型を指定し、類型ごとにpH、DO、COD、SS及び大腸菌数の5項目について基準値が定められている。また、同様に各水域にIからVまでの類型を指定し、類型ごとに全窒素、全燐の2項目について基準値が定められている。

令和5年度は、水域類型を指定している4地点で水質測定を実施したところ、COD等5項目に関する延べ220検体の環境基準に対する適合率が、表2-4-10のとおり全体の93.6%であり、全燐についての適合率は100%であった。なお、全窒素については、本県の4地点には環境基準は適用されていない。

表2-4-10 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（湖沼）

区分	年度	A		区分	年度	II		III		計	
		環境基準適合数※1	適合率(%)			環境基準適合数	適合率(%)	環境基準適合数	適合率(%)	環境基準適合数	適合率(%)
		総検体数※2				総検体数		総検体数		総検体数	
pH	R4	52	96.3	全燐	R4	22	100.0	12	100.0	34	100.0
		54				22		12		34	
	R5	51	94.4		R5	16	100.0	12	100.0	28	100.0
		54				16		12		28	
DO	R4	44	81.5	備考) 県環境管理課調べ							
		54		※1 大腸菌数においては、「環境基準適合地点数」と読み替える							
	R5	45	83.3	※2 大腸菌数においては、「測定地点数」と読み替える							
		54									
COD	R4	54	100.0								
		54									
	R5	54	100.0								
		54									
SS	R4	48	88.9								
		54									
	R5	52	96.3								
		54									
大腸菌数	R4	4	100.0								
		4									
	R5	4	100.0								
		4									
計	R4	202	91.8								
		220									
	R5	206	93.6								
		220									

備考) 県環境管理課調べ

・COD等環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるCOD及び全燐について水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

【COD】

CODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成・維持していた。

【全燐】

全燐の環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かに

よる評価)で判定するが、すべての水域で環境基準を達成していた。

カ 地下水質調査

概況調査は、県内を2～5kmメッシュで区切り、49メッシュの中から調査地点を1地点選定するメッシュ方式により実施した。

この結果、ふっ素が1地点(瑞浪市)において環境基準を超過した。

キ 各水域の状況

河川の代表的な汚濁指標であるBODについて水域別にみた状況は、次のとおりである。

○ 木曽川水域(表2-4-11、図2-4-2)

・本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しており、全水域において環境基準を達成した。下流の起地点(羽島市)においても0.7mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

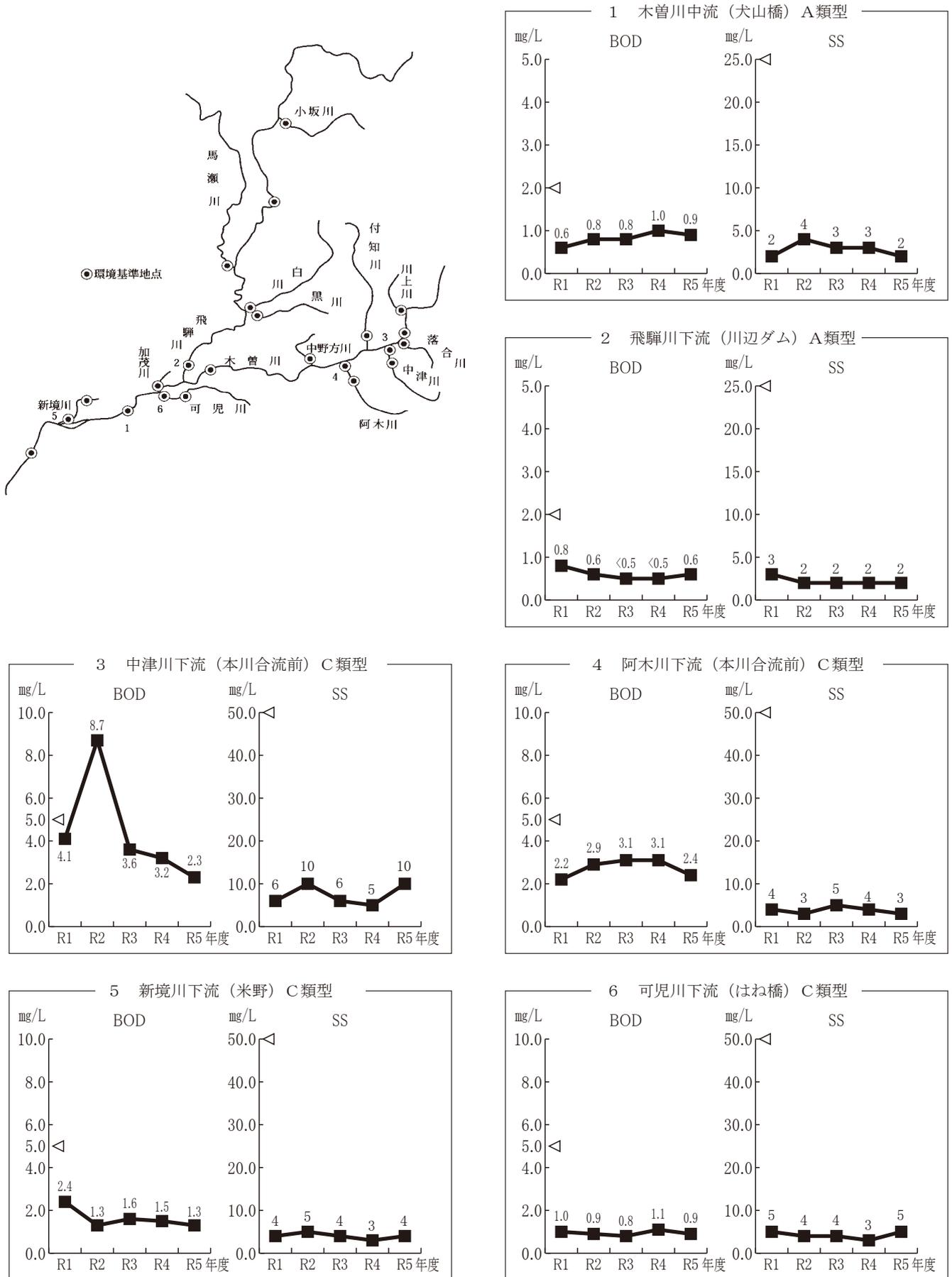
表2-4-11 木曽川水域の環境基準(BOD)の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和4年度			令和5年度			
			75%評価		75%値	75%評価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	木曽川上流	落合ダム	AA (1)	1/12	○	0.9	0/12	○	0.6
	木曽川中流	兼山ダム	A (2)	0/11	○	<0.5	0/12	○	<0.5
		犬山橋	A (2)	1/12	○	1	0/12	○	0.9
	木曽川下流	起	A (2)	1/12	○	0.9	0/12	○	0.7
支川	飛騨川上流	東上田	AA (1)	2/12	○	1.0	0/11	○	0.7
	飛騨川下流	川辺ダム	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	0.6
	川上川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	<0.5
	落合川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.8	0/12	○	0.7
	中津川上流	中川橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	<0.5
	中津川下流	本川合流前	C (5)	1/12	○	3.2	0/12	○	2.3
	付知川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.5
	阿木川上流	恵那大橋	A (2)	0/12	○	1.0	0/12	○	0.6
	阿木川下流	本川合流前	C (5)	1/12	○	3.1	0/12	○	2.4
	中野方川	巴橋	A (2)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.5
	可児川上流	鳥屋場橋	B (3)	0/11	○	1.2	0/12	○	0.9
	可児川下流	はね橋	C (5)	0/11	○	1.1	0/12	○	0.9
	加茂川	本川合流前	B (3)	0/10	○	0.8	0/12	○	0.8
	新境川上流	東泉橋	B (3)	1/12	○	1.4	0/12	○	1.2
	新境川下流	米野	C (5)	0/12	○	1.5	0/12	○	1.3
	小坂川	古子橋	AA (1)	1/12	○	0.8	0/11	○	<0.5
	馬瀬川	飛騨川合流前	AA (1)	3/12	○	1.0	0/11	○	0.8
	白川	飛騨川合流前	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
黒川	岩穴橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-2 木曾川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

安全・安心な生活環境の確保

○ 長良川水域（表2-4-12、図2-4-3）

・本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の長良大橋地点においても0.7mg/Lと良好な水質を保持している。

また、長良川水域の県内最下流地点である東海大橋地点（補助地点）においても、0.9mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

C類型に水域類型を指定している糸貫川において、環境基準を超過したが、それ以外の水域においては環境基準を達成した。

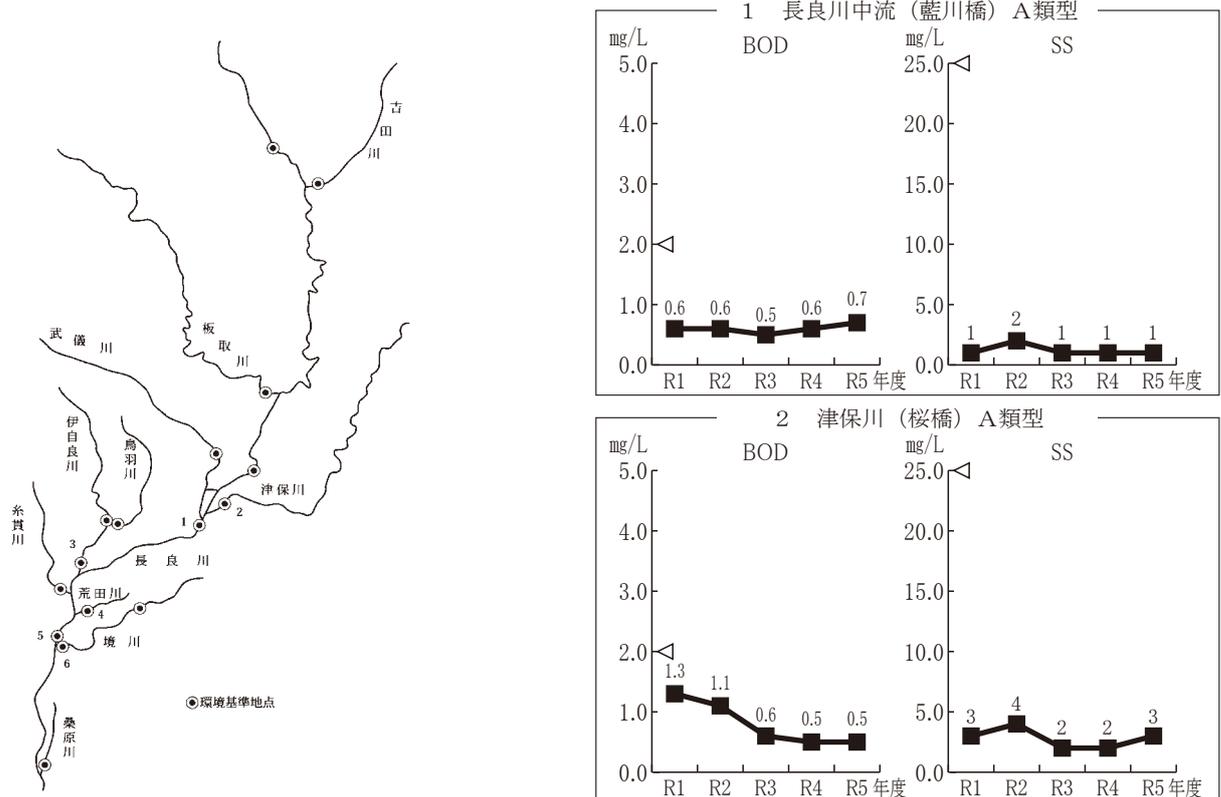
表2-4-12 長良川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和4年度			令和5年度		
			75%評価		75%値	75%評価		75%値
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)
本川	長良川上流	和合橋 AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	長良川中流	鮎之瀬橋 A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
		藍川橋 A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.7
長良川下流	長良大橋 A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.7	
支川	吉田川	小野橋 AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	板取川	長瀬橋 AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	武儀川	南武芸橋 A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	津保川	桜橋 A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5
	伊自良川上流	線船橋 A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.6
	伊自良川下流	竹橋 C (5)	0/12	○	1.7	0/12	○	1.0
	鳥羽川	伊自良川合流前 B (3)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.6
	川	境川上流	東辰新橋 C (5)	0/12	○	1.3	0/12	○
境川下流		境川橋 C (5)	0/12	○	2.7	0/12	○	2.1
荒田川		出村 B (3)	1/12	○	1.9	1/12	○	1.6
糸貫川		苗田橋 C (5)	7/12	×	11	4/12	×	5.9
桑原川		本川合流前 C (5)	3/12	○	4.3	2/12	○	3.1

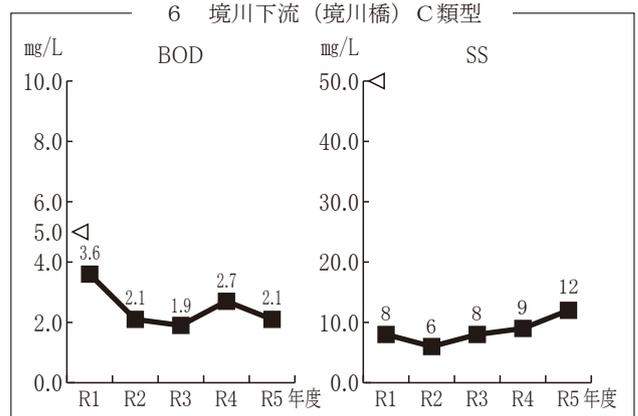
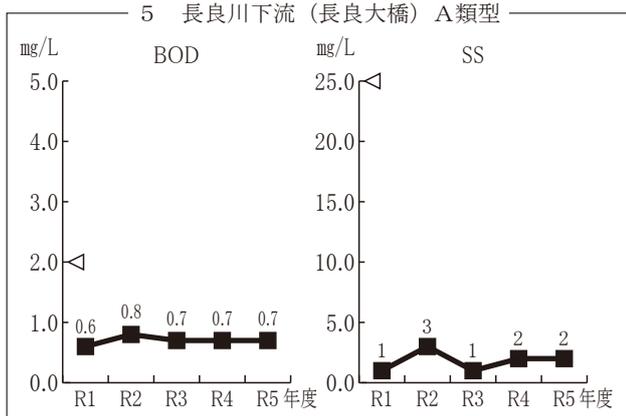
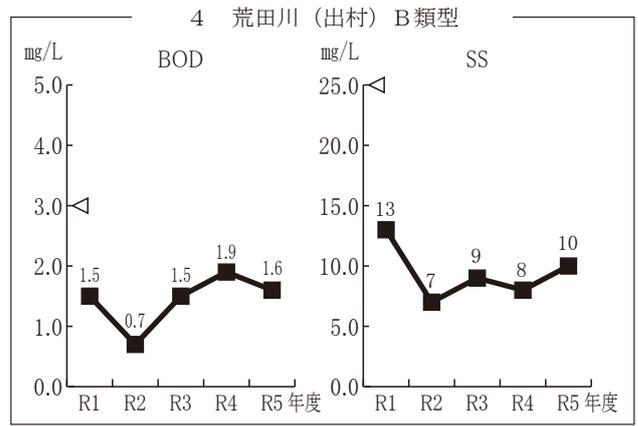
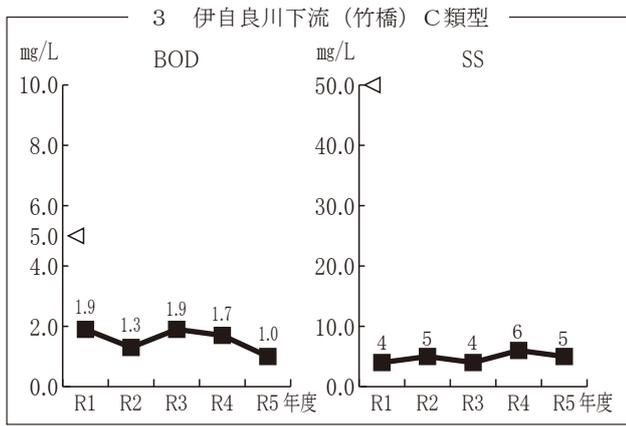
備考) 1 環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-3 長良川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



安全・安心な生活環境の確保



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

○ 揖斐川水域（表2-4-13、図2-4-4）

・本川

揖斐川(1)、(2)はAA類型、同(3)はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の福岡大橋地点においても0.8mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

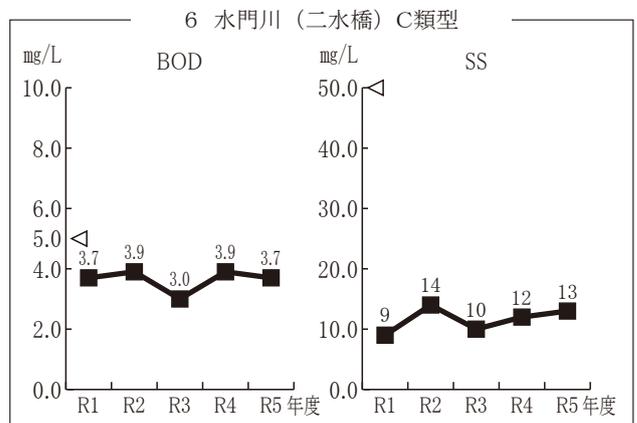
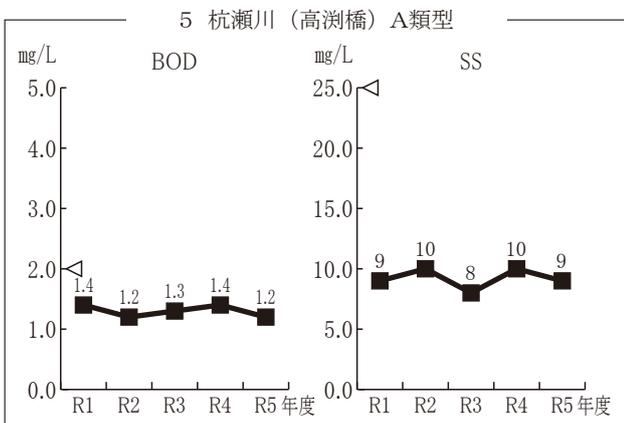
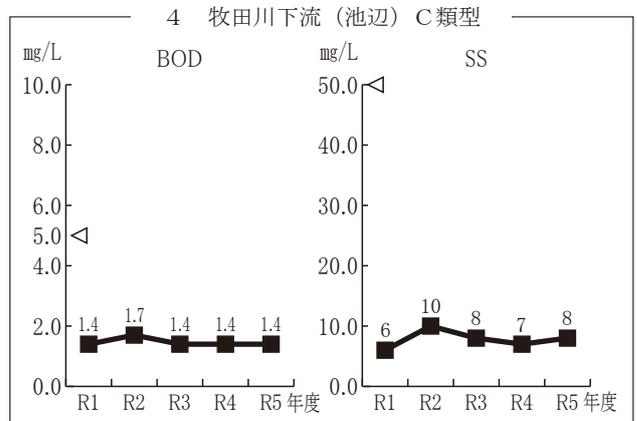
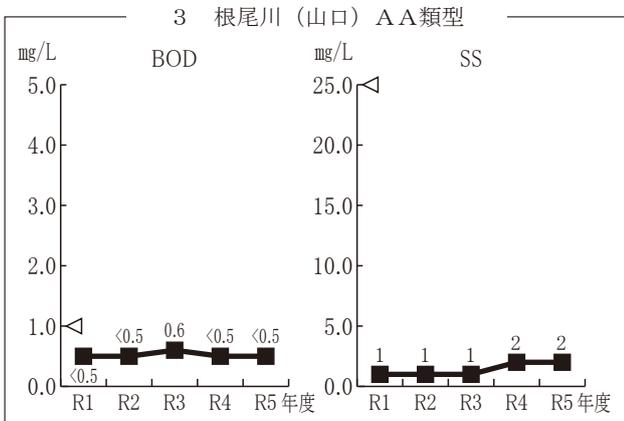
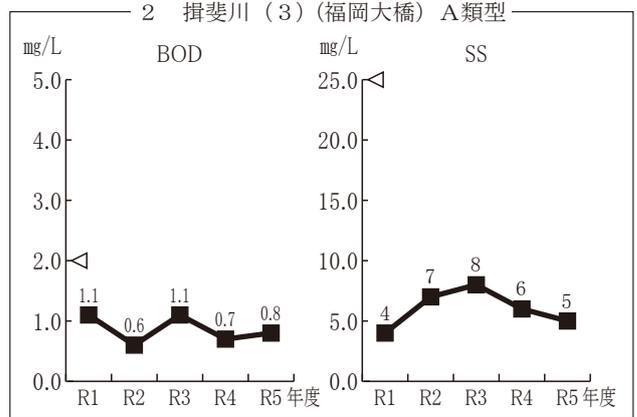
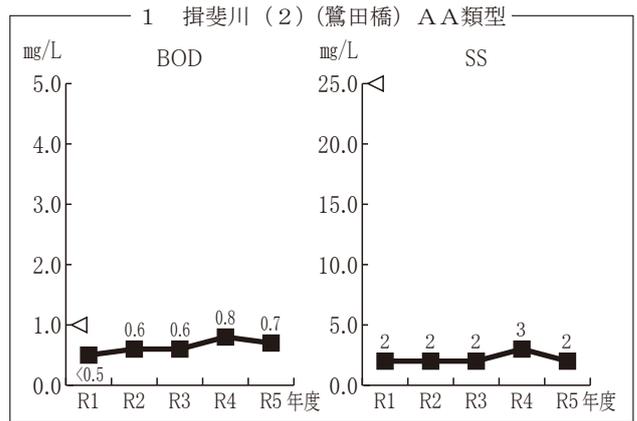
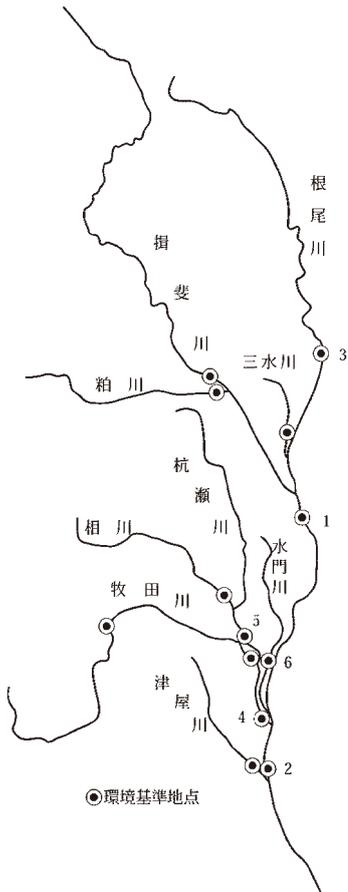
B類型の水域類型を指定している津屋川において、環境基準を超過したが、それ以外の水系においては環境基準を達成した。

表2-4-13 揖斐川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和4年度		令和5年度			
			75%評価		75%評価			
			X/Y	達成状況	X/Y	達成状況		
本川	揖斐川(1)	AA (1)	0/12	○	0.8	1/12	○	0.7
	揖斐川(2)	AA (1)	1/12	○	0.8	0/12	○	0.7
	揖斐川(3)	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.8
支川	粕川	AA (1)	3/11	×	1.1	0/12	○	0.7
	根尾川	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	三水川	A (2)	0/12	○	1.0	0/12	○	0.7
	牧田川上流	AA (1)	1/11	○	1.0	0/12	○	0.7
	牧田川中流	A (2)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.5
	牧田川下流	C (5)	0/12	○	1.4	0/12	○	1.4
	杭瀬川	A (2)	0/12	○	1.4	0/12	○	1.2
	相川	B (3)	3/12	○	3.0	0/12	○	1.6
	水門川	C (5)	0/12	○	3.9	0/12	○	3.7
津屋川	B (3)	1/12	○	2.5	4/12	×	3.1	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-4 揖斐川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 \triangleleftは環境基準値を示す。

安全・安心な生活環境の確保

○ 庄内川（土岐川）水域（表2-4-14、図2-4-5）

・本川

上流はA類型、中流はB類型の水域類型を指定しているが、両水域はともに環境基準を達成した。県境付近の天ヶ橋地点においても、1.4mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

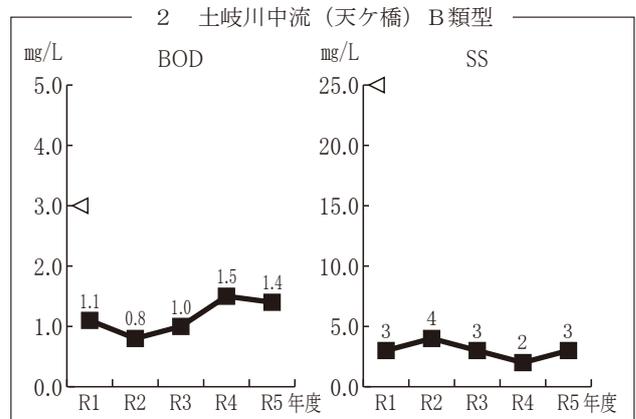
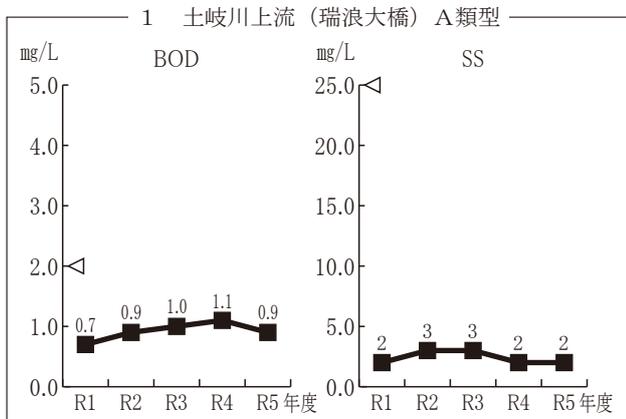
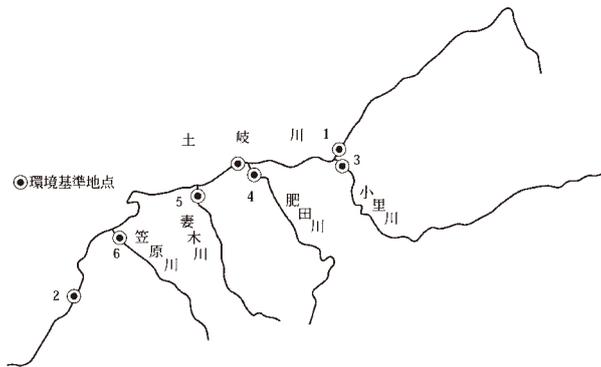
表2-4-14 庄内川（土岐川）水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和4年度			令和5年度			
			75%評価		75%値	75%評価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	土岐川上流	瑞浪大橋	A (2)	0/12	○	1.1	0/12	○	0.9
	土岐川中流	三共橋	B (3)	0/12	○	1.2	0/12	○	1.0
		天ヶ橋	B (3)	0/12	○	1.5	0/12	○	1.4
支川	小里川	はら子橋	B (3)	0/12	○	1.0	0/12	○	0.8
	肥田川	肥田橋	B (3)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.9
	妻木川	御幸橋	B (3)	0/12	○	1.0	0/12	○	1.0
	笠原川	桜橋	A (2)	0/12	○	1.0	1/12	○	0.8

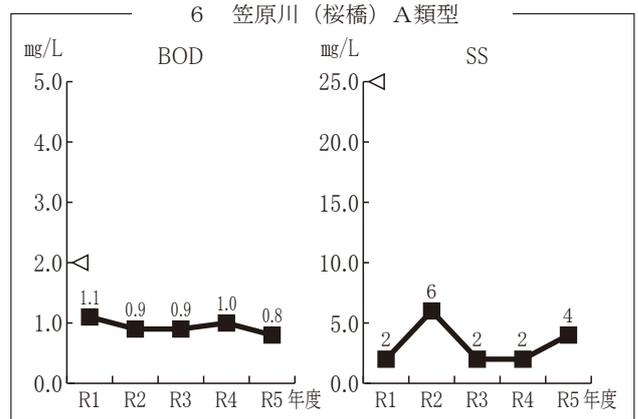
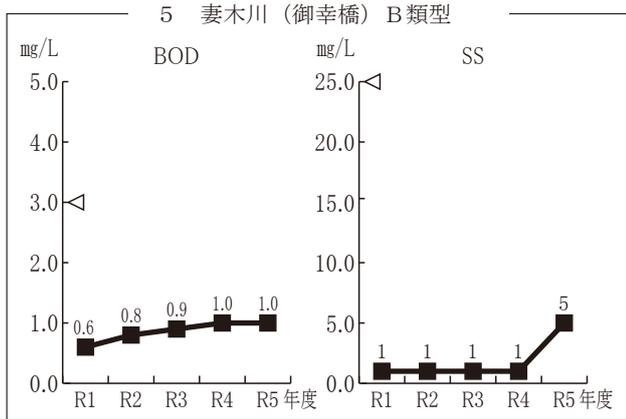
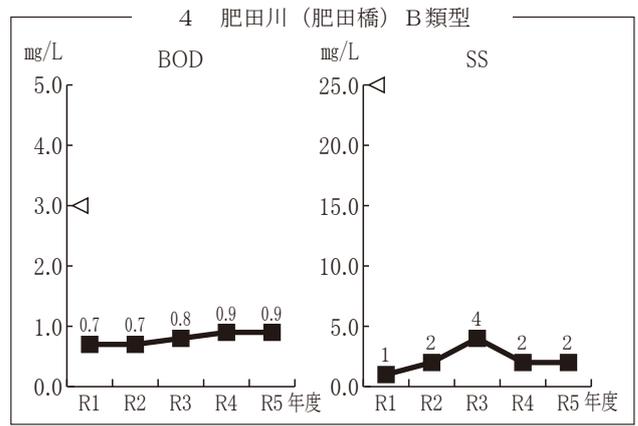
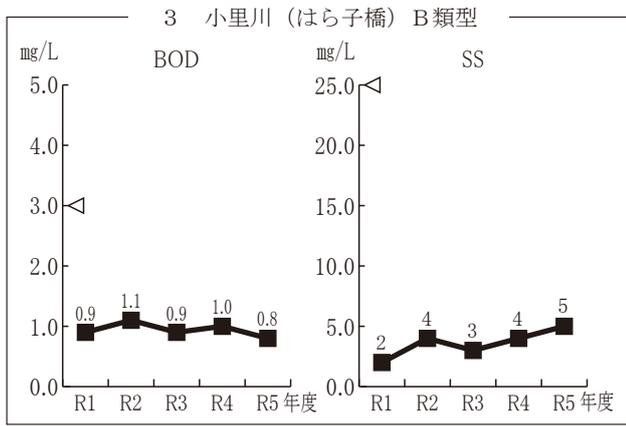
備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-5 庄内川（土岐川）水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



安全・安心な生活環境の確保



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

○ 矢作川水域（表2-4-15、図2-4-6）

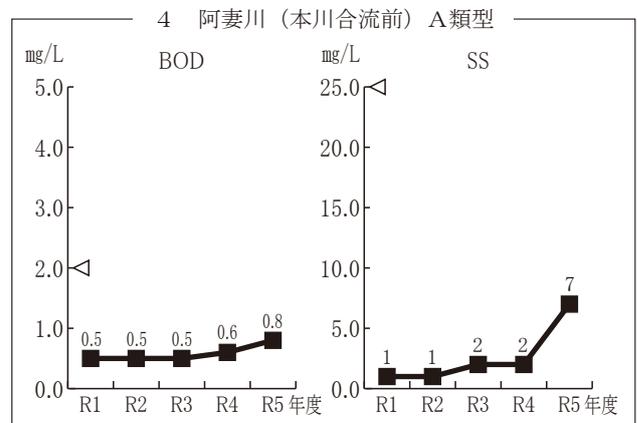
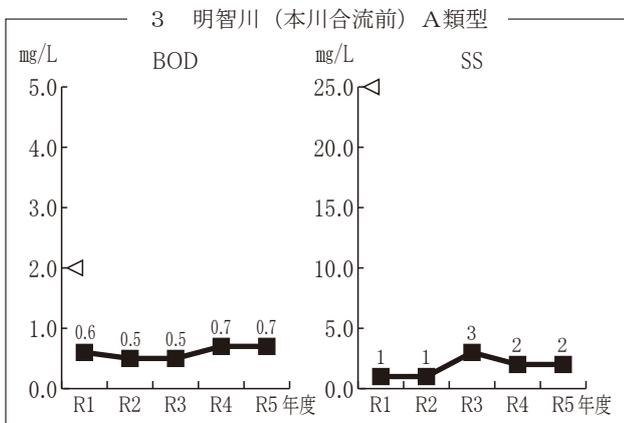
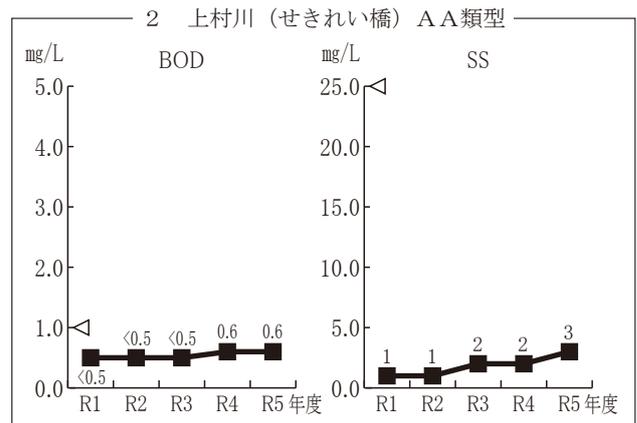
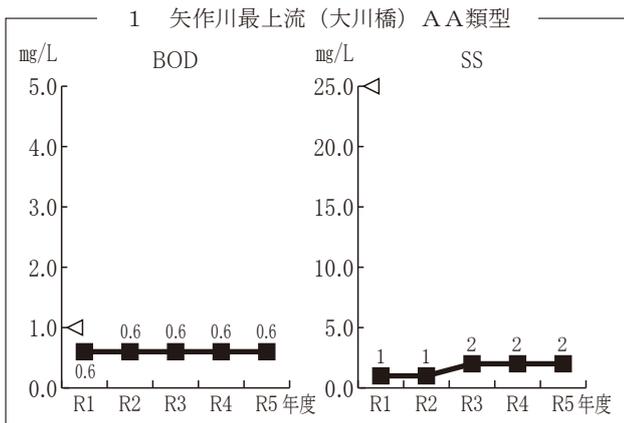
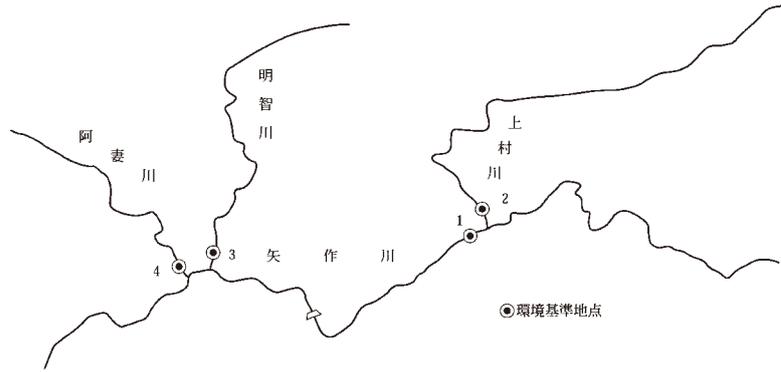
- ・本川
県内区間はAA類型に指定している。最上流部では0.6mg/Lと環境基準を達成した。
- ・支川
すべての水域で環境基準を達成した。

表2-4-15 矢作川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和4年度			令和5年度		
			75%評価		75%値	75%評価		75%値
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)
本川	矢作川最上流	AA (1)	2/12	○	0.6	2/12	○	0.6
	上村川	AA (1)	1/12	○	0.6	2/12	○	0.6
	明智川	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.7
支川	阿妻川	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.8

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-6 矢作川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 <は環境基準値を示す。

○ 神通川（宮川）水域（表2-4-16、図2-4-7）

- ・本川
上流はAA類型、下流はA類型の水域類型を指定しているが、両水域は、ともに環境基準を達成した。
- ・支川
すべての水域で環境基準を達成した。

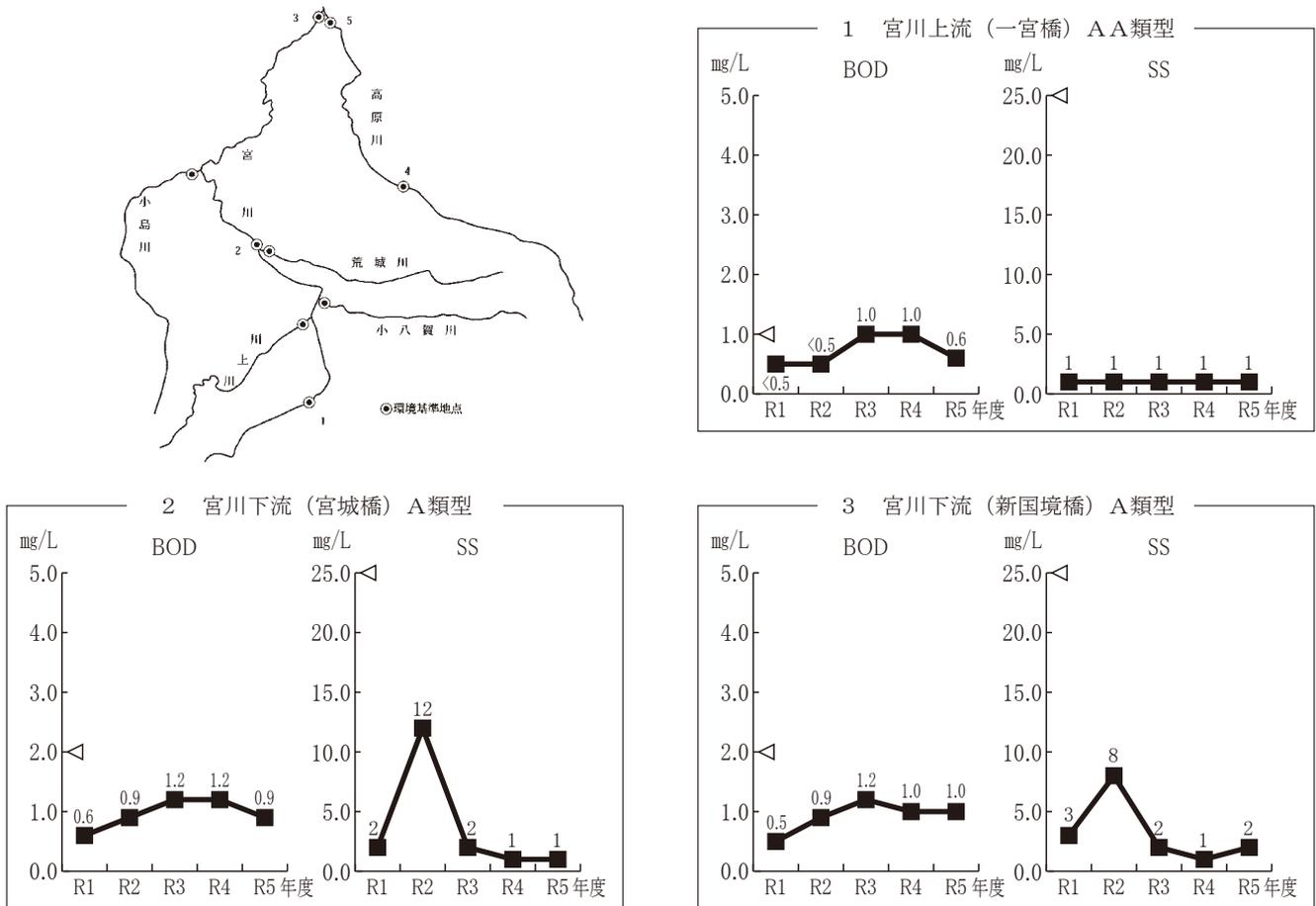
安全・安心な生活環境の確保

表2-4-16 神通川（宮川）水域の環境基準（BOD）の達成状況

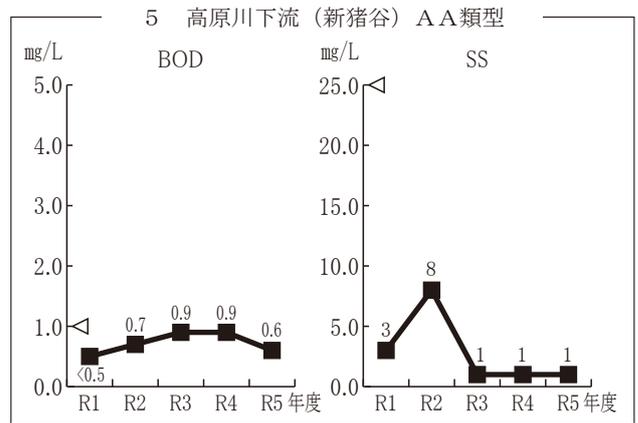
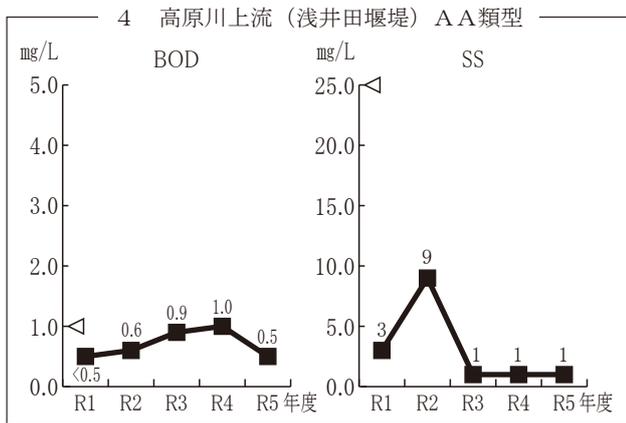
水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和4年度			令和5年度			
			75%評価		75%値	75%評価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	宮川上流	一宮橋	AA (1)	1/12	○	1.0	0/12	○	0.6
	宮川下流	宮城橋	A (2)	0/12	○	1.2	0/12	○	0.9
		新国境橋	A (2)	0/12	○	1.0	0/12	○	1.0
支川	高原川上流	浅井田堰堤	AA (1)	3/12	○	1.0	0/12	○	0.5
	高原川下流	新猪谷	AA (1)	1/12	○	0.9	0/12	○	0.6
	川上川	宮川合流前	A (2)	0/6	○	1.6	0/6	○	1.0
	小八賀川	宮川合流前	AA (1)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.6
	荒城川	宮川合流前	A (2)	0/12	○	1.4	0/12	○	0.8
	小鳥川	宮川合流前	A (2)	0/6	○	1.1	0/6	○	0.7

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-7 神通川（宮川）水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



安全・安心な生活環境の確保



備考) 1 県環境管理課調べ
2 \triangleleftは環境基準値を示す。

○ 庄川水域（表2-4-17、図2-4-8）

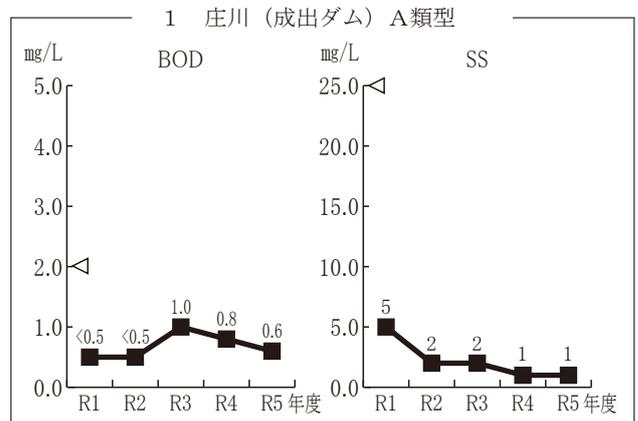
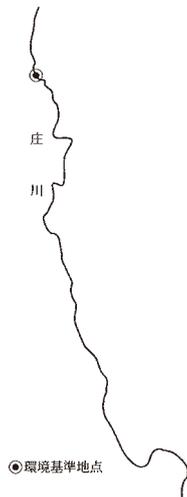
A類型の水域類型を指定しているが、0.6mg/Lと環境基準を達成した。

表2-4-17 庄川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和4年度			令和5年度		
			75%評価		75%値	75%評価		75%値
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)
本川 庄川	成出ダム	A (2)	0/6	○	0.8	0/6	○	0.6

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-8 庄川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 \triangleleftは環境基準値を示す。

(3) 汚水処理施設整備の促進<下水道課>

地域の環境や河川の水質を保全する上で、生活排水をはじめとする汚水をきれいに（浄化）するための汚水処理施設を整備することは、本県が進める「清流の国ぎふ」づくりにもっとも直接的につながる施策であることから、非常に重要である。

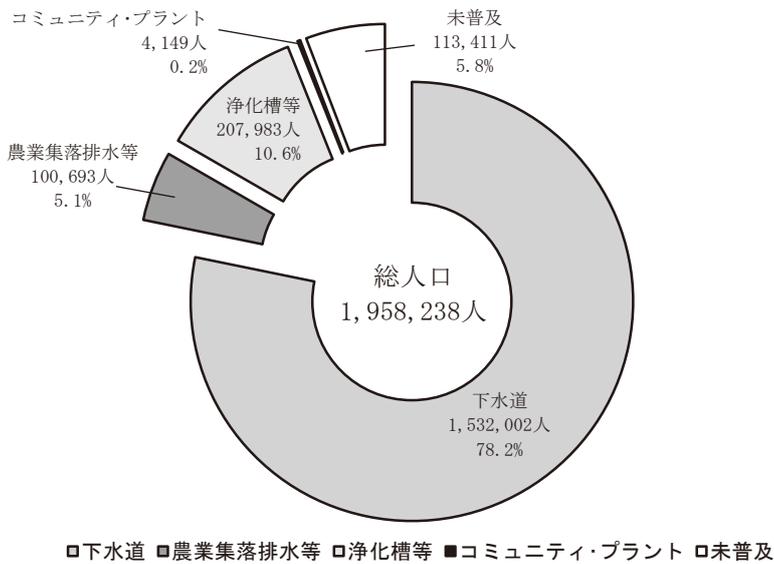
汚水処理施設には、下水道や農業集落排水施設といった集合処理施設と、浄化槽による個別処理施設があるが、これらはそれぞれ異なる特性を有していることから、それらを踏まえつつ、効率的な整備を行っていく必要がある。

このため、効率的な整備手法を示す計画として市町村との協力のもと策定した「岐阜県汚水処理施設整備構想」に基づき、汚水処理施設の整備を進めている。

なお、今後も、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、集合処理と個別処理区域の適切な見直しを行いつつ、汚水処理施設の整備を促進する。

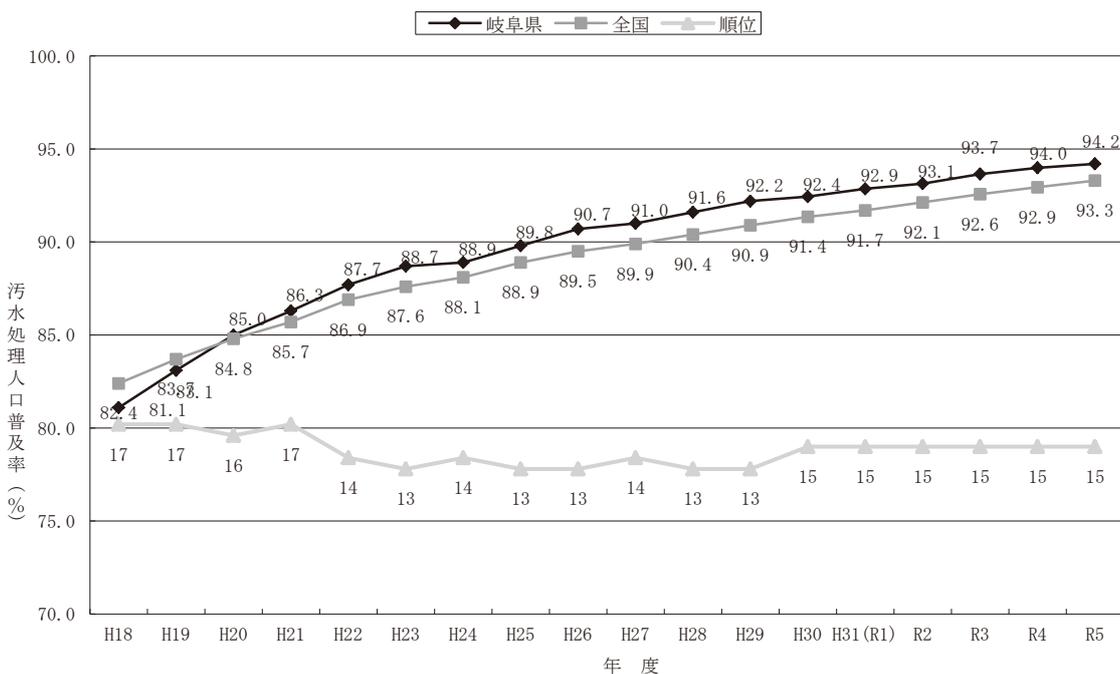
図2-4-9 県内汚水処理人口

(令和5年度)



備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

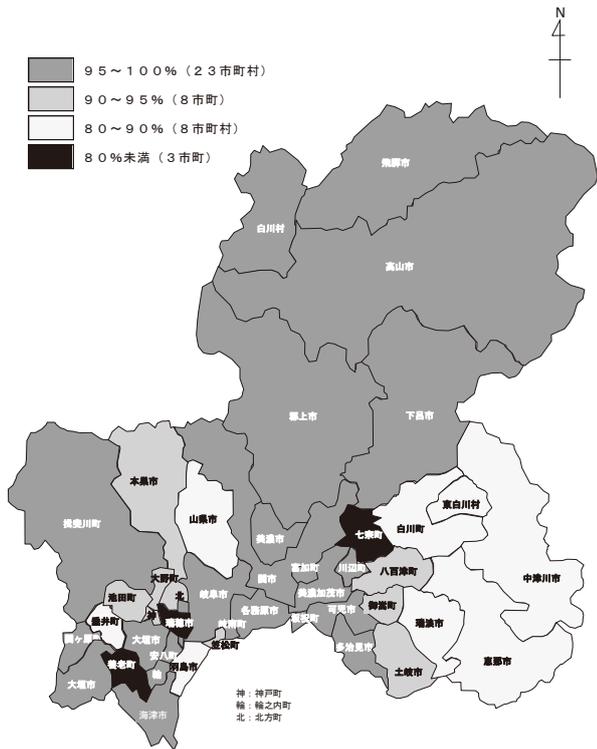
図2-4-10 全国と岐阜県の汚水人口普及率の推移



備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

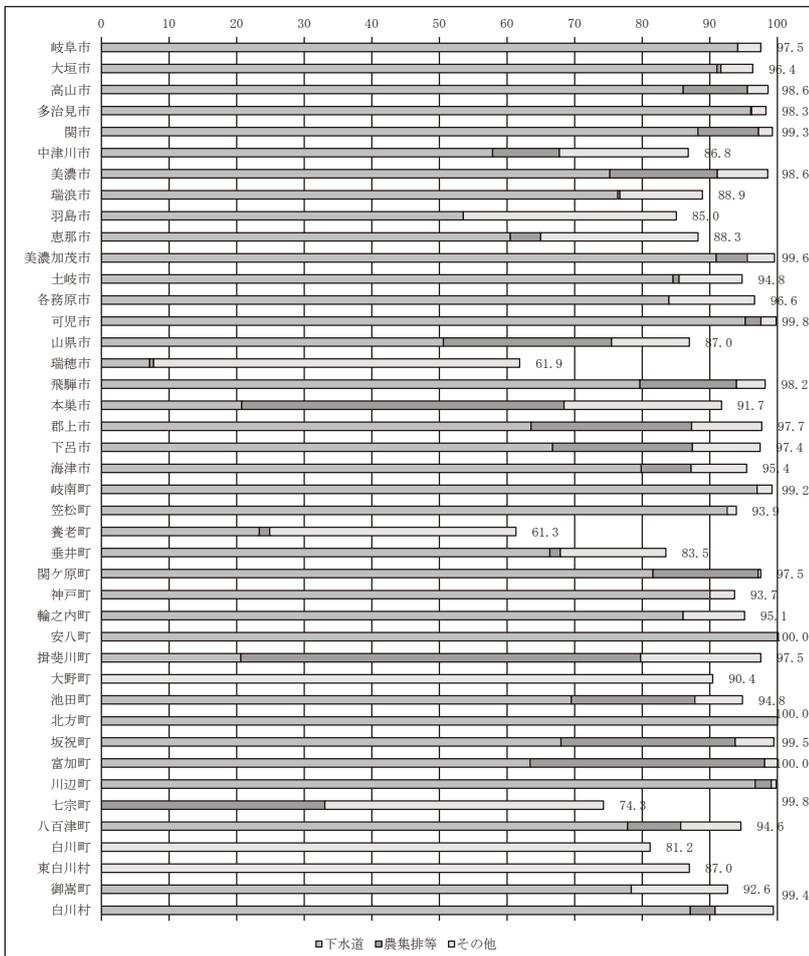
安全・安心な生活環境の確保

図2-4-11 汚水人口普及率



備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

図2-4-12 市町村別事業別汚水人口普及率



備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

安全・安心な生活環境の確保

(4) 水質汚濁による被害<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁は、河川を水源としている水道用水や農業用水又は水産等に少なからず影響を与えている。令和5年度の魚類へい死事故及び重油等流出事故の発生件数は、それぞれ11件及び68件、計79件であった(表2-4-18)。

なお、公共用水域における水質汚濁事故の対応は、被害等の拡大防止のために適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

また、事故を未然に防止するため、立入検査や広報により点検整備等の注意を促している。

表2-4-18 魚類へい死及び油流出等事故発生状況

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
魚 類 へい死	工 業 排 水(件)		0(0)	1(0)	0(0)
	そ の 他 (件)		11(7)	10(7)	11(2)
	計 (件)		11(7)	11(7)	11(2)
油 流 出 等	工 場 (件)		19(2)	14(3)	30(0)
	そ の 他 (件)		53(26)	34(24)	38(25)
	計 (件)		72(28)	48(27)	68(25)

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ()内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

(5) 水質汚濁の発生源の状況<環境管理課>

ア 特定事業場の概要

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を有する工場・事業場(以下「特定事業場」という。)については、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」により規制を行っている。

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場の数は、法施行当初の昭和46年度末では2,769件であったが、昭和47年に畜産、昭和49年に試験研究機関及び旅館、昭和51年に中央卸売市場及び浄水場、昭和54年に病院及び一般廃棄物焼却場、昭和56年に冷凍調理食品製造業等8業種、昭和57年に地方卸売市場、昭和63年に飲食店等5業種、平成3年度にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設並びに201人以上500人以下のし尿浄化槽、平成10年度に廃PCBの焼却施設等、平成11年度にジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、平成24年度に1,4-ジオキサンによる界面活性剤製造業の反応施設等がそれぞれ追加指定され、令和5年度末では、8,103件(昭和46年度比約3倍)となっている。

これらの特定事業場の排水のうち、シアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質については、排水量にかかわらずすべての特定事業場に規制が適用されている。また、BOD、SS等の生活環境項目については、「水質汚濁防止法」に基づき1日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、さらに県では、河川における環境基準の達成・維持を図るため、一般排水基準よりも厳しい基準や、業種によっては1日当たりの排水量が50m³未満の特定事業場にも基準を適用する上乘せ排水基準(県が条例で定める排水基準)を定めている。

なお、令和5年度末における排水基準が適用される特定事業場の数は、954件である。

また、「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、7業種を対象として規制しており、令和5年度末の特定事業場の数は、3,212件あり、このうち排水基準が適用される特定事業場の場数は75件となっている。

イ 業種又は施設別の特定事業場の状況

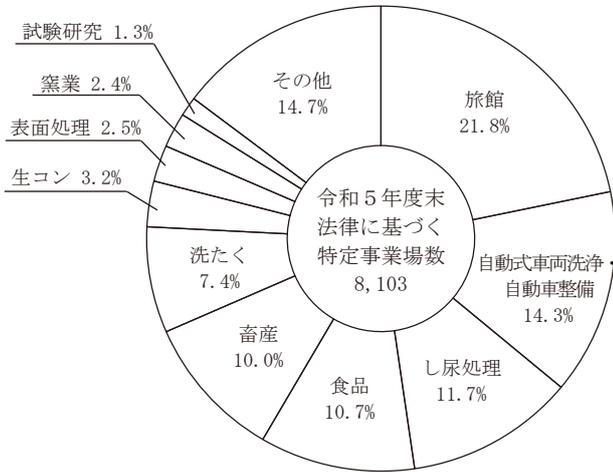
「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場を業種又は施設別にみると、旅館が最も多く、自動式車両洗浄・自動車整備、し尿処理、食品の順で、全体の半数を占めている(図2-4-13)。

「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、自動車整備・給油所、畜産で全体の9割を占めている(図2-4-14)。

これらの特定事業場のうち生活環境項目の排水基準が適用されているものを業種又は施設別にみると、「水質

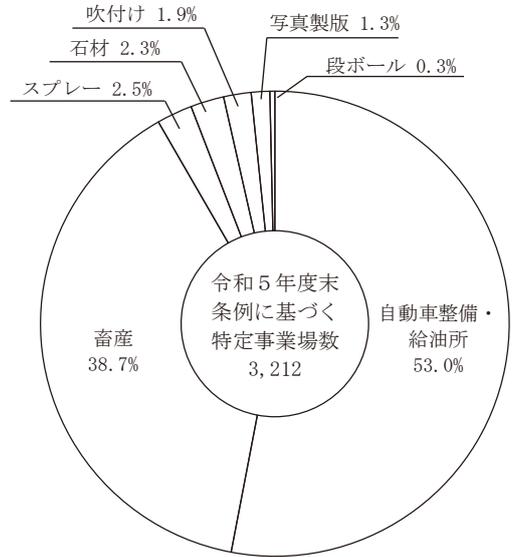
汚濁防止法」に基づくものでは、し尿処理、旅館、下水道が多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものでは、石材切截が最も多い（図2-4-15、図2-4-16）。

図2-4-13 法律に基づく特定事業場の業種別内訳



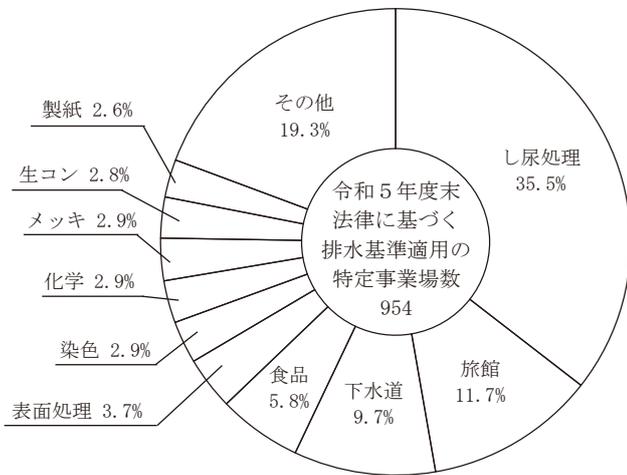
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-14 条例に基づく特定事業場の業種別内訳



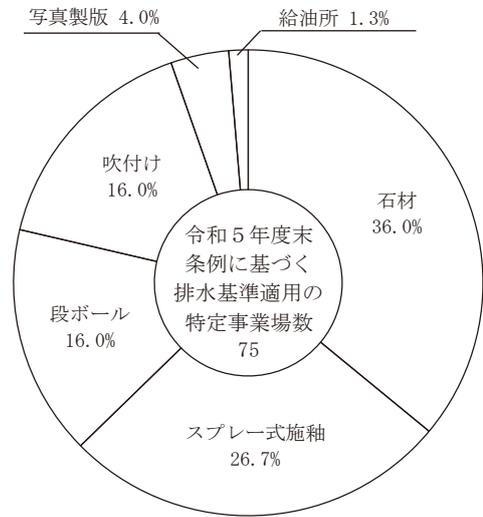
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-15 法律に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-16 条例に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

ウ 水域別の特定事業場の状況

県の特特定業場の数（「水質汚濁防止法」に基づくもの8,103件、「岐阜県公害防止条例」に基づくもの3,212件、計11,315件）を水域別にみると、長良川水域32.8%、木曽川水域26.7%、揖斐川水域15.9%の順で多く、この3水域に約75.3%が集中しており、以下、神通川（宮川）水域、庄内川（土岐川）水域、庄川水域、矢作川水域、九頭竜川水域の順となっている（資料28）。

○木曽川水域

製紙・パルプ、金属製造業の特特定業場からの汚濁負荷が大きい。

特特定業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、旅館、し尿処理、自動式車両洗浄・自動車整備の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○長良川水域

中流部の製紙（古紙再生）、電気めっき、岐阜市及びその周辺の製紙（古紙再生）、繊維（染色）、電気めっき等の地場産業に係る特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗浄・自動車整備、旅館、し尿処理の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○揖斐川水域

大垣市及びその周辺部の化学、繊維（染色）、電気めっき等特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、し尿処理、自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産が多くを占めているが、他の水域に比べて石材切截が集中している。

○庄内川（土岐川）水域

窯業関連特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、窯業が約23.5%を占めて最も多く、以下、自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順となっている。

なお、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、スプレー式施釉の順に多い。

また、支川の小里川上流に寒天製造業が立地しているのも特徴的である。

○矢作川水域

特定事業場は、他の水域より比較的少なく、支川の明智川、阿妻川流域に窯業関連工場がある。

○神通川（宮川）流域

高山市を中心として観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場は、旅館がほぼ半数を占めており、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、畜産、自動車整備・給油所でほとんどを占めている。

○庄川水域

白川郷、御母衣ダム等の観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく事業場は、旅館がほとんどである。

○九頭竜川水域

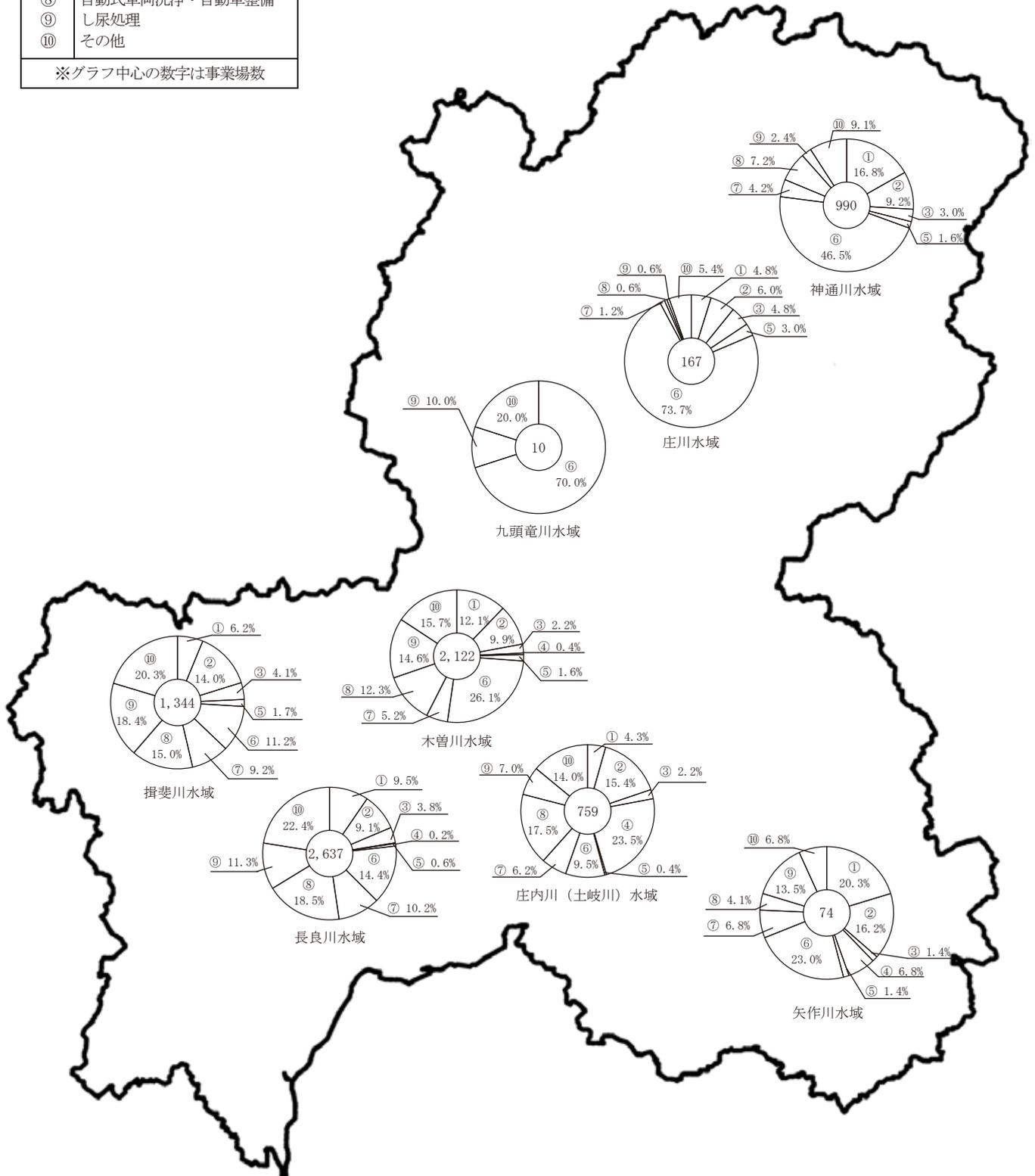
郡上市白鳥町石徹白地区に、「水質汚濁防止法」に基づく事業場として、旅館がある。

図2-4-17 水域別特定事業場の状況（水質汚濁防止法に基づくもの）

（令和6年3月現在）

凡 例	
番号	業 種
①	畜産
②	食品
③	生コン
④	窯業
⑤	碎石・砂利
⑥	旅館
⑦	洗たく
⑧	自動式車両洗浄・自動車整備
⑨	し尿処理
⑩	その他

※グラフ中心の数字は事業場数



安全・安心な生活環境の確保

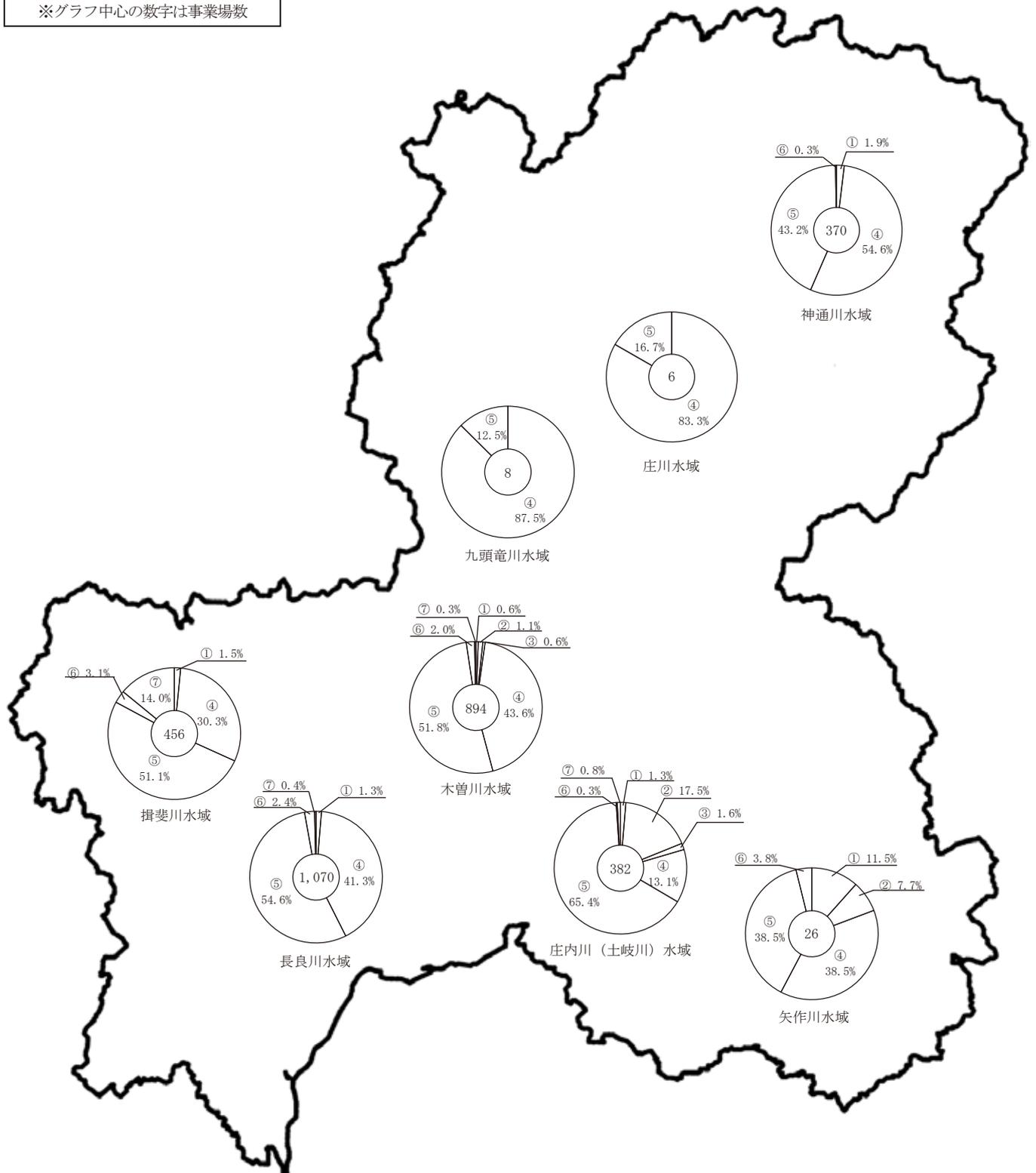
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-18 水域別特定事業場の状況（岐阜県公害防止条例に基づくもの）

（令和6年3月現在）

凡 例	
番号	業 種
①	写真製版
②	スプレー式施釉
③	ダンボールのり付け
④	畜産
⑤	自動車整備・給油所
⑥	吹き付け塗装
⑦	石材切截

※グラフ中心の数字は事業場数



安全・安心な生活環境の確保

備考) 県環境管理課調べ

(6) 法令等による規制及び指導

ア 濃度規制<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき特定施設に対し排水規制を行っている。

「水質汚濁防止法」では、人の健康に有害なシアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質について、平成6年にジクロロメタン等13物質、平成13年にほう素等3物質、平成24年に1,4-ジオキサンが追加指定され、28項目になり排出水の多少を問わず、すべての特定事業場に排水基準が適用されている。また、pH、BOD等15項目の生活環境項目については、1日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場に排水基準を適用している。さらに、この一律排水基準によっても、十分に水質の汚濁防止を図ることができない水域もあるため、条例で一律排水基準よりも厳しい、いわゆる上乘せ排水基準を設定し、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定している木曽川水域等7水域に適用している。さらに、「岐阜県公害防止条例」により、法律に定められていない7業種を指定し、規制の強化を図っている。また、水質総量規制制度については、指定地域内の1日当たり排水量が50m³以上のすべての特定事業場に対して、総量規制基準の遵守義務及び汚濁負荷量の測定義務を課している。

一方、法令による規制措置と並んで、一定規模以上の排水施設を設置する場合の事前協議及び公害防止協定も水質保全上重要な役割を果たしており、法律や条例による規制より厳しい協定値の適用、土地利用計画への対応、被害補償、報告・調査への協力義務などを主な内容としている。

イ 水質総量規制<環境管理課>

水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質改善を図るため、昭和54年以来8次にわたり、化学的酸素要求量（COD）を対象に、また、第5次総量規制からは窒素及びりんを新たな対象項目に加えて実施されており、県は、伊勢湾に流入する40市町村の区域について総量削減計画を策定し、削減目標量の達成に努めてきた。

第8次総量削減計画に基づく本県の発生源別の令和元年度の実績は、表2-4-19のとおりであり、りん含有量以外について令和元年度削減目標を達成した。

また、令和4年10月には令和6年度を目標年度とする第9次総量削減計画を策定し、汚濁負荷のさらなる削減に努めている。

表2-4-19 発生源別削減目標量と令和元年度実績

区分	化学的酸素要求量（COD）（トン/日）			窒素含有量（トン/日）			りん含有量（トン/日）		
	26年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標	26年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標	26年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標
生活排水	14	13	12	8	7	7	0.9	0.8	0.7
産業排水	17	16	16	4	3	3	0.5	0.5	0.4
その他	6	5	6	19	19	19	0.7	0.6	0.7
合計	37	34	34	31	29	29	2.1	1.9	1.8

備考) 県環境管理課調べ

ウ 発生源監視指導等<環境管理課>

水質汚濁を未然に防止し、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るためには、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場の監視指導を実施することが必要である。

このため、令和5年度は、届出事項の確認、特定施設及び排水処理施設の維持管理状況、排水基準の遵守状況について633件（内岐阜市96件）の立入検査を実施し、排水基準を超える又はそのおそれのある特定事業場に対し、表2-4-20のとおり5件（内岐阜市1件）の行政処分等を行った。

表2-4-20 特定事業場に対する行政処分状況

(令和5年度)

		行政処分等					
		一時停止命令 (件)	改善命令 (件)	改善勧告 (件)	注意 (件)	計 (件)	
水質汚濁防止法	水質汚濁防止法	畜産					
		食品			2(0)	2(0)	
		染色・染毛				2(1)	2(1)
		製紙					
		出版・印刷					
		化学					
		生コン					
		窯業					
		砕石・砂利					
		機械・金属・鉄鋼					
		表面処理					
		電気めっき			1(0)		1(0)
		旅館					
		洗たく					
		自動式車両洗浄施設					
		し尿処理					
		下水道					
		試験研究					
		その他					
	小計			1(0)	4(1)	5(1)	
県公害防止条例	写真製版						
	スプレー式施軸						
	段ボールのり付け						
	畜産						
	自動車整備・給油所						
	吹付け塗装						
	石材切截						
	小計						

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 () 内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

エ 農薬の適正な使用及び保管<農産園芸課>

「農薬取締法」及び「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」等に基づき、県内27のゴルフ場について立入検査を行い、農薬使用状況を把握するとともに、農薬の適正な使用及び保管について指導した。

その他、農薬使用者の資質向上と農薬の適正使用を推進するため、農薬管理指導士養成研修を実施し、新たに56名の農薬管理指導士を認定した。

オ 生活排水対策(ブルーリバー作戦)<環境管理課>

○ ブルーリバー作戦の推進

生活排水対策を「ブルーリバー作戦」と名付けて、「調理くずの流出防止」、「使用済み食用油の回収」、「洗剤の適量使用」など、家庭排水の浄化に関する啓発活動、実践活動及び関連事業を展開している。

○ 生活排水対策重点地域の指定

生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。「水質汚濁防止法」では、生活排水対策に関する国、地方自治体及び国民の責務が明確化されており、知事は、水質の環境基準が確保されていない水域等生活排水対策の実施が特に必要である地域について、水質の維持・改善を図るため生活排水対策重点地

域として指定することとされている。

このため本県では、生活排水対策重点地域としてこれまでに表2-4-21のとおり29市町村を指定しており、生活排水対策推進市町村では、生活排水対策推進計画を策定し、下水道等の処理施設の整備事業及び浄化資材の普及等、生活排水対策の普及啓発事業を計画的に実施している。

表2-4-21 生活排水対策重点地域の指定状況

指定年月日	生活排水対策重点地域	
	指定流域	指定市町村(令和6年3月末現在)
H3. 9. 3	長良川上流域及び和良川流域	郡上市(旧八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村)(1市)
H4. 3. 31	長良川中流域及び加茂川流域	関市(旧関市・洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村)、美濃市、山県市(旧高富町・伊自良村・美山町)、坂祝町、富加町、美濃加茂市(6市町)
H5. 1. 12	長良川下流域及び新境川流域	岐阜市(旧岐阜市・柳津町)、羽島市、各務原市、瑞穂市(旧穂積町・巣南町)、本巣市(旧本巣町・真正町・糸貫町)、岐南町、笠松町、安八町、北方町(9市町)
H6. 3. 1	可児川流域	多治見市、可児市、御嵩町(3市町)
H7. 3. 28	杭瀬川流域	大垣市、神戸町、池田町(3市町)
H12. 3. 31	白川流域	白川町、東白川村、中津川市(旧加子母村)(3市町村)
	牧田川流域	養老町、大垣市(旧上石津町)、関ヶ原町(3市町)
H13. 3. 30	馬瀬川流域	高山市(旧清見村)、下呂市(旧金山町・馬瀬村)(2市)
		29市町村

備考) 県環境管理課調べ

カ 下水道の整備<下水道課>

本県では、昭和9年に岐阜市が下水道事業に着手し、全国で5番目に処理を開始したことに始まり、都市部では昭和30年代から40年代にかけて順次事業に着手し、その後、整備が遅れていた地方部でも、トイレの水洗化のための施設整備を求める県民からの強い要望により平成初期から10年代にかけて急速に施設整備が行われた。令和5年度末の下水道処理人口普及率は78.2%となっている。なお、今後は人口減少等を踏まえ下水道区域の適切な見直し(浄化槽区域への見直し)を行いつつ、下水道整備を促進する。

○ 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画(以下「流総計画」という。)は、「下水道法第2条の2」の規定に基づく公共用水域の水質環境基準を達成・維持するための下水道整備に関する基本計画であり、流域別に下水道の根幹的な施設計画・事業実施順位等、下水道整備の基本方針等を定めるものである。

本県では、木曾川・長良川流域及び庄内川流域において流総計画を策定済みであったが、伊勢湾に窒素及びリンの環境基準が定められたことを受け、木曾川・長良川流域、庄内川流域及び揖斐川流域において窒素及びリンを考慮した流総計画を新たに策定し、平成22年度に国土交通大臣の同意を得た。また、神通川流域における流総計画を策定し、平成27年度に国土交通大臣の同意を得た。

○ 流域下水道

本県唯一の流域下水道である木曾川右岸流域下水道は、木曾川及び長良川流域の広域的な下水道整備を合理的に進めるため、岐阜市等4市6町(令和6年3月31日現在)を対象とする区域の流域関連公共下水道から出る汚水を処理すべく、県が整備を推進しているものである。全体計画の主な内容については以下のとおりである。

計画の規模 計画処理区域面積 16,643ha
 計画処理人口 433,900人
 計画処理能力 228,000m³/日
 排除方式 分流式(汚水のみ)

処理方式 (標準活性汚泥法、嫌気無酸素好気法、ステップ流入式多段硝化脱窒法)+急速砂ろ過

木曾川右岸流域下水道は、昭和52年2月に事業認可を受けて以来その整備が進められており、平成3年4

月には一部地域の処理を開始した。なお平成8年度末で幹線管渠が全線完成し、令和5年度末には約12,000haで約38万人分の処理を行っている。

○ 公共下水道

本県の公共下水道は、岐阜市が全国で5番目の都市として昭和12年に処理を開始したことに始まり、現在、処理を開始しているのは、表2-4-22のとおり42市町村中38市町村である。

令和5年度末の下水道処理人口普及率（公共下水道の処理区域内人口の住民基本台帳人口に対する割合）は78.2%となっている。

表2-4-22 下水道処理人口普及率

(令和6年3月末現在)

市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率 (%) (B) / (A)	市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率 (%) (B) / (A)
岐阜市	399.5	376.1	94.1	岐南町	26.2	25.4	97.0
大垣市	157.5	143.4	91.0	笠松町	21.8	20.2	92.6
高山市	82.6	71.1	86.1	養老町	26.2	6.1	23.4
多治見市	105.7	101.5	96.1	垂井町	25.9	17.2	66.3
関市	84.3	74.4	88.2	関ヶ原町	6.2	5.1	81.6
中津川市	74.0	42.8	57.9	神戸町	18.3	16.5	90.0
美濃市	19.1	14.4	75.2	輪之内町	9.2	7.9	86.0
瑞浪市	35.5	27.1	76.4	安八町	14.4	14.4	100.0
羽島市	66.4	35.6	53.5	揖斐川町	18.9	3.9	20.6
恵那市	46.5	28.1	60.5	大野町	21.7	—	—
美濃加茂市	57.4	52.2	90.9	池田町	22.6	15.7	69.5
土岐市	54.7	46.2	84.6	北方町	18.6	18.6	100.0
各務原市	144.5	121.3	83.9	坂祝町	8.2	5.6	68.0
可児市	99.8	95.1	95.2	富加町	5.9	3.7	63.4
山県市	25.1	12.7	50.6	川辺町	9.8	9.5	96.7
瑞穂市	56.3	4.0	7.1	七宗町	3.2	—	—
飛騨市	21.9	17.4	79.7	八百津町	10.0	7.8	77.8
本巣市	33.0	6.8	20.7	白川町	7.1	—	—
郡上市	38.1	24.2	63.6	東白川村	2.1	—	—
下呂市	29.2	19.5	66.7	御嵩町	17.6	13.8	78.4
海津市	31.8	25.4	79.8	白川村	1.5	1.3	87.1
				岐阜県計	1,958.2	1,532.0	78.2

備考) 県下水道課調べ

キ 農業集落排水施設の整備促進<農地整備課>

農村地域の農業用排水路の水質保全、農村環境の改善を図るため、平成29年度までに28市町で農業集落排水処理施設の整備を終えた。

ク 浄化槽設置の促進<廃棄物対策課>

生活排水対策の一環として、浄化槽の設置について補助制度により普及促進を図った。助成状況は表2-4-23のとおりである。なお、県費補助制度は、平成元年に創設し、平成5年度に補助対象を10人槽から50人槽に拡大し、平成18年度には単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費を補助対象とするなど、浄化槽の普及促進を図っている。

さらに、平成30年度からさらなる汚水処理施設の普及を図るため、市町村が主体となって合併処理浄化槽を整備する事業を補助の対象としている。

また、浄化槽の適正な維持管理を図るため、浄化槽管理者に対し保守点検、清掃及び法定検査のいわゆる「3つの義務」の励行について周知徹底を図っている。平成14年度には浄化槽適正維持管理システムを導入し、法定

検査受検率の向上に取り組んでいる。法定検査(浄化槽法第11条)の実施状況は、表2-4-24のとおりである。
 浄化槽の設置状況は、図2-4-19のとおりである。浄化槽の清掃によって引き抜かれた汚泥は、し尿処理施設で衛生的に処理されている。

表2-4-23 岐阜県浄化槽設置整備事業助成状況 (令和5年度)

県事務所等	設置主体	設置基数	単独撤去	汲取撤去	宅内配管	県事務所等	設置主体	設置基数	単独撤去	汲取撤去	宅内配管
	岐 阜 市	50	13		17	中濃	※郡上市	17			
岐 阜	羽 島 市	69				可 茂	美濃加茂市	17			1
	各務原市	47	4		3		可 児 市	8			
	山 県 市	9					坂 祝 町	4			
	瑞 穂 市	142	8		9		富 加 町	1			
	本 巢 市	73	2		5		川 辺 町	0			
	北 方 町	0					七 宗 町	3	1		
西 濃	大 垣 市	23	4		5		八 百 津 町	3			
	海 津 市	1					白 川 町	14	3	5	7
	養 老 町	67	23				東 白 川 村	6	1		1
	垂 井 町	13					御 嵩 町	5			
	関ヶ原町	0				東 濃	多 治 見 市	0			
	神 戸 町	1					瑞 浪 市	27	5	6	12
	輪之内町	0					土 岐 市	15			
	安 八 町	0				恵 那	中 津 川 市	46		11	12
揖 斐	揖 斐 川 町	1					恵 那 市	53	2	13	21
	※揖斐川町	1				飛 驒	高 山 市	10			
	大 野 町	168	121	2	127		飛 驒 市	2		2	2
	池 田 町	10					下 呂 市	11	2	2	3
中 濃	関 市	1				合 計		921	189	41	225
	美 濃 市	3									

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
 2 ※は公共浄化槽等整備推進事業、他は浄化槽設置整備事業
 3 単独撤去、汲取撤去、宅内配管は設置基数の内数

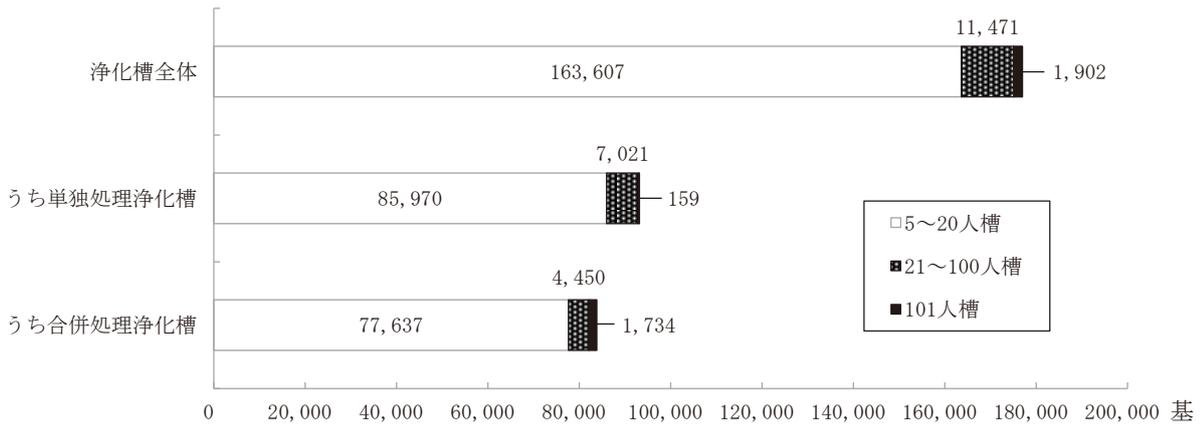
表2-4-24 法定検査(11条)実施状況 (令和4年度)

人 槽 別	5~10	11~50	51~500	501~	合 計	
検査対象基数 (基)	143,026	14,243	3,324	300	160,893	
検査実施数 (基)	138,314	13,366	3,167	291	155,138	
検査実施率 (%)	96.71	93.84	95.28	97.00	96.42	
検査結果	適 正	131,998	11,666	2,527	250	146,441
	不適正	6,316	1,700	640	41	8,697

備考) 県廃棄物対策課調べ

図2-4-19 浄化槽の設置状況

(令和5年3月末現在)



備考) 県廃棄物対策課調べ

(7) 河川環境保全意識の向上促進<河川課>

不法投棄防止に係る啓発看板の設置やチラシ等の配布を行い、河川環境保全の啓発を行っている。

また「清流の国ぎふリバーサポーター事業」により、自治会やボランティア団体等が行う河川敷の除草、清掃等の活動を支援し、河川環境保全意識の向上に努めている。

2 地下水の保全

(1) 地下水保全の総合対策<環境管理課>

地下水に関しては、水質汚染やその過剰揚水による地盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上の問題が生ずる場合があり、近年、地下水保全に対する重要性は増していることを踏まえ、健全な水循環系の確保の観点から、地下水の質と量の両面で、対策を推進している。

(2) 地下水質の保全対策<環境管理課>

県内で、地下水質汚染事例が相次いで判明したことから、市町村との協働により、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、地下水汚染事例が判明した場合に、迅速かつ適切に対応するために必要な手続き等を規定した「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」を平成13年4月から施行している。

平成24年6月には、地下水汚染の未然防止を目的として水質汚濁防止法が改正され、有害物質貯蔵指定施設が新たに届出対象になるとともに、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務等の規定が新たに設けられており、対象となる事業者に対して、立入検査等において基準に適合するよう指導している。

(3) 環境浄化機材の整備<環境管理課>

県内で判明している揮発性有機化合物による地下水汚染事例のうち、浄化対策が必要であるにもかかわらず、汚染原因者が不明等の理由によりその対策が遅れている事例があることから、県が浄化機材を整備し、市町村、事業者等に貸し出すことにより浄化対策を促進している。

貸し出している浄化機材は、土壌ガス吸引装置（1台）、地下水浄化装置（2台）である。

表2-4-25 整備した環境浄化機材

(令和6年3月末現在)

環境浄化機材の種類	浄化機材の特徴	貸出先
土壌ガス吸引装置	土壌中の吸引井戸から除去対象物質を含むガスを吸引し、活性炭に吸着させて除去する。	富加町の事業者
地下水浄化装置	汚染地下水を揚水し、これをばっ気することにより除去対象物質を水中から空気に移行させ、活性炭に吸着させて除去する。	美濃加茂市 土岐市の事業場跡地の土地所有者

備考) 県環境管理課調べ

(4) 土地売買等に伴う事前届出制度の実施<森林保全課>

水源地域における適正な土地利用の確保を図り、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、県民の健康で

文化的な生活に寄与することを目的として、平成25年4月に「岐阜県水源地域保全条例」を施行した。

この条例に基づいて、令和5年度末現在、県内の22市町村、274箇所、68,121.52haの森林を水源地域に指定している。

水源地域内で土地所有者等が土地売買等を行う場合、契約を締結しようとする日の30日前までに届出を義務付ける制度により、届出者に対して、土地の利用の方法等に関する助言を行った。令和5年度の届出実績は30件。

また、令和2年7月に条例を一部改正し、水源地域内で開発行為を行う場合、開発しようとする日の60日前までに届出を義務付ける制度を加えて、届出者に対して土地の利用の方法等に関する助言をすることにより、水源地域の一層の保全を図ることとした。令和3年1月1日から施行し、令和5年度の届出実績は3件。

(5) 瑞浪超深地層研究所周辺地域の環境保全対策<環境管理課>

県と瑞浪市及び瑞浪超深地層研究所を管理する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定」を平成17年11月14日に締結した。

県ではこの環境保全協定に基づき、環境負荷に関する情報公開の徹底や環境保全対策等を日本原子力研究開発機構に求めていくとともに、排水等等の測定を実施し公表することで県民の安全、安心を確保することとしている。

令和5年度に県が実施した排水等等の測定結果は表2-4-26のとおりである。

表2-4-26 瑞浪超深地層研究所排水等等の測定結果（主な項目）

測定項目		管理目標値	R5.6.16採取
放流先河川水	ふっ素	0.8mg/L以下	0.08mg/L未満
	ほう素	1mg/L以下	0.02mg/L未満

備考) 県環境管理課調べ

(6) PFOS・PFOA対策<環境管理課>

令和5年7月に各務原市の三井水源地において、暫定目標値を超過する有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）が検出されていたことが判明したため、県は各務原市と連携して、汚染範囲を把握するため、井戸105本、河川等16地点の水質調査を行った。

3 水源のかん養

(1) 計画的な間伐の推進<森林経営課>

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、5,861haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林、溪畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。【再掲】

(2) 治山事業を通じた水源かん養機能を有する森林等の保全<森林保全課>

森林の水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施した。

(3) 林道施設の点検診断<森林経営課>

岐阜県緊急輸送道路ネットワークに位置づけられた林道等の橋りょうやトンネルの点検診断を行う市町村に対し助成し、維持管理・補修計画の作成支援を実施している。

(4) 溪流沿いの森林の間伐<森林経営課>

森林所有者による整備が進まず、手入れが不十分な溪流沿いのスギ・ヒノキ人工林の間伐に対して助成し、防災機能の強化を図った。

(5) 水源かん養機能を有する水田の保全<農村振興課>

農地や農業用施設が持つ水源かん養といった多面的機能の啓発活動などを実施した。

4 土壌汚染の防止

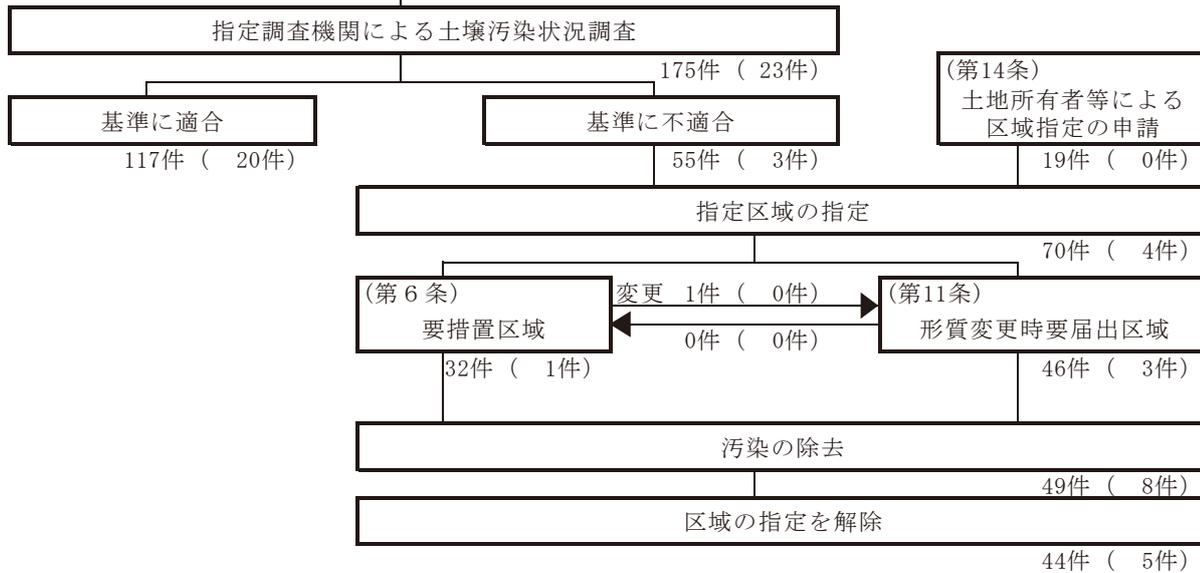
(1) 土壌汚染対策法に基づく指導等の徹底<環境管理課>

土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施すること

により、国民の健康の保護を図るため「土壌汚染対策法」が平成15年2月から施行されている（図2-4-20）。
 令和5年度末現在、県内で「指定区域（土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない区域）」に指定されている区域は33件である（表2-4-27）。
 また、平成22年4月1日の同法改正に伴い「水質汚濁防止法」に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際には、土壌汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底するとともに、一定規模（3,000㎡、一部900㎡）以上の土地の形質変更を行う場合に届出が行われるよう、関係機関に対して法律の周知・徹底を図っている。また、立入調査時等の機会を捉えて法律の周知・徹底を図るほか、土壌汚染に対する啓発を実施し、汚染の早期発見、早期対応に努めている。

図2-4-20 土壌汚染対策法の施行状況（平成15年2月15日～令和6年3月31日）

第3条関係		
第1項	水質汚濁防止法に基づく有害物質(26物質)使用特定施設の廃止	446件 (16件)
第1項	土壌汚染状況調査	57件 (2件)
第1項	ただし書きに該当する場合 ※引続き工場として使用する等	394件 (16件)
第5項	ただし書きの取り消し ※土地の利用方法が変更等	16件 (0件)
第7項	ただし書きを受けている土地の形質変更	25件 (11件)
第4項	未報告・虚偽の報告	0件 (0件)
第4条関係		
第1項	一定規模(3,000㎡、一部900㎡)以上の土地の形質変更	3,692件 (267件)
第2項	土壌汚染状況調査報告書の提出	41件 (7件)
第3項	調査命令	44件 (2件)
第5条関係		
第1項	健康被害が生じるおそれがある場合	0件 (0件)



- 備考) 1 県環境管理課調べ
 2 件数は平成15年2月15日から令和6年3月31日までの累積件数
 3 ()内は令和5年度の件数
 4 「基準に不適合」の件数と、「指定区域の指定」の件数は、一致しない。

表2-4-27 土壌汚染対策法に基づく指定区域（令和6年3月末現在）

	指定年月日	告示番号	所在地	基準超過項目	端緒
要措置区域	H26. 6. 17	岐阜県告示第445号	多治見市笠原町字梅平4024番450の一部	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H31. 4. 25	岐阜市告示第67号	岐阜市黒野字二の丸328番8の一部	1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条 第14条
	R 1. 6. 7	岐阜市告示第147号	他		
	R 2. 2. 14	岐阜県告示第44号	羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	第3条
	R 3. 3. 16	岐阜市告示第619号	岐阜市大黒町4丁目4番1の一部	六価クロム化合物、シアン化合物	第3条
R 3. 8. 10	岐阜県告示第348号	土岐市妻木町字糺治ケ入2375番1の一部 他	六価クロム化合物	第3条	

安全・安心な生活環境の確保

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

	指定年月日	告示番号	所在地	基準超過項目	端緒	
要措置区域	R 3. 11. 9	岐阜県告示第486号	安八郡安八町南今ヶ淵字東沼597番1の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	第3条	
	R 4. 11. 18	岐阜市告示第443号	岐阜市北一色10丁目3番2の一部 他	テトラクロロエチレン	第3条	
	R 5. 7. 28	岐阜市告示第215号	岐阜市橋本町3丁目20番1の一部 他	鉛及びその化合物	第3条	
形質変更時	H17. 7. 29	岐阜県告示第595号	土岐市泉町大富255-10 他	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条	
	H17. 10. 21	岐阜県告示第771号	関市常盤町27番地の一部	シアン化合物、ほう素及びその化合物	第3条	
	H21. 8. 28	岐阜県告示第511号	関市平賀町1丁目63番2 他	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条	
	H22. 2. 16	岐阜市告示第535号	岐阜市水海道2丁目1-10 他	テトラクロロエチレン	第3条	
	H22. 3. 26	岐阜市告示第593号	岐阜市早田町1丁目24番	テトラクロロエチレン	第3条	
	H23. 12. 16	岐阜県告示第598号	土岐市下石町字西山304番2の一部	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第4条	
	H24. 6. 29	岐阜県告示第299号	多治見市小田町5丁目71番1 他	鉛及びその化合物	第14条	
	H24. 10. 12 H28. 3. 3	岐阜市告示第371号 岐阜市告示第653号	岐阜市祈年町4丁目1番の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第14条	
	H25. 10. 11	岐阜県告示第475号	関市東桜町10番1の一部	鉛及びその化合物	第4条	
	H27. 3. 10	岐阜県告示第149号	関市広見字牛洞851番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条	
	H27. 4. 3	岐阜県告示第246号	土岐市下石町字西山304番地984の一部	砒素及びその化合物	第4条	
	H27. 12. 15	岐阜県告示第706号	関市小屋名字上中島420番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条	
	H28. 1. 8	岐阜県告示第4号	下呂市幸田字幸の瀬1162番の一部 他	砒素及びその化合物	第14条	
	要届出区域	H29. 7. 28	岐阜県告示第397号	恵那市長島町永田字羽白440番3 他	砒素及びその化合物	第14条
		H30. 9. 28	岐阜県告示第485号	多治見市東町1丁目9番3の一部	ふっ素及びその化合物	第3条
		H31. 3. 1 R 1. 5. 21	岐阜県告示第99号 岐阜県告示第15号	多治見市前畑町5丁目8番1の一部 他	砒素及びその化合物	第4条 第14条
R 2. 2. 14		岐阜県告示第45号	羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	鉛及びその化合物	第3条	
R 3. 1. 27		岐阜市告示第519号	岐阜市岩田西3丁目422番2の一部 他	砒素及びその化合物	第4条	
R 3. 4. 23		岐阜県告示第198号	多治見市前畑町5丁目161番の一部 他	砒素及びその化合物	第4条	
R 3. 8. 10		岐阜県告示第349号	土岐市妻木町字鑑治ケ入2375番1の一部 他	六価クロム化合物	第3条	
R 3. 11. 2		岐阜県告示第471号	多治見市前畑町5丁目161番の一部 他	砒素及びその化合物	第4条	
R 3. 11. 9		岐阜県告示第487号	安八郡安八町森部字高須1558番1の一部 他	鉛及びその化合物	第3条	
R 4. 3. 18		岐阜県告示第116号	加茂郡坂祝町酒倉字北高見2079番1の一部 他	鉛及びその化合物	第3条	
R 5. 6. 9		岐阜県告示第257号	各務原市鶴沼字棚池602番1の一部	鉛及びその化合物	第4条	
R 5. 12. 15		岐阜県告示第526号	各務原市川崎町1番1の一部	カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物	第3条	

備考) 県環境管理課調べ

(2) 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」による規制<環境管理課>

「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく許可申請等の審査を、審査マニュアル等に基づいて厳正に行った。また、不適正な事案に対しては、事業者への是正指導を迅速に行い、行政処分に至る事案の発生はなかった。
・令和5年度の許可実績：79件（新規41件、変更38件）

5 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の状況<環境管理課>

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取により、帯水層の水圧が低下し、粘土層の間隙水がしぼり出され、粘土層が収縮することによって、地表平面が徐々に沈下する現象で、ひとたび発生すると回復は不可能であるとされている。このため、県では、地盤沈下の状況を把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して、一級水準測量調査、地下水位調査を実施している。

なお、岐阜・西濃地区では近年、全体的に地下水揚水量が減少傾向にあることから、経年的に地下水位が上昇又は横ばいの傾向にあり、沈下は安定しているが、渇水の発生時などには、面的な地盤沈下の発生が見られる。

(2) 地盤沈下対策<環境管理課>

県では、地盤沈下の動向を的確に把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して一級水準測量調査及び地下水位調査を実施しているほか、データ収集、解析等を行い、現状把握に努めている。

また、西濃地区地下水利用対策協議会及び岐阜地区地下水対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下

水利用の合理化指導を行い、地下水の有効利用を促進して、地盤沈下の防止に努めている。

なお、濃尾平野における総合的な地盤沈下防止対策を推進するため、昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」が制定（平成7年9月一部改正）されたことを受け、地盤沈下の防止と併せて地下水の保全を図るため、地域の実情に応じた総合的な対策を推進している。

ア 一般水準測量調査<環境管理課>

国土交通省国土地理院及び中部地方整備局が行う調査に合わせて、本県も昭和47年度から岐阜・西南濃地域約350km²を対象に調査を行っている。平成22年度から平成26年度は隔年で疎密をつけて観測することとしていたが、平成27年度からは、測量路線118km、水準点88地点について調査を行っている。なお、水準点の1つが廃点となったため、令和3年度からは水準点87地点について調査を行っている。

令和5年度の調査結果では表2-4-28のとおり、面的な地盤沈下は認められなかった。

主要水準点の沈下状況は、表2-4-29及び図2-4-21のとおりである。

表2-4-28 地盤沈下面積の経年変化

沈下面積 (km ²) \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1 cm以上 2 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 cm以上 3 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 各年度の数値は、11月1日を基準日とした過去1年間の地盤沈下面積の概数を示す

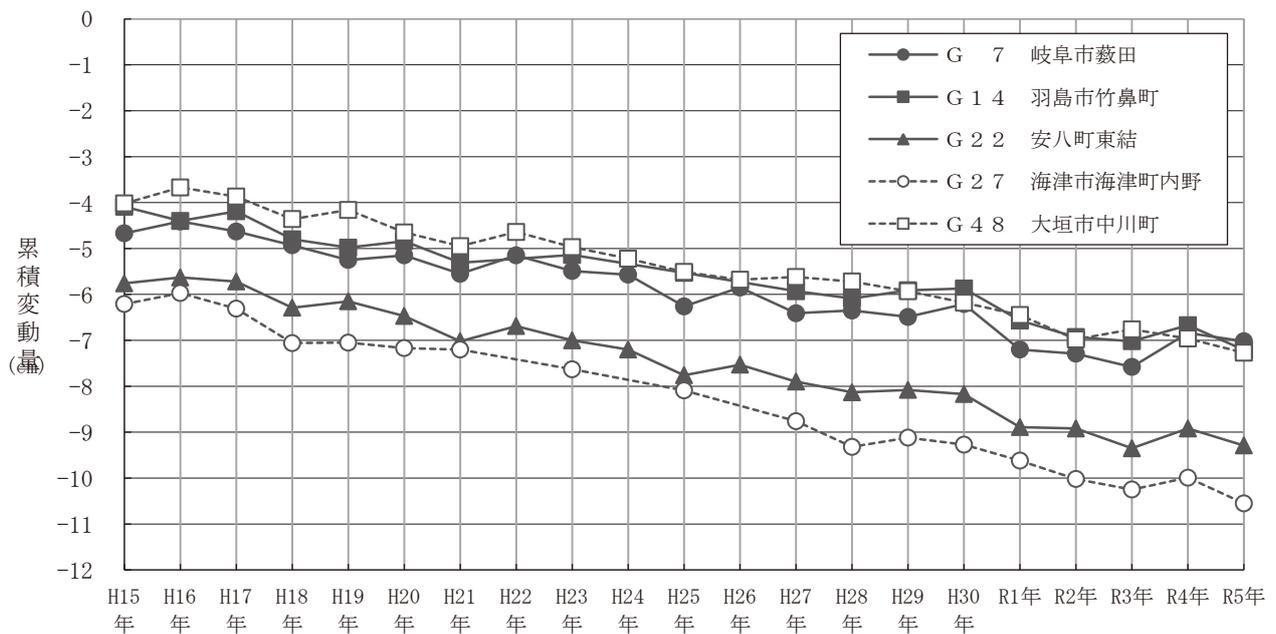
表2-4-29 主要水準点の標高の経年変化

水準点標識番号(所在地)	S47年標高 (A)	R4年標高 (B)	R5年標高 (C)	年間変動量 (C)-(B)	累積変動量
G7 (岐阜市藪田)	8.3225m	8.2587m	8.2569m	-0.18cm	-7.02cm
G14 (羽島市竹鼻町)	7.6544m	7.5974m	7.5920m	-0.54cm	-7.21cm
G22 (安八町東結)	5.6871m	5.6008m	5.5971m	-0.37cm	-9.29cm
G27 (海津市海津町内野)	0.5528m	0.4629m	0.4573m	-0.56cm	-10.55cm
G48 (大垣市中川町)	7.5914m	7.5128m	7.5097m	-0.31cm	-7.27cm

備考) 1 県環境管理課調べ

2 国土地理院により、平成13年標高が補正されたため、累積変動量は「(C) - (A)」と一致しない。

図2-4-21 主要水準点の累積変動量の経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ

2 G14、G27については隔年測定地点となったため、22年、24年、26年は測定されていない。

安全・安心な生活環境の確保

イ 地下水位対策<水資源課>

岐阜・西濃地域に設置してある26箇所の観測井で常時監視を実施している。

このうち、令和5年の主要観測井における地下水位は、表2-4-30のとおり、令和4年に比べ大きな変化はなく、経年的な推移を見ると、図2-4-22のとおり、上昇傾向にある。

表2-4-30 主要観測井の地下水位

(単位：m)

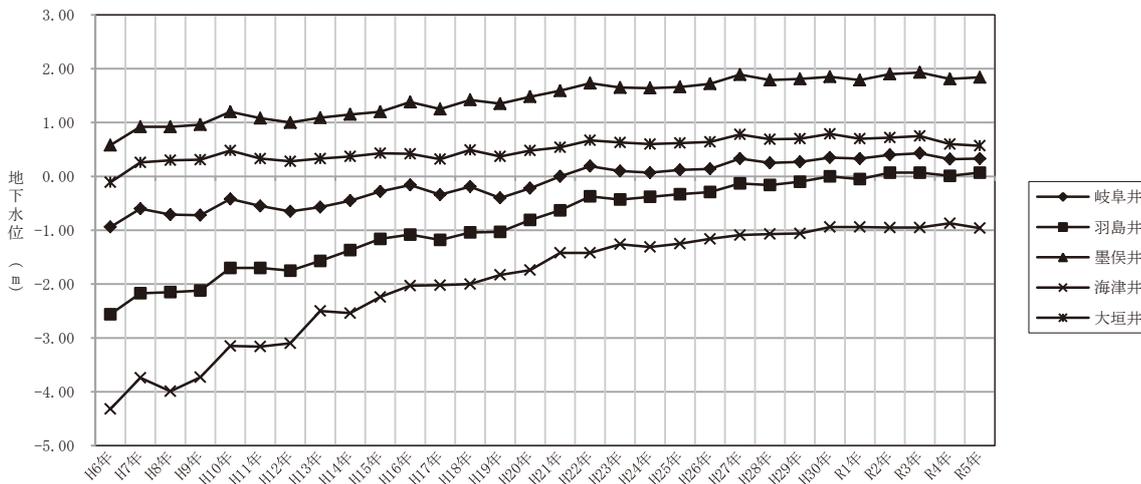
地下水位観測所 (所在地)	昭和54年 地下水位 (A)	令和4年 地下水位 (B)	令和5年 地下水位 (C)	年間変動量 (C) - (B)	累積変動量 (C) - (A)
岐阜井 (岐阜市須賀)	-1.42	+0.32	+0.33	+0.01	+1.75
羽島井 (羽島市上中町)	-5.38	+0.01	+0.07	+0.06	+5.45
墨俣井 (大垣市墨俣町下宿)	+0.13	+1.81 (+1.20)	+1.84 (+1.23)	+0.03	+1.71
海津井 (海津市海津町古中島)	-9.85	-0.87	-0.96	-0.09	+8.89
大垣井 (大垣市北方町)	+0.23	+0.60	+0.57	-0.03	+0.34

備考) 1 県水資源課調べ

2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

3 墨俣井については、平成27年度に地盤高の嵩上げを行った。()は嵩上げ後の地下水位を示す。

図2-4-22 主要観測井の地下水位の経年変化



備考) 1 県水資源課調べ

2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

6 危機管理体制の強化

(1) 汚染事故に対する危機管理体制の強化<環境管理課>

公共用水域における水質汚濁事故の対応は、適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

また、事故を未然に防止するため、立入検査や広報により、施設の点検整備等の注意を促している。

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染の防止

(1) 大気環境の状況

ア 概況<環境管理課>

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件下で生成される物質などにより引き起こされる。

令和5年度の主な大気汚染物質の状況を見ると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素及び

微小粒子状物質については、すべての測定局で環境基準に基づく短期的評価、長期的評価を達成した。

光化学オキシダントについては、すべての測定局において環境基準を超える日が見られ、その頻度は令和4年度と比較すると横ばいが増加した。また、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報を岐阜地域に1回、西濃・羽島地域に3回、中濃地域に1回、東濃西部地域に1回発令し、光化学スモッグ注意報を岐阜地域に1回、西濃・羽島地域に1回、西濃南部地域に1回、中濃地域に1回発令した。

イ 大気汚染物質の状況<環境管理課>

大気汚染に係る環境基準は、22箇所の一般環境大気測定局と4箇所の自動車排出ガス測定局において常時監視(24時間測定)を行っており、測定地点及び測定項目は、表2-4-31のとおりである。なお、大垣自動車排出ガス測定局における常時監視は令和5年12月まで実施した。

昭和57年4月から、「大気環境監視テレメータシステム」を整備し、各測定局を回線等で結ぶことにより大気環境の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、緊急時における迅速な対応を図る体制を整えている。

大気汚染に係る環境基準は、資料10のとおりで二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質について定められている(有害大気汚染物質を除く)。

また、これらの常時監視測定局による監視測定を補完するため、令和5年度は、大気環境測定車「あおぞら」による一般環境調査を坂祝町において延べ38週にわたって行った。測定結果は資料23のとおりである。

表2-4-31 大気環境常時監視測定局及び測定項目

(令和6年3月末現在)

種別	地 域	測定局名	設 置 場 所	測 定 項 目							設 置 主 体	
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	炭化水素		風向風速
一般環境大気測定局	岐 阜	岐阜中央	岐阜市八ツ寺町1-7 (市役所八ツ寺別館)	○	○	○	○	○	○	○	岐阜市	
		岐阜南部	岐阜市茜部菱野2 (あかね公園)	○	○	○	○	○	○	○	岐阜市	
		岐阜北部	岐阜市福光東3-19 (福光東公園)	○	○	○	○	○	○	○	岐阜市	
		各務原	各務原市蘇原中央町2-1-2 (市民会館駐車場)	○	○	○	○	○	○	○	県	
		本 巢	本巢市下真桑1000 (本巢市役所真正分庁舎)	○	○	○	○	○	○	○	県	
	西濃・羽島	羽 島	羽島市竹鼻町85 (保健センター南)	○	○	○	○	○	○	○	県	
		大垣中央	大垣市西外側町2-49 (市職員駐車場)	○	○	○	○	○	○	○	県	
		大垣南部	大垣市築捨町1-159-2 (築捨新田公民館)	○	○	○	○	○	○	○	県	
		大垣西部	大垣市綾野1-2719-1 (JAにしみの綾里支所2F)	○	○						大垣市	
		大垣赤坂	大垣市赤坂町4533-1 (市赤坂地区センター駐車場)		○						大垣市	
		西濃南部	海 津 津津市南濃町吉田字一切487 (海津市エコドーム)		○		○		○	○	県	
		揖斐	揖斐郡揖斐川町上南方字森本27-2 (揖斐総合庁舎)	○	○	○	○		○	○	県	
	可美	美濃加茂市新池町3-4-1 (総合福祉会館)	○	○	○	○		○	○	県		
	中濃	関 関市西本郷通4-2-9	○	○	○	○		○	○	県		
	郡上	郡 上 郡上市八幡町初音1727-2 (郡上総合庁舎)	○	○	○	○		○	○	県		
	東濃西部	笠原	多治見市笠原町1194-1 (多治見市中心身障がい児通園施設)	○	○	○	○		○	○	県	
		瑞浪	瑞浪市上平町1-29 (市役所東分庁舎)	○	○		○			○	県	
		恵那	恵那市長島町正家後田1067-71 (恵那総合庁舎)	○	○	○	○		○	○	県	
	恵那・中津川	中津川	中津川市かやの木町2-1 (市役所駐車場)	○	○	○	○		○	○	県	
		下呂	下呂市萩原町羽根2605-1 (下呂総合庁舎)	○	○	○	○		○	○	県	
	飛騨	高山	高山市花岡町2-18 (市宮花岡駐車場3F)	○	○	○	○		○	○	県	
		乗鞍	高山市丹生川町久手字鼠尾508 (乗鞍スカイライン管理事務所)	○	○	○	○			○	県	
小 計 22 局				20	22	18	20		17	2	18	
ガス自動車排出局	岐阜明德自排	岐阜市明德町11 (旧明德小学校敷地内)		○	○		○					岐阜市
	土岐自排	土岐市泉池ノ上町2-3 (国道19号)		○	○		○	○		○		県
	可児自排	可児市今渡1680 (国道21号)		○	○		○	○		○		県
小 計 3 局					3	3		2	2		2	
合 計 25 局				20	25	21	20	2	19	2	20	

(参考：令和5年12月まで)

大垣自動車排出ガス測定局	大垣市禾森町4-49 (国道258号)		○	○						○	県
--------------	---------------------	--	---	---	--	--	--	--	--	---	---

備考) 県環境管理課調べ

① 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質である。通常は、主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものであり、その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設である。

二酸化硫黄について20測定局で測定した結果は、表2-4-32及び資料11のとおりであり、これらを令和4年度と比較すると、横ばいの状況にある。年平均値は、岐阜中央測定局、羽島測定局、大垣中央測定局、大垣南部測定局、大垣西部測定局、関測定局、中津川測定局の0.001ppmが最も高い。環境基準については、短期的評価、長期的評価ともに、すべての測定局で達成した。

表2-4-32 二酸化硫黄の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価の適否 適○ 否×	令和4年度		
					時間	%	日	%					年平均値 (ppm)	長期的評価の適否	
岐阜	岐阜中央	366	8,680	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	無	○	0.000	○	
	岐阜南部	362	8,604	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	無	○	0.000	○	
	岐阜北部	366	8,682	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	無	○	0.000	○	
	各務原	364	8,702	0.000	0	0.0	0	0.0	0.010	0.001	無	○	0.000	○	
	本巣	364	8,701	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	0.000	○	
	平均	-	-	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	-
西濃・羽島	羽島	362	8,667	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002	無	○	0.005	○	
	大垣中央	361	8,665	0.001	0	0.0	0	0.0	0.043	0.003	無	○	0.001	○	
	大垣南部	364	8,695	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.003	無	○	0.002	○	
	大垣西部	364	8,718	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.003	無	○	0.001	○	
	平均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002	-
揖斐	揖斐	364	8,696	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	0.000	○	
可茂	美濃加茂	364	8,702	0.000	0	0.0	0	0.0	0.010	0.001	無	○	0.000	○	
中濃	関	364	8,704	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.003	無	○	0.001	○	
郡上	郡上	342	8,210	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○	
東濃西部	笠原	363	8,688	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.001	○	
	瑞浪	364	8,703	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○	
	平均	-	-	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-
恵那・中津川	恵那	363	8,682	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	無	○	0.000	○	
	中津川	363	8,692	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	0.001	○	
	平均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-
下呂	下呂	362	8,656	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	無	○	0.000	○	
飛騨	高山	364	8,700	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○	
乗鞍		362	8,699	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	無	非適用	-	非適用	
県平均		-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。

3 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10 μ m (μ m=千分の1mm)以下のものをいう。自動車の排ガスや工場からのばい煙に加え、微小な黄砂粒子なども含まれるため、黄砂が観測された日に高値を示すことがある。

浮遊粒子状物質について26測定局（自動車排出ガス測定局4局を含む。）で測定した結果は、表2-4-33及び資料12のとおりであり、令和4年度と比較すると、横ばいの状況にある。

年平均値は、大垣自動車排出ガス測定局の0.015mg/m³が最も高く、一般環境測定局においては、大垣中央測定局、大垣赤坂測定局の0.014mg/m³が最も高い。環境基準については、短期的評価、長期的評価ともに、すべての測定局で達成した。

表2-4-33 浮遊粒子状物質の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価の適否 適○ 否×	令和4年度	
					時間	%	日	%					年平均値 (mg/m ³)	長期的評価の適否
岐阜	岐阜中央	366	8,728	0.012	0	0.0	0	0.0	0.071	0.026	無	○	0.012	○
	岐阜南部	361	8,636	0.010	0	0.0	0	0.0	0.144	0.022	無	○	0.010	○
	岐阜北部	365	8,722	0.006	0	0.0	0	0.0	0.064	0.013	無	○	0.007	○
	各務原	364	8,731	0.011	0	0.0	0	0.0	0.069	0.024	無	○	0.011	○
	本巣	364	8,731	0.013	0	0.0	0	0.0	0.100	0.033	無	○	0.012	○
	平均	-	-	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.010
西濃・羽島	羽島	364	8,735	0.012	0	0.0	0	0.0	0.090	0.031	無	○	0.010	○
	大垣中央	364	8,735	0.014	0	0.0	0	0.0	0.080	0.031	無	○	0.017	○
	大垣南部	364	8,742	0.013	0	0.0	0	0.0	0.093	0.032	無	○	0.017	○
	大垣西部	360	8,671	0.010	0	0.0	0	0.0	0.080	0.025	無	○	0.012	○
	大垣赤坂	349	8,495	0.014	0	0.0	0	0.0	0.130	0.029	無	○	0.014	○
	平均	-	-	0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.014
西濃南部	海津	364	8,693	0.012	0	0.0	0	0.0	0.080	0.028	無	○	-	-
揖斐	揖斐	364	8,733	0.011	0	0.0	0	0.0	0.095	0.027	無	○	0.011	○
可茂	美濃加茂	364	8,736	0.010	0	0.0	0	0.0	0.099	0.021	無	○	0.011	○
中濃	関	364	8,739	0.012	0	0.0	0	0.0	0.089	0.029	無	○	0.012	○
郡上	郡上	364	8,727	0.009	0	0.0	0	0.0	0.077	0.021	無	○	0.009	○
東西	笠原	364	8,727	0.010	0	0.0	0	0.0	0.068	0.023	無	○	0.010	○
	瑞浪	364	8,741	0.010	0	0.0	0	0.0	0.066	0.024	無	○	0.011	○
	平均	-	-	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.011
恵那	恵那	364	8,733	0.010	0	0.0	0	0.0	0.081	0.023	無	○	0.011	○
	中津川	360	8,666	0.012	0	0.0	0	0.0	0.062	0.027	無	○	0.012	○
	平均	-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.012
下呂	下呂	364	8,721	0.008	0	0.0	0	0.0	0.091	0.019	無	○	0.009	○
飛騨	高山	364	8,732	0.009	0	0.0	0	0.0	0.057	0.020	無	○	0.009	○
乗鞍	鞍	364	8,755	0.003	0	0.0	0	0.0	0.047	0.011	無	非適用	-	非適用
県平均	-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.011	-
岐阜	明德自排	336	8,056	0.011	0	0.0	0	0.0	0.059	0.023	無	○	0.012	○
大垣	自排	260	6,261	0.015	0	0.0	0	0.0	0.102	0.033	無	○	0.015	○
可児	自排	360	8,654	0.011	0	0.0	0	0.0	0.079	0.024	無	○	0.011	○
土岐	自排	363	8,709	0.012	0	0.0	0	0.0	0.110	0.025	無	○	0.013	○

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.10mg/m³を

を超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。

3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

③ 二酸化窒素

大気中の窒素酸化物は、物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものがある。発生源としては、固定発生源である工場・事業場のばい煙発生施設及び移動発生源である自動車などがある。

二酸化窒素について22測定局（自動車排出ガス測定局4局を含む。）で測定した結果は、表2-4-34、資料13及び資料14のとおりである。令和4年度と比較すると、横ばいの傾向にある。

年平均値は、岐阜南部測定局、土岐自動車排出ガス測定局の0.009ppmが最も高い。

環境基準については、長期的評価に基づく環境基準をすべての測定局で達成した。

表2-4-34 二酸化窒素の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	長期的評価の適否 ○ 適 × 不適	令和4年度	
					日	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的評価の適否
					岐阜	岐阜中央	366	8,680				0.005	0
	岐阜南部	288	6,862	0.009	0	0.0	0	0.0	0.049	0.018	○	0.009	○
	岐阜北部	365	8,670	0.004	0	0.0	0	0.0	0.032	0.009	○	0.005	○
	各務原	364	8,697	0.005	0	0.0	0	0.0	0.025	0.010	○	0.005	○
	本巣	364	8,702	0.006	0	0.0	0	0.0	0.044	0.013	○	0.006	○
	平均	-	-	0.006	-	-	-	-	-	-	-	0.006	-
西濃	羽島	364	8,696	0.007	0	0.0	0	0.0	0.034	0.014	○	0.007	○
	大垣中央	362	8,685	0.008	0	0.0	0	0.0	0.041	0.016	○	0.008	○
	大垣南部	298	7,135	0.007	0	0.0	0	0.0	0.031	0.013	○	0.007	○
	平均	-	-	0.007	-	-	-	-	-	-	-	0.007	-
揖斐	揖斐	363	8,694	0.003	0	0.0	0	0.0	0.025	0.007	○	0.003	○
可茂	美濃加茂	364	8,701	0.005	0	0.0	0	0.0	0.030	0.010	○	0.005	○
中濃	関	364	8,701	0.004	0	0.0	0	0.0	0.021	0.009	○	0.005	○
郡上	郡上	361	8,635	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	0.001	○
東濃西部	笠原	359	8,600	0.005	0	0.0	0	0.0	0.023	0.010	○	0.005	○
恵那	恵那	263	6,309	0.006	0	0.0	0	0.0	0.033	0.015	○	0.006	○
中津川	中津川	364	8,704	0.004	0	0.0	0	0.0	0.026	0.012	○	0.005	○
	平均	-	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	0.006	-
下呂	下呂	345	8,238	0.002	0	0.0	0	0.0	0.027	0.005	○	0.002	○
飛騨	高山	363	8,687	0.005	0	0.0	0	0.0	0.045	0.014	○	0.006	○
乗鞍	乗鞍	158	3,802	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	非適用	-	非適用
県平均	平均	-	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	0.005	-
岐阜	明徳自排	320	7,610	0.006	0	0.0	0	0.0	0.040	0.012	○	0.007	○
	大垣自排	261	6,251	0.007	0	0.0	0	0.0	0.033	0.014	○	0.008	○
	可児自排	356	8,523	0.008	0	0.0	0	0.0	0.046	0.015	○	0.009	○
	土岐自排	363	8,683	0.009	0	0.0	0	0.0	0.036	0.018	○	0.010	○

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値の年間98%値が0.04ppm~0.06ppmのゾーン内もしくはゾーン以下であることを示す。

3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

④ 光化学オキシダント

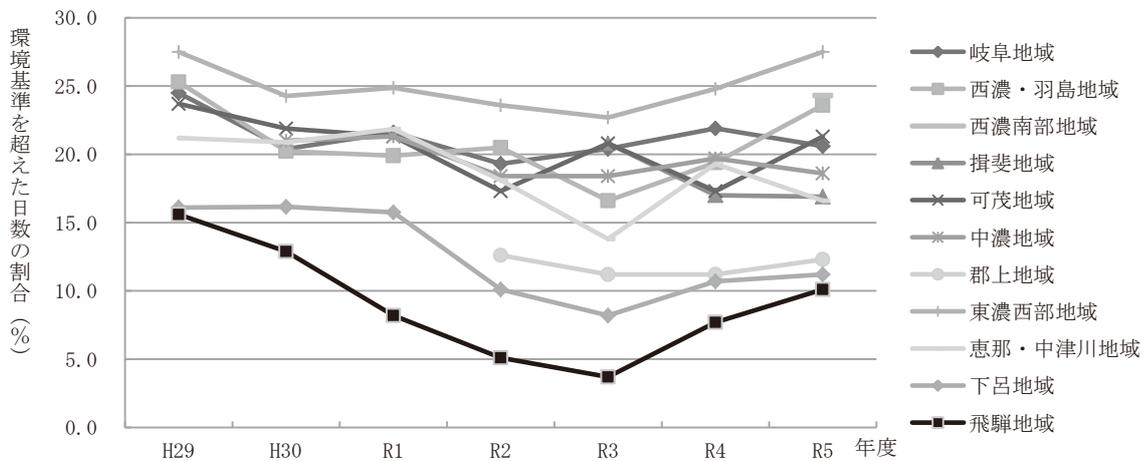
光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右される。

光化学オキシダントについて20測定局で測定した結果は、図2-4-23、表2-4-35及び資料15のとおりであり、いずれの測定局においても環境基準を達成できていない。

昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間値の最高値が最も高かったのは、大垣中央測定局の0.147ppmである。昼間の年平均は令和4年度と比較すると横ばいであったが、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は令和4年度と比較すると横ばいか増加した。

なお、令和5年度は、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づき光化学スモッグ予報を4回、光化学スモッグ注意報を1回発令した。（資料16）

図2-4-23 光化学オキシダントの環境基準を超えた日数の割合の経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 各地域の平均値

表2-4-35 光化学オキシダントの測定結果

地域	測定局名	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	日最高1時間値の年平均値 (ppm)	環境基準の適否 適○ 否×	令和4年度	
					日	%	時間	%				昼間年平均値 (ppm)	環境基準の適否
岐阜	岐阜中央	366	5,423	0.032	69	18.9	288	5.3	0.130	0.045	×	0.034	×
	岐阜南部	363	5,371	0.036	85	23.4	386	7.2	0.129	0.050	×	0.036	×
	岐阜北部	366	5,403	0.032	58	15.8	226	4.2	0.136	0.046	×	0.032	×
	各務原	366	5,457	0.037	100	27.3	481	8.8	0.128	0.052	×	0.037	×
	本巣	366	5,461	0.033	65	17.8	280	5.1	0.116	0.047	×	0.033	×
	平均	-	-	0.034	-	20.6	-	-	-	-	-	-	0.034
西濃・羽島	羽島	366	5,450	0.036	91	24.9	440	8.1	0.135	0.051	×	0.036	×
	大垣中央	366	5,460	0.038	105	28.7	543	9.9	0.147	0.052	×	0.034	×
	大垣南部	366	5,458	0.034	63	17.2	241	4.4	0.121	0.048	×	0.033	×
	平均	-	-	0.036	-	23.6	-	-	-	-	-	-	0.034
西濃南部	海津	366	5,453	0.036	89	24.3	459	8.4	0.131	0.052	×	-	-
揖斐	揖斐	366	5,451	0.034	62	16.9	274	5.0	0.115	0.047	×	0.034	×
可茂	美濃加茂	366	5,454	0.033	78	21.3	336	6.2	0.126	0.049	×	0.030	×
中濃	関	366	5,460	0.031	68	18.6	293	5.4	0.129	0.047	×	0.031	×
郡上	郡上	366	5,456	0.026	45	12.3	189	3.5	0.121	0.042	×	0.026	×

地域	測定局名	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	日最高1時間値の年平均値 (ppm)	環境基準の適否 適○ 否×	令和4年度	
					日	%	時間	%				昼間年平均値 (ppm)	環境基準の適否
東濃西部	笠原	366	5,461	0.034	93	25.4	405	7.4	0.122	0.051	×	0.035	×
	瑞浪	366	5,462	0.034	108	29.5	517	9.5	0.118	0.052	×	0.032	×
	平均	-	-	0.034	-	27.5	-	-	-	-	-	0.034	-
恵那・中津川	恵那	366	5,455	0.032	61	16.7	290	5.3	0.106	0.047	×	0.031	×
	中津川	365	5,445	0.030	60	16.4	267	4.9	0.095	0.045	×	0.031	×
	平均	-	-	0.031	-	16.6	-	-	-	-	-	0.031	-
下呂	下呂	366	5,434	0.032	41	11.2	152	2.8	0.096	0.044	×	0.032	×
飛騨	高山	366	5,458	0.030	37	10.1	171	3.1	0.085	0.042	×	0.031	×
乗鞍	鞍	366	5,450	0.040	51	13.9	235	4.3	0.085	0.047	非適用	-	非適用
県	平均	-	-	0.033	-	19.8	-	-	-	-	-	0.033	-

- 備考) 1 県環境管理課調べ
 2 昼間は、午前5時から午後8時までを示す。
 3 環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm以下(0.06ppmを超えた時間数がゼロ)であることを示す。
 4 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

⑤ 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼により生ずるものであり、その発生源は大部分が自動車によるものである。
 一酸化炭素について、2測定局で測定した結果は、表2-4-36及び資料17に示すとおりである。年平均値0.2ppmで、環境基準に基づく長期的評価を達成した。

表2-4-36 一酸化炭素の測定結果

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	長期的評価の適否	令和4年度	
				回数	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的評価の適否
岐阜明德自排	366	8,679	0.2	0	0.0	0	0.0	1.2	0.3	○	0.2	○
土岐自排	364	8,705	0.2	0	0.0	0	0.0	0.7	0.4	○	0.2	○
県平均	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	0.2	-

- 備考) 1 県環境管理課調べ
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が10ppmを超えた日数が、年間を通じて2%以下であることを示す。

⑥ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。発生源としては、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子 (粒子の形で大気中に排出されたもの) と、ガス状で排出された大気汚染物質が大気中で化学反応により粒子化した二次粒子がある。県内の19測定局で測定した結果は、表2-4-37、資料20及び資料21のとおりである。

長期的評価に基づく環境基準は、すべての測定局で達成した。

また、本県測定局及び羽島測定局において季節ごとに試料採取し、得られた試料の成分分析により微小粒子状物質の実態を把握した。その結果は資料22のとおりである。

表2-4-37 微小粒子状物質(PM_{2.5})の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		長期基準の適否 適○ 否×	短期基準の適否 適○ 否×	長期的評価の適否 適○ 否×	令和4年度		
					日	%				年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	長期的評価の適否
岐阜	岐阜中央	350	8.9	20.7	0	0.0	○	○	○	7.6	18.2	○
	岐阜南部	350	9.3	21.6	0	0.0	○	○	○	8.9	20.3	○
	岐阜北部	351	7.1	17.0	0	0.0	○	○	○	7.6	17.8	○
	各務原	363	6.0	17.9	0	0.0	○	○	○	6.6	17.3	○
	本巣	364	7.9	18.1	0	0.0	○	○	○	8.0	18.0	○
	平均	-	7.8	-	-	-	-	-	-	7.7	-	-
西濃・羽島	羽島	363	7.4	20.5	0	0.0	○	○	○	7.2	18.4	○
	大垣中央	333	7.1	18.5	0	0.0	○	○	○	6.8	16.9	○
	平均	-	7.3	-	-	-	-	-	-	7.0	-	-
西濃南部	海津	364	7.3	18.2	0	0.0	○	○	○	-	-	-
揖斐	揖斐	364	4.0	9.3	0	0.0	○	○	○	5.6	15.9	○
可茂	美濃加茂	358	7.4	18.2	0	0.0	○	○	○	5.8	15.2	○
中濃	関	358	8.8	21.4	0	0.0	○	○	○	12.1	26.1	○
郡上	郡上	364	6.0	15.1	0	0.0	○	○	○	6.1	15.1	○
東濃西部	笠原	364	7.7	18.4	0	0.0	○	○	○	5.7	15.3	○
恵那・中津川	恵那	364	7.5	17.5	0	0.0	○	○	○	7.5	17.2	○
	中津川	362	7.9	18.9	0	0.0	○	○	○	8.0	17.9	○
	平均	-	7.8	-	-	-	-	-	-	7.8	-	-
下呂	下呂	364	5.5	13.9	0	0.0	○	○	○	5.6	14.2	○
飛騨	高山	364	7.0	15.5	0	0.0	○	○	○	4.4	12.8	○
県	平均	-	7.2	-	-	-	-	-	-	7.1	-	-
可児	自排	312	6.0	16.7	0	0.0	○	○	○	4.8	14.3	○
土岐	自排	302	6.3	17.4	0	0.0	○	○	○	5.4	14.7	○

備考) 1 環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり(長期基準)、かつ、日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である(短期基準)ことを示す。
 2 県平均に、自動車排出ガス測定局は含まない。

⑦ 非メタン炭化水素

炭化水素の中でも、特に非メタン炭化水素は光化学オキシダントの生成に深い関係があり、その多くは石油・石油化学製品を取り扱う工場・事業場や自動車から排出される。

炭化水素について、2測定局で測定した結果は、表2-4-38及び資料18のとおりである。

非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間測定値の年平均値は0.08ppmCである。昭和51年8月17日中央公害対策審議会答申の指針値に照らしてみると、岐阜南部測定局において0.20ppmCを超えた日は6日(1.7%)、本巣測定局において0.20ppmCを超えた日は1日(0.4%)で、岐阜南部測定局において0.31ppmCを超えた日は1日(0.3%)あった。

表2-4-38 炭化水素の測定結果

測定局名	測定項目	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9 時測定 日数 (日)	6～9時3時間平均値			6～9時3時間平均 値が0.20ppmCを 超えた日数とその 割合		6～9時3時間平均 値が0.31ppmCを 超えた日数とその 割合		令和4年度	
					年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	日	%	日	%	年平均値 (ppmC)	6～9時 3時間平均 値の年 平均値 (ppmC)
岐阜南部	非メタン	8,323	0.08	346	0.08	0.32	0.00	6	1.7	1	0.3	0.08	0.08
	メタン	8,323	2.00	346	2.00	2.14	1.88	-	-	-	-	1.99	1.99
	全炭化 水素	8,323	2.08	346	2.08	2.40	1.93	-	-	-	-	2.07	2.07
本巢	非メタン	5,914	0.07	247	0.08	0.25	0.00	1	0.4	0	0.0	0.07	0.07
	メタン	5,914	2.03	247	2.04	2.22	1.82	-	-	-	-	2.00	2.01
	全炭化 水素	5,914	2.10	247	2.12	2.36	1.85	-	-	-	-	2.07	2.09

- 備考) 1 県環境管理課調べ
 2 午前6時から9時までの3時間の測定値の平均値を示す。
 3 指針値：光化学オキシダントの環境基準である1時間値0.06ppmに対する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

ウ 有害大気汚染物質の状況<環境管理課>

科学技術の進展により、化学物質の開発・利用が盛んになり、多様な有害化学物質が大気環境中から検出されるようになっており、これらの物質の低濃度での長期暴露による発がん性等の健康影響が問題になっていることから、国が示す「有害大気汚染物質」のうち「優先取組物質」について監視を実施している。

一般環境地域3地点及び沿道地域2地点の計5地点において、ベンゼン、トリクロロエチレン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行った結果は、表2-4-39のとおりである。

ベンゼン等4物質については環境基準が、アクリロニトリル等11物質については指針値が設定されている(資料10)。

表2-4-39 有害大気汚染物質の測定結果(年平均値)

(令和5年度)

(単位：水銀、ニッケル、ひ素、ベリリウム、ベンゾ[a]ピレン、マンガン、クロム ng/m³、それ以外 µg/m³)

測定物質	測定地点	一般環境地域			沿道地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
		大垣市 (大垣消防組合 中消防署分駐所)	岐阜市 (中央測定局)	岐阜市 (北部測定局)	土岐市 (土岐自排局)	岐阜市 (明德測定局)	
アクリロニトリル		0.0060	0.0017	0.0009			2
アセトアルデヒド		2.3	1.9	1.7	2.2	1.4	120
塩化ビニルモノマー		0.060	0.013	0.013			10
塩化メチル		1.1	1.1	1.1			94
クロロホルム		0.11	0.12	0.11			18
酸化エチレン		0.053	0.051	0.051			
1,2-ジクロロエタン		0.11	0.070	0.070			1.6
ジクロロメタン		1.2	1.2	0.97			150
水銀及びその化合物		1.8	1.6	1.5			40
トルエン		3.1	3.0	2.2	3.2	2.5	
テトラクロロエチレン		0.022	0.020	0.022			200
トリクロロエチレン		0.21	0.18	0.31			130
ニッケル化合物		1.2	0.0010	0.00086			25
ひ素及びその化合物		1.2	0.47	0.46			6
1,3-ブタジエン		0.025	0.025	0.016	0.048	0.026	2.5

測定地点 測定物質	一般環境地域			沿道地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
	大垣市 (大垣消防組合 中消防署分駐所)	岐阜市 (中央測定局)	岐阜市 (北部測定局)	土岐市 (土岐自排局)	岐阜市 (明德測定局)	
ベリリウム及びその化合物	0.011	0.0066	0.010			
ベンゼン	0.60	0.53	0.45	0.64	0.54	3
ベンゾ[a]ピレン	0.14	0.075	0.076	0.14	0.082	
ホルムアルデヒド	2.6	2.2	2.0	2.5	2.2	
マンガン及びその化合物	13	8.5	8.1			140
クロム及びその化合物	1.6	1.3	1.0			
実施主体	県	岐阜市	岐阜市	県	岐阜市	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準又は指針値の欄において、斜体字は指針値であることを示す。

エ 規制措置<環境管理課>

工場・事業場から発生する大気汚染物質及び自動車排出ガスについては、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき次のような規制措置を実施している。

① ばい煙

「大気汚染防止法」では、ボイラー、乾燥炉をはじめ、32種類のばい煙発生施設に対して硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法律による規制の対象外となるオガライトの製造の用に供する乾燥炉など3種類のばい煙発生施設に対して、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

<硫黄酸化物>

「大気汚染防止法」による硫黄酸化物の排出規制は、K値規制である。次式のように、拡散理論式を用いて煙突による拡散効果を入れた許容排出量が定められる。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q : 硫黄酸化物許容排出量 (Nm³/h)

K : K値 (地域ごとに定められる定数)

He : 有効煙突高 (m)

拡散理論では、地表最大濃度は煙突からの汚染物質の排出量に比例し有効煙突高の二乗に反比例することから、有効煙突高を高くすれば排出量が大きくなっても地表濃度は上がらない。K値は地表最大濃度に関するパラメーターであり(最大着地濃度の約584倍の関係がある)、「大気汚染防止法施行規則」により地域ごとに定められ、K値が小さいほど厳しい規制となっている。

昭和43年12月以降8次にわたり規制が強化されており、本県におけるK値は11.5及び17.5を適用する。

<ばいじん>

「大気汚染防止法」によるばいじんの排出規制は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度を規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法規制による対象外のオガライトの製造の用に供する乾燥炉について排出口濃度を規制している。

<有害物質>

「大気汚染防止法」では、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物を有害物質として指定し、これらの物質を含有する燃原料を使用しているばい煙発生施設に対し、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制している。このうち窒素酸化物については、昭和48年8月以降5次にわたり規制の強化が図られている。

「岐阜県公害防止条例」においては、活性炭反応炉等2施設に係る亜鉛等2物質について排出口濃度を規制している。

② 粉じん

<一般粉じん>

「大気汚染防止法」では、一定規模以上のコークス炉、堆積場等5施設について構造等に関する基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、樹脂加工等7種類の一般粉じん発生施設に対して、特定物質の排出基準を定め規制し、コンベア等14種類の一般粉じん発生施設及び吹付塗装作業については、構造等に関する基準を定め規制している。

③揮発性有機化合物

「大気汚染防止法」では、乾燥施設、塗装施設をはじめ、9種類の揮発性有機化合物排出施設に対して揮発性有機化合物の量の排出基準を定め規制している。

④水銀

「大気汚染防止法」では、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設に対して水銀の排出基準を定め規制している。

オ 発生源の監視指導等<環境管理課>

「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づくばい煙発生施設の届出状況は、資料24のとおりで、「大気汚染防止法」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は1,607件、VOC排出施設を設置している工場・事業場数は25件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は274件、水銀排出施設を設置している工場・事業場数は56件である。また、「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は6件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は934件である。

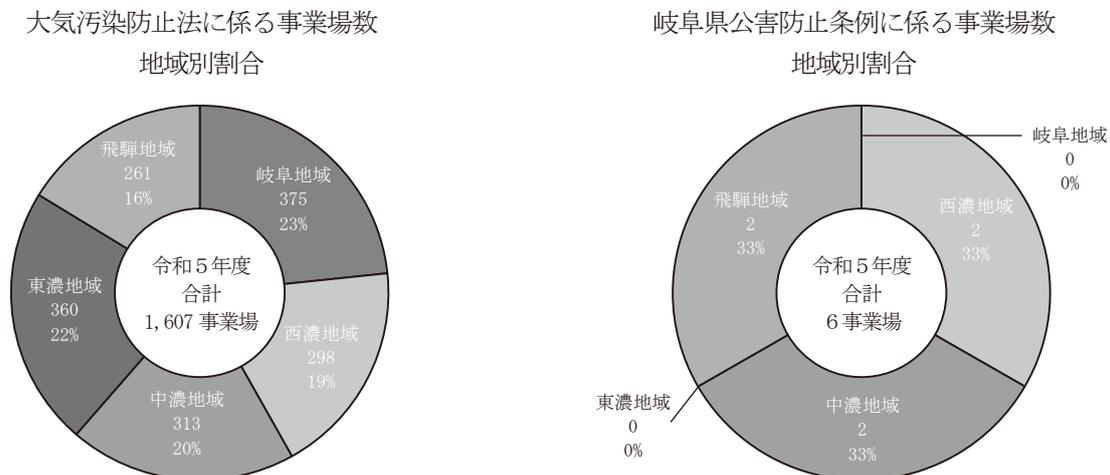
これらを地域別にみると岐阜地域が最も多く、次に東濃地域、中濃地域、西濃地域、飛騨地域の順となっている。また、ばい煙発生施設を種類別にみるとボイラーが2,180施設(60.1%)、次いでディーゼル機関が522施設(14.4%)となっている。

これらの工場・事業場に対して立入検査を行い、施設の維持管理状況、排出基準の遵守状況等について監視指導を実施し、必要に応じてばい煙またはVOCを測定した。令和5年度の立入検査等は、延べ383件について実施した。

さらに、大規模なばい煙発生施設等を設置しようとする事業者には、「岐阜県公害防止条例」の第12条の2の規定により、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の前に知事に対する協議を求めている。

図2-4-24 地域別のばい煙発生施設設置工場・事業場数

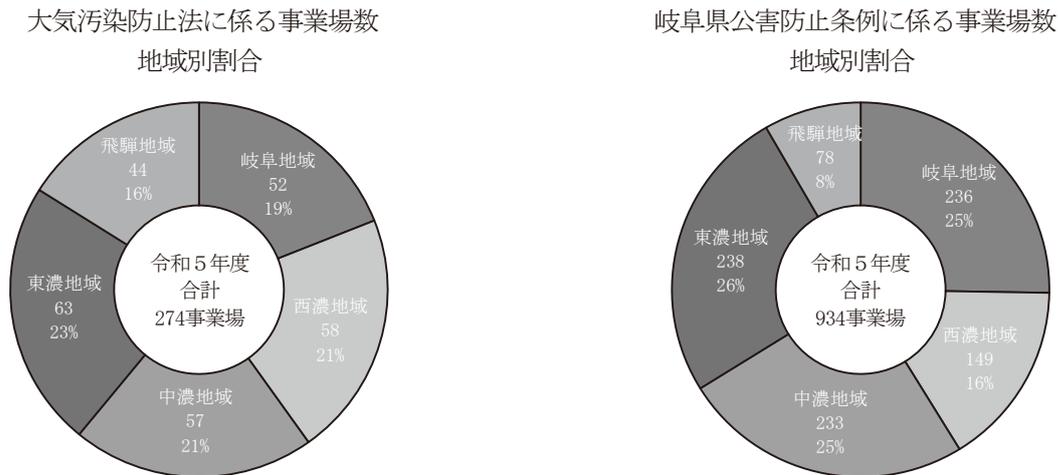
(令和6年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

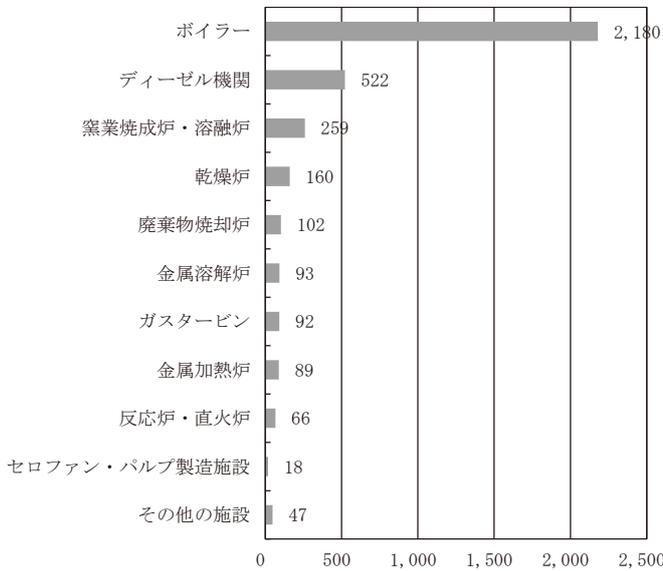
図2-4-25 地域別の粉じん発生施設設置工場・事業場数

(令和6年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-26 ばい煙発生施設数 (令和6年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

表2-4-40 工場・事業場に対する立入検査等の実施状況

(令和5年度)

区 分		件 数
工場・事業場の立入検査		383
ばい煙測定等の行政検査		5
行政指導・処分	改善勧告	0
	注意	0

備考) 県環境管理課調べ 県及び岐阜市実施分

カ アスベスト対策<環境管理課>

「大気汚染防止法」では、特定粉じんとして石綿（アスベスト）が指定され、特定粉じん排出等作業現場の立入、周辺環境測定による監視を行っている。

平成8年5月の「大気汚染防止法」改正により、「特定粉じん排出等作業」が規定され、作業基準が設けられた。

平成18年3月1日には、「大気汚染防止法」による特定粉じん発生等作業に係る建築物の規模要件が撤廃され全ての建築物が規制の対象とされた。

同2月10日「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が公布され、特定粉じん排出等作業の対象に建築物のみでなく工作物も規制の対象とされた。

令和3年4月1日からは、「特定粉じん排出等作業」において、石綿含有成形板等が新たに規制の対象に追加され、石綿を含有するすべての建築材料について規制対象とされた。

令和4年4月1日からは、一定の条件を満たす解体等工事について、石綿の事前調査結果の件への報告が義務付けられた。

令和5年10月1日からは、建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際は、有資格者（建築物石綿含有建材調査者等）による事前調査の実施が義務付けられた。

令和5年度の立入状況及び測定結果は表2-4-41及び表2-4-42のとおりである。

表2-4-41 岐阜市及び県事務所等特定粉じん排出等作業現場等立入状況 (令和5年度)

地域	岐阜	西濃	揖斐	中濃	可茂	東濃	恵那	飛騨	合計
合計(件)	70	21	3	21	24	8	8	22	177

備考) 県環境管理課調べ(県及び岐阜市実施分)

表2-4-42 特定粉じん排出等作業現場周辺測定結果 (令和5年度)

測定場所	測定日	総繊維数【本/リットル】	アスベスト繊維数【本/リットル】
恵那市	令和5年6月15日	0.056未満～0.056	—
関市	令和5年6月27日	0.056未満～0.11	—
羽島市	令和5年8月21日	0.056未満～0.056	—
安八町	令和5年8月22日	0.056未満～0.056	—
揖斐川町	令和5年11月24日	0.17～0.34	—
多治見市	令和6年1月26日	0.11～0.45	—
可児市	令和6年1月29日	0.056～0.11	—
下呂市	令和6年1月30日	0.056～0.11	—

備考) 1 県環境管理課調べ

2 総繊維数が1本/リットルを超えた現場については、総繊維数中のアスベストの有無について分析検査を実施している。

(2) フロン類回収の推進<環境管理課>

オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、オゾン層破壊等の原因物質となるフロンを適正に回収・処理し、大気中への放出を抑制することが必要である。フロンには、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）があり、現在までに生産の禁止等の施策がとられてきた。しかし、過去に生産されたものが、家庭用冷蔵庫、カーエアコン等の機器の中に充填された形で相当量が残されていることから、機器が廃棄される際に、いかにその回収・処理を進めるかが大きな課題となっている。

このために定められた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法：平成14年10月施行）により、県では第一種フロン類回収登録事務等を実施した。また、平成18年6月に法改正（平成19年10月施行）があり、機器廃棄時の行程管理制度が導入されるとともに、整備時のフロン回収が義務付けられた。

しかし、フロン類の回収率は3割台で推移し、冷凍空調機器の設備不良や経年変化により、想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明した。このため、平成25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体で包括的な対策を実施するよう「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が公布、平成27年4月1日から施行された。管理者による機器の点検、漏えい量の報告等が、また、充てんに係る業の登録、充てん回収証明書等の交付等が義務付けられ、各地で説明会を開催し、法の周知を図った。

なお、第一種フロン類充填回収業登録事業者数は、令和6年3月末日現在、1,174件である。

一方、フロン類の問題を啓発し、社会全体のフロン類の認知度を高め、フロン類の排出防止、回収促進を進めるため、法律をわかりやすくまとめたパンフレットやリーフレットを第一種特定製品管理者や第一種フロン類充填回収業者に配布している。

(3) 放射性物質への対策

ア 放射性物質の測定<環境管理課>

県では、原子力規制庁から「環境放射能水準調査」の業務委託を受け、環境中の放射能レベルを把握するため、平成2年度から放射線量や放射性物質の測定を行っている。

その一環として空間放射線量を測定するためのモニタリングポストを、平成2年度から岐阜市に設置し、平成11年度からは各務原市内の保健環境研究所に移設して測定してきたが、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、県内のモニタリングポストを増設し、平成24年3月には県内10箇所において測定ができる体制を整え、さらに平成25年3月に揖斐川坂内測定局、平成26年1月に関ケ原町役場のモニタリングポストを追加整備し、県内12箇所での測定を実施している。モニタリングポストによる測定結果は表2-4-43のとおりである。

また、環境試料中の放射性物質（放射性核種）について、降下物（表2-4-44）等の測定を実施している。なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

表2-4-43 モニタリングポストによる空間放射線量測定結果

(単位：μSv/h)

		R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
各務原市	最大	0.072	0.076	0.076	0.080	0.071	0.080	0.085	0.082	0.079	0.075	0.075	0.085
	最小	0.060	0.059	0.059	0.059	0.059	0.059	0.060	0.060	0.060	0.059	0.060	0.060
	平均	0.062	0.062	0.062	0.061	0.061	0.061	0.062	0.063	0.063	0.063	0.062	0.062
揖斐川町	最大	0.085	0.080	0.096	0.089	0.111	0.077	0.083	0.101	0.091	0.090	0.090	0.101
	最小	0.055	0.055	0.057	0.054	0.054	0.053	0.055	0.055	0.055	0.049	0.053	0.053
	平均	0.060	0.061	0.062	0.061	0.060	0.060	0.060	0.061	0.062	0.062	0.061	0.062
多治見市	最大	0.080	0.079	0.089	0.081	0.074	0.082	0.090	0.079	0.085	0.084	0.086	0.092
	最小	0.061	0.060	0.061	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061
	平均	0.063	0.063	0.064	0.063	0.063	0.064	0.064	0.064	0.064	0.065	0.064	0.064
高山市	最大	0.109	0.103	0.100	0.136	0.105	0.112	0.110	0.120	0.104	0.113	0.105	0.115
	最小	0.076	0.075	0.076	0.077	0.079	0.079	0.078	0.078	0.077	0.069	0.065	0.069
	平均	0.080	0.081	0.081	0.082	0.083	0.083	0.082	0.083	0.082	0.080	0.080	0.080
岐阜市	最大	0.070	0.072	0.077	0.077	0.074	0.077	0.077	0.088	0.080	0.086	0.077	0.087
	最小	0.054	0.054	0.054	0.054	0.053	0.054	0.054	0.055	0.054	0.052	0.054	0.053
	平均	0.058	0.058	0.058	0.057	0.057	0.057	0.059	0.060	0.059	0.059	0.058	0.058
大垣市	最大	0.085	0.082	0.087	0.084	0.086	0.093	0.082	0.098	0.088	0.089	0.082	0.092
	最小	0.057	0.057	0.057	0.058	0.057	0.058	0.058	0.058	0.058	0.051	0.057	0.057
	平均	0.061	0.060	0.061	0.061	0.061	0.060	0.061	0.061	0.061	0.060	0.060	0.061
美濃市	最大	0.077	0.088	0.096	0.089	0.104	0.080	0.080	0.109	0.090	0.081	0.085	0.092
	最小	0.055	0.054	0.055	0.055	0.055	0.055	0.056	0.055	0.055	0.054	0.054	0.054
	平均	0.059	0.059	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.061	0.060	0.060	0.060	0.059
郡上市	最大	0.077	0.081	0.080	0.106	0.103	0.081	0.106	0.109	0.092	0.089	0.091	0.087
	最小	0.057	0.056	0.056	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.056	0.057	0.057
	平均	0.060	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062
恵那市	最大	0.097	0.094	0.100	0.110	0.111	0.096	0.109	0.102	0.097	0.096	0.109	0.107
	最小	0.071	0.070	0.070	0.069	0.070	0.070	0.071	0.071	0.071	0.070	0.070	0.070
	平均	0.074	0.074	0.074	0.074	0.074	0.074	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075	0.074
下呂市	最大	0.099	0.098	0.098	0.127	0.122	0.107	0.109	0.106	0.100	0.100	0.108	0.113
	最小	0.080	0.080	0.080	0.079	0.079	0.080	0.079	0.079	0.079	0.078	0.075	0.079
	平均	0.083	0.083	0.083	0.083	0.082	0.083	0.082	0.082	0.082	0.082	0.082	0.085

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

		R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
揖斐川町坂内	最大	0.083	0.088	0.093	0.089	0.078	0.085	0.088	0.108	0.093	0.089	0.121	0.121
	最小	0.056	0.056	0.056	0.055	0.056	0.057	0.056	0.057	0.038	0.035	0.040	0.093
	平均	0.060	0.060	0.061	0.061	0.060	0.061	0.060	0.062	0.056	0.052	0.066	0.101
関ヶ原町	最大	0.086	0.092	0.097	0.093	0.088	0.094	0.094	0.120	0.093	0.095	0.091	0.101
	最小	0.068	0.068	0.068	0.068	0.068	0.068	0.069	0.069	0.068	0.049	0.068	0.067
	平均	0.071	0.071	0.071	0.071	0.071	0.070	0.071	0.071	0.071	0.069	0.071	0.071

備考) 1 県環境管理課調べ

2 揖斐川町、多治見市、高山市においては、平成23年10月20日から測定開始。

岐阜市、大垣市、美濃市、郡上市、恵那市、下呂市においては、平成24年3月15日から測定開始。

揖斐川町坂内においては、平成25年3月27日から測定開始。

関ヶ原町においては、平成26年1月29日から測定開始。

表2-4-44 月間降下物の放射性核種分析結果

備考) 県環境管理課調べ

*採取場所：岐阜県保健環境研究所（各務原市那加不動丘1-1）屋上

検体期間	測定日	測定結果 (MBq/km ²)			備考
		ヨウ素131 (I-131)	セシウム134 (Cs-134)	セシウム137 (Cs-137)	
令和5年4月3日～令和5年5月1日	5月17日	検出されず (0.36)	検出されず (0.081)	検出されず (0.072)	令和5年4月分(28日)
令和5年5月1日～令和5年6月1日	6月12日	検出されず (0.24)	検出されず (0.076)	検出されず (0.059)	令和5年5月分(31日)
令和5年6月1日～令和5年7月3日	7月20日	検出されず (0.37)	検出されず (0.075)	検出されず (0.068)	令和5年6月分(32日)
令和5年7月3日～令和5年8月1日	8月7日	検出されず (0.13)	検出されず (0.077)	検出されず (0.065)	令和5年7月分(29日)
令和5年8月1日～令和5年9月1日	9月8日	検出されず (0.14)	検出されず (0.073)	検出されず (0.062)	令和5年8月分(31日)
令和5年9月1日～令和5年10月2日	10月12日	検出されず (0.20)	検出されず (0.078)	検出されず (0.068)	令和5年9月分(31日)
令和5年10月2日～令和5年11月1日	11月10日	検出されず (0.17)	検出されず (0.079)	検出されず (0.064)	令和5年10月分(30日)
令和5年11月1日～令和5年12月1日	12月6日	検出されず (0.13)	検出されず (0.075)	検出されず (0.065)	令和5年11月分(30日)
令和5年12月1日～令和6年1月4日	1月17日	検出されず (0.23)	検出されず (0.10)	検出されず (0.067)	令和5年12月分(34日)
令和6年1月4日～令和6年2月1日	2月13日	検出されず (0.21)	検出されず (0.079)	検出されず (0.065)	令和6年1月分(28日)
令和6年2月1日～令和6年3月1日	3月13日	検出されず (0.23)	検出されず (0.081)	検出されず (0.068)	令和6年2月分(29日)
令和6年3月1日～令和6年4月1日	4月12日	検出されず (0.21)	検出されず (0.076)	検出されず (0.060)	令和6年3月分(31日)

*降下物：大気中から降下したちりや雨水など

*MBq/km²「メガベクレル毎平方キロメートル」=Bq/m²「ベクレル毎平方メートル」

* () は検出下限値

イ 県内で生産される農畜水産物の放射性物質モニタリング検査<農産園芸課>

県民・消費者の県内産農畜水産物に対する不安感を払拭するため、平成23年10月「農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業実施要領」を制定し、本県内で生産される主要な農畜水産物について、平成23年11月28日から放射性物質のモニタリング検査を開始した。

令和5年度においては、厚生労働省による食品中に含まれる放射性物質の新基準値に対応し、原乳・茶は精密検

査機器（ガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法）、作物・野菜・果樹・牛肉・魚類等については簡易検査機器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータによる方法）にて、6品目、16検体を検査したところ、結果はいずれも放射性セシウムは不検出（検出限界値：精密検査約2Bq/kg未満、簡易検査25Bq/kg未満）であった。
 なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

2 騒音・振動・悪臭の防止

(1) 騒音の状況

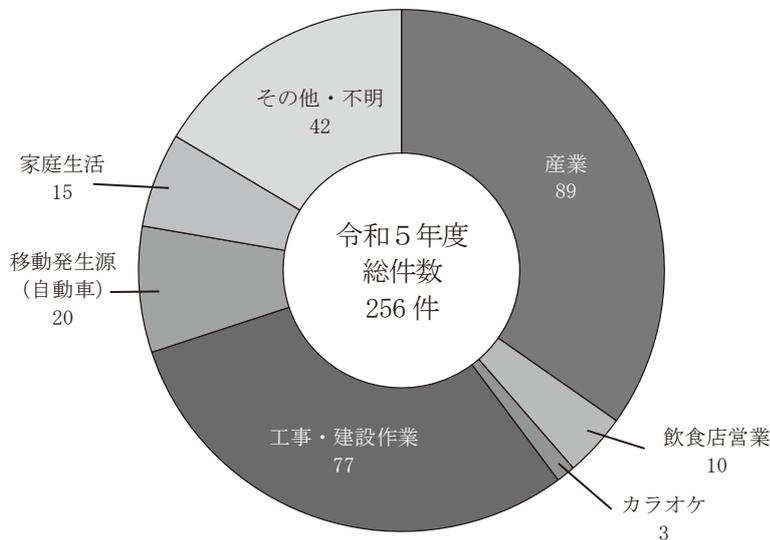
ア 概況<環境管理課>

騒音公害は、各種公害の中でも日常生活に関係が深いものであり、その発生源は製造事業所、建設業をはじめ、自動車、鉄道、航空機などの交通機関や飲食店、家庭生活など多種多様である。

令和5年度の騒音に関する苦情件数は256件であり、図2-4-27のとおり、産業に起因するもの、工事・建設作業に起因するものがそれぞれ約30%を占めており、次いで移動発生源（自動車）に起因するものが約8%となっている。

これらの騒音の防止対策としては、発生源に対する立入検査や指導などが行われている。

図2-4-27 騒音に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

イ 環境騒音の定点観測調査<環境管理課>

○ 道路に面する地域以外の地域（以下「一般地域」という。）

令和5年度の測定結果は表2-4-45及び資料36のとおりで、環境基準達成率は、類型Aでは96.4%、類型Bでは94.4%、類型Cでは100%であった。また、全体の環境基準達成率は96.5%（昼間）であった。

表2-4-45 一般地域における環境基準達成率 (環境基準達成率：%)

区分	類型A	類型B	類型C
令和3年度	92.9	98.6	100
令和4年度	100	93.1	100
令和5年度	96.4	94.4	100

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型A：専ら住居の用に供される地域

類型B：主として住居の用に供される地域

類型C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

○ 道路に面する地域

道路に面する地域については、住居等のうち騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的評価」を平成17年度から実施している。

令和5年度は、905区間の面的評価を実施し、測定結果は、全体（62,090戸）のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準を達成したのは58,215戸（93.8%）であった。

表2-4-46 道路に面する地域における環境基準達成率 (環境基準達成率：%)

区分	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
令和3年度	94.2	1.6	1.4	2.9
令和4年度	95.1	1.2	1.3	2.4
令和5年度	93.8	1.0	2.0	3.2

備考) 1 県環境管理課調べ

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

○ 航空機騒音

本県には、航空自衛隊が使用している岐阜飛行場が各務原市内にあり、航空機の離着陸等に伴い発生する騒音が生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和54年に岐阜飛行場の周辺地域（岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町）の2市2町約93km²について、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を県及び各市で行っている。

令和5年度の測定結果は、環境基準達成率が70.0%となっている。

表2-4-47 航空機騒音の環境基準達成率 (環境基準達成率：%)

区分	全体	類型Ⅰ	類型Ⅱ
令和3年度	80.0	50.0	87.5
令和4年度	80.0	50.0	87.5
令和5年度	70.0	50.0	75.0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型Ⅰの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型Ⅱの地域は類型Ⅰ以外の地域で、通常の生活を保全する必要がある地域である。

○ 新幹線鉄道騒音

本県の南西部（大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町）を東海道新幹線鉄道が通過（約31km）しており、列車の高速走行に伴い発生する騒音等が沿線地域の生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和52年4月、沿線地域2市3町の約22km²について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を行っている。

令和5年度の測定結果は、環境基準達成率が50.0%となっている。

表2-4-48 新幹線鉄道騒音の環境基準達成率 (環境基準達成率：%)

区分	全体	類型Ⅰ	類型Ⅱ
令和3年度	60.0	50.0	100.0
令和4年度	45.0	31.3	100.0
令和5年度	50.0	37.5	100.0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型Ⅰの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型Ⅱの地域は類型Ⅰ以外の地域で、商工業の用に供される地域である。

3 軌道中心線からの距離が、25mの地点で測定をしている。

ウ 工場騒音の状況<環境管理課>

工場・事業場の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-4-49のとおり12,633工場であり、その36.7%が岐阜地域に集中し、次いで東濃地域、西濃地域の順となっている。また、これらを特定施設別にみると75,092施設あり、岐阜地域、西濃地域では繊維関係、中濃地域では金属関係、東濃地域では窯業関係、飛騨地域では木材木工関係の施設がそれぞれ多く、各地域の地場産業の特色が表れている。

表2-4-49 騒音に係る特定工場等の届出状況

(令和6年3月末現在)

適用区分	地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
騒音規制法		2,712	1,523	1,351	1,411	585	7,582
岐阜県公害防止条例		1,919	875	966	1,067	224	5,051
計		4,631	2,398	2,317	2,478	809	12,633

備考) 県環境管理課調べ

エ 建設作業騒音の状況<環境管理課>

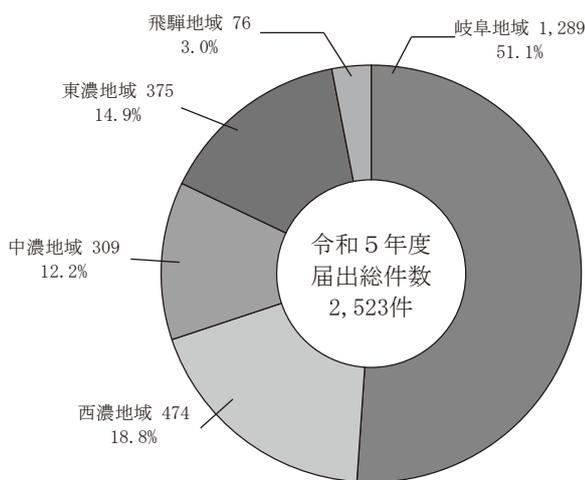
ビル建設や大規模工事の増加及び建設機械の大型化などにより、建設作業に伴い発生する騒音が作業現場の周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されている。

この騒音を防止するため、「騒音規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っている。

なお、令和5年度は、県内で2,523件の特定建設作業の届出があった。地域別にみると図2-4-28のとおり、岐阜地域が最も多く全体の51.1%を占め、次いで西濃地域の18.8%となっている。

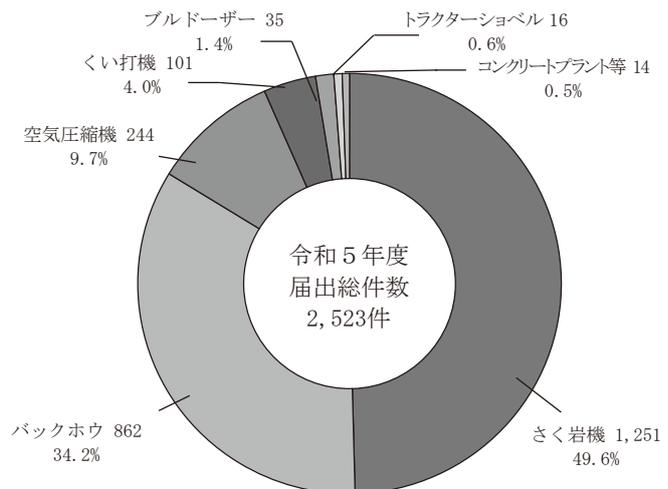
また、種類別にみると、図2-4-29のとおり、さく岩機を使用する作業が最も多く全体の49.6%を占め、次いでバックホウを使用する作業が34.2%となっている。

図2-4-28 騒音に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-29 騒音に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

オ 交通管理<警察本部交通規制課>

当県は、免許保有者（人口比）が全国9位（1.4人に1人）、自動車保有状況（人口比）が全国15位（1.15人に1台）（令和5年）と高位置にある中、県内の主要幹線道路における交通量は多く、朝夕を中心に恒常的に交通

渋滞が発生するなど、自動車交通に起因する騒音、振動が発生している。

これらを防止するため、人口集中地区では、生活道路において警察、自治体、道路管理者等が連携して「ゾーン30」及び「ゾーン30プラス」を設定し、ゾーン内の速度抑制を図るほか、ゾーン外の生活道路においても、地域の特性に応じて、一方通行、大型自動車等通行止め、最高速度制限、指定方向外進行禁止等の各種規制を組み合わせ、通過交通の減少や走行速度の低下を促し、騒音や振動のない良好な生活環境の実現を図っている。

さらに、路線バス等優先通行帯、駐車禁止等の交通規制を推進し、公共輸送機関の利用促進を図ることにより、交通総量の抑制を図っている。

交通管制センターでは、道路上の車両感知器や光ビーコンからの交通情報を収集・分析して信号機を集中制御することにより、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、交通渋滞などの交通情報を交通情報板やカーナビ（VICS対応）などでドライバーに提供することにより、交通渋滞を緩和し、排出ガスの削減や騒音等の防止を図っている。

令和5年度末現在における交通管制エリアは、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、大垣市、安八町、輪之内町、瑞穂市、本巣市、北方町、山県市、郡上市、関市、美濃市、美濃加茂市、坂祝町、可児市、御嵩町、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市及び高山市で合計253.6km²である。

(2) 振動の状況<環境管理課>

ア 概況

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、主として心理的、感覚的な影響が強く、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られる。また、振動と騒音とは同一の発生源から同時に発生することが多い。

令和5年度の苦情件数は23件であり、資料9のとおりであった。

これらの振動の防止対策としては、発生源に対する立入検査や指導などが行われている。

イ 工場振動の状況

工場・事業場の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について、「振動規制法」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-4-50のとおり5,893工場であり、その40.3%が岐阜地域に集中し、次いで西濃地域、東濃地域の順となっている。

また、「振動規制法」に基づく特定工場等を特定施設の種類別にみると、繊維関係の工場又は施設が最も多く、岐阜地域及び西濃地域に集中している。

表2-4-50 振動に係る特定工場の届出件数

(令和6年3月末現在)

適用区分	地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
振動規制法		2,373	1,486	886	917	231	5,893

備考) 県環境管理課調べ

ウ 建設作業振動の状況

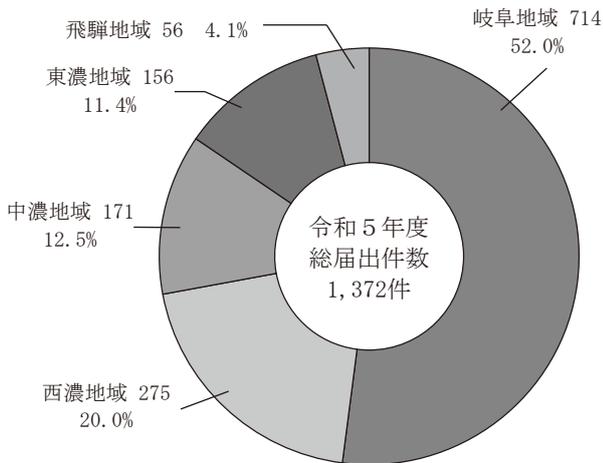
建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がっている。建設作業は一般に短期間で完了することが多いが、騒音と異なり建物・家屋等に被害が残ることがあるため問題が生じやすい。

この振動を防止するため、「振動規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っている。

なお、令和5年度は県内で1,372件の特定建設作業の届出があり、これを地域別にみると図2-4-30のとおり岐阜地域が最も多く全体の52.0%を占め、次いで西濃地域の20.0%となっている。

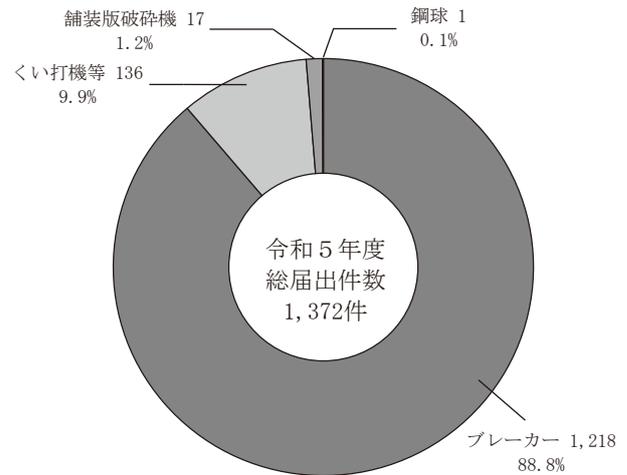
また、種類別にみると、図2-4-31のとおり、ブレーカーを使用する作業が最も多く全体の88.8%を占め、次いでくい打機等を使用する作業が9.9%となっている。

図2-4-30 振動に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-31 振動に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

(3) 悪臭の状況<環境管理課>

ア 概況

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく、発生源は製造業や畜産業など多種多様である。また、悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制については非常に難しい面がある。

令和5年度の悪臭に関する苦情件数は222件（資料9）であり、焼却によるものが全体の約45%、家庭生活に起因するものが約7%、産業に起因するものが約6%となっている。

イ 工場・事業場の状況

悪臭は多種多様な発生源が考えられ、またその発生源について、「悪臭防止法」に届出制度がないことから、悪臭に関連する工場・事業場の対象数は把握できない。苦情の状況等からみると、製造業では塗装関連業、化学工場が悪臭に関連する工場・事業場、農業については畜産業に係るものがほとんどである。その他の事業では、ゴミ処理施設、し尿処理場、下水処理場などが悪臭の発生源となる状況にある。

(4) 騒音、振動、悪臭対策

ア 騒音対策<環境管理課>

○ 一般環境騒音

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（県内全市町村）内の一般地域142地点において、定点観測調査を実施した。

○ 自動車騒音

県内の国道、県道及び市町道の905区間の自動車騒音について面的評価を実施した。

○ 航空機騒音

「航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（各務原市等2市2町）内の10地点において、定点観測調査を実施した。

○ 新幹線鉄道騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定」地域（大垣市等2市3町）内の20地点において、定点観測調査を実施した。

○ 工場騒音及び建設作業騒音

市町村は、特定工場等及び特定建設作業に対し、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査を実施している。

また、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

イ 振動対策<環境管理課>

○ 工場・事業場の監視指導

市町村は、「振動規制法」に基づく特定工場等への立入り、届出事項の確認、特定施設の維持管理状況、防振

対策の状況等について検査を行い、必要に応じ振動測定を実施している。

一方、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

ウ 悪臭対策

○ 規制措置<環境管理課>

県では、市町村における工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、「悪臭防止法」に基づき事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定している。

また、特定悪臭物質としてアンモニア等22物質については、工場・事業場の敷地境界で臭気強度2.5（ノルマル酪酸のみ臭気強度3.0）に相当する濃度規制、排出口（アンモニア等13物質）では流量規制、さらに硫化水素等硫黄系の4物質については排出水中の濃度規制を行っている。

○ 工場・事業場の監視指導<環境管理課>

「悪臭防止法」に基づき市町村が監視指導を行っている。

○ 複合臭への対応<環境管理課>

悪臭物質ごとの規制では対応できない複合臭に対しては、「官能試験法による悪臭対策指導要領」（平成7年4月施行）に基づき指導を行っている。

○ 畜産農家に対する悪臭軽減指導<畜産振興課>

畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家を巡回して次のような指導を行った。

- ・ふん尿を迅速かつ適切に処理し、長時間放置しない。
- ・ふん尿処理施設の適正な維持管理に細心の注意を払う。
- ・ふん尿の加熱処理や焼却等による悪臭の発生源を点検調査する。
- ・畜舎周辺の清掃に留意し、草花、樹木等により環境美化に努める。
- ・臭気吸着特性を持つおが粉、チップ、パーク、粉碎もみがら等の資材を利用した悪臭防止対策を、畜舎や堆肥舎で積極的に利用する。
- ・必要に応じて脱臭剤を用いる。
- ・畜舎及び処理施設等について密閉方式の採用を検討する。
- ・周辺住民との相互理解に努め、また、集落に介在する畜舎からの悪臭に関する苦情の解決策として、適地への経営移転について検討する。

第5章 未来につながる人づくりとライフスタイルの変容

第1節 多様な主体間の連携による人づくり

1 環境学習支援の機能強化

(1) 環境学習ポータルサイトの運用<環境生活政策課>

県民の主体的な環境学習を支援するため、企業・環境関連団体・県・市町村が実施・提供する環境学習の体験プログラムや教材・指導人材などの情報を一元的に集約・管理し、ワンストップでアクセスできる「ぎふ環境学習ポータルサイト」を令和4年3月に開設し、令和5年度には、64件の環境学習プログラムの情報提供を行った。

また、小学校高学年を対象に環境問題についてクイズ形式で学ぶウェブサイト「ぎふ環境エコ検定」及び高校生を対象にした気候変動対策に関する講義形式の動画を2本作成した。

(2) 環境教育を推進する学校・団体等への支援

○ 環境教育推進員の派遣<環境生活政策課>

環境に関する専門家を環境教育推進員として、学校等へ派遣し、環境学習計画に関する助言や講義を実施した(90回)。

○ 岐阜県環境学習出前講座(ECO講座)の実施<脱炭素社会推進課>

環境行政に関わる県職員や地域人材を学校等へ派遣し、出前講座を開催した(149回)。

2 各主体間の連携強化

(1) 流域一帯の清掃活動による河川清掃モデルの確立<廃棄物対策課>

流域の環境保全団体や関係機関との連携により、県民参加による流域一帯の河川清掃活動に取り組んだ。

<実施日・実施場所>

令和5年10月29日	羽島市
11月4日	郡上市
11月11日	関市
11月12日	岐阜市
11月15日	桑名市

3 次代の環境活動を担う人材の育成

(1) 岐阜大学との連携<環境生活政策課>

岐阜大学が設置した「次世代地域リーダー育成プログラム」の「環境リーダーコース」の運営に協力した。

(2) 「ぎふ木育」の推進

ア んぎふ木遊館の取組<森林活用推進課>

幅広い年齢層の方が木に親しみ、森林とのつながりを体験できる木育の総合拠点「ぎふ木遊館」では、令和5年度に52,716人の入館があった。また、「ぎふ木遊館」には「ぎふ木育」の指導者等が常駐しており、令和5年度は、木のおもちゃでの遊びのサポートや、63種類の木育プログラムを実施し、様々な世代に木育の普及を図った。

人材の育成としては、「ぎふ木遊館」の入館者のおもてなしや、木のおもちゃでの遊びを通して、「ぎふ木育」の魅力を伝えていただく「ぎふ木育サポーター」を養成し、71名を登録した。

イ 森林総合教育センター(愛称:morinos)の取組<森林活用推進課>

子どもから大人まで、すべての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていく森林環境教育の総合拠点「森林総合教育センター(morinos)」では、令和5年度に16,226人の利用があった。また、令和5年度の森林環境教育プログラムを、一般や教育機関の子ども等を対象に、77種類、延べ326回開催し、広く県民に森を楽しむ機会を提供した。

人材の育成としては、自然体験指導者や教育機関の職員などを対象に、人と森をつなぐための様々な知識・技術(自然、環境、木工など)を習得する指導者育成プログラムを、39種類、53回開催し、指導者のスキルアップを図った。

4 SDGsに関する普及啓発活動の推進

(1) 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークの活用<SDGs推進課>

県内企業や団体、NPO、個人等、多様な主体からなる「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク会員」に対して、メールマガジンによる情報提供のほか、セミナー等の普及啓発、会員間の課題解決に向けたマッチング支援等を実施した。

また、県民一人ひとりが、SDGsへの理解を深め、行動に移す契機とするため、「清流の国ぎふ」SDGs推進フォーラムを開催した。

(2) SDGsに積極的な取組を行う市町村の支援<SDGs推進課>

「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク連携促進補助金」により、市町村が実施するSDGsへの理解を醸成するための普及啓発事業を支援した。

5 体験を重視した環境教育の充実

(1) 河川を活用した環境教育事業

ア 脱炭素社会ぎふを支える人づくりツアーの実施<環境生活政策課>

森・里・川・海での自然体験や保全活動を通じて、流域のつながりや環境問題について親子で考え、環境にやさしい行動を学ぶ環境学習ツアーを15回実施し、348人の参加があった。

イ 川を題材とした総合的な学習の時間に取り組む団体に対する支援の実施<河川課>

将来を担う子どもたちに、身近にある川について学んでもらい、日々の暮らしを守る川の役割や環境に関する理解を深めてもらうことを目的に、平成14年度から川を題材とした「総合的な学習の時間」に取り組む小中学校等に対して、職員の講師派遣などによる支援を実施している。

令和5年度は、身近な川の生物調査や水質調査等の体験学習や、子どもたちの防災への意識を高めることを目的に、伝統的な防災施設や過去の水害、土砂災害に関する学習にも積極的に取り組み、県内55の小中学校等に対して支援活動を実施した。

第2節 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容

1 知識を実践に変える県民運動の展開

(1) 「ぎふエコアクション」の普及啓発<脱炭素社会推進課>

「ぎふエコアクション」をキャッチフレーズに、低炭素型の製品・サービス、ライフスタイルなど地球温暖化対策に資する“賢い選択”を促すため、手軽に取り組める事柄を紹介する動画をSNSで配信した。【再掲】

(2) 環境教育副読本の作成<環境生活政策課>

岐阜県の自然や生物多様性のほか地球温暖化、資源循環などを紹介する「清流の国ぎふ環境教育副読本」を作成し、県内の小学校5年生全員に配布した。

(3) 環境に配慮した消費行動の普及啓発の促進

ア 「グリーン購入」の促進<廃棄物対策課>

県の物品等の調達において、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、平成13年度から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「岐阜県環境物品等調達方針」を毎年度定め、率先してグリーン購入を進めている。【再掲】

イ エシカル消費の促進<県民生活課>

中学校・高等学校向け消費者教育副読本を作成し、県内全中学校等（中学2年生）及び全高等学校等（高校1年生）に配布した。副読本にエシカル消費に関する内容を盛り込み、県民の理解促進、意識向上を図った。

(4) ぎふ食べきり運動の推進<廃棄物対策課>

平成30年度から、料理の食べ残し等の食品廃棄物を削減するため「ぎふ食べきり運動」の取組を開始。県内の飲食店や企業等1,396事業所（令和6年3月現在）を協力店・協力企業に登録したほか、InstagramやYouTubeを活用し、食品ロス削減のためのレシピ等を情報発信するなどして、運動を推進した。

また、家庭で実践できる食品廃棄物削減の取組をInstagramやホームページで紹介するなど、啓発を行った。【再掲】

2 新しいライフスタイルへの移行促進

(1) ワークーションの実現可能性に関する調査・検討の推進〈農村振興課〉

農村地域でのワークーションを推進するため、「ぎふの農村ならではの」体験メニューと地域貢献を目的としたボランティアメニューを組み合わせた滞在型プログラムである「GIFU-DO農泊」プランを10プラン造成した。【再掲】

第3部

環境基本計画（第6次）の 進捗状況

第3部 環境基本計画（第6次）の進捗状況

達成目標

項目	担当課	実績値	目標値
1 温室効果ガスの排出量	脱炭素社会推進課	1,542万t-CO ₂ (令和3年度速報)	1,474万t-CO ₂ (令和7年度)
2 家庭1世帯あたりエネルギー消費量の削減率	脱炭素社会推進課	2017年度比13.0%減 (令和3年度速報)	2017年度比9.7%減 (令和7年度)
3 再エネ電力比率	商工・エネルギー政策課	17.1% (令和2年度)	31.5% (令和7年度)
4 立地適正化計画策定市町村数（累計）	都市政策課	8市町村 (令和5年度)	10市町村 (令和7年度)
5 一般廃棄物排出量	廃棄物対策課	65.2万t (令和4年度)	60.8万t (令和7年度)
6 一般廃棄物再生利用率	廃棄物対策課	22.2% (令和4年度)	28.0% (令和7年度)
7 産業廃棄物排出量（農業系廃棄物を除く）	廃棄物対策課	367.7万t (平成30年度)	367.7万t (令和7年度)
8 産業廃棄物再生利用率（農業系廃棄物を除く）	廃棄物対策課	40.7% (149.6万t) (平成30年度)	56.0% (205.9万t) (令和7年度)
9 地域循環共生圏プラットフォーム登録団体数（累計）	廃棄物対策課	2団体 (令和5年度)	20団体 (令和7年度)
10 自然公園利用者数	環境生活政策課	605万人 (令和4年度)	800万人 (令和7年度)
11 新規林業就業者数	森林経営課	85人 (令和4年度)	80人 (令和7年度)
12 農地維持活動に集落で取り組む協定面積	農村振興課	28,405ha (令和5年度)	28,900ha (令和7年度)
13 河川環境基準達成率 ※BOD75%値	環境管理課	97.1% (令和5年度)	100.0% (令和7年度)
14 大気環境基準達成率 ※光化学オキシダント除く	環境管理課	100.0% (令和5年度)	100.0% (令和7年度)
15 環境学習ポータルサイト閲覧回数	環境生活政策課	39,298回 (令和5年度)	20万回 (令和7年度)
16 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員数	SDGs推進課	1,598会員 (令和5年度)	1,650会員 (令和7年度)
17 副読本等を活用し環境問題を探求した小学校の割合	環境生活政策課	98.3% (令和5年度)	100.0% (令和7年度)

管理指標

	項目	担当課	実績値	目標値
1	次世代自動車の普及台数 ※EV・PHV・FCV	商工・エネルギー 政策課	10,725台 (令和4年度)	37,490台 (令和7年度)
2	木質バイオマス利用量	森林経営課	145千m ³ (令和5年度)	208千m ³ (令和7年度)
3	ぎふ清流COOL CHOICE賛同者数	脱炭素社会 推進課	30,720人 (令和5年度)	4万人 (令和7年度)
4	間伐実施面積	森林経営課	5,861ha (令和5年度)	9,600ha (令和7年度)
5	洪水ハザードマップ改定市町村数	防災課	39市町村 (令和5年度)	42市町村 (令和6年度)
6	1人1日当たり生活系ごみ排出量	廃棄物対策課	655g/人/日 (令和4年度)	629g/人/日 (令和7年度)
7	事業者当たりのごみ削減率	廃棄物対策課	—	2018年比5.0%減 (令和7年度)
8	「ぎふ食べきり運動」協力事業者・協力店舗数	廃棄物対策課	1,396店舗 (令和5年度)	800店舗 (令和7年度)
9	「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』 登録店舗・事業者（企業数）」	廃棄物対策課	1,266店舗・事業所（166社） (令和5年度)	1,500店舗・事業所（100社） (令和7年度)
10	「清流長良川あゆパーク」における体験プログラム参加者数（累計）	里川・水産振興課	139,639人 (令和5年度)	10万人 (令和5年度)
11	生物多様性に関する講習等参加者数	環境生活政策課	1,068人 (令和5年度)	300人 (令和7年度)
12	ニホンジカの捕獲頭数	環境生活政策課	16,887頭 (令和5年度)	15,000頭 (令和7年度)
13	狩猟免許所持件数	環境生活政策課	4,806件 (令和5年度)	5,500件 (令和7年度)
14	ぎふ清流GAP実践率	農産園芸課	24.9% (令和5年度)	35.0% (令和7年度)
15	指定棚田地域活動計画認定棚田数	農村振興課	29箇所 (令和5年度)	50箇所 (令和7年度)
16	汚水処理人口普及率	下水道課	94.2% (令和5年度)	95.0% (令和7年度)
17	光化学オキシダントの環境基準非適合率	環境管理課	19.8% (令和5年度)	19.3% (令和7年度)
18	騒音の環境基準達成率 ・一般地域 ・自動車騒音	環境管理課	(令和5年度) 96.5% 93.8%	(令和7年度) 100.0% 100.0%
19	環境学習コーディネーター数	環境生活政策課	90回 (令和5年度)	100回 (令和7年度)
20	次世代地域リーダー（環境）育成者数	環境生活政策課	268人 (令和5年度)	200人 (令和7年度)
21	環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合 全世代	脱炭素社会 推進課	99.0% (令和5年度)	100.0% (令和7年度)
22	環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合 20代	脱炭素社会 推進課	93.1% (令和5年度)	100.0% (令和7年度)

資 料

2 主要環境指標でみる岐阜県の位置<環境生活政策課><環境管理課>

指 標	年度	岐阜県	全国	単位	算 式	資 料	備 考
人口10万人当たり公害苦情件数(総数)	5	78.1	57.3		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR4年度
人口10万人当たり公害苦情件数(大気汚染)	5	12.4	11.0		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR4年度
人口10万人当たり公害苦情件数(水質汚濁)	5	12.7	3.9		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR4年度
人口10万人当たり公害苦情件数(騒音)	5	13.3	15.5		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR4年度
人口10万人当たり公害苦情件数(振動)	5	1.2	1.9		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR4年度
人口10万人当たり公害苦情件数(悪臭)	5	11.5	8.1		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR4年度
人口10万人当たり公害苦情件数(土壌汚染)	5	0.1	0.2		$\frac{\text{公害苦情件数}}{\text{総人口}}$	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR4年度
面積1km ² 当たり事業場数(ばい煙)	5	0.151	0.215		$\frac{\text{事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR4年度
面積1km ² 当たり事業場数(粉じん)	5	0.026	0.029		$\frac{\text{事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR4年度
面積1km ² 当たり事業場数(VOC)	5	0.002	0.003		$\frac{\text{事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR4年度
面積1km ² 当たり特定事業場数(水質)	5	0.763	0.674		$\frac{\text{特定事業場数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「水質汚染防止法等の施行状況」	全国データはR4年度
面積1km ² 当たり特定工場等数(騒音)	5	0.714	0.556		$\frac{\text{特定工場等数}}{\text{総面積(km}^2\text{)}}$	環境省 「騒音規制法施行状況調査」	全国データはR4年度
自然公園面積率	5	18.4	14.8	%	$\frac{\text{自然公園面積}}{\text{総面積}}$	環境省「自然公園面積」	全国データはR5年度

3 自然環境保全地域等の指定状況<環境生活政策課>

(令和6年3月末現在)

区分	地域名	所在地	面積 (ha)	内 訳		指定 年月日	特 質
				特別地区 (ha)	普通地区 (ha)		
自然環境 保全地域	能郷白山	本巣市根尾能郷	656.45	656.45	-	S51.2.3	亜高山性植物及びブナのすぐれた天然林
	山中山	高山市荘川町	13.12	1.99	11.13	S51.2.3	植物の自生地、高層湿原のミズバショウ
	秋神	高山市朝日町	10.04	-	10.04	S51.2.3	シラカンバの自生地
	荻町	大野郡白川村	300.45	105.02	195.43	S51.2.3	ブナ、ミズナラを主体とするすぐれた天然林
	北の俣・水の平	飛騨市神岡町	363.52	(1.50) 305.44	58.08	S51.10.15	湿原植物の自生地、ブナ等のすぐれた天然林
	朝日添川	郡上市白鳥町	287.80	84.40	203.40	S51.10.15	トチノキ、サワグルミを主体とする溪畔林、日本海型のブナのすぐれた天然林
	時山	大垣市上石津町	160.80	(27.40) 27.40	133.40	S51.10.15	野生動物の生息地(ヒサマツミドリシジミ、キリシマミドリシジミ)
	関ホタルの川	関市	157.10	(0.80) 0.80	156.30	S51.10.15	野生動物の生息地(ゲンジボタル、カワニナ)
	椈の湖畔	中津川市上野	56.50	(0.70) 0.70	55.80	S51.10.15	ハナノキの自生地
	岩の子	本巣市根尾越波	182.41	79.78	102.63	S52.9.30	日本海型のブナのすぐれた天然林
	御前岳	高山市清見町 飛騨市河合町	406.79	406.79	-	S52.9.30	ブナを主体とする落葉広葉樹林と天然ヒノキ等の針葉樹もみられる温帯極相林
	内卿洞	関市板取	137.62	75.87	61.75	S52.9.30	日本海型ブナ林が大半を占める中にヒノキ、コウヤマキ林がみられるすぐれた天然林
	祖師野	下呂市金山町	34.90	0.87	34.03	S52.9.30	高樹齢かつ学術的価値を有するスギ、ヒノキ等の人工林、野生動物の生息地(ブッポウソウ)
	烏帽子岳	大垣市上石津町	21.24	(4.92) 4.92	16.32	S54.12.28	ホンシャクナゲ及びベニドウダンの自生地
	万波	飛騨市宮川町	127.43	(4.18) 127.43	-	S54.12.28	日本海型ブナ原生林
	小川	郡上市明宝	40.70	(40.70) 40.70	-	S56.7.21	ホンシャクナゲの自生地
16地域	計	2,956.87	(80.20) 1,918.56	1,038.31			

資 料

資 料

緑地環境保全地	小倉山	美濃市	9.70	9.70	-	S48.3.31	アカマツ、ヒノキその他広葉樹の良好な緑地
	鶴形山	美濃市	8.70	4.50	4.20	S48.3.31	照葉樹を主体とした良好な緑地
	天瀑山	恵那市岩村町	68.20	10.50	57.70	S48.3.31	アカマツの大径木等の良好な緑地
	南山丘陵	可児郡御嵩町	101.10	-	101.10	S48.3.31	アカマツを主体とした良好な緑地
	千光寺	高山市丹生川町	37.95	20.35	17.60	S51.2.3	スギ、アカマツ、モミ、ケヤキ等の良好な緑地
	荒城神社	高山市国府町	1.16	0.46	0.70	S52.9.30	スギを主体とした良好な緑地
	久津八幡宮	下呂市萩原町	3.42	0.94	2.48	S52.9.30	スギ、ヒノキ、サワラ、シラカシ等の良好な緑地
	水無神社	高山市一之宮町	10.35	4.02	6.33	S53.3.31	スギ、ヒノキの大径木の混交林を主体とした良好な緑地
	日和田小日和田	高山市高根町	4.65	1.13	3.52	S53.3.31	イチイを主体とした良好な緑地
	禅昌寺	下呂市萩原町	5.28	2.06	3.22	S53.3.31	スギ、ヒノキの混交林を主体とした良好な緑地
	大船神社	恵那市上矢作町	7.05	6.88	0.17	S54.3.30	老齢巨木のスギ林を主体とした良好な緑地
	飯島	大野郡白川村	52.88	52.88	-	S55.5.23	日本海型のブナの原生林
	西漆山	飛騨市神岡町	11.10	11.10	-	S55.5.23	ブナ、ミズナラその他温帯広葉樹の良好な緑地
	諏訪神社	下呂市萩原町	0.99	0.86	0.13	S58.10.21	スギを主体とした良好な緑地
	大山白山神社	加茂郡白川町	3.90	3.90	-	S59.11.6	スギ、ヒノキを主体とした良好な緑地
	馬籠	中津川市	327.95	-	327.95	H17.2.25	クヌギを主体とした良好な緑地
16地域	計	654.38	129.28	525.10			
32地域	合計	3,611.25	(80.20) 2,047.84	1,563.41			

備考) 特別地区内の () 内は、野生動植物保護地区で内数を示す。

4 自然公園の指定状況<環境生活政策課>

(令和6年3月末現在)

区分	公園名	関係(県)市町村	公園の特性	面積(ha)	県土面積に対する比率(%)
国立公園	中部山岳	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,323) 24,219	2.3
	白山	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、白川村、高山市	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017	1.3
国定公園	飛騨木曾川	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、白川町	木曾川、飛騨川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413	1.4
	揖斐関ヶ原養老	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、池田山、養老山系の自然美	20,219	1.9
	計	4箇所		72,868	6.9
県立自然公園	千本松原	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42	0.0
	恵那峡	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505	0.1
	胞山	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027	0.5
	揖斐	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834	5.0
	奥飛騨数河流葉	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959	0.3
	宇津江四十八滝	高山市	滝を中心とする景観美	800	0.1
	裏木曾	中津川市	御岳西側の森林峡谷美	11,654	1.1
	伊吹	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450	0.5
	土岐三国山	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516	0.1
	位山舟山	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656	0.3
	奥長良川	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122	2.8
	野麦	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428	0.0
	せせらぎ溪谷	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における溪谷美	1,318	0.1
	天生	飛騨市、白川村	原生林、溪谷を中心とした山岳景観	1,638	0.2
御嶽山	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276	0.4	
	計	15箇所		122,225	11.5
	自然公園合計	19箇所		195,093	18.4

備考) 面積欄中の () 内は公園の全面積を示す。

5 岐阜県環境影響評価条例の対象事業<環境管理課>

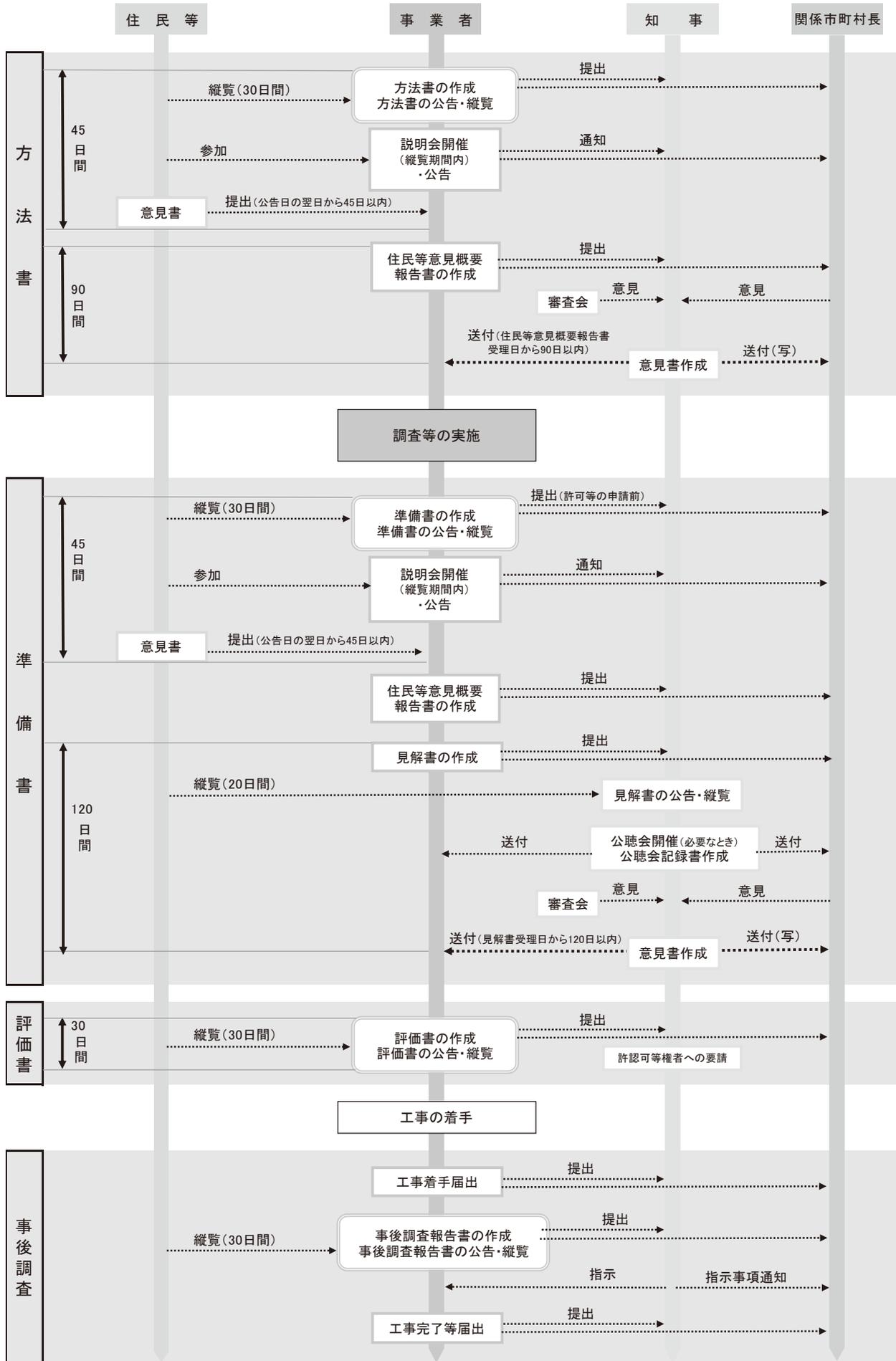
(令和6年3月末現在)

対象事業の種類	要 件
1 土地開発事業 (2から6及び8、10、11に該当するものを除く。)	① 一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業(以下「土地開発事業」という。)の施行(②から⑤までに掲げる事業及び自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第6号の公園事業又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園の造成事業に係る土地開発事業の施行を除く。)。施行する土地の区域(以下「施行区域」という。)の面積が20ヘクタール以上で、かつ、区画形質の変更を行う土地の面積が8ヘクタール以上のもの(標高1,500メートル以上の土地において施行する場合にあっては、施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの)。
	② 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項の流通業務団地造成事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。
	③ 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イの工業団地を造成する事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。
	④ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項の土地区画整理事業の施行。施行区域の面積が70ヘクタール以上のもの。
	⑤ 農用地(耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。)の造成事業の施行。施行区域内の最大の団地の面積が500ヘクタール以上のもの。
2 道路の建設	道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号から第4号までに掲げる道路の新設又は改築。新設の場合、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第5号に規定する車線(以下「車線」という。)の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のもの。改築の場合、車線の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のバイパスを設置するもの又は新たに車線の数を4以上に付加する幅で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のもの。
3 ダム又は放水路の建設	① ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。以下同じ。)の新設。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。
	② 放水路(河川を分岐して新たに設けられる水路をいう。)の新設。土地改変面積が75ヘクタール以上のもの。
4 堰の建設	取水堰(河川の水位を調節して、都市用水及びかんがい用水等を取水するための堰をいう。)の新築。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。
5 鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道(新幹線鉄道を除く。)又は軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道の建設又は改良。その区間の長さが7.5キロメートル以上のもの。
6 飛行場の建設	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項の自衛隊が設置する陸上飛行場の設置又は変更。設置の場合、滑走路の長さが1,875メートル以上のもの。変更の場合、1,875メートル以上の滑走路の増設又は375メートル以上の滑走路の延長(延長後の長さが1,875メートル以上となるもの)に限る。
7 廃棄物最終処分場の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8条第1項、第9条の3第1項又は第15条第1項の最終処分場の設置又は変更。設置の場合、廃棄物を埋め立てる区域(以下「埋立地」という。)の面積が5ヘクタール以上のもの。変更の場合、埋立地の面積が5ヘクタール以上増加するもの。
8 廃棄物処理施設の建設	① 廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の3第1項のごみ処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。
	② 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。
9 工場又は事業場の建設	製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場(以下「工場等」という。)の新設又は変更。新設の場合、工場等で1時間当たり使用する燃料の量(発熱量39.1メガジュールに相当する当該燃料の量が重油1リットルに相当するものとして、重油の量に換算した量(以下「燃料使用量」という。))が4キロリットル以上のもの又は平均的な排水量が1日当たり5,000立方メートル以上の工場等を設けるもの。変更の場合、燃料使用量が1時間当たり4キロリットル以上又は平均的な排水量が1日当たり5,000立方メートル以上増加するもの。
10 電気工作物の建設	① 水力発電所(水力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。)の建設。出力の合計が1万キロワット以上のもの。
	② 風力発電所の設置又は変更。新設の場合、出力が1,500キロワット以上のもの。変更の場合、発電設備の新設を伴い、出力が1,500キロワット以上増加するもの。
	③ 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第9号の電線路(架空のものに限る。)の設置。電圧が25万ボルト以上のもの。
11 高層工作物又は高層建築物の建設	① 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物(都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)に建築するものを除く。)の建築。接する地盤からの高さが60メートルを超えるもの。
	② 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138号の工作物(商業地域に建設するもの又は仮設のもの(設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し、又は除去することができるもの)に限る。)を除く。)の建設。接する地盤からの高さが60メートルを超えるもの。

注) これらの事業が環境影響評価法の対象事業であるときは、条例は適用されない。

6 岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー<環境管理課>

(平成24年12月26日改正、平成25年4月1日施行)



資料

7 環境影響評価の実施状況<環境管理課>

(令和6年3月末現在)

(1) 岐阜県環境影響評価条例

①環境影響評価方法書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年10月	500kV東京中部間連系変換所分岐線（仮称）新設（500kV飛騨分岐線新設）
2	平成27年4月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
3	平成28年4月	500kV恵那分岐線（仮称）新設
4	平成30年10月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜料

②環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成28年8月	500kV飛騨分岐線新設
2	平成28年9月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
3	平成30年8月	500kV恵那分岐線（仮称）新設
4	令和2年5月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜料

③環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年3月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
2	平成29年4月	500kV飛騨分岐線新設
3	令和元年8月	500kV恵那分岐線新設
4	令和3年3月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜料

(2) 環境影響評価法

①計画段階環境配慮書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年11月	（仮称）米原風力発電事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜料

②環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成25年9月	中央新幹線（東京都・名古屋市間）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜料

③環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年4月	国道19号瑞浪恵那道路
2	平成26年8月	中央新幹線（東京都・名古屋市間）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜料

(3) その他（隣接県環境影響評価条例）

①計画段階環境配慮書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成30年6月（配慮書の案）	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜料

②環境影響評価方法書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成31年2月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜料

③環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	令和2年8月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜料

④環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	令和3年5月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜料

8 公害防止管理者等の設置を必要とする工場<環境管理課>

(令和6年3月末現在)

特 定 工 場			特定工場が設置すべき公害防止管理者等		
区 分	特 定 工 場	特定工場の規模	公害防止管理者の種類	公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出ガス量 4万m ³ N/時以上	大気関係第1種 公害防止管理者	常時使用する従業員が 21人以上の 工場に設置	排出ガス量 4万m ³ N/ 時以上で かつ排水量 1万m ³ / 日以上の 工場に設置
		排出ガス量 4万m ³ N/時未満	大気関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場で 排出ガス量1万m ³ N/ 時以上の工場	排出ガス量 4万m ³ N/時以上	大気関係第3種 公害防止管理者		
		排出ガス量 4万m ³ N/時未満	大気関係第4種 公害防止管理者		
水質関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第1種 公害防止管理者		
		排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場で 排水量1千m ³ /日 以上の工場	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第3種 公害防止管理者		
		排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係第4種 公害防止管理者		
騒音・振動関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場若しくは振動規制法に基づく指定地域において液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの）、機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場		騒音・振動関係 公害防止管理者		
一般粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場		一般粉じん関係 公害防止管理者		
特定粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん（石綿）発生施設を設置している工場		特定粉じん関係 公害防止管理者		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場		ダイオキシン類関係 公害防止管理者		

9 公害苦情件数の状況<環境管理課>

(令和5年度)

発生源	種類	典 型 7 公 害							廃棄物 投 棄	その他	合 計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				合計
産業用機械作動		26	2	0	89	1	0	13	131	0	1	132
産業排水		0	32	0	1	0	0	6	39	0	0	39
飲食店営業		2	2	0	10	0	0	9	23	0	0	23
カラオケ		0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	3
工事・建設作業		32	11	0	77	15	0	3	138	4	5	147
廃棄物投棄		0	0	0	0	0	0	2	2	209	1	212
焼却（施設）		14	0	0	0	0	0	10	24	0	1	25
焼却（野焼き）		149	0	0	0	0	0	89	238	4	87	329
流出・漏洩		0	84	2	0	0	0	4	90	2	5	97
移動発生源（自動車）		3	10	0	20	6	1	0	40	0	0	40
移動発生源（鉄道）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動発生源（航空機）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭生活		2	5	0	15	0	0	15	37	44	9	90
自然系		1	11	0	2	0	1	3	18	0	112	130
その他・不明		11	88	0	39	1	0	68	207	7	28	242
合 計		240	245	2	256	23	2	222	990	270	249	1,509

10 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準等

(令和6年3月末現在)

(1) 大気汚染に係る環境基準<環境管理課>

項 目	環 境 基 準	評 価	
		短 期 的 評 価	長 期 的 評 価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98パーセンタイル値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値<環境管理課>

項 目	環 境 基 準	項 目	指 針 値
ベンゼン	1年平均値が3μg/m ³ 以下であること。	アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が130μg/m ³ 以下であること。	アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が200μg/m ³ 以下であること。	塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が150μg/m ³ 以下であること。	塩化メチル	1年平均値が94μg/m ³ 以下であること。
		クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること。
		水銀及びその化合物	1年平均値が40ngHg/m ³ 以下であること。
		ニッケル化合物	1年平均値が25ngNi/m ³ 以下であること。
		ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下であること。
		1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること。
		マンガン及びその化合物	1年平均値が140ngMn/m ³ 以下であること。

(3) 水質汚濁に関する環境基準及び指針値<環境管理課>

I 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	対 象 区 域	備 考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	全公共用水域	1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	〃	
鉛	0.01 mg/L 以下	〃	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.02 mg/L 以下	〃	
砒素	0.01 mg/L 以下	〃	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	〃	
アルキル水銀	検出されないこと	〃	
P C B	検出されないこと	〃	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	〃	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	〃	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	〃	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	〃	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	〃	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	〃	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	〃	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	〃	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	〃	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	〃	
チウラム	0.006 mg/L 以下	〃	
シマジン	0.003 mg/L 以下	〃	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	〃	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	〃	
セレン	0.01 mg/L 以下	〃	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	〃	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	海域を除いた全公共用水域	
ほう素	1 mg/L 以下	〃	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	全公共用水域	

※令和4年4月1日から、六価クロムの環境基準値が0.02mg/Lに見直されました。

Ⅱ 生活環境の保全に関する環境基準
①河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※令和4年4月1日から、「大腸菌群数」は、「大腸菌数」に見直されました。

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	1 μg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.6 μg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	2 μg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	2 μg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

②湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする。

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 ※令和4年4月1日から、「大腸菌群数」は、「大腸菌数」に見直されました。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 // 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 // 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	1 μg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.6 μg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	2 μg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	2 μg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考) 基準値は、日間平均値とする。

(4) 騒音に係る環境基準<環境管理課>

項目	環境基準		対象区域	備考						
環境騒音	一般地域	地域の類型・区分	基準値(デシベル)	(*1) 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 (*2) 地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表にかかわらず、特例として次の表の基準値の欄に掲げるとおりとする。						
			昼間(6~22時)		夜間(22~6時)					
		AA(療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域)	50以下		40以下					
		A(専ら住居の用に供される地域)	55以下		45以下					
	B(主として住居の用に供される地域)	55以下	45以下							
	C(相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域)	60以下	50以下							
(*1) 道路に面する地域(*2)	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間については45デシベル以下、夜間については40デシベル以下)によることができる。	基準値		昼間	夜間	70デシベル以下	65デシベル以下
	基準値									
昼間	夜間									
70デシベル以下	65デシベル以下									
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下								
航空機騒音	地域の類型	基準値(Lden)(*3)								
	I(専ら住居の用に供される地域)	57以下								
	II(I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	62以下								
新幹線鉄道騒音	地域の類型	基準値(デシベル)								
	I(専ら住居の用に供される地域)	70以下								
	II(商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	75以下								
		(東海道新幹線) 2市3町 大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町(リニア中央新幹線) 3市1町 中津川市、恵那市、可児市、御嵩町								

資
料

(5) 土壌の汚染に係る環境基準<環境管理課>

項目	環境上の条件	対象	備考
カドミウム 全シアン 有機燐(りん) 鉛 六価クロム 砒(ひ)素 総水銀 アルキル水銀 PCB 銅 ジクロロメタン 四塩化炭素 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン ふっ素 ほう素 1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 検液中に検出されないこと。 検液中に検出されないこと。 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 検液中に検出されないこと。 検液中に検出されないこと。 農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 検液1Lにつき0.1mg以下であること。 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 検液1Lにつき1mg以下であること。 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 検液1Lにつき1mg以下であること。 検液1Lにつき0.05mg以下であること。	汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(6) 公共用水域に係る水質要監視項目<環境管理課>
ア 健康の保護に関する要監視項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下
クロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下
フェノカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/l 以下 (暫定) ※

※PFOS 及びPFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。

イ 水生生物保全に関する要監視項目

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	1µg/L以下
		生物特A	0.7µg/L以下
		生物B	4µg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.02mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	0.03mg/L以下
生物特B	0.02mg/L以下		

備考) 類型は水生生物保全環境基準に同じ

(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準<環境管理課>

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

※令和4年4月1日から、六価クロムの環境基準値が0.02mg/Lに見直されました。

(8) 公共用水域等における農業の水質評価指針<環境管理課>

項目	種類	指針値
イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 mg/L以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/L以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 mg/L以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L以下
フサライド	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ブタミホス	除草剤	0.004 mg/L以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L以下
プロモプチド	除草剤	0.04 mg/L以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
ベンシクロン	殺菌剤	0.04 mg/L以下
ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 mg/L以下
ベンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 mg/L以下
メフェナセツト	除草剤	0.009 mg/L以下
メブロニル	殺菌剤	0.1 mg/L以下
モリネート	除草剤	0.005 mg/L以下

(9) ダイオキシン類対策特別措置法における環境基準<環境管理課>

調査対象	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年間平均値)
公共用水域	1 pg-TEQ/L以下 (年間平均値)
地下水	1 pg-TEQ/L以下 (年間平均値)
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下 (調査指標 250 pg-TEQ/g以下)
底質	150 pg-TEQ/g以下
水生生物	設定されていない

(10) ダイオキシシン類対策特別措置法に係る特定施設の排出基準<環境管理課>
[排出ガス]

(単位: ng-TEQ/m³N)

種 類	施設規模 (焼却能力)	新 設 施 設	既 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h 以上	0.1	1
	2~4 t/h	1	5
	2 t/h 未満	5	10
焼 結 炉		0.1	1
製 鋼 用 電 気 炉		0.5	5
亜 鉛 回 収 施 設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

[排水水]

(単位: pg-TEQ/L)

	特定施設の種類	新 設 施 設	既 設 施 設
1	クラフトパルプ等製造用塩素漂白施設	1 0	1 0
2	カーバイト法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設		
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等		
8	クロロベンゼン、ジクロロベンゼン製造用水洗施設等		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等		
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造用ろ過施設等		
11	ジオキサジンバイオレット製造用洗浄施設等		
12	アルミニウム合金製造用廃ガス洗浄施設等		
13	亜鉛回収用精製施設等		
14	担体付き触媒からの金属の回収用ろ過施設等		
15	廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設等		
16	PCB分解施設等		
17	フロン類の破壊用プラズマ反応施設等		
18	下水道終末処理施設		
19	1から17の施設から排出される水の処理施設		

※ pg : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※ ng : ナノグラム。1ナノグラムは、10億分の1グラム

※ TEQ : 毒性等量。(Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシシン類は223種類の物質の総称で、これらの内毒性のある物は29種類。29種類の物質の毒性は、強弱があり、その内の最も毒性の強い1種類(2,3,7,8-TeCDD)の毒性を1(基準)としてダイオキシシン類の量を毒性の強さで換算集計したもの。

11 二酸化硫黄の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位: ppm)

地 域	測定局名	年 度					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
岐 阜	岐阜中央	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001
	岐阜南部	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	岐阜北部	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	各務原	0.004	0.004	0.003	0.003	0.000	0.000
	本巣	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
	平均	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000
西 濃 ・ 島 羽	羽島	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005	0.001
	大垣中央	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	大垣南部	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.001
	大垣西部	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	平均	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
揖 斐	揖斐	-	-	-	0.000	0.000	0.000
可 茂	美濃加茂	0.003	0.003	0.003	0.002	0.000	0.000
中 濃	関	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001
郡 上	郡上	-	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
東濃西部	笠原	0.004	0.004	0.004	0.003	0.001	0.000
	瑞浪	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
	平均	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.000
恵 那 ・ 中 津 川	恵那	-	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	中津川	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	平均	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
下 呂	下呂	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
飛 騨	高山	0.002	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
乗 鞍		0.000	0.000	0.000	-	0.000	0.000
県 平 均 ※		0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とする

12 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位: mg/m³)

地 域	測定局名	年 度					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
岐 阜	岐阜中央	0.014	0.013	0.012	0.011	0.012	0.012
	岐阜南部	0.013	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
	岐阜北部	0.012	0.009	0.007	0.007	0.007	0.006
	各務原	0.014	0.012	0.011	0.011	0.011	0.011
	本 巢	0.016	0.015	0.014	0.012	0.012	0.013
	平 均	0.014	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010
西濃・ 羽 島	羽 島	0.019	0.010	0.012	0.010	0.010	0.012
	大垣中央	0.020	0.017	0.017	0.017	0.017	0.014
	大垣南部	0.019	0.017	0.016	0.015	0.017	0.013
	大垣西部	0.018	0.015	0.014	0.011	0.012	0.010
	大垣赤坂	0.016	0.014	0.013	0.013	0.014	0.014
	平 均	0.018	0.016	0.014	0.013	0.014	0.013
西濃南部	海 津	-	-	-	-	-	0.012
揖 斐	揖 斐	-	-	-	0.010	0.011	0.011
可 茂	美濃加茂	0.014	0.013	0.012	0.010	0.011	0.010
中 濃	関	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012
郡 上	郡 上	-	0.008	0.010	0.009	0.009	0.009
東濃西部	笠 原	0.014	0.012	0.010	0.010	0.010	0.010
	瑞 浪	0.015	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010
	平 均	0.015	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010
恵 那・ 中津川	恵 那	-	0.012	0.011	0.010	0.011	0.010
	中津川	0.015	0.012	0.012	0.010	0.012	0.012
	平 均	0.015	0.012	0.012	0.010	0.012	0.011
下 呂	下 呂	0.012	0.010	0.010	0.008	0.009	0.008
飛 騨	高 山	0.008	0.008	0.011	0.009	0.009	0.009
乗 鞍		0.006	0.005	0.004	-	0.003	0.003
県平均※		0.015	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
岐阜明德自排		0.017	0.012	0.012	0.011	0.012	0.011
大垣自排		0.016	0.017	0.014	0.013	0.015	0.015
可児自排		0.016	0.013	0.012	0.010	0.011	0.011
土岐自排		0.020	0.018	0.016	0.012	0.013	0.012

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

13 二酸化窒素の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位: ppm)

地 域	測定局名	年 度					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
岐 阜	岐阜中央	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005
	岐阜南部	0.010	0.010	0.008	0.009	0.009	0.009
	岐阜北部	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
	各務原	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005
	本 巢	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006
	平 均	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
西濃・ 羽 島	羽 島	0.008	0.010	0.007	0.007	0.007	0.007
	大垣中央	0.008	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008
	大垣南部	0.008	0.008	0.009	0.007	0.007	0.007
	平 均	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
揖 斐	揖 斐	-	-	-	0.003	0.003	0.003
可 茂	美濃加茂	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
中 濃	関	0.006	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004
郡 上	郡 上	-	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
東濃西部	笠 原	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005
恵 那・ 中津川	恵 那	-	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
	中津川	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004
	平 均	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005
下 呂	下 呂	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
飛 騨	高 山	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
乗 鞍		0.001	0.001	0.001	-	0.001	0.001
県平均※		0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
岐阜明德自排		0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
大垣自排		0.011	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007
可児自排		0.011	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008
土岐自排		0.015	0.012	0.012	0.011	0.010	0.009

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

14 二酸化窒素の日平均値の年間98%値の経年変化<環境管理課>

(単位: ppm)

地 域	測定局名	年 度					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
岐 阜	岐阜中央	0.015	0.016	0.013	0.012	0.012	0.011
	岐阜南部	0.021	0.021	0.016	0.018	0.019	0.018
	岐阜北部	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
	各務原	0.014	0.014	0.012	0.012	0.012	0.010
	本 巢	0.014	0.014	0.013	0.012	0.013	0.013

西濃・羽島	平均	0.015	0.015	0.013	0.013	0.013	0.012
	羽島	0.017	0.020	0.018	0.015	0.016	0.014
	大垣中央	0.018	0.017	0.016	0.014	0.016	0.016
	大垣南部	0.017	0.017	0.016	0.014	0.014	0.013
	平均	0.017	0.017	0.017	0.014	0.015	0.014
揖斐	揖斐	-	-	-	0.006	0.008	0.007
可茂	美濃加茂	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010
中濃	関	0.013	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
郡上	郡上	-	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003
東濃西部	笠原	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010
恵那・中津川	恵那	-	0.014	0.014	0.013	0.012	0.015
	中津川	0.017	0.014	0.014	0.012	0.011	0.012
	平均	0.017	0.014	0.014	0.013	0.012	0.014
下呂	下呂	0.007	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005
飛騨	高山	0.018	0.015	0.019	0.016	0.014	0.014
乗鞍	乗鞍	0.002	0.002	0.002	-	0.002	0.001
県平均※	県平均※	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011
岐阜明德自排	岐阜明德自排	0.016	0.017	0.014	0.013	0.013	0.012
大垣自排	大垣自排	0.021	0.019	0.017	0.015	0.016	0.014
可児自排	可児自排	0.020	0.018	0.019	0.017	0.016	0.015
土岐自排	土岐自排	0.027	0.022	0.022	0.021	0.020	0.018

※ 長期的評価の適用測定局の年間98%値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

15 光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化<環境管理課>

(単位：%)

地域	測定局名	年 度							
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5	
岐 阜	岐阜中央	20.0	25.1	20.3	20.3	20.8	18.9	18.9	
	岐阜南部	21.9	21.9	18.4	21.1	22.2	23.4	23.4	
	岐阜北部	18.9	14.9	18.4	18.1	19.5	15.8	15.8	
	各務原	21.0	21.9	18.6	21.1	27.9	27.3	27.3	
	本 巢	20.1	23.0	20.8	21.4	19.2	17.8	17.8	
	平均	20.4	21.6	19.3	20.4	21.9	20.6	20.6	
西濃・羽島	羽 島	19.5	1.1	22.2	14.5	24.6	24.9	24.9	
	大垣中央	20.5	20.8	21.5	17.6	18.1	28.7	28.7	
	大垣南部	20.6	19.1	17.8	17.7	15.6	17.2	17.2	
	平均	20.0	19.9	20.5	16.6	19.4	23.6	23.6	
西濃南部	海 津	-	-	-	-	-	24.3	24.3	
揖斐	揖斐	-	-	-	20.8	17.0	16.9	16.9	
可茂	美濃加茂	21.9	21.3	17.3	20.8	17.3	21.3	21.3	
中濃	関	21.0	21.3	18.4	18.4	19.7	18.6	18.6	
郡上	郡上	-	3.2	12.6	11.2	11.2	12.3	12.3	
東濃西部	笠原	24.3	24.9	23.6	24.1	25.8	25.4	25.4	
	瑞 浪	-	-	2.4	21.4	23.8	29.5	29.5	
	平均	24.3	24.9	23.6	22.7	24.8	27.5	27.5	
恵那・中津川	恵那	-	22.4	19.2	13.4	18.6	16.7	16.7	
	中津川	20.9	21.3	17.0	14.2	20.0	16.4	16.4	
	平均	20.9	21.9	18.1	13.8	19.3	16.6	16.6	
下 呂	下 呂	16.2	15.7	10.1	8.2	10.7	11.2	11.2	
飛 騨	高 山	12.9	8.2	5.1	3.7	7.7	10.1	10.1	
県平均※	県平均※	20.0	20.1	17.6	17.1	19.0	19.8	19.8	

※ 各測定局の環境基準比適合率から算出した値

注) 環境基準比適合率とは、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数を昼間測定日数で除した割合である。

16 岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況<環境管理課>

(1) 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化 (昭和59年度～令和5年度)

年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	0	0	1	0
8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	1
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	3	1	4	2	4

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5
6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
8	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	9
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	31

資 料

(2) 光化学スモッグ予報等発令状況（平成24年度～令和5年度）

年 度	予 報				注 意 報					
	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	被害届出人数	
H24	発令なし				7.28	西濃・羽島	15:00	0.120	0	
H25	5.14	東濃西部	14:00	0.104		東濃西部	15:00	0.139	0	
H26	5.30	岐阜地域	14:10	0.114	発令なし					
		可茂地域	14:20	0.111	発令なし					
H27	8.8	岐阜地域	14:00	0.114	発令なし					
		可茂地域	14:00	0.103	発令なし					
H28	5.24	岐阜地域	13:00	0.114	発令なし					
		西濃・羽島	13:00	0.102	発令なし					
		可茂地域	13:00	0.107	発令なし					
		東濃西部	13:00	0.104	発令なし					
	7.21	東濃西部	15:00	0.117	発令なし					
	8.18	東濃西部	12:00	0.105	8.18	東濃西部	14:00	0.128	0	
H29	発令なし				発令なし					
H30	6.25	東濃西部	14:00	0.109	発令なし					
		中濃地域	14:00	0.103	発令なし					
	7.19	東濃西部	15:00	0.105	発令なし					
		西濃・羽島	14:00	0.111	発令なし					
	7.25	東濃西部	14:00	0.114	発令なし					
		西濃・羽島	14:00	0.108	発令なし					
	発令なし				8.4	東濃西部	15:00	0.145	0	
R1	5.24	岐阜地域	11:00	0.102	発令なし					
	5.26	岐阜地域	14:00	0.115	発令なし					
	5.27	岐阜地域	12:00	0.115	5.27	岐阜地域	13:00	0.131	0	
		西濃・羽島	12:00	0.105		西濃・羽島	16:00	0.126	0	
		可茂地域	12:00	0.104	発令なし					
		中濃地域	12:00	0.107	5.27	中濃地域	13:00	0.120	0	
		東濃西部	12:00	0.106		発令なし				
	恵那・中津川	12:00	0.101	発令なし						
R2	6.4	中濃地域	13:05	0.104	6.4	中濃地域	15:30	0.122	2	
		西濃・羽島	14:05	0.113	発令なし					
		岐阜地域	14:40	0.109	発令なし					
	6.5	東濃西部	14:30	0.101	発令なし					
R3	6.10	岐阜地域	13:20	0.114	発令なし					
		中濃地域	13:20	0.109	発令なし					
R4	発令なし				発令なし					
R5	5.18	岐阜地域	12:50	0.102	5.18	岐阜地域	14:10	0.128	0	
		西濃・羽島	13:20	0.117		西濃・羽島	14:10	0.135	0	
		中濃地域	13:20	0.118		中濃地域	14:10	0.129	2	
						西濃南部	14:10	0.126	0	
		6.19	東濃西部	15:20	0.111	発令なし				
		7.7	西濃・羽島	13:20	0.102	発令なし				
	8.21	西濃・羽島	14:40	0.104	発令なし					

※ 予報発令基準：0.100ppm以上、注意報発令基準：0.120ppm

17 一酸化炭素の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位：ppm)

測定局名	年 度					
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
岐 阜 明 徳 自 排	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
土 岐 自 排	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
県 平 均	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2

18 炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化<環境管理課>

(単位：ppmC)

測定局名	測定項目	年 度					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
岐阜南部	非メタン	0.11	0.12	0.11	0.08	0.08	0.08
	メタン	1.97	1.96	1.96	1.99	1.99	2.00
	全炭化水素	2.08	2.08	2.07	2.07	2.07	2.08
本巢	非メタン	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.08
	メタン	1.96	1.98	2.00	2.04	2.01	2.04
	全炭化水素	2.05	2.07	2.08	2.12	2.09	2.12

19 降下ばいじん量の測定結果<環境管理課>

(令和5年度)

測定地点	年平均値 (t/km ² /月)	月 間 値		実施主体
		最高値 (t/km ² /月)	最高値の出現月	
大 垣 市	大垣市役所	2.0	4.0	4月
	中川変電所	1.4	3.0	4月
	赤坂町地内	6.9	10.1	4月
	赤坂地区センター駐車場	2.5	4.6	9月
	あおいこども園	1.8	3.0	4月
	深池町地内	1.9	4.6	8月

本 巢 市	山口地内	5.2	8.7	5月	本 巢 市
	向道地内	2.3	5.5	6月	
	南原地内	2.5	4.7	5月	
	居住地内	2.3	4.7	5月	
	下河原地内	1.8	4.5	5月	
	中河原地内	2.1	4.8	7月	
	大洞地内	2.4	7.0	11月	
	石神地内1	4.2	7.3	8月	
可 児 市	石神地内2	7.6	19.2	6月	可 児 市
	今渡南小学校	1.8	3.5	4月	
	土田小学校	1.9	4.0	5月	
	東明小学校	1.5	2.9	5月	
	桜ヶ丘小学校	1.7	3.1	5月	
	兼山保育園	1.8	2.9	8月	

20 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

地 域	測定局名	年 度					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
岐 阜	岐阜中央	9.9	8.0	8.2	6.8	7.6	8.9
	岐阜南部	1.7	10.5	9.9	8.8	8.9	9.3
	岐阜北部	11.2	9.3	10.2	7.4	7.6	7.1
	各務原	7.6	6.2	5.6	4.6	6.6	6.0
	本 巢	10.4	9.2	8.3	7.6	8.0	7.9
	平 均	10.2	8.6	8.4	7.0	7.7	7.8
西濃・羽島	羽 島	9.6	5.4	7.3	5.5	7.2	7.4
	大垣中央	10.2	8.6	8.2	6.9	6.8	7.1
	平 均	9.9	8.6	7.8	6.2	7.0	7.3
西濃南部	海 津	-	-	-	-	-	7.3
揖 斐	揖 斐	-	-	-	6.4	5.6	4.0
可 茂	美濃加茂	8.5	7.3	6.7	5.4	5.8	7.4
中 濃	関	8.3	10.1	11.1	10.3	12.1	8.8
郡 上	郡 上	-	5.2	6.5	5.9	6.1	6.0
東濃西部	笠 原	8.9	7.2	6.7	4.8	5.7	7.7
恵那・中津川	恵 那	-	8.8	8.0	7.3	7.5	7.5
	中津川	11.4	10.0	8.4	7.4	8.0	7.9
	平 均	11.4	9.4	8.2	7.4	7.8	7.8
下 呂	下 呂	7.2	6.4	5.9	5.3	5.6	5.5
飛 騨	高 山	6.5	5.3	5.2	4.3	4.4	7.0
県平均※		9.3	8.2	7.7	6.5	7.1	7.2
可児自排		8.6	7.3	6.7	4.9	4.8	6.0
土岐自排		10.3	7.1	6.9	5.2	5.4	6.3

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

21 微小粒子状物質 (PM2.5) の日平均値の98%値の経年変化<環境管理課>

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

地 域	測定局名	年 度					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
岐 阜	岐阜中央	26.8	23.3	23.2	15.1	18.2	20.7
	岐阜南部	30.9	27.3	24.6	19.4	20.3	21.6
	岐阜北部	30.5	22.8	25.3	18.0	17.8	17.0
	各務原	27.0	23.0	19.7	14.1	17.3	17.9
	本 巢	26.9	23.5	22.3	17.1	18.0	18.1
	平 均	28.4	24.0	23.0	16.7	18.3	19.1
西濃・羽島	羽 島	27.6	14.3	21.3	17.1	18.4	20.5
	大垣中央	25.0	25.0	24.6	16.5	16.9	18.5
	平 均	26.3	25.0	23.0	16.8	17.7	19.5
西濃南部	海 津	-	-	-	-	-	18.2
揖 斐	揖 斐	-	-	-	15.8	15.9	9.3
可 茂	美濃加茂	28.9	24.2	22.5	14.7	15.2	18.2
中 濃	関	19.3	24.0	27.0	20.0	26.1	21.4
郡 上	郡 上	-	11.2	21.8	14.8	15.1	15.1
東濃西部	笠 原	27.1	23.6	21.5	13.5	15.3	18.4
恵那・中津川	恵 那	-	23.3	24.1	16.2	17.2	17.5
	中津川	27.0	24.1	23.7	16.9	17.9	18.9
	平 均	27.0	23.7	23.9	16.6	17.6	18.2
下 呂	下 呂	20.1	19.2	20.0	13.3	14.2	13.9
飛 騨	高 山	0.7	16.8	21.8	12.4	12.8	15.5
県平均※		26.0	23.1	22.9	15.9	17.3	17.7
可児自排		25.0	23.2	21.8	13.0	14.3	16.7
土岐自排		28.9	25.7	23.8	14.0	14.7	17.4

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

22 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果<環境管理課>

(令和5年度)

測定局	測定日	各成分の割合 (%)													
		質量濃度 μg/m ³	Cl ⁻	NO ₃ ⁻	SO ₄ ²⁻	Na ⁺	NH ₄ ⁺	K ⁺	Mg ²⁺	Ca ²⁺	OC	EC	金属	その他	
本巢	R5.5.11~R5.5.25	9.0	0.4	3.1	24.4	0.8	9.4	0.9	0.1	1.1	38.9	2.5	2.2	16.0	
	R5.7.20~R5.8.3	7.8	0.5	2.4	25.8	1.2	8.6	1.1	0.0	0.7	50.5	4.2	0.8	4.2	
	R5.10.19~R5.11.2	8.0	0.7	3.3	19.8	0.6	8.5	1.0	0.0	1.1	39.5	12.0	1.0	12.6	
	R6.1.18~R6.2.4	5.1	1.7	8.4	22.6	1.1	10.8	1.4	0.0	1.1	42.2	10.6	1.2	-1.1	
羽島	R5.5.11~R5.5.25	10.0	0.8	3.4	22.8	0.8	7.6	0.7	0.1	0.9	35.9	4.2	2.5	20.3	
	R5.7.20~R5.8.3	7.0	0.8	2.8	30.1	1.6	10.2	1.0	0.0	0.7	48.8	4.4	1.0	-1.3	
	R5.10.19~R5.11.2	9.3	1.4	3.4	17.4	0.6	7.8	1.0	0.0	1.0	38.6	12.7	0.9	15.2	
	R6.1.18~R6.2.4	5.6	3.5	8.9	21.0	1.4	11.0	0.9	0.0	0.6	37.7	16.9	0.9	-2.8	

※ 金属成分は、Na、K、Caを除いた無機元素成分の緩和。その他は、質量濃度から各成分濃度を引いた残り。

23 大気環境測定車による環境調査結果<環境管理課>

一般環境調査

(令和5年度)

調査地点	調査期間	二酸化硫黄			浮遊粒子状物質			二酸化窒素			光化学オキシダント		一酸化炭素			微小粒子状物質 (PM2.5)		
		1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	年平均値	1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	年平均値	1時間値 の最高値	1日平均値 の98%値	年平均値	昼間の 1時間値 の最高値	昼間の 年平均値	1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	年平均値	1時間値 の最高値	1日平均値 の98%値	年平均値
		(ppm)			(mg/m ³)			(ppm)			(ppm)		(ppm)			(μg/m ³)		
坂祝町役場 (市民られあい プール敷地内)	5/15~ 10/2	0.011	0.003	0.001	0.053	0.028	0.012	0.024	0.011	0.005	0.125	0.049	0.6	0.3	0.2	46	20.9	8.7
	10/16~ 1/9																	
	1/22~ 3/4																	

備考) 光化学オキシダントの「昼間」は、午前5時から午後8時までをいう。

24 ばい煙、VOC及び粉じん発生施設の届出状況<環境管理課>

(令和6年3月末)

区分 市郡別	大気汚染防止法に基づくもの						県公害防止条例に基づくもの					
	ばい煙発生施設		VOC 排出施設		粉じん発生施設		水銀排出施設		ばい煙発生施設		粉じん発生施設	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
岐阜市	123	276	2	3	13	62	8	12	0	0	63	196
大垣市	94	293	2	2	17	58	3	6	1	12	51	200
高山市	144	293	1	1	20	113	3	8	2	2	32	137
多治見市	100	203	0	0	22	111	1	2	0	0	59	162
関市	78	154	1	1	10	37	3	6	0	0	107	251
中津川市	52	134	3	11	20	40	3	4	0	0	54	250
美濃市	27	47	0	0	4	9	1	1	0	0	17	60
瑞浪市	37	71	1	2	7	18	1	2	0	0	28	104
羽島市	43	104	1	1	4	4	2	3	0	0	18	43
恵那市	74	135	1	3	11	24	4	5	0	0	29	90
美濃加茂市	39	139	3	14	4	4	1	1	1	23	22	67
土岐市	97	166	0	0	3	7	3	5	0	0	68	261
各務原市	82	214	2	11	20	60	1	3	0	0	48	168
可児市	53	148	3	5	5	20	2	4	1	6	29	272
山県市	23	32	1	3	2	2	1	2	0	0	52	87
瑞穂市	27	90	0	0	4	17	2	2	0	0	11	23
飛騨市	42	73	0	0	10	36	4	8	0	0	20	78
本巢市	39	103	0	0	8	38	1	2	0	0	19	74
郡上市	52	106	0	0	15	61	2	3	0	0	21	66
下呂市	66	108	0	0	10	32	3	5	0	0	17	58
海津市	38	75	0	0	9	50	0	0	0	0	19	49
(市計)	1,330	2,964	21	57	218	803	49	84	5	43	784	2,696
岐南町	13	18	0	0	0	0	0	0	0	0	14	50
笠松町	17	35	0	0	0	0	0	0	0	0	8	35
養老町	28	52	0	0	1	5	1	2	0	0	8	23
垂井町	27	52	1	2	1	1	1	2	0	0	5	39
関ヶ原町	5	9	1	2	0	0	0	0	0	0	6	30
神戸町	18	41	1	3	1	1	0	0	1	1	18	56
輪之内町	11	22	0	0	1	1	0	0	0	0	6	9
安八町	14	42	0	0	2	2	1	1	0	0	2	6
揖斐川町	25	67	0	0	15	52	0	0	0	0	17	57
大野町	25	46	0	0	8	24	4	6	0	0	13	47
池田町	13	46	0	0	3	3	0	0	0	0	4	14
北方町	8	24	1	1	1	1	0	0	0	0	3	5
坂祝町	3	12	0	0	7	58	0	0	0	0	5	31
富加町	4	12	0	0	2	3	0	0	0	0	4	10
川辺町	9	27	0	0	2	2	0	0	0	0	8	23
七宗町	7	11	0	0	3	6	0	0	0	0	3	16
八百津町	10	18	0	0	3	43	0	0	0	0	4	9
白川町	11	14	0	0	0	0	0	0	0	0	3	9
東白川村	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
御嵩町	18	60	0	0	2	7	0	0	0	0	8	88
白川村	9	10	0	0	4	12	0	0	0	0	9	22
(町村計)	277	620	4	8	56	221	7	11	1	1	150	581
合計	1,607	3,584	25	65	274	1,024	56	95	6	44	934	3,277

25 河川底質の調査結果<環境管理課>

水域名	河川名	地点名	年度	強熱減量 (%)	平均粒径 (mm)	P C B (mg/kg)
長良川	伊自良川	竹 橋	R4	2.8	0.25	0.01未満
			R5	8.3	0.09	0.01未満
	境川	境 川 橋	R4	1.2	0.36	0.01未満
			R5	1.2	0.29	0.01未満
	荒田川	出 村	R4	3.4	0.66	0.02
			R5	8.3	0.10	0.22

26 地下水質の測定結果<環境管理課>

概況調査及び定期モニタリング調査

(1) 調査方法

①メッシュ方式による全項目調査（岐阜市以外）

県下を2kmメッシュで区分し、重要度1以上のメッシュについてメッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案のうえ、調査井戸を1井戸選定し、調査を実施する。令和5年度は49メッシュを調査対象とした。

②岐阜市内の調査

岐阜市内を2.5km～5kmメッシュで区分し、メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案のうえ、調査井戸を1井戸選定し、調査を実施する。令和5年度は23メッシュを調査対象とした。

③国土交通省中部地方整備局による調査

3地点（大垣市古宮町、羽島市桑原町大須、海津市海津町五町）を調査対象とした。

④モニタリング調査

過去に汚染の確認された66井戸について調査を実施した。岐阜市内においては1井戸について調査を実施した。

⑤汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）

定期モニタリング調査を実施している井戸のうち3年以上継続して基準に適合している井戸等について、汚染範囲の再評価をするための調査を実施した。

(2) 調査地域

<概況調査>

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

<定期モニタリング調査>

六価クロム：関市（3地点）、可児市

砒素：岐阜市、大垣市（3地点）、高山市（2地点）、下呂市（2地点）、海津市（3地点）、養老町（2地点）

総水銀：多治見市（3地点）、可児市（3地点）

四塩化炭素：各務原市

トリクロロエチレン：多治見市（2地点）、関市、各務原市

テトラクロロエチレン：多治見市（2地点）、土岐市、各務原市、山県市（3地点）

ベンゼン：美濃加茂市

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：中津川市、瑞浪市（2地点）、恵那市、美濃加茂市（2地点）、各務原市、可児市、御嵩町、関市

ふっ素：高山市（6地点）、多治見市（3地点）、瑞浪市（4地点）、恵那市（3地点）、土岐市（3地点）、郡上市（2地点）、御嵩町、白川村（2地点）

ほう素：高山市、可児市、郡上市

※同一地点で複数項目の基準超過がある場合がある。

<汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）>

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：可児市（2地点）、御嵩町

(3) 調査時期

令和5年7月～令和5年12月

(4) 調査項目（①～③）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、クロロエチレン（28項目）

(5) 調査結果

別表のとおり

○概況調査総括表

項目	環境基準	地点数	測定結果 (mg/L)
カドミウム	0.003 mg/L以下	75	全<0.0003未満
全シアン	検出されないうこと	75	全<不検出
鉛	0.01 mg/L以下	75	0.005未満~0.005
六価クロム	0.02 mg/L以下	75	全<0.01未満
砒素	0.01 mg/L以下	75	0.005未満~0.036
アルキル水銀	0.0005mg/L以下	75	全<0.0005未満
PCB	検出されないうこと	75	全<不検出
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	75	全<0.002未満
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	75	全<0.0002未満
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	75	全<0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	75	全<0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	75	全<0.002未満
1,1,1-トリクロロエチレン	1 mg/L以下	75	全<0.0005未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	75	全<0.0006未満
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	75	全<0.001未満
アトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	75	0.0005未満~0.0040
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	75	全<0.0002未満
チウラム	0.006 mg/L以下	75	全<0.0006未満
シマジン	0.003 mg/L以下	75	全<0.0003未満
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	75	全<0.002未満
ベンゼン	0.01 mg/L以下	75	全<0.001未満
ゼレン	0.01 mg/L以下	75	全<0.002未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	75	0.012未満~12
ふっ素	0.8 mg/L以下	75	0.08未満~0.74
ほう素	1 mg/L以下	75	0.02未満~0.08
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	75	全<0.005未満

○概況調査環境基準超過地点

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
ふっ素	0.8 mg/L以下	瑞浪市日吉町	2.1

○モニタリング調査結果

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
六価クロム	0.02 mg/L以下	関市富本町	0.14
		関市仲町	0.39
		関市旭ヶ丘	0.84
		可児市土田	0.01 未満
		岐阜市北野西	0.026
		大垣市荒川町	0.061
		大垣市十六町	0.037
		大垣市横溝根	0.013
		高山市下切町	0.016
		高山市西之一色町 *1	0.11
砒素	0.01 mg/L以下	下呂市湯之島	0.027
		下呂市幸田	0.020
		海津市海津町草場	0.012
		海津市海津町高須町	0.030
		海津市海津町米野	0.025
		養老町横谷	0.024
		養老町根古地	0.053
		多治見市大針町	0.0053
		多治見市北丘町	0.0049

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	多治見市笠原町平園	0.0005 未満
		可児市大森 3 地点	すべて0.0005 未満
		各務原市笠原外山町	0.0027
		多治見市笠原町平園 2 地点 *2	全<0.001 未満
		関市倉知	0.001 未満
		各務原市鵜沼羽場町	0.013
		多治見市笠原町平園 2 地点 *2	全<0.0005 未満
		土岐市泉町大富	0.0051
		各務原市鵜沼各務原町	0.011
		山県市佐賀 3 地点	0.0073~0.0080
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	関市西田原	9.7
		中津川市駒場	23
		瑞浪市日吉町	10
		瑞浪市西小田町	49
		恵那市明智町	3.8
		美濃加茂市加茂野町	10
		美濃加茂市太田町	3.6
		各務原市鵜沼伊木町	8.4
		可児市恵土	5.2
		御常町上恵土	4.3
ふっ素	0.8 mg/L以下	高山市新宮町	1.7
		高山市石浦町 *3	2.3
		高山市西之一色町 2 地点 *1	6.8~16
		高山市森下町	2.7
		高山市花里町	3.4
		多治見市生田町	1.5
		多治見市前畑町	1.2
		多治見市虎溪山町	4.9
		瑞浪市日吉町	3.2
		瑞浪市大湫町	1.3
ほう素	1 mg/L以下	瑞浪市釜戸町 2 地点	2.7~3.5
		恵那市明智町	8.3
		恵那市長島町久須見	2.9
		恵那市口岡町馬場山田	2.7
		土岐市駄知町 2 地点	6.3~9.2
		土岐市下石町	1.3
		郡上市高鷲町大鷲 *4	1.2
		郡上市白鳥町中西	6.8
		御嵩町美佐野	6.3
		白川村飯島	0.40
ほう素	1 mg/L以下	白川村飯島	1.8
		高山市石浦町 *3	1.6
		可児市恵土	0.96
		郡上市高鷲町大鷲 *4	6.1

- *1 表中の高山市西之一色町は同一地点を含む。
- *2 表中の多治見市笠原町平園は同一地点である。
- *3 表中の高山市石浦町は同一地点である。
- *4 表中の郡上市高鷲町大鷲は同一地点である。

○汚染井戸周辺地区調査(過去判明分) 総括表

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	可児市川合及び中恵土並びに御常町上恵土地内	1.8~9.3

資 料

27 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況<環境管理課>

令和6年3月末現在

1 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

河川	水 域	該当類型	達成期間	指定年月日	
木曾川	木曾川上流(落合ダムより上流)	AA	イ	昭45. 9. 1	
	木曾川中流(落合ダムから大川頭首工まで)	A	ロ	"	
	木曾川下流(大川頭首工より下流)	A	イ	平14. 7. 15	
	飛騨川上流(下呂市かじか橋より上流)	AA	イ	昭46. 5. 25	
	飛騨川下流(下呂市かじか橋より下流)	A	イ	"	
	川上川(全域)	A	イ	昭50. 9. 12	
	落合川(全域)	A	イ	"	
	中津川上流(中川橋より上流)	A	イ	"	
	中津川下流(中川橋より下流)	C	イ	平20. 6. 13	
	付知川(全域)	A	イ	昭50. 9. 12	
水城	阿木川上流(恵那大橋より上流)	A	イ	"	
	阿木川下流(恵那大橋より下流)	C	イ	昭57. 3. 2	
	中野方川(全域)	A	イ	昭58. 3. 15	
	可児川上流(久々利川合流点より上流)	B	イ	昭50. 9. 12	
	可児川下流(久々利川合流点より下流)	C	イ	"	
	加茂川(全域)	B	ロ	昭50. 9. 12	
	新境川上流(東泉橋より上流)	B	イ	昭57. 3. 2	
	新境川下流(東泉橋より下流)	C	イ	平15. 3. 31	
	小坂川(全域)	AA	イ	昭58. 3. 15	
	馬瀬川(全域)	AA	イ	昭50. 9. 12	
長良川	白川(全域)	AA	イ	平12. 3. 31	
	黒川(全域)	AA	イ	平14. 3. 29	
	長良川上流(吉田川合流点より上流)	AA	イ	昭46. 5. 25	
	長良川中流(吉田川合流点から伊自良川合流点まで)	A	イ	"	
	長良川下流(伊自良川合流点より下流)	A	イ	平14. 7. 15	
	吉田川(全域)	AA	イ	昭56. 4. 7	
	板取川(全域)	AA	イ	平11. 4. 1	
	津保川(全域)	A	イ	昭46. 5. 25	
	武儀川(全域)	A	イ	昭46. 5. 25	
	伊自良川上流(鳥羽川合流点より上流)	A	イ	昭61. 3. 28	
水城	伊自良川下流(鳥羽川合流点より下流)	C	イ	昭46. 5. 25	
	鳥羽川(全域)	B	イ	平11. 4. 1	
	糸貫川(乙井樋門より下流)	C	イ	平23. 3. 4	
	荒田川(全域)	B	イ	平10. 3. 10	
	境川上流(新荒田川合流点より上流)	C	イ	平21. 2. 27	
	桑原川(全域)	C	イ	昭56. 4. 7	
	揖斐川(1)(岡島橋より上流)	AA	イ	昭47. 11. 6	
	揖斐川(2)(岡島橋から牧田川合流点まで)	AA	イ	平14. 7. 15	
	揖斐川(3)(牧田川合流点から多度川合流点まで)	A	イ	"	
	根尾川(全域)	AA	イ	昭47. 3. 30	
掛斐川	三木川(全域)	A	イ	昭57. 3. 2	
	粕川(全域)	AA	イ	昭48. 3. 30	
	水門川(全域)	C	イ	平22. 3. 12	
	水相川(全域)	B	イ	昭48. 3. 30	
	杭瀬川(全域)	A	イ	"	
	牧田川上流(広瀬橋より上流)	AA	イ	平11. 4. 1	
	牧田川中流(広瀬橋から水門川合流点まで)	A	イ	"	
	牧田川下流(水門川合流点より下流)	C	イ	昭62. 3. 6	
	津屋川(全域)	B	イ	昭57. 3. 2	
	庄内川上流(小里川合流点より上流)	A	イ	昭46. 5. 25	
庄内川(高田本城)	庄内川中流(小里川合流点より下流)	B	イ	平13. 3. 31	
	小里川(全域)	B	イ	"	
	肥原川(全域)	B	イ	昭50. 9. 12	
	妻木川(全域)	B	イ	平14. 3. 29	
	笠原川(全域)	A	イ	平10. 3. 10	
	矢作川最上流(矢作ダムより上流)	AA	イ	昭48. 7. 18	
	矢作川上流(矢作ダムから明治用水頭首工まで)	A	イ	昭45. 9. 1	
	上村川(全域)	AA	イ	昭48. 7. 18	
	明智川(全域)	A	イ	"	
	阿妻川(全域)	A	イ	"	
神通川(宮川)	神通川(宮川)上流(常泉寺川合流点より上流)	AA	イ	昭47. 3. 31	
	神通川(宮川)下流(常泉寺川合流点より下流)	A	イ	"	
	高原川上流(飛騨市浅井田堰堤より上流)	AA	イ	"	
	高原川下流(飛騨市浅井田堰堤より下流)	AA	イ	平14. 3. 29	
	川上川(全域)	A	イ	昭51. 4. 20	
	小八賀川(全域)	AA	イ	平12. 3. 31	
	荒城川(全域)	A	イ	昭51. 4. 20	
	小島川(全域)	A	イ	"	
	御城	庄川(県境より上流)	A	イ	昭52. 2. 1

○湖沼

水 域	該当類型	達成期間	指定年月日	
揖斐川	横山ダム貯水池(奥いで湖)	A及びIII	イ	平15. 3. 27
揖斐川	横山ダム貯水池(徳山湖)	A及びII	イ	令3. 4. 1
庄川	境川ダム貯水池(桂湖)	A及びII	イ	平13. 3. 30

備考) 1 達成期間「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
2 横山ダム貯水池及び境川ダム貯水池は、全室案については、当分の間適用しない。

2 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

河川	水 域	該当類型	達成期間	指定年月日	
木曾川	木曾川(1)(中濃大橋より上流)	生物A	イ	平21. 11. 30	
	木曾川(2)(中濃大橋より下流)	生物B	イ	"	
	飛騨川上流(高根第一ダムより上流)	生物特A	イ	平28. 3. 15	
	飛騨川下流(高根第一ダムより下流)	生物A	イ	"	
	川上川(全域)	生物A	イ	平27. 3. 27	
	落合川(全域)	生物A	イ	"	
	中津川(全域)	生物A	イ	"	
	付知川(全域)	生物A	イ	"	
	阿木川(全域)	生物A	イ	"	
	中野方川(全域)	生物A	イ	"	
水城	可児川(全域)	生物B	イ	平26. 3. 14	
	加茂川(全域)	生物B	イ	"	
	新境川(全域)	生物B	イ	"	
	小坂川(全域)	生物特A	イ	平28. 3. 15	
	馬瀬川上流(岩屋ダムより上流)	生物特A	イ	"	
	馬瀬川下流(岩屋ダムより下流)	生物A	イ	"	
	白川(全域)	生物特A	イ	"	
	黒川(全域)	生物特A	イ	"	
	長良川	長良川(1)(藍川橋より上流)	生物A	イ	平21. 11. 30
		長良川(2)(藍川橋より下流)	生物B	イ	"
吉田川(全域)		生物特A	イ	平25. 3. 19	
板取川(全域)		生物A	イ	"	
津保川(全域)		生物A	イ	"	
武儀川(全域)		生物A	イ	"	
伊自良川(全域)		生物B	イ	平26. 3. 14	
鳥羽川(全域)		生物B	イ	"	
糸貫川(乙井樋門より下流)		生物B	イ	"	
荒田川(全域)		生物B	イ	"	
掛斐川	境川(全域)	生物B	イ	"	
	桑原川(全域)	生物B	イ	"	
	揖斐川上流(岡島橋より上流)	生物A	イ	平21. 11. 30	
	揖斐川下流(岡島橋より下流)	生物B	イ	"	
	粕川(全域)	生物A	イ	平29. 3. 24	
	根尾川上流(山口頭首工より上流)	生物A	イ	"	
	根尾川下流(山口頭首工より下流)	生物B	イ	"	
	三木川(全域)	生物B	イ	"	
	牧田川上流(広瀬橋より上流)	生物A	イ	"	
	牧田川下流(広瀬橋より下流)	生物B	イ	"	
水城	杭瀬川(全域)	生物B	イ	"	
	相川(全域)	生物B	イ	"	
	水門川(全域)	生物B	イ	"	
	津屋川(全域)	生物B	イ	"	
	庄内川(高田本城)	庄内川(上流)(県境より上流)	生物B	イ	平27. 3. 27
		小里川(全域)	生物B	イ	"
		肥原川(全域)	生物B	イ	"
		妻木川(全域)	生物B	イ	"
		笠原川(全域)	生物B	イ	"
		矢作川	矢作川(全域)	生物A	イ
上村川(全域)			生物A	イ	"
明智川(全域)			生物A	イ	"
阿妻川(全域)			生物A	イ	"
神通川(宮川)			神通川(宮川)上流(県境より上流)	生物A	イ
	神通川(宮川)下流(県境より下流)		生物A	イ	"
	高原川上流(浅井田堰堤より上流)		生物特A	イ	"
	高原川下流(浅井田堰堤より下流)		生物A	イ	"
	川上川(全域)		生物特A	イ	"
	小八賀川(全域)		生物特A	イ	"
	荒城川(全域)	生物特A	イ	"	
	小島川上流(下小島ダムより上流)	生物特A	イ	"	
	小島川下流(下小島ダムより下流)	生物A	イ	"	
	御城	庄川上流(牧戸橋より上流)	生物特A	イ	"
庄川下流(牧戸橋から県境まで)		生物A	イ	"	

○湖沼

水 域	該当類型	達成期間	指定年月日	
揖斐川	横山ダム(奥いで湖)	湖沼生物A	イ	平21. 11. 30

備考) 1 達成期間「イ」は、直ちに達成

28 水質関係の水域別・業種別の特定事業場数<環境管理課>

(令和6年3月末現在)

水域名	事業場数	水 質 汚 濁 防 止 法																	県公害防止条例										
		畜産	食品	染色	製紙	出版	化学	生コン	窯業	砕石	機械	表面処理	メッキ	旅館	洗たく	車両洗浄	試験研究	し尿処理	下水道	その他	計	写真製版	スプレ	段ボール	畜産	給油所	吹付け	石材	計
木曾川	事業場数	257	211	6	8	7	4	46	8	33	24	51	11	554	110	260	19	310	25	178	2,122	5	10	5	390	463	18	3	894
	構成比(%)	12.1	9.9	0.3	0.4	0.3	0.2	2.2	0.4	1.6	1.1	2.4	0.5	26.1	5.2	12.3	0.9	14.6	1.2	8.4	100.0	0.6	1.1	0.6	43.6	51.8	2.0	0.3	100.0
長良川	事業場数	251	239	30	24	39	20	100	5	16	36	96	33	379	268	488	52	299	26	236	2,637	14			442	584	26	4	1,070
	構成比(%)	9.5	9.1	1.1	0.9	1.5	0.8	3.8	0.2	0.6	1.4	3.6	1.3	14.4	10.2	18.5	2.0	11.3	1.0	8.9	100.0	1.3			41.3	54.6	2.4	0.4	100.0
揖斐川	事業場数	83	188	15	4	17	22	55		23	12	50	9	151	123	201	10	247	18	116	1,344	7			138	233	14	64	456
	構成比(%)	6.2	14.0	1.1	0.3	1.3	1.6	4.1		1.7	0.9	3.7	0.7	11.2	9.2	15.0	0.7	18.4	1.3	8.6	100.0	1.5			30.3	51.1	3.1	14.0	100.0
土岐川	事業場数	33	117		2	15	3	17	178	3	1	6	3	72	47	133	16	53	6	54	759	5	67	6	50	250	1	3	382
	構成比(%)	4.3	15.4		0.3	2.0	0.4	2.2	23.5	0.4	0.1	0.8	0.4	9.5	6.2	17.5	2.1	7.0	0.8	7.1	100.0	1.3	17.5	1.6	13.1	65.4	0.3	0.8	100.0
矢作川	事業場数	15	12					1	5	1				17	5	3		10	2	3	74	3	2		10	10	1		26
	構成比(%)	20.3	16.2					1.4	6.8	1.4				23.0	6.8	4.1		13.5	2.7	4.1	100.0	11.5	7.7		38.5	38.5	3.8		100.0
神通川	事業場数	166	91	1		5	4	30		16	2	2		460	42	71	12	24	12	52	990	7			202	160	1		370
	構成比(%)	16.8	9.2	0.1		0.5	0.4	3.0		1.6	0.2	0.2		46.5	4.2	7.2	1.2	2.4	1.2	5.3	100.0	1.9			54.6	43.2	0.3		100.0
庄川	事業場数	8	10					8		5				123	2	1		1	4	5	167				5	1			6
	構成比(%)	4.8	6.0					4.8		3.0				73.7	1.2	0.6		0.6	2.4	3.0	100.0				83.3	16.7			100.0
九頭竜川	事業場数													7							10				7				8
	構成比(%)													70.0							10.0				87.5	12.5			100.0
合計	事業場数	813	868	52	38	83	53	257	196	97	75	205	56	1,763	597	1,157	109	945	93	646	8,103	41	79	11	1,244	1,702	61	74	3,212
	構成比(%)	10.0	10.7	0.6	0.5	1.0	0.7	3.2	2.4	1.2	0.9	2.5	0.7	21.8	7.4	14.3	1.3	11.7	1.1	8.0	100.0	1.3	2.5	0.3	38.7	53.0	1.9	2.3	100.0

(2) 窒素に係る排水基準の対象湖沼

湖 沼 名	市 町 村	流域面積 (km ²)	湖面積 (km ²)
打上ダム貯水池 (水嶺湖)	大垣市	1	0.3
秋神ダム貯水池 (秋神貯水池)	高山市	83	0.7
朝日ダム貯水池 (朝日貯水池)	高山市	225	1.0
高根第一ダム貯水池 (高根乗鞍湖)	高山市	125	1.2
御母衣ダム貯水池 (御母衣湖)	高山市、白川村	396	8.8
東野防災ため池 (保古の湖)	中津川市、恵那市	2	0.1
恵那中部ため池 (小沢ため池)	恵那市	7	0.1
山田防災ダム貯水池 (山田湖)	飛騨市	14	0.1
阿多岐ダム貯水池 (阿多岐紅葉湖)	郡上市	16	0.1
岩屋ダム貯水池 (東仙峡金山湖)	下呂市	1,035	4.3
前沢防災ため池	御嵩町	5	0.2

34 水生生物調査 (カワゲラウオッチング) の概要 <環境管理課>

(1) 調査参加人数等の推移

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団 体 数	87	95	-	-	76	81
参 加 人 数 (延べ参加人数)	4,328 (4,535)	4,902 (5,524)	- (-)	- (-)	3,670 (3,823)	3,459 (3,686)
河 川 数	63	70	-	-	49	60
地 点 数 (延べ地点数)	100 (106)	101 (110)	- (-)	- (-)	75 (80)	85 (90)

*令和2年度及び令和3年度は集計なし。

(2) 水質階級別の地点数等

水 質 階 級	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	岐阜県		岐阜県		岐阜県		岐阜県	
	地点数	割合(%)	地点数	割合(%)	地点数	割合(%)	地点数	割合(%)
I	-	-	-	-	49	61.3	51	56.7
II	-	-	-	-	24	30.0	31	34.4
III	-	-	-	-	6	7.5	6	6.7
IV	-	-	-	-	0	0	1	1.1
不明(指標生物見つからず)	-	-	-	-	1	1.2	1	1.1
計	-	-	-	-	80	100.0	90	100.0

I : きれいな水
II : ややきれいな水
III : きたない水
IV : 大変きたない水

*調査方法: 「川の生きものを調べよう - 水生生物による水質判定 -」 環境省・国土交通省 編

*四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがある。

*令和2年度及び令和3年度は集計なし。

35 地盤沈下の状況 <環境管理課>

(1) 地盤沈下域面積の経年変化 (km²: 岐阜県) (基準日: 11月1日)

年間沈下量	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年
1 cm以上 2 cm未満	-	約 12	約 4	約 15	約 6	約 0	約 1	約 0
2 cm以上 4 cm未満	約 148	約 1.4	0	0	約 0	約 0	約 0	約 0
4 cm以上	約 0.9	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	平成元年
1 cm以上 2 cm未満	0	約 25	約 6	約 0	0	約 9	約 0	約 19
2 cm以上 4 cm未満	0	約 0	約 0	約 0	0	約 0	0	約 0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
1 cm以上 2 cm未満	約 0	約 7	約 27	0	約 254	約 0	約 0	約 0
2 cm以上 4 cm未満	約 0	0	約 0	0	約 24	約 0	約 0	0
4 cm以上	0	0	0	0	約 0	0	0	0

年間沈下量	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
1 cm以上2 cm未満	約 53	約 21	0	約 8	約 38	0	約 0	約 0
2 cm以上4 cm未満	約 3	約 0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
1 cm以上2 cm未満	約 12	約 0	約 0	約 0	0	約 0	約 0	0
2 cm以上4 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年
1 cm以上2 cm未満	約 0	0	約 0	0	約 0	約 0	約 0	0
2 cm以上4 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	R4年	R5年
1 cm以上2 cm未満	0	約 0
2 cm以上4 cm未満	0	0
4 cm以上	0	0

(2) 累積沈下量の大きい水準点（観測開始～令和5年11月：岐阜県）

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	帆 引	78.28	海津市海津町帆引新田
2	桑原（基）	50.05	羽島市桑原町小藪
3	桑 原	46.79	羽島市中小藪
4	秋 江	43.09	海津市海津町秋江
5	金 廻	41.91	海津市海津町金廻

(3) 過去5年間の累積沈下量の大きい水準点（平成30年11月～令和5年11月：岐阜県）

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	上流IL-1	3.76	安八郡輪之内町松内
2	上流IR-1	2.93	養老郡養老町大巻
3	上流IL-5	2.79	安八郡輪之内町福東新田
4	上流IR-8	2.70	大垣市新開町
5	上流IL-2	2.63	安八郡輪之内町

(4) 年間沈下量の大きい水準点（令和4年11月～令和5年11月：岐阜県）

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	4701	1.34	養老郡養老町大場
2	上流IL-5	1.17	安八郡輪之内町福東新田
3	上流IL-1	1.11	安八郡輪之内町松内
4	上流IL-6	1.05	安八郡輪之内町
5	上流IL-3	1.00	安八郡輪之内町大吉新田

36 一般環境騒音の測定結果<環境管理課>

(令和5年度)

	一般地域の区分			
	A類型	B類型	C類型	計
測定地点数	28	71	43	142
基準値内	27	67	43	137
超過	1	4	0	5
達成率	96.4%	94.4%	100.0%	96.5%

備考) 1 昼間（午前6時～午後10時）の一般環境における環境基準の達成状況である。

2 累計A：専ら住居の用に供される地域

累計B：主として住居の用に供される地域

累計C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

37 航空機騒音の測定結果<環境管理課>

(令和5年度)

測定地点	類型	騒音値 (Lden)		年間値	
		春季	秋季		
岐阜市前一色1丁目2番地の1	I	春季	57	55	
		秋季	52		
各務原市那加東亜町1-1	I	春季	57	59	※
		秋季	61		
岐阜市水海道1丁目16-13	II	春季	51	55	
		秋季	57		
岐阜市高田5丁目	II	春季	59	59	
		秋季	57		
岐阜市岩地4丁目1番地	II	春季	55	55	
		秋季	54		
各務原市那加桜町1-69	II	通年測定		66	※
各務原市三井東町4-32	II	春季	64	64	※
		秋季	64		
各務原市鶴沼朝日町2-384-1	II	春季	57	58	
		秋季	60		
羽島郡岐南町徳田8-97	II	春季	36	36	
		秋季	37		
羽島郡笠松町中野229	II	春季	37	37	
		秋季	37		

備考) 1 類型の区分は次のとおりである。

I ……専ら住居の用に供される地域

II …… I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

2 Ldenとは、「時間帯補正等価騒音レベル」と呼ばれ、昼間、夕方、夜間の時間帯に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベルのことである。

3 ※は、環境基準を超えるものであり、それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。

I …… 57以下

II …… 62以下

38 新幹線鉄道騒音の測定結果<環境管理課>

測定地点	類型	音圧レベル (デシベル)	
		25m (軌道までの距離)	
羽島市中下町加賀野井	I	72	※
羽島市上中町長間字村前556番地1	I	72	※
羽島市舟橋町5丁目37番地	II	73	
羽島市舟橋町3	II	72	
安八郡安八町水取金沼 (個人宅)	I	71	※
安八郡安八町水取金沼 (商店)	I	71	※
安八郡安八町大明神字大道南	I	73	※
安八郡安八町大明神野方	I	72	※
大垣市平町川向	I	73	※
大垣市新田町2	II	70	
大垣市青柳町1	II	73	
大垣市十六町	I	70	
不破郡垂井町表佐2250-3	I	72	※
不破郡垂井町宮代	I	70	
不破郡垂井町宮代北野	I	71	※
不破郡垂井町506番地	I	71	※
不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3440	I	68	
不破郡関ヶ原町公門5	I	70	
不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-182	I	70	
不破郡関ヶ原町藤下	I	67	

備考) 1 類型の区分は次のとおりである。

I ……専ら住居の用に供される地域

II …… I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

2 ※は、環境基準を超えるものであり、それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。

I …… 70以下

II …… 75以下

39 騒音関係の特定施設別の届出数<環境管理課>

(1) 工場数

(令和6年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
騒音規制法	金属加工機械	214	263	331	140	34	982
	空気圧縮機及び送風機	653	516	551	662	186	2,568
	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	51	68	68	235	35	444
	織機	1,306	294	25	3	9	1,637
	建設用資材製造機械	29	37	49	34	25	174
	建設用製粉機	4	6	14	1	8	33
	木材加工機械	246	162	166	218	257	1,049
	抄紙機	3	28	25	7	2	65
	印刷機械	95	86	50	64	26	321
	合成樹脂用射出成形機	78	70	63	46	3	260
小 計	金属加工機械	15	34	54	22	5	130
	空気圧縮機及び送風機	82	111	117	30	50	390
	製薬生成用パナール	1	5	19	232	0	257
	織機	430	40	37	3	1	511
	紙工機械	7	3	7	11	3	31
	合成樹脂用粉砕機	43	41	67	26	2	179
	高速切粉機	23	67	34	37	8	169
	走行クレーン	466	323	290	189	23	1,291
	クーリングタワー	233	109	165	178	97	782
	冷凍機	619	139	168	187	35	1,148
合 計	タイロ成型用プレス	0	3	8	152	0	163
	小 計	1,919	875	966	1,067	224	5,051

40 振動関係の特定施設別の届出数<環境管理課>

(1) 工場数

(令和6年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
振動規制法	金属加工機械	200	297	284	135	35	951
	圧縮機	418	448	388	432	99	1,785
	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	59	68	57	235	33	452
	織機	1,485	424	3	2	9	1,923
	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	7	15	10	14	4	50
	木材加工機械	35	25	36	24	42	162
	印刷機械	54	88	15	34	9	200
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	3	3	20	4	0	30
	合成樹脂射出成形機	102	91	63	35	0	291
	鋳造型機	10	27	10	2	0	49
合 計	2,373	1,486	886	917	231	5,893	

(2) 施設数

(令和6年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
騒音規制法	金属加工機械	1,540	2,877	3,069	1,677	106	9,269
	空気圧縮機及び送風機	5,321	3,990	4,008	4,847	1,112	19,278
	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	248	294	246	2,081	144	3,013
	織機	4,953	1,853	108	57	33	7,004
	建設用資材製造機械	58	97	80	48	37	320
	製粉用製粉機	41	8	138	1	10	198
	木材加工機械	450	392	573	695	811	2,921
	抄紙機	7	175	345	18	3	548
	印刷機械	364	359	266	185	100	1,274
	合成樹脂用射出成形機	614	602	865	523	7	2,611
小 計	鋳造型機	81	41	80	3	0	205
	金属加工機械	13,677	10,688	9,778	10,135	2,363	46,641
	空気圧縮機及び送風機	118	267	580	179	10	1,154
	製薬生成用パナール	406	853	651	178	176	2,264
	織機	1,097	186	153	58	6	1,500
	紙工機械	7	4	20	19	4	54
	合成樹脂用粉砕機	132	316	229	103	2	782
	高速切粉機	67	135	165	153	8	528
	走行クレーン	2126	1921	2612	1380	41	8,080
	クーリングタワー	809	605	656	618	234	2,922
合 計	冷凍機	4215	1565	1653	1580	263	9,276
	タイロ成型用プレス	0	11	89	802	0	902
小 計	8,978	5,965	6,888	5,876	744	28,451	
合 計	22,655	16,653	16,666	16,011	3,107	75,092	

(2) 施設数

(令和6年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
振動規制法	金属加工機械	1,542	3,271	3,502	1,833	122	10,270
	圧縮機	2,101	3,458	2,450	2,154	510	10,673
	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	231	320	203	1,563	109	2,426
	織機	5,765	4,322	8	29	28	10,152
	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	27	24	28	42	11	132
	木材加工機械	46	28	146	32	64	316
	印刷機械	197	252	113	102	12	676
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	12	33	115	7	0	167
	合成樹脂射出成形機	683	747	830	522	1	2,783
	鋳造型機	26	200	49	6	0	281
合 計	10,630	12,655	7,444	6,290	857	37,876	

41 ダイオキシン類常時監視結果<環境管理課>

(1) 大気 (単位: pg-TEQ/m³)

番号	市町村名	調査地点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	大垣市	大垣消防組合中消防署分駐所 (旧大垣市役所東庁舎)	0.0067	0.04	0.0088
2	高山市	高山市役所隣花園駐車場	0.0048	0.0054	0.010
3	多治見市	東濃西部総合庁舎	0.0059	0.018	0.0088
平均			0.0058	0.021	0.0092

(2) 河川水 (単位: pg-TEQ/L)

番号	水域名	河川名	調査地点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	木曾川水域	中津川	本川合流前	0.067		
2		小坂川	古子橋		0.063	
3	長良川水域	桑原川	本川合流前	0.36	1.3	2.0
				0.67	3.4	1.5
				平均0.55	平均1.6	平均1.4
				0.62	1.1	1.6
				0.56	0.79	0.38
4		中須川	本川合流前			0.29
5	揖斐川水域	津屋川	福岡大橋	2.5	0.93	1.5
				1.3	0.27	0.91
				平均1.2	平均0.73	平均1.0
				0.31	1.2	1.0
				0.80	0.50	0.70
平均			0.61	0.80	0.90	

(3) 底質 (単位: pg-TEQ/g)

番号	水域名	河川名	調査地点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	木曾川水域	中津川	本川合流前	0.079		
2		小坂川	古子橋		0.16	
3	長良川水域	桑原川	本川合流前	4.0	6.6	8.1
4	揖斐川水域	中須川	本川合流前			45
5		津屋川	福岡大橋	5.4	5.9	8.0
平均				3.2	4.2	20

(4) 地下水 (単位: pg-TEQ/L)

地域	実施年度	市町村名	調査地点	調査結果
岐阜地域	令和4年度	羽島市	羽島市消防本部	0.063
	令和3年度	揖斐川町	いびがわクリーンセンター	0.068
西濃地域	令和4年度	神戸町	ふれ愛公園	0.066
	令和5年度	池田町	個人宅	0.015
中濃地域	令和3年度	郡上市	古今伝授の里フィールドミュージアム	0.063
	令和3年度	可児市	個人宅	0.072
東濃地域	令和4年度	土岐市	敷島公園	0.066
	令和5年度	中津川市	事業所	0.014
飛騨地域	令和5年度	飛騨市	古川浄化センター	0.013

(5) 発生源周辺土壌 (単位: pg-TEQ/g)

実施年度	発生源	市町村名	調査地点	調査結果
令和3年度	北古城クリーンセンター	飛騨市	割石温泉	0.55
		飛騨市	割石区集会所	0.58
		飛騨市	水無神社	4.0
令和4年度	事業場	安八町	あすわ苑	9.4
		安八町	安八町浄化センター	3.8
		安八町	安八町総合運動公園	1.3
令和5年度	高山市清掃工場	高山市	三福寺町公園	0.13
		高山市	東山公園	3.1
		高山市	有斐ヶ丘町公園	0.017

42 「岐阜県リサイクル認定製品」として認定した製品一覧<廃棄物対策課> (令和6年3月末現在)

認定番号	品名	製品名	製造者	循環資源
8	古紙 1.00ハーフトクトハーフ	各種クットハーフ	河村製紙(株)	古紙
9	古紙 1.00ハーフトクトハーフ	各種クットハーフ	中村製紙(株)	古紙
12	廃プラスチック再生品	廃木(ブラワック)	リス工業(株)	廃プラスチック類
32	間伐材・小径材を使用した木製品	ウッドミックス	岐阜県森林組合連合会	間伐材
38	再生土木資材	ボックスカルバート	昭和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
39	再生土木資材	L型鋼壁(SLK、SLF、SLG)	昭和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
50	緑化基盤材	まじきSKAソイルスーパ	(株)吉城コンポ	ペーク、家畜糞尿(中)、生業抽出残渣
55	緑化基盤材	エコ・グリーン相模、エコ・グリーンソイル	自然応用科学(株)	剪定枝、刈草、伐採木、木くず等
108	廃プラスチック再生品	エコトレ	(株)エフピコ	使用済み発泡スチロール製品トレ
112	間伐材・小径材を使用した木製品	標旗・看板	(株)小津香板	間伐材
117	再生土木資材	リサイクル積みブロック	(株)中島工務店	陶磁器くず
122	再生土木資材	リサイクル積みブロック	東濃コンクリート工業(株)	陶磁器くず
123	再生土木資材	蓄丸型形鋼溝・蓋・スタッド20(ノンスリップ模様)	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(三の倉)
124	再生土木資材	道路用上蓋U形鋼溝・蓋	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(三の倉)
125	再生土木資材	道路用境界ブロック	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(三の倉)
126	再生土木資材	岐阜県型ペース付歩車道境界ブロック	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(三の倉)
134	再生土木資材	テアロード他	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
135	再生土木資材	グリーンデコ	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
136	再生土木資材	PI可変側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
137	再生土木資材	円型側溝	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
144	再生土木資材	深型側溝	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
174	再生土木資材	蓄丸ふた式U形側溝	東海商事ブロック工業(株)	溶融スラグ(西濃)
175	再生土木資材	ペース付歩車道境界ブロック	東海商事ブロック工業(株)	溶融スラグ(西濃)
176	再生土木資材	可変側溝(VS側溝、VS側溝溝脚用、土留VS側溝、VS側溝カセットウォール)	東海商事ブロック工業(株)	溶融スラグ(西濃)
196	廃プラスチック再生品	マテリアルボックスM-50、M-20	(株)東海環境アイベロップ	廃プラスチック
198	間伐材・小径材を使用した木製品	セオクロス	井野木材(株)	間伐材
199	間伐材・小径材を使用した木製品	お魚のゆかりご	井野木材(株)	間伐材
205	再生土木資材	CD側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
206	再生土木資材	卵形側溝 西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
226	再生土木資材	コンクリート積みブロック	(株)丸興工業	陶磁器くず
244	再生陶磁器製品	Rc-高強度器OGISO	(株)おぞぎ	廃陶磁器食器
248	再生土木資材	かわらつこ	(有)岩村瓦工務店	陶磁器くず(廃瓦)
251	古紙 1.00ハーフトクトハーフ	各種クットハーフ	美濃製紙(株)	古紙
257	再生土木資材	リサイクルサンド CW-5	(株)オザキ	陶磁器くず
259	汚泥用土壌改良材	ソイルミックス改良材	(株)トークレー	土木用汚泥

認定番号	品名	製品名	製造者	循環資源
260	再生土木資材	リサイクルサンド CR-5	(株)オザキ	陶磁器くず(廃瓦)
268	再生土木資材	リサイクルサンド5-0	(有)熊谷産業	陶磁器くず(廃タイル)
269	再生土木資材	再生砂利13-5	(有)熊谷産業	陶磁器くず(廃タイル)
278	緑化基盤材	土をつくる素	(株)吉城コンポ	ペーク、生業、生業残渣、もみ殻燻炭
281	廃プラスチック再生品	ドレンホース	大豊化学工業(株)	廃プラスチック
282	再生土木資材	スリット蓋 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
283	再生土木資材	CD-E側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
284	再生土木資材	CD側溝脚用渠 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
285	再生土木資材	CD-II側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
287	再生土木資材	円型側溝II 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
288	再生土木資材	L形側溝 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
289	再生土木資材	卵形側溝II 多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
294	再生土木資材	プレキャストガーレドレール基礎(フレグード)	昭和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
295	再生土木資材	SD側溝側溝・SD側溝	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(三の倉)
296	再生土木資材	エコノリット	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(三の倉)
297	再生土木資材	蓄丸ふた式U形側溝	(株)丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
298	再生土木資材	リボン側溝	(株)丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
299	再生土木資材	上ぶた式U形側溝	(株)丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
300	再生土木資材	VS側溝、RVS側溝、RVS側溝溝脚(排水ドレン付き)	(株)丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
301	再生土木資材	L形側溝	(株)丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
302	再生土木資材	境界ブロック	(株)丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
303	再生土木資材	ペース付歩車道境界ブロック	(株)丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
304	再生土木資材	うらかたくん	(株)丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
305	再生土木資材	ペンチリユーム	(株)丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
311	再生土木資材	トーカイ簡形ヒューム管	(株)東海ヒューム管	溶融スラグ(三の倉)
316	再生土木資材	EO-100XカルバートII(西濃)	丸栄コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
317	再生土木資材	EO-100XカルバートII(多治見)	丸栄コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
321	再生土木資材	瓦骨材利用透水性樹脂舗装材 K-グランドR	(株)宇佐美組	陶磁器くず(廃瓦)
322	再生土木資材	瓦骨材利用透水性舗装材 K-グランドC	(株)宇佐美組	陶磁器くず(廃瓦)
324	再生土木資材	瓦骨材利用透水性薄層舗装材 K-グランドコート	(株)宇佐美組	陶磁器くず(廃瓦)
326	再生土木資材	瓦砂	(株)宇佐美組	陶磁器くず(廃瓦)
327	再生土木資材	溶融スラグ入り蓄丸ふた式形側溝・同蓋	協和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
328	再生土木資材	溶融スラグ入りU形側溝	協和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
329	再生土木資材	溶融スラグ入り境界ブロック	協和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
330	再生土木資材	溶融スラグ入りU形側溝	協和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
333	再生土木資材	溶融スラグ入りペンチリユーム	協和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)

43 産業廃棄物の排出量<廃棄物対策課>

(平成30年度)

(単位: t/年)

業種	合計		農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸・小売業	学術研究等	飲食・宿泊	生活関連・娯楽	教育・学習	医療・福祉	サービス業
	全業種	農林業関係														
合計	4,588,584	3,677,273	912,032	8,450	930,731	1,721,750	920,109	2,304	6,819	56,080	2,733	6,392	2,566	488	12,210	5,919
燃え殻	35,518	35,518				32,208	2,658		202		13	1	0		2	434
汚泥	2,040,410	2,040,410			94,585	1,025,757	912,015		1,168	3,016	54	2,495	753	6	263	297
廃油	39,134	39,134		1	1,247	27,876	25		347	4,362	1,213	3,233	92	10	5	722
廃酸	105,613	105,613			1	105,414	3			75	46		31	0	44	
廃アルカリ	58,444	58,444			2,924	54,694	0	3	1	197	534		1	25	36	29
廃プラスチック類	141,015	139,810	1,205		13,732	82,120	80	493	2,515	33,726	311	413	357	177	2,864	3,023
紙くず	8,509	8,509			2,195	6,314										
木くず	109,546	109,546			73,830	33,820	4		1,079	449	32			58		274
繊維くず	906	906			513	393										
動物性残さ	60,396	60,396				60,396										
動物系固形不要物																
ゴムくず	205	205				202				1	1				1	
金属くず	43,475	43,475		8,446	9,972	17,552	224	1,146	742	4,233	59	138	79	81	294	509
ガラスくず等	188,489	188,489			36,415	149,665	32	0	242	1,830	10	49	4	37	157	48
鉱さい	59,164	59,164			3	59,161										
がれき類	678,897	678,897		3	667,173	11,157	0		3	542	18					
ばいじん	31,842	31,842				28,437	3,405									
家畜ふん尿	910,106		910,106													
家畜の死体	721	721														
建設混合廃棄物	36,117	36,117			27,620	2,125	8	662	149	4,085	28	45	1,241	5	62	87
特別管理産業廃棄物	40,079	40,079			521	24,459	1,655		371	3,565	416	19	7	90	8,481	495

備考) 1 県廃棄物対策課調べ「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」

2 端数処理の関係で合計は合わない。

44 し尿処理施設整備状況<廃棄物対策課>

(令和6年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		処理方法	施工年度	施設所在地
				K1/日	内訳			
岐阜 地域環境室	羽島市	羽島市環境プラント	—	70	—	標準脱窒素	H10~12	羽島市桑原町西小藪
	各務原市	各務原市クリーンセンター	—	126	—	高負荷脱窒素	S62~H元	各務原市蘇原宮塚町
	もとす広域連合	もとす広域連合衛生施設	瑞穂市、本巣市、北方町	198	126 72	標準脱窒素 標準脱窒素	S56~57 S63~H元	瑞穂市生津天王東町
	岐北衛生施設利用組合	岐北衛生センター	山県市、関市	70	—	高負荷脱窒素	S59~61	山県市若佐馬坂口
西濃	大垣衛生施設組合	大垣衛生センター	大垣市、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	340	—	高負荷脱窒素	H10~12	大垣市荒川町
	南濃衛生施設利用事務組合	衛生センター	海津市、養老町	65	—	膜分離高負荷脱窒素	R2~5	養老郡養老町高田
中濃	関市	関市浄化センター	—	40	—	好気性消化	S53 S58	関市倉知中坂下
	美濃市	美濃市衛生センター	—	40	—	高負荷脱窒素	H3~5	美濃市極楽寺宇南山
	郡上市	郡上環境衛生センター	—	90	—	膜分離高負荷脱窒素	H11~13	郡上市八幡町吉野
可茂	可茂衛生施設利用組合	緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	100	—	標準脱窒素	H13~15	美濃加茂市牧野緑ヶ丘
東濃	多治見市	多治見市月見センター	—	61	—	標準脱窒素	S62~H元	多治見市月見町
	土岐市	土岐市衛生センター	—	64	—	膜分離高負荷脱窒素	H6~8	土岐市泉町久尻
恵那	中津川市	中津川市汚泥処理センター	—	65	—	膜分離高負荷脱窒素	H29-R元	中津川市福岡
	恵那市	藤花苑	—	35	—	膜分離高負荷脱窒素	H6~7	恵那市宇武並町藤
		恵南衛生センター	—	25	—	標準脱窒素	H26	恵那市明智町大小屋
飛騨	高山市	環境センター	—	80	—	高負荷酸化	S47~48 S60	高山市冬頭町
		久々野衛生センター	—	25	—	高負荷脱窒素	S60~61 S63 H14~15	高山市久々野町久須母
	飛騨市	みずほクリーンセンター (高山市)	—	40	—	膜分離高負荷脱窒素	H13~14	飛騨市富川町三川原
	下呂市	中山浄化園	—	66	—	好気性消化	S51~52 S56~57 H9~10	下呂市三原
岐阜市	寺田プラント	—	—	160	—	固液分離	H16	岐阜市寺田
岐阜羽島衛生施設組合	し尿処理場	岐阜市、岐南町、笠松町	—	100	—	改造型脱窒素	S54~55	岐阜市境川
合計		21箇所(23施設)	—	1,860	—			

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 「組合構成市町村名」欄の () は委託処理をしている市町村を示す。

45 県内ごみ焼却施設一覧<廃棄物対策課>

(1) 5 t/日以上

(令和6年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施設の種類	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日	炉数				
岐阜地域環境室	各務原市	北清掃センター	—	192	3	ガス化溶融	全連	H12~14	各務原市須衛
	山県市	山県市クリーンセンター	—	36	2	焼却+灰溶融	全連	H19~H21	山県市谷合
西濃	大垣市	クリーンセンター	—	240	3	焼却	全連	H4~7	大垣市米野町
	垂井町	クリーンセンター	—	40	2	焼却	准連	H7~8	垂井町表佐
掛斐	南濃衛生施設 利用事務組合	清掃センター	海津市、養老町、関ヶ原町	80	2	ガス化溶融	全連	H17~20	養老町有尾
	西濃環境 整備組合	西濃環境保全センター	大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸町、 輪之内町、安八町、揖斐川町、大野 町、池田町、北方町	180	2	焼却	全連	S63~H2	大野町下座倉
中濃	中濃地域広域行政 事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	90	1	ガス化溶融	全連	H13~15	
	郡上市	郡上クリーンセンター	—	168	3	ガス化溶融	全連	H12~14 H25~27	関市下有知字赤谷
可茂	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可見市、坂祝町、富加 町、川辺町、七宗町、八百津町、白 川町、東白川村、御嵩町	75	2	ガス化溶融	全連	H15~17	郡上市八幡町有坂
	多治見市	三の倉センター	—	240	3	焼却+灰溶融	全連	H7~10	可見市塩河
東濃	瑞浪市	クリーンセンター	—	170	2	ガス化溶融	全連	H12~14 H23~26	多治見市三の倉町
	土岐市	環境センター	—	50	2	ガス化溶融	全連	H12~14	瑞浪市目吉町
恵那	中津川市	中津川環境センター	—	70	3	焼却	機バ	S63~H元	土岐市泉町久尻
	恵那市	エコセンター恵那	—	98	2	ガス化溶融	全連	H13~15	中津川市駒場
飛騨	高山市	資源リサイクルセンター	(白川村)	90	1	RDF炭化	RDF+炭化	H13~14	恵那市長島町久須見
		久々野クリーンセンター	—	100	2	焼却	全連	S58~60	高山市三福寺町
	飛騨市	飛騨市クリーンセンター	—	16	2	焼却	機バ	S63~H元	高山市久々野町
	下呂市	下呂市クリーンセンター	—	25	2	焼却	准連	H24~25	飛騨市古川町谷
岐阜市	掛洞プラント	—	—	60	2	焼却	全連	H28~30	下呂市小川
	東部クリーンセンター	—	—	150	1	焼却	全連	S51~53 H25~26	岐阜市奥字掛洞
合計	20箇所(21施設)			2,620	45			H6~9 H24~27	岐阜市芥見

(2) 200kg/時間以上

(令和6年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施設の種類	処理方法	施工年度	施設所在地
				kg/時間	炉数				
岐阜地域環境室	本巣市	真正廃棄物焼却施設	—	250	1	焼却	固バ	H7	本巣市下真桑
合計	1箇所(1施設)			250	1				

- 備考) 1 県廃棄物対策課調べ
 2 「組合構成市町村名」欄の()は委託処理をしている市町村を示す。
 3 施行年度の下段は基幹的設備改良事業の年度を示す。

46 粗大ごみ処理施設整備状況<廃棄物対策課>

(令和6年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日			
岐阜地域環境室	各務原市	各務原市北清掃センターリサイクル施設	—	34	破碎	H20~H22	各務原市須衛
	山県市	山県市クリーンセンター	—	5	破碎	H19~H21	山県市谷合
西濃	西南濃粗大廃棄物処理組合	西南濃粗大廃棄物処理センター	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、 神戸町、輪之内町、安八町	70	併用	H6~9	養老町有尾字下池
中濃	中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	50	併用	S63	関市下有知字赤谷
可茂	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可見市、坂祝町、富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	66	破碎	H7~10	可見市塩河
恵那	中津川市	粗大不燃物施設	—	17	併用	H13~15	中津川市駒場
	恵那市	恵南クリーンセンターあおぞら	—	12	併用	H10~11	恵那市明智町吉良見
飛騨	高山市	資源リサイクルセンター	—	26	破碎	H8	高山市三福寺町
岐阜市	岐阜市	東部クリーンセンター	—	30	併用	H8~9	岐阜市芥見
合計	9箇所(9施設)			310			

備考) 県廃棄物対策課調べ

47 リサイクルプラザ整備状況<廃棄物対策課>

(令和6年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日			
岐阜地域環境室	各務原市	各務原市北清掃センターリサイクル施設	—	9	選別・圧縮・梱包	H23	各務原市須衛
西濃	南濃衛生施設利用事務組合	リサイクルセンター	養老町、海津市、関ヶ原町	16	選別・圧縮・梱包	H17~H20	養老郡養老町有尾
	大垣市	大垣市リサイクルセンター	大垣市	3.7	選別・圧縮・梱包	H21~23	大垣市米野町
中濃	中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	12	破碎・選別	H13~14	関市下有知字赤谷
	郡上市	北部クリーンセンター	—	8	併用	H8~9	郡上市白鳥町二日町
可茂	可茂衛生施設利用組合	郡上クリーンセンター	—	13	破碎・圧縮	H15~17	郡上市八幡町有坂
		ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可見市、坂祝町、富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	66	破碎・選別	H7~10	可見市塩河
東濃	多治見市	三の倉センター	—	34	選別・圧縮・梱包	H12~16	多治見市三の倉
	笠原クリーンセンターリサイクル作業所	—	6	選別・圧縮	H5	多治見市笠原町	
	土岐市	土岐市環境センター	—	13	選別・圧縮・梱包	H2	土岐市泉町
	恵那市	恵那市リサイクルセンター	—	4	選別・圧縮・梱包	H8~9	恵那市長島町久須見
飛騨	中津川市	中津川市リサイクルセンター	—	4.9	破碎・圧縮・梱包	H28	中津川市駒場
	高山市	高山市資源リサイクルセンター	—	10	選別・圧縮・梱包	H9	高山市三福寺町
	久々野クリーンセンター	—	4	選別・梱包	S62	高山市久々野町	
	飛騨市	飛騨市リサイクルセンター	—	1	選別・圧縮	H27	飛騨市古川町
岐阜市	下呂市	下呂市クリーンセンター	—	3.5	別・圧縮・梱包	H5	下呂市小川
	東部クリーンセンター芥見リサイクルプラザ	—	30	破碎	H8~9	岐阜市芥見	
岐阜市	岐阜市リサイクルセンター	—	46.1	選別・圧縮	H30~R3	岐阜市木田	
合計	18箇所(18施設)			284.2			

備考) 県廃棄物対策課調べ

48 E工場（環境配慮事業所）登録事業所＜環境管理課＞

（令和6年3月末現在）

番号	事業所名	所在地
2	(株)りゅういき 上石津工場	大垣市上石津町牧田二又3434番地の21
3	(株)岡本	岐阜市昭和5番地
6	大日コンサルタント(株)	岐阜市藪田南3-1-21
8	川崎重工業(株) 航空宇宙システムカンパニー	各務原市川崎町1番地
11	ムトー精工(株)	各務原市鶴沼川崎町1丁目60番地の1
12	岐阜車体工業(株)	各務原市鶴沼三ツ池町6の455
13	エーザイ(株) 川島工場	各務原市川島竹早町1
15	住友大阪セメント(株) 岐阜工場	本巣市山口11番地
18	(株)三進	大垣市二葉町7丁目12番地
19	岐建(株) 大垣アスファルト合材工場	大垣市荒尾町畑590-1
24	東レ(株) 岐阜工場	安八郡神戸町安次900-1
44	東京窯業(株)((株)TYK)	多治見市大畑町3-1
45	太陽社マニユーフアクチャリング(株) 多治見工場	多治見市小田町6-1
46	三菱電機(株) 中津川製作所	中津川市駒場町1番3号
47	(株)デンソーテック 中津川製作所	中津川市苗木2110番地
49	神明リフレックス(株)	土岐市土岐津町土岐口1372-1
54	明智セラミックス(株)	恵那市明智町1614番地
57	飛騨産業(株)	高山市漆垣内町2593
58	金山カヤバ(株)	下呂市金山町戸部船野4350-130
60	ニプロフアーママ飛騨工場(株)	飛騨市古川町是重1丁目1番27号
65	(株)文溪堂	羽島市江吉良町江中7-1
66	岐阜プラスチック工業(株) 本社工場	各務原市前渡東町4丁目222番地
72	旭化成建材(株) 穂積工場	瑞穂市別府2142番地
75	(株)J-MAX 浅西工場	大垣市浅西3丁目22番地22
76	トップオート(株) 本社工場	大垣市大外羽3丁目23番地の1
78	住友化学(株) 大分工場 岐阜プラント	安八郡安八町牧字十八町3750番地
99	(株)ナカヒョウ 飛騨工場	高山市久々野町大西675-1
104	(株)エスライインキフ	羽島郡岐南町平成4-68
112	太陽社マニユーフアクチャリング(株) 御嵩工場	可児郡御嵩町中1956-2
117	錦屋バイテック(株) 関工園	関市桃紅大地1番地

番号	事業所名	所在地
121	大同メタル工業(株) 岐阜工場	郡上市美並町大原135番地
127	太陽社マニユーフアクチャリング(株) 瑞浪工場	瑞浪市明世町山野内601-1
129	明知ガイシ(株) 大久手工場	恵那市明智町1001-200
135	SANE I(株) 岐阜工場	各務原市鶴沼朝日町1丁目136-4
137	太平洋工業(株) 東大垣工場	大垣市浅西4丁目1番地の1
138	太平洋工業(株) 北大垣工場	安八郡神戸町横井1300番地の1
142	セントラル建設(株) 恵那アスコセンター	恵那市武並町竹折15番地の2
143	(株)長瀬土建	高山市久々野町久々野1559番地
146	(株)ギョフ加藤製作所本社	岐阜市鏡島中2丁目1番45号
148	日本トムソン(株) 岐阜製作所	美濃市極楽寺916番地
154	三信電子(株)	飛騨市古川町宮城町105
156	大同コンサルタント(株) 本社	岐阜市中鶯2-11
165	(株)東海理機 御嵩工場	可児郡御嵩町御嵩2098-1
166	(株)桜井グラフィックシステムズ 生産技術本部	美濃市3951
167	(株)東和製作所	美濃加茂市川合町4丁目5番2号
169	(株)ギョフ加藤製作所 関工場	関市小屋名436-1
171	明光化成工業(株) 明智工場	恵那市明智町字大久手1001-228
172	明光化成工業(株) 岩村工場	恵那市岩村町大字飯羽間字下本郷2835-2
173	山口鋼業(株)	岐阜市本庄仲ノ町5丁目8番地
175	(株)ギョフ加藤製作所 東南工場	瑞穂市十七条739-1
176	宇部エクシモ(株) 岐阜工場	岐阜市藪田西2-1-1
177	(株)ギョフ加藤製作所 関匠造工場	関市千疋991-9
178	(株)東海理機 各務原工場	各務原市鶴沼羽場町7丁目230
179	(株)岐阜リサイクルセンター輪之内工場	安八郡輪之内町中郷新田字道上1354
181	(株)ギョフ加藤製作所 普我屋工場	岐阜市普我屋6丁目56
182	(株)ギョフ加藤製作所 熟処理工場	瑞穂市別府2301-1
183	(株)ギョフ加藤製作所 瑞穂工場	瑞穂市別府2221-1
190	(株)イビソック 本社	大垣市築捨町3丁目102番地
合計	58 事業所	

49 環境創出協定締結事業所<環境管理課>

(令和6年3月末現在)

番号	事業所名	所在地	締結年月日	最新更新年月日	期間満了年月日
1	岐阜プラスチック工業(株)本社工場	各務原市	H16. 8. 23	R 4. 8. 23	R 7. 8. 22
2	リコーエレメックス(株)恵那事業所	恵那市	H17. 3. 18	R 5. 3. 18	R 8. 3. 17
3	東レ(株)岐阜工場	神戸町	H17. 3. 28	R 5. 3. 28	R 8. 3. 27
4	日医工岐阜工場(株)	高山市	H17. 3. 28	R 5. 3. 28	R 8. 3. 27
5	ミズノテクニクス(株)	養老町	H20. 3. 25	R 5. 3. 25	R 8. 3. 24

50 温室効果ガス排出実績<脱炭素社会推進課>

(令和6年9月3日現在)

(単位:万t-CO₂)

部門	平成25年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	基準年度	排出実績	排出実績	排出実績	排出実績	排出実績	排出実績(速報値)
二酸化炭素	1,775	1,555	1,535	1,498	1,464	1,398	1,426
産業	577	499	513	501	478	477	487
業務	364	289	256	265	272	240	273
家庭	322	303	295	268	257	251	247
運輸	344	331	331	322	317	291	297
工業プロセス	105	101	108	110	107	101	89
廃棄物	63	32	32	32	33	32	32
その他のガス	101	105	107	110	113	115	117
吸収量	-	229	204	187	198	168	116
総排出量	1,878	1,430	1,439	1,421	1,378	1,339	1,426
2013年(平成25)年度比(%)		76.1	76.6	75.7	73.4	71.3	75.9

※端数処理のため、各値の合計と総排出量は一致しない

51 審議会の活動状況

(1) 環境審議会<環境生活政策課>

(令和5年度)

開催年月日	審議会・部会の別	審議内容
開催なし	-	-

(2) 自然環境保全審議会<環境生活政策課>

(令和5年度)

開催年月日	審議会・部会の別	審議内容
令和5年6月9日 令和5年6月13日	温泉部会	1 温泉掘削等許可申請について
令和5年9月5日	自然保護部会	1 鳥獣保護区特別保護地区の指定(再指定)について
令和5年11月29日	温泉部会	1 温泉掘削許可申請について
令和6年2月22日	温泉部会	1 温泉掘削許可申請について
令和6年3月21日	審議会	1 会長選出及び職務代理者の指定等について 2 部会審議状況の報告について
令和6年3月21日	自然保護部会	1 部会長選出及び職務代理者の指定等について 2 恵那峡県立自然公園の公園計画の変更及び公園事業の決定について 3 第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ)第3期の策定について

52 岐阜県の名水(県選定)<環境管理課>

名称	所在地	水の形態	名称	所在地	水の形態
岩舟溪谷萩の滝	岐阜市長良	滝	川浦川	美濃加茂市三和町	河川
桂水	山県市谷合	湧水	五宝滝	加茂郡八百津町八百津	滝
木曾川トンボ池	羽島郡笠松町無動寺・江川	池	一呑・唄清水	可児郡御嵩町謡坂	湧水
加賀野八幡神社井戸	大垣市加賀野	井戸	不動明王の滝	多治見市小名田町	滝
垂井の泉	不破郡垂井町垂井	湧水	白狐温泉神明水	瑞浪市釜戸町	湧水
玉倉部の清水	不破郡関ヶ原町大字玉	湧水	強清水	中津川市神坂	湧水
多良峡	大垣市上石津町下多良	河川	西行ゆかりの水	恵那市長島町	湧水
中川	揖斐郡池田町八幡	湧水	龍神の滝	中津川市川上	滝
高橋溪谷	揖斐川町春日六合	河川	乳子が池	中津川市加子母小郷	湧水
清水川	揖斐川町日坂	湧水	不動溪谷滝群	中津川市付知町	河川
喜八河戸	揖斐川町東横山	湧水	付知川	中津川市福岡	河川
夜叉ヶ池	-	池	霧ヶ井、龍神の井	恵那市岩村町城山	井戸
夕べが池	本巣郡北方町柱本池之頭	池	天王水	下呂市萩原町上呂	湧水
席田用水	本巣市曾井中島	用水	麿香清水	下呂市小坂町門坂	湧水
御姥様の水	本巣市根尾神所	湧水	乗政大滝	下呂市乗政	滝
片知溪谷	美濃市片知	河川	馬瀬川	下呂市馬瀬	河川
高賀溪谷	関市洞戸	河川	白雲水	高山市城山	湧水
板取川	関市板取	河川	銚子谷	高山市丹生川町旗鉾	河川
お宮の清水	関市中之保	湧水	鳩谷八幡神社の清水	大野郡白川村鳩谷	湧水
吉田川	郡上市八幡町	河川	女男滝	高山市久々野渚	滝
長刀清水	郡上市大和町牧	湧水	瀬戸川用水	飛騨市古川町	用水
阿弥陀ヶ滝	郡上市白鳥町前谷	滝	宇津江四十八滝	高山市国府町宇津江	滝
分水嶺の清水	郡上市高鷲町ひるがの	池	池ヶ原湿原湧水	飛騨市宮川町洞	湧水
粥川谷	郡上市美並町粥川	河川	船津大洞湧水群	飛騨市神岡町	湧水
蛇穴の水	郡上市和良町野尻	湧水	平湯大滝	高山市奥飛騨温泉郷平湯	滝

53 名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）＜環境管理課＞

名 称	所 在 地	水 の 形 態
宗 祇 水 （ 白 雲 水 ）	郡上市	湧 水
長 良 川 （ 中 流 域 ）	美濃市、関市、岐阜市	河 川
養 老 の 滝 ・ 菊 水 泉	養老郡養老町	湧 水

54 平成の名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）＜環境管理課＞

名 称	所 在 地	種 別
達 目 洞 （ 逆 川 上 流 ）	岐阜市	河 川
加 賀 野 八 幡 神 社 井 戸	大垣市	地 下 水
和 良 川	郡上市	河 川
馬 瀬 川 上 流	下呂市	河 川

55 音風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）＜環境管理課＞

名 称	所 在 地
長 良 川 の 鶉 飼	岐阜市、関市
卯 建 の 町 の 水 琴 窟	美濃市
吉 田 川 の 川 遊 び	郡上市（八幡町）

56 かおり風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）＜環境管理課＞

名 称	所 在 地	か お り の 源
加子母村の檜とササユリ	中津川市	ヒノキ材、ササユリの花
飛騨高山の朝市と古い町並	高山市	朝市で売られる野菜、花、みたらし団子、煎餅
種蔵棚田の雨上がりの石積	飛騨市宮川町	雨が降った後の棚田の石積

57 樹種別巨木ベスト3＜環境生活政策課＞

樹種名	順 位	幹 周 (cm)	市町村名	名 称
モ ミ	1	600	本 巢 市	大河原の大縦
	2	570	本 巢 市	金造縦
	3	543	揖 斐 川 町	広瀬神社のモミ
ス ギ	1	1,375	郡 上 市	石徹白のスギ
	2	1,360	恵 那 市	弁慶杉
	3	1,270	郡 上 市	石徹白の浄安スギ
ヒ ノ キ	1	754	恵 那 市	笠木
	2	722	中 津 川 市	神坂大松
	3	691	岐 阜 市	大智寺の大ヒノキ
サ ワ ラ	1	960	高 山 市	
	2	780	〃	
	3	660	下 呂 市	
イ チ イ	1	795	高 山 市	
	2	690	〃	ツメタのイチイ
	3	490	〃	

出典)「巨樹・巨木林データベース」 環境省自然環境局生物多様性センター

58 水源の森百選（林野庁選定・岐阜県関係分）＜環境生活政策課＞

名 称	所 在 地
青 少 年 の 森	山県市大字長滝
大 浅 柄 山 水 源 の 森	郡上市八幡町西乙原
馬 瀬 黒 石 水 源 の 森	下呂市馬瀬黒石

環境白書(令和6年)

令和6年11月発行

編集 岐阜県環境生活部環境生活政策課

発行 岐 阜 県

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8202

FAX 058-278-2605

E-mail c11260@pref.gifu.lg.jp

